

四谷	新宿三・三一	六六・三五	澁橋	角第一・四ノ六	一・三三	西大久保二・三〇九	三・〇二
牛込	右同	〇〇・〇〇	中野	右同	〇〇・〇〇	上高田一・二一九	〇〇・〇九
小石川	柳町二・二	〇〇・〇〇	杉並	右同	〇〇・〇〇	東田町一・七四一	〇〇・〇七
本郷	本郷三・四ノ一	〇〇・〇〇	豊島	右同	〇〇・〇〇	東田町一・七四一	〇〇・〇七
下谷	上長廣小路四	〇〇・〇〇	瀧野川	右同	〇〇・〇〇	雑司が谷三・五二六	〇〇・〇三
浅草	雷門二・二五ノ九	〇〇・〇〇	荒川	右同	〇〇・〇〇	瀧野川町五二ノ一	〇〇・〇五
本所	東兩國四・八	〇〇・〇〇	王子	南千住町六・二七	〇〇・〇〇	三河島町五・二九八	〇〇・〇六
深川	右同	〇〇・〇〇	向島	右同	〇〇・〇〇	神谷町二・一三五九	〇〇・〇五
品川	上大崎二・五八	〇〇・〇〇	葛飾	右同	〇〇・〇〇	北砂町二・二二	〇〇・〇五
荏原	右同	〇〇・〇〇	江戸川	右同	〇〇・〇〇	下千代町九・二七	〇〇・〇九
大森	入新井一・一一	〇〇・〇〇	板橋	右同	〇〇・〇〇	長島町八・一一	〇〇・〇九
浦田	本宿一・二三七〇	〇〇・〇〇	足立	千住橋戸町五五	〇〇・〇〇	興宮町五・一一	〇〇・〇九
世田谷	三軒茶屋町四七	〇〇・〇〇				右同	〇〇・〇〇
澁谷	右同	〇〇・〇〇				右同	〇〇・〇〇

世帯數

總區名	昭和十年	同十三年	同十四年
總數	一、二七、六四一	一、三三、四〇〇	一、三九、一一〇
舊市部	四七、三〇〇	四八、九〇〇	四九、七〇〇
神田	一〇、五二一	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇
日本橋	一八、三〇〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
芝橋	一六、三九〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
赤坂	一七、五三二	一七、七〇〇	一七、七〇〇
四谷	一〇、九七七	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇
牛込	二五、二二四	二五、七〇〇	二五、七〇〇
小石川	二九、六四一	二九、七〇〇	二九、七〇〇
本郷	二七、〇〇〇	二七、七〇〇	二七、七〇〇
下谷	二九、〇〇〇	二九、七〇〇	二九、七〇〇
浅草	五五、〇九九	五五、七〇〇	五五、七〇〇
本所	五三、〇〇〇	五三、七〇〇	五三、七〇〇
深川	四九、八九九	四九、七〇〇	四九、七〇〇
品川	四七、七二三	四七、七〇〇	四七、七〇〇
荏原	四三、七九	四三、七〇〇	四三、七〇〇
大森	三〇、八三五	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇
浦田	三二、〇九五	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
世田谷	四三、五二五	四三、七〇〇	四三、七〇〇
澁谷	四七、九六八	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇

歴代市長

氏名	就任年月日	解任年月日
松田秀雄	明治三〇・〇・六	明治三〇・六・二五
尾崎行雄	同 同 同 同	同 同 同 同
尾崎行雄	同 同 同 同	同 同 同 同
阪谷芳郎	大正 四・六・二五	大正 四・二・二四
奥田義人	同 同 同 同	同 同 同 同
田尻稻次郎	同 同 同 同	同 同 同 同
後藤新平	同 同 同 同	同 同 同 同
永田秀次郎	同 同 同 同	同 同 同 同
中村是公	同 同 同 同	同 同 同 同
伊澤多喜男	同 同 同 同	同 同 同 同
西久保弘道	同 同 同 同	同 同 同 同

昭和十四、五年預算算額

市來 乙彦	昭和十四年	昭和十五年
堀切善次郎	同	同
永田秀次郎	同	同
牛塚虎太郎	同	同
小橋一太	同	同
頼母木桂吉	同	同
大久保留太郎	同	同

學校教職員  
賃付資金

職員賃付資金  
轉貸資金

八六三  
二、三三二  
三、三三一  
（土地區畫整理清算金）

三九八  
九六  
一、八四四  
三、六八七〇

市債 (昭和十五年三月末日現在)

公募債 (内外債)

普通債

水道債

電氣債

轉貸關係

其他共計

國庫預金部資金局  
簡易保險局  
東京府  
シチケート銀行團  
其他

七〇、六三六、四三三・二  
七二、六五七、七七五  
八四、九七五、六六・四  
五、〇九八、三九・〇六  
八、七七一、六七三・〇三

二七、五五三、六〇〇・〇〇  
一九、五三三、七九・〇  
一八〇、三三九、二〇〇・〇〇  
七、五七、八五・〇〇  
（内當籤未拂拂）  
（二、三三、八七、二六、二、四一）

一八〇、三三九、二〇〇・〇〇  
七、五七、八五・〇〇  
三、〇九、〇八九・二四  
三、〇九、〇八九・二四  
三、〇九、〇八九・二四

三、〇九、〇八九・二四  
三、〇九、〇八九・二四  
三、〇九、〇八九・二四  
三、〇九、〇八九・二四  
三、〇九、〇八九・二四

七〇、六三六、四三三・二〇  
一七、九七五、六六・四  
三三、〇一五、二五・二四  
七、四八二、五〇・二  
一六、四六、三〇七・九〇  
八〇、九七五、〇三・三

備考 其他共計中には中央卸賣市場、港灣、住宅並浴場、質屋公園墓地、土地區劃整理清算金を包含したる計數なり。

上水道用地 (昭和十三年末)

水路其他の用地

三三、八八一、五七六平方  
△八六、三〇六平方

上水道給水 (昭和十三年三月末現在)

沈澱池 三三、八八一、五七六平方  
濾水池 △八六、三〇六平方  
淨水池 六〇三、九三三平方  
池 二六五、五九三立方  
池 二四五、五三〇平方

鐵管延長 一、八二九、四九六・二  
總栓數 四〇一、七九・〇〇  
配水量 三三、六四、三九立方  
一日平均水量 一、〇一八、三三〇米

醫師及藥劑師 (昭和十三年末)  
舊市部 五、三五四  
新市部 七、〇八七  
計 一二、四四一

傳染病 (警視廳統計)

Table with columns for disease types (e.g., 赤痢, 傷寒, 流行性腦脊髄膜炎) and years (昭和十三年, 十四年), showing patient and death counts.

宗教 (昭和十三年末)

Table showing religious statistics for various groups (e.g., 信教者, 僧侶, 佛道會) in old and new city departments.

校園總覽 (昭和十三年度)

Large table detailing school statistics including total number of schools, students, and teachers, categorized by school type (e.g., 小學校, 中學校, 高等女學校).

△高等諸學校(昭和十二年)

Table of higher schools with columns for school type (total, public, private), number of schools, and number of students/teachers. Includes sub-sections for elementary schools and teachers.

Table of libraries with columns for city type, number of libraries, current books, and reading personnel. Includes a note about counting methods.

Table of youth organizations and schools with columns for organization type, number of members, and school statistics. Includes a note about the data period.

社會事業施設

(昭和十四年三月末現在)

Table of social welfare facilities including child protection, unemployment relief, and medical care. Includes a sub-section for economic protection.

△公益市場

現在店舗數 賣上總高

Table of public markets with columns for city type, number of markets, current shops, and total sales.

△公益質屋

年度末現在貸出 口數 金額

Table of public pawnshops with columns for city type, number of pawnshops, and statistics on loans and amounts.

人事相談取扱件數累年比較

Table comparing the number of personnel consultation cases from 1932 to 1934 across various categories like family issues and labor.

諸稅負擔一戸當平均

Table showing average tax burdens per household for various taxes in 1932, 1933, and 1934.

人事相談取扱件數處理別

Table showing personnel consultation handling statistics by year (昭和十一年 to 昭和十四年) and category (件數, 受理, 處理別).

東京市内火災原因

Table detailing fire causes in Tokyo (e.g., 雷火, 煙草, 焚草, 燬燬, 取燬, 爐燬, 風燬, 乾燬, 斯燬, 瓦燬, 氣燬) and their corresponding counts.

最近五ヶ年間の興行場趨勢

Table showing trends in entertainment venues (興行場) from 昭和十一年 to 昭和十四年, including venue count, number of performances, and audience.

電信取扱所 三 公共電話所 一、四一四
郵便切手及收 三、三三六 郵便 函 四、二二六
入印紙賣捌所 三、三三六 郵便 函 四、二二六
私書 函 設備數一、九二九 貸與數一、四〇〇

小賣市場

市設小賣市場 賣店數 販賣數
東京府市場協會 三六 一、七五五、二二〇
小賣市場 四七 六、六七、八九五

東京市中央卸賣市場

Table showing monthly sales volume (築地本場取扱高) at the Tokyo Central Wholesale Market from 十一月 to 一月.

交通

Table detailing road extension statistics (道路延長) for various road types (国道, 府縣道, 市道) and bridge statistics (橋).

省線鐵道降客

Table showing passenger statistics for provincial railway lines (省線鐵道降客) across various stations and lines.

線路	東上		北野		本谷		常磐		武蔵		總武		線路	人員	金額
	上野	日暮里	北谷	野田	本谷	常磐	武蔵	總武	人員	金額	人員	金額			
東上線	4,871	3,399	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	東上線	3,548	1,008,643
北野線	3,399	2,642	2,997	4,871	3,399	2,642	2,997	4,871	3,399	2,642	2,997	4,871	北野線	2,642	783,121
本谷線	2,997	2,642	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	本谷線	2,642	783,121
常磐線	2,642	2,997	2,642	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	常磐線	2,642	783,121
武蔵線	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	武蔵線	2,997	883,121
總武線	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	2,642	2,997	總武線	2,642	783,121

本市の耕地面積

昭和十一年	同十二年	同十三年
總數	1,515,554	1,515,554
田	1,040,000	1,040,000
畑	475,554	475,554

農家戸數及人員

種類	昭和三三年末		昭和三三年末	
	專業	兼業	專業	兼業
總數	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
自作	450,000	450,000	450,000	450,000
小作	900,000	900,000	900,000	900,000

物品販賣店

貨物	口數	金額
米	7,778	7,778
麵粉	2,857	2,857
油	4,000	4,000

品名	口數	金額
米	7,778	7,778
麵粉	2,857	2,857
油	4,000	4,000

項目	口數	金額
受戻	3,778	3,778
質流	2,857	2,857
其他	1,123	1,123

項目	口數	金額
薪・木炭・石炭	4,849	4,849
其他飲食料品	7,877	7,877
茶	1,005	1,005

火葬場別

火葬場	面積
品川區西大崎町	2,200
澁谷區代々木西原町	2,200
荒川區上落合	2,200

質屋及質物

項目	口數	金額
薪・木炭・石炭	4,849	4,849
其他飲食料品	7,877	7,877

六大都市——東京市

六大都市——東京市

六大都市——東京市

六大都市——東京市

硝子及硝子器	一、三五〇	六三	五七	瓦斯及電氣器具	二、四七	一、〇九〇	一、四七
煉瓦・土管・土石	一、〇七	三三	六五	其他の機械器具	四、八六九	二、七五	二、二四
石材・瓦・セメント	二、五〇〇	一、三六	一、三六	古着類	一、〇七四	五〇〇	五〇
木材・竹材	二、五〇〇	一、三六	一、三六	其他の被服類	六〇一	三三	三三
家具・指物	二、七六	一、三六	一、三六	樂器類	五五	一六	一六
建築・庭	六〇〇	二五	五五	古道具類	二、五二	一〇四	一〇四
靴	三、九四	一、七〇	二、二四	畫骨董類	一、五	三〇	三〇
皮革及其の製品	二、二九	九四	一、三六	漆器類	一、四七	三〇	三〇
吳服・太物	二、二七	四八	一、〇八	草花・植木・盆栽	一、四七	三〇	三〇
綿絲編物組物類	二、四〇〇	一、三六	一、三六	禽獸魚類	三、九	一六	一六
洋服	三、七	二、二	一、八	其他の物品販賣	七、二〇	三、三	三、三
羅紗洋服	三、七	二、二	一、八	不詳	二、〇〇〇	一、六	一、六
夜具・蒲團	六、六	三、三	三、三	遊技場			
小間物洋品類	五、四	三、〇	二、八	昭和三十二年末	五、〇	四、五	三、九
足袋	九、一	四、三	五、九	同三十二年末	四、五	三、九	三、九
藥種寶藥化粧品	四、八〇〇	二、一	二、一	同三十二年末	三、九	三、九	三、九
履物・傘類	三、七	一、七	二、〇	總數	一〇一	一一	一一
紙・文房具類	三、八	二、三	一、六	弓戲	二、〇	一、九	一、九
書籍・雜誌	二、〇	一、〇	一、〇	室內射的	一、四	一、四	一、四
玩具・遊戯品	一、三	七	五	麻雀俱樂部	一、七	一、七	一、七
運動用具類	一、三	七	五	魚會所	三	三	三
染料・顔料・塗料・工業藥品	六〇〇	三	二	基會	二	二	二
金屬材料	三、〇	一、五	一、五	ベビーゴルフ	三	三	三
計器・理化學・醫療機械器具類	一、八	一、二	七	其他	一	一	一
時計貴金屬類	一、〇	八	三				

選舉有權者各區別

(昭和十五年選舉人名簿確定數)

區	名	市(府)會	衆議員
神戶	田町	一〇、五三	一〇、七五
日京	橋	三、七五	三、八四
芝	橋	三、〇八	三、〇九
赤坂	橋	三、七五	三、七五
麻布	坂	三、〇八	三、〇八
本	布	三、〇八	三、〇八
石	坂	三、〇八	三、〇八
田	谷	三、〇八	三、〇八
並	野	三、〇八	三、〇八

工場數及生産額

(昭和十三年末現在)

事業別	工場數	職工數	生産額
總數	一、二〇	一、二〇	一、二〇
紡績工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
金屬工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
機械工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
窯業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
化學工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
印刷業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
製材業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
製糖業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
食品工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
瓦工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇
其他の工業	一、二〇	一、二〇	一、二〇

生鮮食料品價格騰貴

(昭和十一年一月を一〇〇とす)

平均	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	月
青果	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	綜合
蔬菜	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	綜合
魚類	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	綜合
鮮魚	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	綜合
鹽干魚	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	綜合

江葛城向足板王荒瀧豐  
野  
川川島  
子川島  
橋立島  
東島  
飾東島  
川飾東島

備考 衆議院は十三年九月十五日現在で調査し十二月二十日確定、市會は十三年九月十五日現在で調査、十二月廿五日確定せるもの。

物の國勢調査

(昭和十四年八月一日現在)

營業の種類	總數	小賣店	生産小賣商	卸賣小賣商	露店商	卸賣商	貿易商	組合	消費者團體	其他の共同購買會	物品賣仲介
總數	三、九八七	一、三、四四	三、四八四	八、八八五	二、六七一	六、五二	四、四四	六	五	三	二、四八
米穀類販賣	九、一三〇	八、一五〇	八、一五〇	六、九	三	一、九	四	一	一	一	三〇
雜穀類販賣	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四
豆類類販賣	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四	二、九四
野菜果物類販賣	二、一五	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三	七、七三
鮮魚介類類販賣	七、三六	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇	四、九三〇
鳥獸肉類類販賣	三、六八〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇

六大都市—東京市

乾物類販賣	三、九四六	二、二四五	四〇	八四〇	一九七	五二	八五	四〇八
酒類調味料	一一、〇〇五	八、三六六	一三〇	二、〇五五	九	一	一	二
涼飲料類販賣	二七、三〇六	一九、三九一	四、三六	一、六〇八	一、三三	六六	六六	四二
菓子類販賣	一六、一八九	一三、〇三三	八七	六四	六六	三六	三六	二
其他の飲食	一、六七三	九八	六	八	一	一	一	一
各種飲食料販賣	一、六七三	九八	六	八	一	一	一	一
絲類販賣	二、二一一	一、五三二	九	三三	一	一	一	一
吳服織物販賣	五、八八七	二、八九〇	一七	三三	一	一	一	一
和洋服類販賣	一〇、六九三	三、〇九一	一七	三三	一	一	一	一
夜具蒲團類販賣	八三四	三〇〇	九	三三	一	一	一	一
洋品雜貨販賣	五、七七七	三、五八二	六	三三	一	一	一	一
皮革類販賣	五、七六七	三、五八二	六	三三	一	一	一	一
靴類類販賣	三、五〇三	一、二〇六	四	三三	一	一	一	一
履物類類販賣	五、二一六	三、八五五	三	三三	一	一	一	一
小間物化粧品袋	二、九五五	一、四三三	二	三三	一	一	一	一
物裝身具類販賣	二、九五五	一、四三三	二	三三	一	一	一	一
時計類販賣	二、六二二	二、〇四	三	三三	一	一	一	一
其他の身廻	一、四六六	九七	二	三三	一	一	一	一
品類類販賣	四、〇八七	一、七三〇	一	三三	一	一	一	一
家具指物類販賣	八、〇九三	五、七九	四	三三	一	一	一	一
荒物荒貨類販賣	二、九〇〇	三三	二	三三	一	一	一	一
金屬材料類販賣	二、六三三	一、九〇	二	三三	一	一	一	一
金物類類販賣	二、六三三	一、九〇	二	三三	一	一	一	一
陶磁器類販賣	二、六三三	一、九〇	二	三三	一	一	一	一
子器類類販賣	二、六三三	一、九〇	二	三三	一	一	一	一
薪炭類類販賣	一、五九	四、六〇四	八	三三	一	一	一	一
其他の燃料類販賣	一、五九	四、六〇四	八	三三	一	一	一	一

四〇八

紙製事務用品	六、五九四	三、五七二	五	八三	二九	九	二	三九
文具類	四、八七	三、三六一	三	五八	四七	七	一	〇
圖書類	二、三三三	一、〇八五	一	三三	四七	一	一	一
新開具類	一、四七七	八六	一	三三	四七	一	一	一
玩具運動具類	一、四七七	八六	一	三三	四七	一	一	一
樂器類	八、六三九	二、三三三	四	三三	四七	一	一	一
古物類	三、三三三	四〇三	一	三三	四七	一	一	一
木材類	一、〇九	一六	一	三三	四七	一	一	一
石瓦類	三、三三三	四〇三	一	三三	四七	一	一	一
管瓦類	一、〇九	一六	一	三三	四七	一	一	一
土瓦類	三、三三三	四〇三	一	三三	四七	一	一	一
石膏類	五、〇〇	六	一	三三	四七	一	一	一
肥料類	一、五二	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
醫藥品類	五、三三	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
工業藥品類	八、九二	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
染料類	三、三三	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
電氣器具類	三、三三	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
電氣機械類	四、五	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
電氣化學機械類	七三	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
醫療機械類	一、九九	三、九六	一	三三	四七	一	一	一
原動機類	九、三三	四、六七	五	三三	四七	一	一	一
工業用機械類	九、三三	四、六七	五	三三	四七	一	一	一
農業用機械類	九、三三	四、六七	五	三三	四七	一	一	一
農具類	九、三三	四、六七	五	三三	四七	一	一	一
車輛類	九、三三	四、六七	五	三三	四七	一	一	一
其他の物品類	六、九七	二、八七	一	三三	四七	一	一	一
各種物品類	三、九八七	一、三三	一	三三	四七	一	一	一
總數	三、九八七	一、三三	一	三三	四七	一	一	一

本表の外百貨店二六あり(東京市、昭和一四・八・一現在物の國勢調査第一回速報に據る)

六大都市—東京市

四〇九

# 横濱市

廣袤 (昭和十二年)

方位	地名	距離
極東	鶴見區安善寺二丁目	二五・三九
極西	保土ヶ谷區川島町	一五・二九
極南	磯子區水取澤町	一七・七〇
極北	神奈川區北網島町	一七・七〇

面積 (昭和十四・四一)

總面積	面積
總面積	四〇・九平方方尺
神奈川區	一九・九
保土ヶ谷區	五・〇
磯子區	五・三
港北區	二九・〇

人口 (昭和十四・一〇)

區別	總數	男	女
鶴見	一五,七〇〇	七,四〇〇	八,三〇〇
神奈川	一五,六〇〇	八,〇〇〇	七,六〇〇
中土ヶ谷	一五,五〇〇	八,〇〇〇	七,五〇〇
磯子	一五,四〇〇	八,〇〇〇	七,四〇〇
保土ヶ谷	一五,三〇〇	八,〇〇〇	七,三〇〇
戶塚	一五,二〇〇	八,〇〇〇	七,二〇〇

港北 計 五二,八〇〇 二六,〇〇〇 二六,八〇〇

歷代市長

氏名	就任年月日	退職年月日
増田 知	明治三・四・一	明治三・三・四
佐藤 喜左衛門	同 三・三・四	同 三・三・一
梅田 義信	同 三・三・三	同 三・九・二〇
市原 盛宏	同 三・一・九	同 三・五・二
三橋 義方	同 三・九・六	同 三・六・二五
荒川 義太郎	同 三・九・二〇	同 三・二・二二
安藤 謙介	大正 三・七・四	同 七・七・三
久保田 政周	同 七・八・七	同 一・五・二七
渡邊 勝三郎	同 一・二・二〇	同 四・四・〇
有吉 忠一	同 四・五・七	昭和 六・二・二六
大西 一郎	昭和 六・三・三	同 二・七・八
青木 周三	同 二・八・三	現在

諸稅負擔額 (昭和十三年度)

稅種	一世帶當	一人當
直接國稅	一三・六五九	二六・三六
縣稅	六・五五	八・〇五
市稅	四・六三	九・三五
計	二七・八四八	四三・六九五

在留外國人數 (昭和十二年末)

國名	戶數	人口
中國	七三	二,〇〇〇
英國	二〇	一,〇〇〇
獨逸	一五	一,〇〇〇
印度	一〇	一,〇〇〇
瑞西	一〇	一,〇〇〇
伊太利	一〇	一,〇〇〇
瑞典	一〇	一,〇〇〇
露	一〇	一,〇〇〇
西班牙	一〇	一,〇〇〇
西牙	一〇	一,〇〇〇
洪牙利	一〇	一,〇〇〇
其他	一〇	一,〇〇〇
總數	一,六四三	一〇,〇〇〇

財政

純歲入	純歲出	
昭和十年度	二〇,一七〇,八八六	三,六四四,六四四
同十一年度	三〇,九七〇,三三六	六,八〇八,〇〇三
同十二年度	三〇,五八,四三〇	三,七七七,九九三
同十三年度	三〇,九三二,八四八	三,九九九,五九三
同十四年度	三〇,四一六,六七三	三,三三四,一一一

社會

業態別	社數	拂込資本金
商業	六九	三三,七五九,三三三
其他	二	一,〇〇〇,〇〇〇
總數	七一	三四,七五九,三三三

交通

項目	昭和十三年	昭和十二年
出入船舶 (隻數)	二七,五二六	二七,五二六
市電 運轉車輛數	一三,七四四	一三,七四四
市電 運轉車數	四八,二二二	四八,二二二
市電 乘客數	三,六四四,五四人	三,六四四,五四人
營業路線長	八〇・三	八〇・三
運轉延車輛	三〇,四〇七	三〇,四〇七
乘車人員	三〇,六一九	三〇,六一九

工業

種類別	工場職工數	工產額
紡績工業	一七,六五五	二四,〇〇三,一八四
機械工業	三三,四〇六	三三,六三三,七四〇
化學工業	九,七九五	二二,五七〇,七三三
飲食品工業	三,八四九	六,〇六八,六三三
金屬工業	一〇,一四五	一〇,一四五,三三三
窯業	八,二四五	一八,〇二二,五九九
製材及木製品	五,一三五	六,四八七,七五九
印刷及製本工業	二,六六六	二,三二七,三三三
瓦斯電氣工業	二,三九四	一四,九六八,四三三
其他の工業	一七〇	三,六六九,三三一
計	一〇,四七七	一〇,四七七,三三三

重要輸出品

品名	輸出額
絹織物	一,八四七,六〇三
生絲	一,五五九,〇四四
織詰食品	三〇,六七〇
其他	三〇,六七〇

重要輸入品

品名	輸入額
其他	一,〇〇〇,〇〇〇
其他	一,〇〇〇,〇〇〇

道路及橋梁 (昭和十三年度)

項目	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
道路	一〇,八三三	一〇,八三三	一〇,八三三
橋梁	一六,二七三	一六,二七三	一六,二七三
計	二七,一〇六	二七,一〇六	二七,一〇六



國道面積 七六、三六〇 平方尺  
 市道面積 七、七四〇、九〇〇 平方尺  
 計 九、五〇〇、二六〇 平方尺  
 △橋梁 (昭和十三年)  
 鐵桁橋 一六、木桁橋 二五、  
 混泥土桁橋 三三、其他 三、  
 總數 五二

社會事業總覽 (昭和十三年度末)

總種別 總數 公設 私設  
 總計 二〇三 九八 一〇五  
 妊産婦保護事業 二  
 兒童保護事業 二  
 經濟保護事業 二  
 失業保護事業 二  
 社會教化事業 二  
 醫療保護事業 二  
 救護事業 二  
 方面事業 二  
 其他 二

選舉有權者 (昭和十三年)

種別 議員定員 選舉有權者  
 衆議院議員 三 一五、四三三  
 縣會議員 八 一七、六六五  
 市會議員 六 一七、六六五

名古屋市

廣袤  
 東西 一五、一五九  
 南北 一七、三四九  
 面積 一六〇、一三三平方尺  
 (一〇、三八二方里)  
 土地種別  
 (昭和十四年一月一日現在)  
 御料地 一六、二

赤痢 發生 九七 死亡 三三  
 發生 一三四 死亡 二八  
 △中區區內  
 三溪園(中區本牧町)、野毛山公園、  
 御料地

國有地 七〇、〇五〇  
 其他積地 二四、二六四  
 總面積 九四、三一四  
 一六、四七六

建築物棟數 (昭和十三年末)

棟數 三六、七〇三  
 坪數 五、五九六、〇一九

宅地賣買價額

最高 中區榮町五丁目 一、七〇〇、〇〇〇  
 最低 中川區橫井町 三〇〇、〇〇〇  
 (昭和十四年一月一日)

宅地貸賃價格

最高 中區榮町五丁目 六五〇、〇〇〇  
 最低 中川區橫井町 〇・一四  
 (西區御幸本町九丁目も同様)  
 (昭和十三年一月一日)

昭和十四年十月一日現在推計人口世帯數

區名	總數	男	女	當帶數	一世帶當人口
東區	七〇、二〇〇	四九、六〇〇	二〇、〇八三	四、八四	四・八四
西區	一七、六〇〇	一〇、三〇〇	四〇、八七	四、八四	四・八四
中區	一八、五〇〇	六、五〇〇	一、九〇〇	四、八四	四・八四
昭和中區	一四、五〇〇	一〇、七〇〇	四〇、一六	四、八四	四・八四
熱中區	一六、三〇〇	八、五〇〇	一、九二五	四、八四	四・八四
中區	一七、四〇〇	九、五〇〇	一、九二五	四、八四	四・八四
熱中區	一七、四〇〇	九、五〇〇	一、九二五	四、八四	四・八四
中區	一七、四〇〇	九、五〇〇	一、九二五	四、八四	四・八四
南區	一七、四〇〇	九、五〇〇	一、九二五	四、八四	四・八四
計	一、二四九、一〇〇	六八、五〇〇	二、六〇九	四、八四	四・八四

歷代市長

區名	就任年月日	退職年月日	姓名
東區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	加藤重三郎
西區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	阪本鈺之助
中區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	佐藤孝三郎
昭和中區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	大喜多寅之助
熱中區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	川崎卓吉
中區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	田阪千助
熱中區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	大岩勇夫
南區	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	縣忍
計	明治三三・三・一六	明治三五・九・二一	現任

六大都市——名古屋市

市財政

Table of municipal fiscal data for Nagoya City, including categories like '昭和十五年年度豫算' and '昭和十五年年度豫算' with various sub-items and their corresponding values.

Table showing '昭和十五年年度豫算' (Fiscal Budget for Showa 15) with columns for '昭和十五年年度豫算' and '昭和十五年年度豫算'.

歳入歳出果年表 (昭和十三年・十四・十五年度は當初豫算)

Table of '歳入歳出果年表' (Annual Statement of Income and Expenditure) for Showa 13, 14, and 15, detailing '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure) across different economic categories.

市債

(昭和十四年四月一日現在)

Table of '市債' (Municipal Bonds) showing '在留外人數' (Number of Resident Foreigners) by country and gender.

在留外人數 (昭和十三年末)

Table of '在留外人數' (Number of Resident Foreigners) as of the end of Showa 13, categorized by country and gender.

Table of '市内物價指數' (Municipal Price Index) for Showa 14, listing various goods and their index values.

市内物價指數 (昭和十四年)

Table of '市内物價指數' (Municipal Price Index) for Showa 14, listing various goods and their index values.

六大都市—名古屋市

上水道 (昭和十三年末)

Table of '上水道' (Water Supply) statistics as of the end of Showa 13, including '配水管延長' (Pipe length) and '濾過水量' (Filtered water volume).

醫療機關 (昭和十三年度)

Table of '醫療機關' (Medical Institutions) for Showa 13, listing '市立病院' (Municipal hospitals) and '私立病院' (Private hospitals).

傳染病 (昭和十三年中)

Table of '傳染病' (Infectious Diseases) for Showa 13, listing various diseases and their '發生數' (Number of cases) and '死亡數' (Number of deaths).

Table of '墓地' (Cemeteries) as of the end of Showa 13, listing '寺有墓地' (Cemetery in temple) and '私有墓地' (Private cemetery).

市立小學校兒童數教員數調 (昭和十三年三月一日)

Table of '市立小學校兒童數教員數調' (Survey of Children and Teachers in Municipal Elementary Schools) as of March 1, Showa 13.

市立幼稚園

Table of '市立幼稚園' (Municipal Kindergarten) statistics, including '園兒數' (Number of children) and '組數' (Number of groups).

註三月一日現在ヲ示ス

四一五

市立中等諸學校

Table with 4 columns: 種別 (Type), 生徒數 (Students), 職員數 (Staff), 學校數 (Schools). Rows include 高等女學校, 商業學校, 工業學校, etc.

縣、私立中等學校

Table with 4 columns: 種別 (Type), 校數 (Number of Schools), 教員數 (Teachers), 生徒數 (Students). Rows include 中學校, 高等女學校, 工業學校, etc.

青年學校

Table with 4 columns: 種別 (Type), 校數 (Number of Schools), 生徒數 (Students), 職員數 (Staff). Rows include 私立, 市立, 青年學校.

名古屋青年團

Table with 4 columns: 種別 (Type), 團員數 (Members), 職員數 (Staff), 備註 (Remarks). Rows include 名古屋青年團, 愛國給血團員.

選舉有權者確定數

Table with 4 columns: 種別 (Type), 選舉有權者數 (Eligible Voters), 職員數 (Staff), 備註 (Remarks). Rows include 市立, 私立, 青年學校.

主要工産總額

Table with 4 columns: 種別 (Type), 總額 (Total Amount), 備註 (Remarks). Rows include 紡績工業, 機械工業, 金屬工業, etc.

高等、專門學校、大學

Table with 4 columns: 種別 (Type), 校數 (Number of Schools), 教員數 (Teachers), 生徒數 (Students). Rows include 高等女學校, 商業學校, 女子實業學校, etc.

工場労働者數及生産額

Table with 4 columns: 種別 (Type), 労働者數 (Workers), 生産額 (Production Amount). Rows include 化學工業, 製材木製品, 印刷製本, etc.

外國貿易

Table with 4 columns: 種別 (Type), 輸出入品價額 (Import/Export Values). Rows include 輸出, 輸入, 計.

道路延長

Table with 4 columns: 種別 (Type), 延長 (Extension), 備註 (Remarks). Rows include 區道, 縣道, 市道, 國道.

鐵道乘降人員

Table with 4 columns: 種別 (Type), 乘降人員數 (Boarding/Alighting Passengers). Rows include 國船, 內國船, 外國船, etc.

入港船舶

Table with 4 columns: 種別 (Type), 船舶數 (Number of Ships), 噸數 (Tonnage). Rows include 汽船, 汽艇, 汽船, etc.

諸車

Table with 4 columns: 種別 (Type), 數量 (Quantity), 備註 (Remarks). Rows include 乘用自動車, 荷力車, 人力車, etc.

鐵道乘降人員

Table with 4 columns: 種別 (Type), 乘降人員數 (Boarding/Alighting Passengers). Rows include 乘車, 降車, 乘車, etc.

鐵道乘降人員

Table with 4 columns: 種別 (Type), 乘降人員數 (Boarding/Alighting Passengers). Rows include 乘車, 降車, 乘車, etc.

熱田	一、六五、三三	一、六五、三六
千種	六〇、二七	六〇、六四
大曾根	六〇、六四	六〇、三〇
鶴舞	一三、五〇	一七、七五
八田	一八、〇一	一六、一三
市内案内所	三三、四三	三三、八四
計	八、七四、六八	八、〇五、〇三

(註 市内案内所には汎太博覧を含む尙十三年度以降發表禁止)

電車・バス (昭和十三年度)

運輸車輛	乗客	乗車料
市營電車	二七、二八、二八、二八、三三、三三、三三、三三	〇、〇〇、〇〇、〇〇
運輸車輛	乗客	乗車料
市營バス	五、五七、八三、二、九四、〇三	〇、〇〇、〇〇、〇〇

市内神社一覽 (昭和十三年末)

官幣社	一縣	社	五郷	社	三	
指定村社	三	村	無指定	二〇	無格社	三
計	三	村	無指定	二〇	無格社	三

外に護國神社一、無指定一。

宗	教	(昭和十三年末)
寺院數	神道教	基督教
會數	四	五

名古屋の史蹟名勝

熱田	熱田區新宮坂町	熱田區新宮坂町	熱田區新宮坂町
那古野	西區茶屋町	西區茶屋町	西區茶屋町
若宮	中區末廣區三	西區茶屋町	西區茶屋町
東照	西區茶屋町	西區茶屋町	西區茶屋町
尾陽	昭和區御器所町	昭和區御器所町	昭和區御器所町
片山	東區大曾根町	東區大曾根町	東區大曾根町
豐國	中區中村公園内	中區中村公園内	中區中村公園内
泥江	西區袋町	西區袋町	西區袋町
七尾	東區東二葉町	東區東二葉町	東區東二葉町
櫻天	西區菅原町	西區菅原町	西區菅原町
高藏	熱田區東町高藏	熱田區東町高藏	熱田區東町高藏
閣森	中區正木町	中區正木町	中區正木町
招魂	西區南外堀町	西區南外堀町	西區南外堀町
七音	中區門前町五	中區門前町五	中區門前町五
觀音	中川區荒子町(荒子觀音)	中川區荒子町(荒子觀音)	中川區荒子町(荒子觀音)
笠生	南區笠生寺町(笠生觀音)	南區笠生寺町(笠生觀音)	南區笠生寺町(笠生觀音)
寶生	中區門前町四	中區門前町四	中區門前町四
長母	東區矢田町	東區矢田町	東區矢田町
本遠	熱田區田中町	熱田區田中町	熱田區田中町
萬中	中區門前町一	中區門前町一	中區門前町一
建正	東區筒井町一	東區筒井町一	東區筒井町一
興正	昭和區廣路町八事山	昭和區廣路町八事山	昭和區廣路町八事山
東本願	中區下茶屋町	中區下茶屋町	中區下茶屋町
西本願	中區門前町	中區門前町	中區門前町
日進	千種區田代町	千種區田代町	千種區田代町
清淨	中區矢場町	中區矢場町	中區矢場町
法淨	中區古渡町一	中區古渡町一	中區古渡町一
高岳	東區高岳町	東區高岳町	東區高岳町
妙行	中區中村町	中區中村町	中區中村町
五百	千種區田代町(大龍寺)	千種區田代町(大龍寺)	千種區田代町(大龍寺)
淨心	市電淨心停留所東一丁	市電淨心停留所東一丁	市電淨心停留所東一丁
性高	中區門前町	中區門前町	中區門前町
東輪	中區下茶屋町	中區下茶屋町	中區下茶屋町
古野	步兵第六聯隊内	步兵第六聯隊内	步兵第六聯隊内
那古野	中區下茶屋町(東別院内)	中區下茶屋町(東別院内)	中區下茶屋町(東別院内)
古渡	中區矢場町(清淨寺内)	中區矢場町(清淨寺内)	中區矢場町(清淨寺内)
小林	中川區岩塚町(遍慶寺内)	中川區岩塚町(遍慶寺内)	中川區岩塚町(遍慶寺内)
岩塚	中川區稻葉地町	中川區稻葉地町	中川區稻葉地町
稻葉	中川區稻葉地町	中川區稻葉地町	中川區稻葉地町
御器	昭和區御器所町(尾陽神社内)	昭和區御器所町(尾陽神社内)	昭和區御器所町(尾陽神社内)
上野	千種區鍋屋上野町	千種區鍋屋上野町	千種區鍋屋上野町
末森	千種區田代町(昭和塾堂隣)	千種區田代町(昭和塾堂隣)	千種區田代町(昭和塾堂隣)

戸部	南區呼續町千龍字城	收長清墓所	中區矢場町(清淨寺内)
荒子	中川區荒子町大字大和ヶ池	織田信秀墓所	中區裏門前町(萬松寺内)
星崎	南區笠生寺町(笠生小學校内)	津田豐後守墓所	中區稻葉地町(凌雲寺内)
山崎	南區呼續町大字千龍字羽城	井上土朗墓所	中區新榮町四(照運寺内)
藤原	昭和區瑞穂町南南前田	下方左近之碑	千種區鍋屋上野(永弘院内)
源頼朝	熱田區旗屋町(誓願寺内)	陳元養墓所	東區筒井町(建中寺内)
池殿	熱田區神戶町	長屋六左衛門	東區針屋町(乘西寺内)
景清	中村區、中村公園	墓	東區高岳町(高岳院内)
豐臣	昭和區御器所東脇	星野勘左衛門	東區平田區(平田院内)
御所	中村區中村町(妙行寺内)	墓	東區大曾根町(了義院)
加藤	西區菅原町(教授寺内)	墓	西區新道町(法藏寺)
河村	西區西志賀町志賀公園内	墓	中區矢場町(清淨寺内)
平手	中村區、中村公園内	墓	東區杉村町西杉(解脱寺内)
木下	中區下前津町島尾横丁	墓	中區區則武町西廻上(證誠寺)
横井	昭和區御器所町北丸屋	墓	熱田區新尾頭町(妙安寺)
八幡	熱田區熱田西町根山	墓	熱田區新尾頭區(妙安寺)
白鳥	熱田區熱田西町根山	墓	中區古渡町(傳昌寺内)
斷夫	熱田區熱田西町根山	墓	南區笠生寺町(笠生觀音内)
織田	中區裏門前町(總見寺内)	墓	中區下茶屋町(東輪寺内)
平手	中區矢場町(政秀寺内)	墓	中區門前町(七ッ寺内)
天野	中區門前町(性高院内)	墓	中區區則武町西廻上(證誠寺)
松平	同	墓	熱田區新尾頭町(妙安寺)
片岡	同東田町(乞徳寺内)	墓	熱田區新尾頭區(妙安寺)
紫式部	中區住吉町(傳光院内)	墓	熱田區新尾頭町(妙安寺)
田宮	中區日出町(徳林寺内)	墓	熱田區新尾頭町(妙安寺)

笠寺一里塚 南區笠寺町  
 東田町一里塚 中區東田町(圓教寺内)  
 年魚市瀉勝景 南區呼續町(白毫寺内)  
 櫻田景勝 南區春日野町  
 潜伏切支丹之墓 南區笠寺觀音墓地内  
 信長草紙 中村區稻葉地凌雲寺内  
 日本尊腰掛岩 中川區岩塚町(七所社内)  
 石切場址 中村區月島町  
 七里渡 熱田區神戶町  
 稻生ヶ原古戰場 西區庄内町庄内公園内  
 切支丹塚 中區東橋町(榮國寺内)  
 鶴舞公園 昭和區鶴舞町  
 東山公園 千種區田代町唐山  
 中村公園 中村區中村町  
 志賀公園 西區志賀町  
 東山動物園 千種區田代町東山公園  
 東山植物園 同  
 名古屋城 西區南外堀町  
 鎧塚 中區正木町(闇森八幡社)

### 大阪市

#### 廣 家

源氏白旗碑 熱田區旗屋町(誓願寺)  
 豐臣秀吉像 中村區中村町(常泉寺)  
 加藤清正像 同(妙行寺)  
 豐公產湯井 同(常泉寺)  
 蘿田貝塚 中區宮出町(長榮寺内)  
 熱田貝塚 熱田區旗屋町  
 櫻田貝塚 南區呼續町櫻田  
 瑞穂町東牧 昭和區瑞穂町字東牧  
 遺物包含地 西區西志賀字貝塚  
 西志賀貝塚 西區呼續町羽城、加藤景  
 德川家康幽居地 美氏宅  
 成瀬氏歷代墓 中區矢場町一の切白林寺  
 鳥ヶ池庭園 東區飯田町五〇  
 龍門庭園 中區大池町一ノ五八

方面	地名	面積	區別	面積
極東	旭區今津町	二五九	南區	二七三
極西	西淀川區布屋町西端海岸	一五九	浪速區	三三九
極南	住吉區杉本町大和川彎曲	三〇元	西淀川區	三三九
極北	東淀川區北大道町北端用水路	三〇元	東淀川區	三三九
			東成區	二〇九
			旭區	一八三
			住吉區	一八三
			全市	一七、七〇〇

(昭和十五年一月末現在)

區別	昭和十年國勢調査		昭和十四年推計	
	男	女	男	女
北區	二五〇、三九九	二二六、七四七	二四七、七〇〇	二二六、六〇〇
此花區	二二二、六〇九	二一五、五五三	二二七、七〇〇	二一七、七〇〇
東區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
西區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
東區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
西區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
東區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
西區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
東區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
西區	一三三、五三三	一二六、七四七	一三三、〇〇〇	一二三、〇〇〇

區別	總數	男	女
浪速區	一五二、一五二	八二、七六六	六九、三八六
西淀川區	一八九、六六八	一〇〇、五九七	八九、〇七〇
東淀川區	一三六、九四四	一三六、九四四	一三六、九四四
東成町	一三六、九四四	一三六、九四四	一三六、九四四

#### 歷代市長

氏名	就任年月日	退職年月日
田村太兵衛	明治三〇・三	明治三〇・八
鶴原定吉	明治三〇・八	明治三〇・八
山下重威	明治三〇・八	明治三〇・八
植村俊平	大正二・一七	大正二・一七
肝付兼行	大正二・一七	大正二・一七
池上四郎	大正二・一七	大正二・一七
關一	大正二・一七	大正二・一七
加々美武夫	昭和〇・二二	昭和〇・二二
坂間棟治	昭和〇・二二	昭和〇・二二

#### 市 債

起債額	昭和十一年度	同十二年	同十三年
起債額	二、〇〇〇	五、八〇〇	八、二〇〇
償還額	二、〇〇〇	五、八〇〇	八、二〇〇
未償還額	〇	〇	〇
一人平均(圓)	八六〇	八六〇	八六〇

天満宮	堂島大橋北詰	内安堂寺	河原町	天王寺上沙町	東成、御勝山	住吉、阿部野	西成、岸松通	西淀川、目	大和田町
四・五	二・六	三・〇	四・五	三・七	三・三	七・七	七・五	三・六	三・六

昭和九年度	純歲入總額	純歲出總額
同十年度	一五、三四四	一五、八八六
同十一年度	一七、八八七	一五、五五九
同十二年度	一八、一八一	一四、一三〇
同十三年度	一七、〇〇九	一四、〇〇九
同十四年度	一七、〇〇九	一四、〇〇九
同十五年度	一七、〇〇九	一四、〇〇九

直接國稅	府稅	市稅	區稅	計
一八・六	三・三	五・五	七・七	三三・一
一八・六	三・三	五・五	七・七	三三・一
一八・六	三・三	五・五	七・七	三三・一
一八・六	三・三	五・五	七・七	三三・一
一八・六	三・三	五・五	七・七	三三・一

土地種別	昭和十一年	同十二年
總面積	一八、七三〇	一八、七三〇
畑地	一、三五五	一、三五五
住宅	一、三五五	一、三五五
其他	一、三五五	一、三五五

建物戸數

Table showing building counts by district (e.g., 天王寺, 浪速, 西淀川) and total counts for various years.

外國貿易

Table showing foreign trade statistics (輸出/輸入) for various years from 昭和八年 to 昭和十四年.

學校

Table showing school statistics (幼稚園, 小學校) and enrollment figures.

神社及宗教

Table showing the number of shrines and religious institutions (churches, temples) and their respective clergy members.

圖書館

Table showing library statistics (備付圖書, 閱覽圖書) for various institutions.

青年團

Table showing youth group statistics (男子, 女子) and membership numbers.

交通

Table showing transportation statistics (乘車人員, 乘車料金) for various lines.

Table showing railway statistics (關西線, 東山線, 片町線) and passenger figures.

營業線路

Table showing operating line statistics (營業線路, 營業線路) and passenger figures.

公園數

Table showing park statistics (公園數, 面積) by district.

銀行預金及貸出果年比較

Table comparing bank deposits and loans over the years (昭和十年 to 昭和十三年).

Table showing tram and railway statistics (電車, 電氣) and passenger figures.

商工業

Table showing commercial and industrial statistics (商工業) and company counts.

保險業概況

Table showing insurance statistics for Osaka, including life insurance and fire insurance, with columns for year, number of cases, and amount.

信託現在高

Table showing current high levels of trusts, categorized by type such as money trusts, real estate trusts, and land rights trusts.

水道

水道 (昭和十三年) 九、八三三

Table showing water supply statistics for Osaka, including water supply per household and per person.

醫療機關

Table showing medical facilities in Osaka, including hospitals, clinics, and medical staff.

傳染病

Table showing infectious diseases in Osaka, listing various types of diseases and their counts.

社會事業總覽

Table providing an overview of social welfare activities in Osaka, including child protection, maternity care, and social insurance.

農家戸數・人口

Table showing the number of farming households and population in Osaka for the years 1921 and 1922.

市設小賣市場賣上高

Table showing the sales volume of municipal public markets in Osaka, categorized by commodity type.

水産業者

Table showing statistics for fishermen and aquaculture in Osaka, including catch volumes and production values.

入港船舶

Table showing shipping statistics for Osaka, including the number of ships and tonnage.

在留外國人數

Table showing the number of foreigners residing in Osaka, broken down by country of origin.

在留外地人

Table showing statistics for foreigners from other regions in Osaka, including total numbers and gender distribution.

職業紹介事業

Table showing employment introduction services in Osaka, including the number of people seeking and finding jobs.

歴代市長

Table listing the names and terms of office of Osaka's mayors from the Meiji era to the Shōwa era.

京都市

Table showing statistics for Kyoto, including population and other key indicators.

六大都市——京都市

市村慶三  
加賀谷朝藏

民有地

總數	三〇、五五五
畑	三、八八三
池沼	一、三三八
原野	三、六六六
無租地	三、六六六
宅地	三、八八三
山林	二、〇〇六
雜種地	九六六

財政

昭和十年度	一〇六、九四、五五二
同十一年度	一〇六、九四、五五二
同十二年度	一〇六、九四、五五二
同十四年度	一〇六、九四、五五二

市債

起債總額	七、〇五三、七七一
未償還額	三、七〇八、五五二
未償還額負擔	二、七〇八、五五二

人口

總數	一、四〇、七〇〇
男	六八、〇〇〇
女	七二、七〇〇
東京區	一、四〇、七〇〇
左京區	一、四〇、七〇〇
中京區	一、四〇、七〇〇
東山區	一、四〇、七〇〇
下京區	一、四〇、七〇〇
右京區	一、四〇、七〇〇
伏見區	一、四〇、七〇〇
全市	一、四〇、七〇〇

交通及運輸

△市營電車	昭和十三年末	昭和十二年末
營業料(料)	七、〇四	六、九〇
營業料(料)	七、〇四	六、九〇
營業料(料)	七、〇四	六、九〇
營業料(料)	七、〇四	六、九〇

四二六

乘車人員(人)	一五、〇七、九六六
乘車料(圓)	一、三、八、〇五、七一一
乘車人員(人)	三、九、〇〇〇
乘車料(圓)	四、一、三、五

△私營電車	昭和十一年末	昭和十二年末
營業料(料)	一、八、九、九	一、八、九、九
營業料(料)	一、八、九、九	一、八、九、九
營業料(料)	一、八、九、九	一、八、九、九

△疏水運河渡船乘客	昭和十一年度	同十二年度
船數(上り、下り)	一、三、五二	一、四、四九
乘客數(上り、下り)	一、九、九、四四	二、〇、五、七〇
乘客數(上り、下り)	一、九、九、四四	二、〇、五、七〇

保津峽	興、七、六一
稻荷	興、七、六一
桃山	興、七、六一

銀行

特別銀行	一
普通銀行	一
貯蓄銀行	一

會社

株式會社	五、六、三三
合資會社	八、四、一
合名會社	一、一、六〇

工場及生産額

紡績工業	一、四、七
織造工業	一、五、一
機械器具工業	一、五、一
化學工業	一、五、一
製材及木製品	一、五、一
印刷、製本業	一、五、一

教育

總數	五、七
幼稚園	一、一
小學校	一、一
青年學校	一、一
同教員養成所	一、一
盲學校	一、一
聾學校	一、一
女學校	一、一
中學校	一、一
實業學校	一、一
師範學校	一、一
專門學校	一、一
高等學校	一、一
私立各種學校	一、一

神社・寺院

△神社總數	二
△寺院總數	二

村社	一、〇五
△寺院總數	一、〇五
天臺宗	一、〇五
淨土宗	一、〇五
曹洞宗	一、〇五
日蓮宗	一、〇五
時宗	一、〇五
法相宗	一、〇五

醫療機關

官公私病院及產院	昭和十二年	同十三年
醫師	三、〇八	三、〇八
助産師	一、〇五	一、〇五
藥劑師	一、〇五	一、〇五
看護婦	一、〇五	一、〇五

傳染病

昭和十二年	發生	死亡
昭和十三年	發生	死亡



Table of public facilities in Kyoto and Kobe, including parks, public buildings, and medical institutions. Columns include facility name, location, and year established.

公園名 位置 開設年月 總坪數

Table of public buildings in Kyoto and Kobe, including government offices and public halls.

Table of public buildings in Kyoto and Kobe, including libraries and museums.

Table of public buildings in Kyoto and Kobe, including schools and hospitals.

Table of public buildings in Kyoto and Kobe, including various administrative and social facilities.

觀光里程表 (東都驛基點)

Table of sightseeing distances from various locations in Kyoto and Kobe.

Table of sightseeing distances from various locations in Kyoto and Kobe.

社 寺

Table of religious institutions (Shinto shrines and Buddhist temples) in Kyoto and Kobe.

Table of religious institutions (Shinto shrines and Buddhist temples) in Kyoto and Kobe.

圖書館

Table of libraries in Kyoto and Kobe, including public and private libraries.

Table of libraries in Kyoto and Kobe, including public and private libraries.

在留外國人

Table of foreign residents in Kyoto and Kobe, categorized by nationality.

Table of foreign residents in Kyoto and Kobe, categorized by nationality.

土地高低

Table of land elevation data for various locations in Kyoto and Kobe.

Table of land elevation data for various locations in Kyoto and Kobe.

學校總覽

Table of schools in Kyoto and Kobe, including public and private schools.

Table of schools in Kyoto and Kobe, including public and private schools.

學校種別

Table of school types in Kyoto and Kobe, such as elementary and secondary schools.

Table of school types in Kyoto and Kobe, such as elementary and secondary schools.

六大都市—神戸市

Table of public facilities in Kobe, including parks and public buildings.

Table of public facilities in Kobe, including parks and public buildings.

學校種別

Table of school types in Kobe, including public and private schools.

Table of school types in Kobe, including public and private schools.

六大都市—京都市

Table of public facilities in Kyoto, including parks and public buildings.

Table of public facilities in Kyoto, including parks and public buildings.

學校種別

Table of school types in Kyoto, including public and private schools.

Table of school types in Kyoto, including public and private schools.

六大都市—京都市

Table of public facilities in Kyoto, including parks and public buildings.

Table of public facilities in Kyoto, including parks and public buildings.

土地種別 (單位ヘクタール)

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
總面積	六、五五、七	六、七四、〇	六、七四、〇
宅地	一、九〇、二	二、〇三、五	二、〇三、五
田	四、五八、〇	四、七〇、七	四、七〇、七
畑	一、七〇、六	一、七〇、六	一、七〇、六
其他	四、〇三、六	四、〇三、六	四、〇三、六

銀行 (金額單位百萬圓)

種別	昭和十一年	同十二年	同十三年
總店數	三	三	三
支店數	三	三	三
預金高	六、〇九	六、四七	八、〇五
貸出高	四、二七	六、三六	七、一五

會社 (昭和十三年末)

氏名	就職年月日	退職年月日
鳴瀧 幸恭	明治三三・五二	明治三三・五二
坪野平太郎	同 三三・五三	同 三三・五三
水上 浩射	同 三三・五三	同 三三・五三
鹿島房次郎	同 三三・五三	同 三三・五三
櫻井鐵太郎	同 三三・五三	同 三三・五三
石橋爲之助	同 三三・五三	同 三三・五三
黒瀬 弘志	同 三三・五三	同 三三・五三
勝田銀次郎	同 三三・五三	同 三三・五三

會社營業別 (昭和九年末)

總數	株式	合資	合名
農業	二	六	四
水産業	一	一	一
工業	一	一	一
商業	一	一	一
運輸業	一	一	一

外國貿易 (單位千圓)

昭和十一年	同十二年	同十三年	
輸出	九〇、六四	一〇七、五三	七四、〇六
輸入	九六、三〇	一二九、五五	七六、二七
計	一、九六、〇四	二、三七、〇八	一、五〇、三三

電燈電力

昭和十一年	同十二年	同十三年	
電燈需要戶數	一、八二、〇三	一、三三、九四	一、三三、九四
電力需要戶數	一、二七、四三	一、四〇、五五	一、四〇、五五
供給電力	一、〇六、九	一、〇六、九	一、〇六、九

入港外航汽船國籍別

(昭和十三年)

日 本	二、四〇	總噸數	一、三、〇〇、七〇
滿 洲	一、一四		一、八、七九
英 國	五五九		四、九六、八八
北 美	五五九		四、九六、八八
佛 蘭	五五九		四、九六、八八
獨 逸	五五九		四、九六、八八
和 蘭	五五九		四、九六、八八
諾 威	五五九		四、九六、八八
伊 太	五五九		四、九六、八八
希 臘	五五九		四、九六、八八
瑞 典	五五九		四、九六、八八
中 華	五五九		四、九六、八八
其 他	五五九		四、九六、八八

市基本財産及積立金

(昭和十三年四月一日現在)

公債	一、二二、五〇〇	社債	一〇、〇〇〇
株券	三、二五〇	預金	三、七五、二五三
運用金	八、九八三	合計	五、七三、八四五

市有財産 (昭和十二年)

土地	三、〇三、四〇〇	建物	三、二八、七〇〇
有價證券	一、四七、七五〇	現金	三、八〇五、〇五一
其他	八、四四、四三三	一月當	六、六三、四一
一人當	一、四八、二四		

市營電車成績

昭和十一年	昭和十三年	
運轉車輛	八〇、五二	七三、三六〇
乘客數	八、六〇、八四〇	九、一七、九七〇
乘券發賣	四、六四、四六八	五、〇六、八一五
乘券發賣	二、四三、二七〇	二、五五、二五五
平均一日	一三、三九	一三、八五

諸稅負擔一世帶當平均

(單位圓)

昭和十一年	昭和十三年	
直接國稅	一〇九、九	三〇九、三
市稅	三三、八	三〇、九
計	一七三、七	三三〇、二

社會事業施設 (昭和十三年)

兒童保護	三	救護事業	三
社會保險	三	失業保護	二
其他	二〇	醫療保護	六
計	四三一		



# 外地

## 一外地大観一

### 氣候・風土

外氣に於ける氣候風土を一瞥すれば朝鮮は大陸続きのため北方部は概して大陸性氣候で寒暖の差が甚しく、従つて冬期の寒氣は極めて厳しく、又夏季は内地に比して更に高温である。然し南方部は内地と同様に氣候は一般に温和である。

臺灣は北回歸線が島の中央部を横断して居るので當然亞熱帯に屬し、従つて冬でも高山の外は降雪なく結霜することも極めて稀に、氣温の水點下に降つたことは領臺後僅か二回を數ふるに過ぎない。

樺太は沿岸を寒暖二種の海流に洗はれ、近くアジア大陸の影響をも受けてゐる。即ち暖流に洗はるゝ南西沿岸部は比較的溫暖であり、寒流の影響を受ける北東海岸は寒冷であり、中部は山脈に圍まれて大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。

### 住民

朝鮮の住民は朝鮮人に次いで内地人多數を占め、外國人は昭和十三年末(以下同じ)に於て四萬九千餘、臺灣人は極く僅少である。

臺灣は本島人に次いで内地人、中華民國人、朝鮮人、中華民國以外の外國人といふ順位で、本島人は更に漢人種平埔族、高砂族とより成り更に漢人種も福建族、廣東族に大別され本島住民中の九割四分餘を占めてゐる。蕃族は本島内に於ける最も古い種族で生蕃、化蕃と熟蕃の三種とし、その生蕃と化蕃を通じて更に七種族に分類せられる。タイヤル族、サイセツト族、ツオヅ族

關東州は遼東半島の尖端に位し東は黃海に西は渤海に瀕し、鐵道附屬地は大連、新京間、安東、奉天間、旅順線、營口線の鐵道用地及市街地である。滿洲の氣象は沿海一帯の地に於て多少海洋の影響を受けるも概して大陸的氣候の特色を現はし、冬期に於ては比較的溫暖なる關東州附近においても零下二十度前後に下ることがある。

南洋群島は全管内悉く熱帶圈内にありて四季の別なく、謂はゆる常夏の國である。

關東州及附屬地は滿洲人、内地人、朝鮮人及び其他の外國人。

南洋は島民、内地人、外國人の順序である。また島民は人種學上總稱してミクロネシア族と呼ぶるゝものが最も多きを占めてゐるが一定はしてゐない。寧ろ數種族の混血せるものであるらしく、而かも同一群島内に在る島嶼にして猶種族の異なるほど複雑したものである。大別すればカナカ族とチヤモロ族の二種族で、カナカはミクロネシア族の一部チヤモロはカナカ族と白人との混血であるらしいといはれてゐる。

### 面積

朝鮮	三〇、六八、〇〇〇	臺灣	三、五、〇〇〇
樺太	五、〇〇〇	關東州	三、七、七、〇〇
南洋	三、一、〇〇〇	(内地)	三、三、〇〇〇

### 現在人口種別(昭和十二年)

本地人	内地人	其他の	外國人
朝鮮	三、六、三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
臺灣	五、一、〇〇〇	二、六、〇〇〇	一、九、〇〇〇

### 青年學校又は青年訓練所調

(十二年四月末現在)

地方	校數	職員數	生徒數	經費總額
朝鮮	八四	六四四	七、四四四	三、五九四
臺灣	三	三〇三	二、三三二	九、三〇〇
樺太	五	四四四	三、六四四	三、八五五
内地	六、八〇	一、六、六、六	三、三、三、三	三、〇、九、七、七
總計	九、七二	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一

### 道行政區劃(昭和十三年末)

道	面積	府	郡	島	邑	面
京畿道	二、八三、〇〇〇	三	三	三	三	三
忠清北道	七、四八、〇〇〇	一	一	一	一	一
忠清南道	八、一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一
全羅北道	八、五五、〇〇〇	一	一	一	一	一
全羅南道	三、八七、〇〇〇	一	一	一	一	一
慶尙北道	一、八、九、〇〇〇	一	一	一	一	一
慶尙南道	一、三、〇、〇〇〇	一	一	一	一	一
黃海道	六、七、七、〇〇〇	一	一	一	一	一
平安南道	一、四、九、〇〇〇	一	一	一	一	一
平安北道	一、四、四、〇〇〇	一	一	一	一	一
江原道	三、三、三、〇〇〇	一	一	一	一	一
咸鏡南道	三、九、九、〇〇〇	一	一	一	一	一
咸鏡北道	三、三、三、〇〇〇	一	一	一	一	一
總計	三〇、六、八、〇〇〇	一九	一九	一九	一九	一九

## 朝鮮

### 出生、死亡數(昭和十二年)

朝鮮	出生	死亡	自然増加
臺南	六、四、〇〇〇	三、四、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
臺東	二、七、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、七、〇〇〇
關東州	二、三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、三、〇〇〇
南洋	一、八、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	八、〇〇〇

### 婚姻及離婚數(昭和十二年)

朝鮮	婚姻	離婚
臺南	一、六、九七	五、二六
臺東	四、六六	三、四九
關東州	二、七七一	一、八五
南洋	六、一五	一、五

### 人口累年比較

昭和九年	四、一〇、〇〇〇	三、二五、八二七
十年	四、一四、九六六	三、八九、一八〇
十一年	四、二〇、八〇三	三、八九、六六五
十二年	四、三、七、二七	三、三、五、六五

### 現住人口

昭和十二年末	昭和十三年末	
戸數	戸數	
人口	人口	
内地	一、一、一、一	一、一、一、一
本地	四、〇、〇、〇〇	三、〇、〇、〇〇

外地—朝鮮

其他の内地人 九,九〇〇 三三  
外國人 四,三七,二七三 三,三五,四九五 四,七三,〇〇〇 三,六三,五五一  
合計 四,三七,二七三 三,三五,四九五 四,七三,〇〇〇 三,六三,五五一

國語を解する本島人

朝鮮人總數 國語を解する者 人口千二付  
大正二年 一五,二六九,九三三 六,六一  
同一二年 一七,四四七,九三三 七,三三,七  
昭和三年 一八,六六七,三三三 一,二九,〇四一  
同八年 三〇,二〇五,五九一 一,五八,一三三  
同一三年 三二,九〇七,七二六 二,七二,八〇七

世帯・人口概教

昭和三十四年 昭和三十五年 昭和三十六年 昭和三十七年  
全 鮮 三,八九,〇八八 二,六三,六四〇 二,三三,〇五五  
京畿道 四,五九,八五九 二,四二,六六一 一,一八七,八八  
忠清北道 一,七五,六五九 九,五九,四九〇 四九一,一五九  
忠清南道 二,八〇,三三〇 四,九一,三三三 七六三,五九七  
全羅北道 四,九一,三三三 二,五八,三三三 一,二八,七三三  
全羅南道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三  
慶尙北道 四,九一,三三三 二,五八,三三三 一,二八,七三三  
慶尙南道 四,九一,三三三 二,五八,三三三 一,二八,七三三  
黃海道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三  
平安南道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三  
平安北道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三  
江原道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三  
咸鏡南道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三  
咸鏡北道 三,〇八,四四四 四,九一,三三三 一,二八,七三三

耕地面積(各年末)

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
内地人 七,三三七 七,三三七  
滿洲國人 二,〇九六 二,〇九六  
及支那人 二,〇九六 二,〇九六  
自作 五,四九,五五五 五,四九,五五五  
自作兼 七,七,七三三 七,七,七三三  
小作 七,七,七三三 七,七,七三三  
小作兼 七,七,七三三 七,七,七三三  
合計 一,一八,一四二 一,一八,一四二

農業者戸口

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
總數 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
本地人 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五

主要農産物

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
米 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
大豆 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
青麻 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五

特用作物生産高(昭和十三年)

作付反別 收穫高  
米 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
大豆 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
青麻 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五

黃麻 三,六六四 一,〇三,九六六  
楮草 七,三三八 一,七五,四八五  
莞草 三,三六一 一,二七,〇五二  
胡麻 九,五五三 三,五,七七一  
荳蔻 一,一七九 八,二一九  
花麻 一,一七九 八,二一九  
荳蔻 一,一七九 八,二一九  
荳蔻 一,一七九 八,二一九  
荳蔻 一,一七九 八,二一九

主要都市人口(昭和十二年末)

京城府 七〇,三六六 仁川府 一〇三,四三三  
開城府 五,五五五 太田府 四〇,〇〇一  
群山市 三,八五五 全州府 四,五三〇  
木浦府 三,四七九 光州府 三,〇八一  
大邱府 一,〇六六 釜山府 二,三,一四二  
馬山府 三,四二二 平壤府 一,八五,四一九  
鎮南浦府 三,八八八 新義州府 五,三三七  
元山府 三,九六六 咸興府 六,二四〇  
清津府 六,九六六 羅津府 二,四,五八

林野面積

昭和三十二年末 昭和三十二年末  
總數 一六,三二一,八六六 一六,三二一,八六六  
公有林 五,五八,九六六 五,五八,九六六  
私有林 一〇,七四二,九〇〇 一〇,七四二,九〇〇

外地—朝鮮

私有林

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
總數 九,七九九,三三〇 九,六三三,七九〇  
竹材 三,三九七 三,三九七  
竹葉(燃料) 二,五五〇 二,五五〇  
綠肥 三,三四七 三,三四七  
飼料 七,四二二 七,四二二  
實料 二,七六六 二,七六六

林産額(昭和十三年)

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
總數 九,七九九,三三〇 九,六三三,七九〇  
竹材 三,三九七 三,三九七  
竹葉(燃料) 二,五五〇 二,五五〇  
綠肥 三,三四七 三,三四七  
飼料 七,四二二 七,四二二  
實料 二,七六六 二,七六六

家畜及家禽(單位頭)

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
牛 一,七〇三,九六六 一,七〇三,九六六  
馬 五,五八〇 五,五八〇  
騾 三,三三三 三,三三三  
驢 一,〇六六 一,〇六六  
猪 一,五五五 一,五五五  
羊 一,二二二 一,二二二  
雞 七,二八〇,九六六 七,二八〇,九六六

桑田面積(昭和十三年七月末現在)

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
總數 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
既設桑田 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
新設桑田 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五

養蠶

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
總數 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
養蠶 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五

總督府職員

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年  
總數 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五  
職員 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五 三,〇五,七五五

外地—朝鮮

四三四

外地—朝鮮

Table with 2 columns: Name (e.g., 總員, 總計) and Value (e.g., 一〇五, 六三,九九三).

歷代朝鮮總督

Table listing names of Korean governors (e.g., 伊藤博文, 寺內正毅) and their terms of office.

歲入 歲出 (單位圓)

Table showing budget figures for various departments (e.g., 昭和三十四年度豫算, 昭和三十五年豫算).

水産

Table detailing fishery production (水産製造物) and other aquatic products (漁獲高).

業態別

Table showing industry types (e.g., 農林業, 商業, 工業) and their respective figures.

Table with 2 columns: Name (e.g., 總計, 許可鑛區數) and Value (e.g., 四七〇, 一〇八,八九七).

Table listing various minerals and metals (e.g., 銅, 鐵, 錫) and their quantities.

工産額

Table showing industrial production values for various sectors (e.g., 紡績工業, 印刷及製本業).

私設鐵道及軌道

Table detailing private railway and track statistics (e.g., 旅客人員, 貨物噸數).

簡易生命保險

Table showing statistics for simple life insurance (e.g., 年別件數, 保險料).

外地—朝鮮

保險業

警察官署及職員

Table showing police statistics (e.g., 警察官署, 警察官駐在所).

同出張所 巡査 三、七三

電氣・瓦斯 (昭和十三年度) 電氣事業 瓦斯事業

事業者數 官業用 營業用 家用 電氣事業 瓦斯事業

電力 取付燈數 取付家用電氣事業

發電力 官業用 營業用 家用 電氣事業 瓦斯事業

學校 (昭和十三年)

Table with columns for school types (小學校, 中學校, 高等普通學校), counts, and staff/students.

醫療衛生機關 (昭和十三年末現在)

Table listing medical and health institutions like hospitals, clinics, and dental offices.

各刑務所所在所人員 (昭和十四年三月末日現在)

Table showing the number of inmates in various penal institutions.

傳染病 (昭和十四年中)

Table detailing infectious diseases, including cholera, typhoid, and others, with patient and death counts.

輸入重要品價額 (單位圓)

Table of import values for various commodities like rice, oil, and textiles.

輸出重要品價額 (單位圓)

Table of export values for various commodities like rice, oil, and textiles.

對外貨物輸出入額 (單位千圓)

Table showing total foreign trade (import and export) in thousands of yen.

對內貨物移出入額 (單位千圓)

移出	昭和十二年	同十三年	同十四年
移入	七五、四三	七〇、五五	七六、四三
合計	一、〇七、八八	一、〇三、八〇	一、〇三、八〇
超過額	△二六、二六	△二〇、七四	△四九、八三

臺灣

方位	地名	經緯度
極東	基隆市棉花嶼東端	東經 一三〇、〇〇
極西	澎湖廳花嶼西端	東經 一二九、〇〇
極南	高雄州七星岩南端	北緯 二二、〇〇
極北	基隆市彭佳嶼北端	北緯 二五、〇〇

本島の地勢、氣候  
地形は東西に狭く南北に長い、東海岸は屈曲少く、中央部は山脈南北に縦走しその西方に分岐するはシルビヤ山脈、水社山脈、新高山脈、北端近く大屯火山系、東部海岸に海岸山脈ありて、全島總面積の、約三分の二は山岳地帯である。然かも之等山脈中には、三千三十米以上の高山が四十八座ある。

斯く南北を貫通する山脈により地勢自ら東西に分れ、西部は平野を成して濁水溪、下淡水溪、大甲溪その間を貫流して本島主要産業を爲す農産物を豊富に産出する。

気温は亞熱帯で氷點以下になること稀で領事後僅か二回あつたのみである。各年に於ける平均最低気温は極北基隆が六十六度極南恒春が七十一度で其の日数は内地の十

分の一以下である。従つて四季草花の絶え間なく常緑の美觀を呈して居る。

面積	積 (方科)
臺北州	四、五〇、四
臺中州	七、三二、六
臺南州	五、四二、四
高雄州	五、七二、七
臺東廳	三、五五、三
花蓮港廳	四、六六、七
澎湖廳	一、六六、六
總數	三、六二、三

國語を解する本島人

年	總數	男	女
明治三八	一一、二七〇	一〇、八〇二	四、九六
大正四	一五、三三七	一五、一四	一、二二
同九	一九、〇〇五	一八、八〇	二、二〇
昭和五	二五、四七	二四、六七	七、〇〇

本表は大正四年迄は戸口調査、同九年以後は國勢調査の結果で、何れも十月一日現在である。

現在人口 (昭和十三年末)

臺南州	一、三三、一七
臺中州	一、二二、二七
臺北州	一、〇四、五五
總數	三、五九、九七

歴代臺灣總督

總督	就任年月日	退任年月日
樺山資紀	明治二十八年五月十日	同三十九年四月十一日
桂太郎	同二十九年六月二日	同三十九年十月十四日
乃木希典	同三十九年十月十四日	同四十年二月二十六日
兒玉源太郎	同三十九年十月二十六日	同四十年四月十一日
佐久間佐馬太	同三十九年四月十一日	同四十年九月六日

國稅總覽 (單位圓)

項目	昭和十一年	昭和十二年
國稅總額	六、〇八、一五	七、〇四、一五
內國稅	三、七九、〇五	三、八六、五六
關稅	三、二九、一〇	三、一八、五九
田畑面積 (單位甲)	一、〇一、〇一〇	一、〇一、〇一〇

林野面積 (單位甲)

項目	昭和十一年	昭和十二年
總數	一、〇一、〇一〇	一、〇一、〇一〇
公有	一、〇一、〇一〇	一、〇一、〇一〇
私有	一、〇一、〇一〇	一、〇一、〇一〇

官吏人員 (昭和十三年)

勅任官	共 同 待 遇
奏任官	一、〇三 同 待 遇
判任官	三、八四 同 待 遇
地方待遇職員	七 判 任 待 遇
吏員	三、五五 嘱 託
總數	七、五三 (内兼務、一九)

農業生産總價額

項目	昭和十一年	昭和十二年
總數	三、二七、三六	三、五九、五九
普通作物	一、〇七、〇七	一、〇七、〇七
園藝作物	一、〇七、〇七	一、〇七、〇七
養蠶戶數	六、九一	六、九一

製鹽

項目	昭和十一年	昭和十二年
總數	一、〇七、〇七	一、〇七、〇七
從業者	一、〇七、〇七	一、〇七、〇七

八年	五,077	一,五二八	一九,九四八
九年	五,333	一,六七八	一九,〇四九
十年	五,031	一,六七九	一九,〇四九
十一年	四,三三三	一,六六六	一九,〇四九
十二年	(非公表)		

(十年度以降數量は非公表に付省略)

水産 (單位千圓)

種別	昭和十二年	同十三年	同十一年
漁獲物	一四,九四〇	一五,五七一	一五,五七一
養殖物	二,五〇〇	二,三三四	二,三三四
水産物	四,七四七	四,五五五	四,五五五
漁業	六,六〇七	六,四〇八	六,四〇八
水産物	四,五一一	四,五〇〇	四,五〇〇
製造業	二六,八六六	二七,九六一	二七,九六一

工場數	職工數	工産額
紡績工業	四,五七〇	二,九〇〇,〇〇〇
金屬品工業	一,九〇〇	七,六〇〇,〇〇〇
機械器具工業	九,四四〇	九,四四〇,〇〇〇
窯業	三,二五〇	三,二五〇,〇〇〇
化學工業	二,一八〇	二,一八〇,〇〇〇
染料工業	二,七五〇	二,七五〇,〇〇〇
製材木製品工業	四,六六〇	四,六六〇,〇〇〇
印刷製本業	一,五〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
電氣及瓦斯工業	一,五〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
其他の工業	三,七〇〇	三,七〇〇,〇〇〇
合計	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇

(工場及職工數非公表に付省略)

港別輸出入額 (昭和十三年)	輸出	輸入
總額	三,四九,九三三	三,三九,一四三
淡水	五三,七八四	七四八,九五五
基隆	二,一八三,九五五	一七,八四八
高雄	一四,六四八,〇三三	三,三〇〇,〇四九
鹿港		
東石		
東港		

貿易 (單位千圓)

品名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
金銀(汰鑛)	三,四九四,〇四〇	四,三三三,七二二	四,三三三,七二二
金銀(金)	六,三三六,〇三三	七,九六八,三三一	七,九六八,三三一
銅鑛	二,二五二	一,六七四	一,六七四
砂金	三,三三三	二,〇七七	二,〇七七
沈澱銅	三,四七七	一,五九九	一,五九九
石炭	九,八八八,一五九	二,三三四,九三三	二,三三四,九三三
硫黃	六,五五五	八,七〇〇	八,七〇〇

輸出入品價額	輸出	輸入	入超
昭和十年	六,五五四,四九八	八,五三三,八四四	一,九七九,三四六
昭和十一年	六,〇五四,八五四	七,八〇八,一七〇	一,七六三,三二六
昭和十二年	六,九六六,四四四	七,四一四,一四四	四一七,六九九

學校別	校數	教員數	生徒數
小學校(內地人)	一四	一,一四	四,七五
小學校(臺灣人)	七六	七,九六	五三,七七
公學校	一四	一四	七,八八
中等學校	一	一	七,八八
高等女學校	一	一	七,八八

種別	社數	公程資本	拂込出賃
農業學校	三	一,〇〇〇	七,四〇
農林學校	二	一,〇〇〇	九,〇〇
工業學校	二	一,〇〇〇	一,二〇
商業學校	二	一,〇〇〇	一,二〇
實業補習學校	一	一,〇〇〇	一,二〇
師範學校	一	一,〇〇〇	一,二〇
高等專門學校	一	一,〇〇〇	一,二〇
臺北帝國大學	一	一,〇〇〇	一,二〇
其他私立學校	九	一,〇〇〇	一,二〇
書房(臺灣人)	九	一,〇〇〇	一,二〇

停車場數	旅客(人)	貨物(噸)
總數	二,五〇	二,五〇
鐵路	二,五〇	二,五〇
地方鐵道	二,五〇	二,五〇

宗教別信徒數 (昭和十三年)	信徒
基督教	二,五〇
佛教	二,五〇
神道	二,五〇
神社及神職數 (昭和十二年)	二,五〇

醫療機關

醫院	昭和十一年	同十二年	同十三年
官立	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
私立	一,〇〇	一,〇〇	一,〇〇
計	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇

主要都市人口 (昭和十二年)	人口
臺北市	三〇〇,〇〇〇
臺南市	二〇〇,〇〇〇
高雄市	一〇〇,〇〇〇
基隆市	五〇,〇〇〇
新竹市	三〇,〇〇〇
嘉義市	二〇,〇〇〇
屏東市	一〇,〇〇〇



傳染病

Table of infectious diseases (昭和十二年, 昭和十三年) with columns for disease type, number of cases, and death toll.

香港 盤谷 麻尼刺 七四 新嘉坡 一、八四四 (基隆港の直距離)

一樺太

沿革・地誌

樺太古代の先住者は北海道より移住したアイヌ族と西比利亞地方より渡來したニク...

に併行して單調である。たゞ南端は屈曲に富む。(樺太廳治要覽から)

Table of geographical locations (極東, 極西, 極南, 極北) with latitude and longitude coordinates.

Table of land area (土地處分面積) with columns for land type and area.

Table of current population (現在戸口) for various years (昭和六年 to 昭和十一年).

Table of total population (總計) for various years.

歴代樺太廳長官

Table of past governors (氏名, 就任年月日) including names like 熊谷喜一郎 and 楠瀬幸彦.

Table of total population (總計) and agricultural households (農業戸數).

Table of agricultural production (農畜産物) including rice, wheat, and livestock.

Table of agricultural households (農業戸數) for various years (昭和九年 to 昭和十一年).

戸口累年表 (各年末)

Table of population trends (戸口累年表) from 大正十一年 to 昭和十三年, showing male, female, and total counts.

**自作兼小作畜産**

犬	一、八五五	猪	一、七五五
牛	一、八三三	羊	一、七五五
馬	一、八三三	鹿	一、七五五
鳥	一、八三三	兔	一、七五五

**林産物 (金額單位)**

昭和十一年	一、七五五
昭和十二年	一、七五五

**用材 (立方米)**

薪炭	三、三〇〇
木炭	三、三〇〇
薪炭	三、三〇〇
木炭	三、三〇〇

**移出 入額 (單位)**

昭和十一年	一、七五五
昭和十二年	一、七五五

**鐵道**

昭和十一年	一、七五五
昭和十二年	一、七五五

**入港船及乗降客**

汽船	一、八三三
帆船	一、八三三
上陸客	一、八三三
乗船客	一、八三三

**神社・神職 (昭和十二年)**

神社	一、七五五
神職	一、七五五

**主要市街地 (昭和十二年)**

戸數	一、七五五
人口	一、七五五

**養 雜收入**

狐 (各年度)	一、七五五
昭和十一年	一、七五五
昭和十二年	一、七五五

**宗教・寺院 (昭和十二年)**

寺院及布教所	一、七五五
僧侶及布教師	一、七五五
信徒數	一、七五五

**電氣事業 (昭和十二年)**

事業者數	一、七五五
發電機 (瓩)	一、七五五
電燈需用戸數	一、七五五
電力取付キロワット	一、七五五

**株式會社 合資會社 合名會社**

株式會社	一、七五五
合資會社	一、七五五
合名會社	一、七五五

**佛 道**

佛 教	一、七五五
道 教	一、七五五

**主要市街地 (昭和十二年)**

戸數	一、七五五
人口	一、七五五

**株式會社 合資會社 合名會社**

株式會社	一、七五五
合資會社	一、七五五
合名會社	一、七五五

**佛 道**

佛 教	一、七五五
道 教	一、七五五

**主要市街地 (昭和十二年)**

戸數	一、七五五
人口	一、七五五

**株式會社 合資會社 合名會社**

株式會社	一、七五五
合資會社	一、七五五
合名會社	一、七五五

**佛 道**

佛 教	一、七五五
道 教	一、七五五

**主要市街地 (昭和十二年)**

戸數	一、七五五
人口	一、七五五



家畜及家禽數(各年末)

Table showing livestock and poultry counts for various years (昭和十, 昭和十一, 昭和十二) across different categories like 牛, 馬, 騾, 驢, 羊, etc.

林野面積

Table showing forest and field areas for 昭和十, 昭和十一, 昭和十二, categorized by 官有地 (Public land) and 民有地 (Private land).

漁獲物(單位圓)

Table showing fish catch volumes for various species like 鮭, 鱒, 鱈, 鰻, etc., for the years 昭和十, 昭和十一, 昭和十二.

製鹽

Table showing salt production statistics, including 製鹽高 (Salt production height) and 製鹽量 (Salt production volume) for 昭和十, 昭和十一, 昭和十二.

鑛區數(昭和十二年)

Table showing the number of mining areas (鑛區) for various minerals like 鐵, 錳, 銅, 鉛, etc., for the year 昭和十二年.

工產物價額(單位圓)

Table showing industrial production values for various goods like 棉, 絹, 絲, 麻, etc., for 昭和十一年 and 昭和十二年.

外國貿易總價額(單位圓)

Table showing total foreign trade values for 昭和十一年 and 昭和十二年, categorized by 總額 (Total) and 種類 (Types).

昭和十一年 昭和十二年

Table showing passenger and cargo statistics for 昭和十一年 and 昭和十二年, including 營業料 (Operating charges) and 貨物 (Cargo).

大連港輸出入總額

Table showing total import and export values for Dalian Port for the years 昭和十三年, 昭和十二年, 昭和十一年, 昭和十年, and 昭和九年.

內國貿易價額(單位圓)

Table showing domestic trade values for 昭和十一年 and 昭和十二年, categorized by 總額 (Total) and 種類 (Types).

入港船舶隻數(昭和十二年)

Table showing the number of ships entering the port in 昭和十二年, categorized by 港灣數 (Harbor count) and 汽船 (Steamships).

教育(昭和十二年)

Table showing education statistics for 昭和十二年, including 私立幼稚園 (Private kindergartens), 小學校 (Elementary schools), 青年學校 (Youth schools), etc.

工業專門學校	一	三〇
高等公學堂	一	三〇
商業學校	二	四〇
協和實業學校	一	三〇
實業學校	一	三〇
盲啞學校	一	三〇
商業學校	一	三〇
農業學校	一	三〇
公學堂	(一九)	三〇
普通學堂	(二〇)	三〇
實業補習學校	四	一五
家政女學校	二	一〇
各種學校	九	一四
計	房二〇〇	二六
	四三三	二、九三

(備考) 括弧内は昭和十四年七月未現在。

基督教	二、六〇〇
回教	三〇
道	三〇
其他	一、八〇〇
計	一、八〇〇

南洋

位置	緯度	經度
極東	一七・〇七、〇〇	東經一七〇・〇〇
極西	一三・一〇、〇〇	同
極南	一〇・一三	北緯一〇一・三〇
極北	一〇・三三	同

支廳	管轄區域	面積
サイパン	マリアナ群島一圓	六、八〇九
パラオ	東經百三十七度以西の西カロリン群島一圓	四、八二三
ヤップ	東經百三十七度以東の西カロリン群島一圓	三、五八〇
トラツク	東經百五十四度以西の東カロリン群島一圓	一三、八七
ポナペ	東經百五十四度以東の東カロリン群島一圓及東經百六十四度以西のマリシヤル群島一部	五、三、五
ヤルト	東經百六十四度以東のマリシヤル群島	一七、〇四
面積總計		二、一、八、〇〇

南洋群島は舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マリシヤル三郡島の總稱にして、東經百三十度より百七十五度、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は東西二

千七連、南北一千三百連に互り全群島島嶼数は約千四百餘の多きに及ぶも其の總面積は僅かに約二千四百九十九方尺に出でず東京府の面積と追沖の間であり、而も島嶼の多くは狭小にしてその大なるものも漸く三百七十五方尺に過ぎざるを以て特に各地の地勢として謂ふべきものなく、強いて概観すれば一般に急峻なるも山嶽の高さ七百六十米を限りとす。河川亦溪流にして鹽分を含み舟楫の便なし。唯所在の島嶼多く相群がり居るが故に其の間の水運の便は極めて自由である。

群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩で形成され、一般に海鳥の棲息多く、諸所に鱗鏡を産し、農作物及林木の成長良好なり。

土人の種族は普通チャモロ、カナカの二種族に分けられる。チャモロ族は、その容姿衣食住などすべてカナカ族より比較的進歩して居り、性質温順で勤勉の風があり、資産あるものは西洋風の清楚な住宅を構へピアノなどの樂器を備へ日常洋装して稍々文化的な生活をして居るものもある。カナカ族もまた性質温順で快活ではあるが、前者よりも一般に遊惰放逸で、文化の程度も極めて低い。言語は土語、日本語の外に西班牙語、英語、獨逸語を解する者も少からずある。而してチャモロ族の本據はサイパン島にして次でヤップ、パラオとに在る。

南洋廳長官	手塚 敏郎	大正七・七一
臨時南洋防備隊民政部長	手塚 敏郎	同
同	堀口 満貞	昭和六・二〇・三
同	田原 和男	同
同	松田 正之	同
同	林 壽夫	同
同	北島 謙次郎	同
同	近藤 駿介	同

南洋廳文官人員 (昭和十三年末)

南洋群島はその位置赤道に接し、全管内悉く熱帯圏内に在るを以て、其の温帯地の如く四季の別がない。即ち一年を通じて温帯の夏季の季候で、所謂「常夏の國」である。而してスコール多く、純然たる海洋性氣候に屬し、その晝夜の差による氣候變化も亦極めて少い。なほ全群島一般に殆んど氣温相等しく、又一年を通じて變化が極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十三度位で一日中の温度の差は僅に四乃至六度に過ぎない。なほ南洋群島は内地若くは臺

人口 (昭和十三年)	總數	男	女
總數	一三、三、三	六、六、六	五、五、〇
内地	五、八、八	三、一、一	二、四、七
外地	七、四、四	三、五、五	三、八、九

歳入	昭和十三年	昭和十四年
經常部	九、四、八、二〇	一〇、五、四、三、七
臨時部	四、八、二、〇	三、五、〇、〇
計	一四、二、六、二〇	一四、〇、四、三、七
歳出	昭和十三年	昭和十四年
經常部	一〇、五、四、三、七	一〇、五、四、三、七
臨時部	三、七、一、八三	三、七、一、八三
計	一四、二、六、二〇	一四、二、六、二〇

外地—南洋

貿易 (昭和十二年)

外國貿易	內國貿易
總額 一、六六、三三三	總額 五、八〇、八八四
輸出 三、八、三九四	輸出 七、六四、七七一
輸入 一、三、八〇九	輸入 三、九六、五六一
超過額 八七、七三五	超過額 一五、八七、八五五

農業

昭和一〇	昭和十一年	昭和十二年
農業者 本地人 三、五九六	農業者 本地人 四、五九四	農業者 本地人 四、五九四
農業者 外地人 二、八三三	農業者 外地人 二、八三三	農業者 外地人 二、八三三
農業者 人口 (人) 三、四九九	農業者 人口 (人) 三、四九九	農業者 人口 (人) 三、四九九
耕地面積 (町) 一、四〇〇	耕地面積 (町) 一、四〇〇	耕地面積 (町) 一、四〇〇
耕地面積 (總數) 三、三〇六	耕地面積 (總數) 三、三〇六	耕地面積 (總數) 三、三〇六
作付面積 (町) 三、三〇六	作付面積 (町) 三、三〇六	作付面積 (町) 三、三〇六
收穫高 (圓) 一、三、一七、七三三	收穫高 (圓) 一、三、一七、七三三	收穫高 (圓) 一、三、一七、七三三

家畜・家禽

牛	馬	豚	山	兔	鶏
昭和一〇 五、五七七	昭和一〇 五、五七七	昭和一〇 五、五七七	昭和一〇 五、五七七	昭和一〇 五、五七七	昭和一〇 五、五七七
昭和十一年 五、八六六	昭和十一年 五、八六六	昭和十一年 五、八六六	昭和十一年 五、八六六	昭和十一年 五、八六六	昭和十一年 五、八六六
昭和十二年 五、九四〇	昭和十二年 五、九四〇	昭和十二年 五、九四〇	昭和十二年 五、九四〇	昭和十二年 五、九四〇	昭和十二年 五、九四〇

商會社營業別 (昭和十二年)

營業別	會社數	資本金
商業	一五	六、六三七
工業	一	四、九六六
農業	一	六、九〇〇
林業	一	一〇、〇〇〇
拓殖業	一	一〇、〇〇〇

醫療機關

昭和一〇	昭和十一年	昭和十二年
醫院 (官立) 一	醫院 (官立) 一	醫院 (官立) 一
醫院 (私立) 一	醫院 (私立) 一	醫院 (私立) 一
限地開業醫師 一	限地開業醫師 一	限地開業醫師 一
齒科醫師 一	齒科醫師 一	齒科醫師 一
藥劑師 一	藥劑師 一	藥劑師 一
看護婦 一	看護婦 一	看護婦 一
產婆 一	產婆 一	產婆 一
看種商 一	看種商 一	看種商 一
傳染病 (昭和十二年)	患者 一八五	死亡 一
赤痢 一	患者 一八五	死亡 一
腸チフス 一	患者 一八五	死亡 一
バラチフス 一	患者 一八五	死亡 一
猩紅熱 一	患者 一八五	死亡 一
チフテリア 一	患者 一八五	死亡 一
アメーバ赤痢 一	患者 一八五	死亡 一

水産

昭和一〇	昭和十一年	昭和十二年
水産業者數 (戶數) 一、〇〇〇	水産業者數 (戶數) 一、〇〇〇	水産業者數 (戶數) 一、〇〇〇
漁獲物高總數 (圓) 三、五五、〇一九	漁獲物高總數 (圓) 三、五五、〇一九	漁獲物高總數 (圓) 三、五五、〇一九
魚類 (數量) 四、〇五、〇〇四	魚類 (數量) 四、〇五、〇〇四	魚類 (數量) 四、〇五、〇〇四
魚類 (價額) 一、六九、〇六五	魚類 (價額) 一、六九、〇六五	魚類 (價額) 一、六九、〇六五
貝類 (數量) 一、八九、五九四	貝類 (數量) 一、八九、五九四	貝類 (數量) 一、八九、五九四
貝類 (價額) 一、八九、五九四	貝類 (價額) 一、八九、五九四	貝類 (價額) 一、八九、五九四
其他 (價額) 一、五、四九一	其他 (價額) 一、五、四九一	其他 (價額) 一、五、四九一
水産製造物總數 (圓) 三、六〇、四三三	水産製造物總數 (圓) 三、六〇、四三三	水産製造物總數 (圓) 三、六〇、四三三
鮭 二、七二、三三七	鮭 二、七二、三三七	鮭 二、七二、三三七
節 七五、一五二	節 七五、一五二	節 七五、一五二
節 六、〇三三	節 六、〇三三	節 六、〇三三
其他 六、八七四	其他 六、八七四	其他 六、八七四

海運 (昭和十二年)

船名	年回數	船數	總噸數
マリアナ群島線	一九	一	一、九一
ヤップ、パラオ離島線	九	一	一、九一
ボナベ、トラツク離島線	一	一	三、〇〇
マーシャル群島線	二	一	六、六一

△離島間連絡航路  
 備考 マーシャル線は濠洲委任統治地ケビアン、ラパウルを経て南太平洋諸島と連絡交通す、マリアナ群島線は英領ギルバート島に至る。

△環礁内航路

船名	航線	航年回數	船數
パラオ諸島巡航船	サイパン、トラツク、ボナベ	一、三三	七
ヤップ島巡航船	サイパン、ヤルト	二、四〇	一
ボナベ巡航船	サイパン、ボナベ	一、三三	一
トラツク諸島巡航船	サイパン、トラツク	一、三三	一
△内地、群島間連絡航路			
(1) 東廻線	サイパン、トラツク、ボナベ	一、五	五
(2) 西廻線	サイパン、ボナベ、トラツク	一、五	五
(3) パラオ線	サイパン、パラオ	六	三
(4) サイバ線	サイパン、ボナベ	七	三

海外發展

汽船	隻數	噸數	隻數	噸數
合計	五二	一、三三	五二	一、三三
汽船	五二	一、三三	五二	一、三三
帆船	一	一、三三	一	一、三三

移植民現況 (昭和十二年)

渡航地別	人員	渡航地別	人員
伯刺西	四、六五	蘭領東印度	一、三三
比律賓	三、八六	亞爾然丁	三、〇七
英領加奈陀	一、〇九	メキシコ	一、〇九
ソウイェト	二、五九	其他	三、三三
馬來半島	四、四合	計	一〇、七四〇

海外在留本邦人數 (昭和十五年現在、外務省調査)

總數	2,042,497	内地人	1,779,424	朝鮮人	81,399	臺灣人	15,255	英領カナダ	2,237
南洋委任統治地域	62,355		1,744,544		4,035			中南亞米利加	3,430
海外各地	1,855,033		61,733		7,912			メキシコ	4,675
極東	1,398,876		55,239		6,643			キューバ	1,099
滿洲	1,584,497		53,189		10,591			サルヴァドル	7
中華	355,733		77,799		15,155			パナマ	3,587
英領香港	6,935		5,444		1,515			コロンビア	2,944
英領印度支那	3,377		2,851		526			ペネズエラ	3,155
佛領印度支那	7,244		7,000		244			ポリネシア	6,697
英領馬來	9,588		7,000		2,588			ブラジル	3,697
英領ボルネオ	3,377		2,851		526			アラブ	1,973
英領サラワク	3,377		2,851		526			フランス	6,697
英領シラハ	3,377		2,851		526			ドイツ	1,973
英領印度	1,492		1,492					アメリカ	6,697
蘭領東印度	7,170		6,485		685			ソ連	1,973
比律賓群島	2,419		2,044		375			その他	3,430
アフガニスタン	33		33					無業	3,430
レバノン	33		33					其他の有業者	3,430
大洋洲	3,016		3,016					其他の有業者	3,430
北亞米利加	3,016		3,016					其他の有業者	3,430
北米合衆國	3,016		3,016					其他の有業者	3,430
本國	3,016		3,016					其他の有業者	3,430
布哇	1,515		1,515					其他の有業者	3,430

關東州居住本邦人數

(昭和十二年現在)

總數	1,704,480	男	821,014
内地人	1,704,480	女	883,466
職業別 (内地人)			
農	1,881		844
水產	1,881		844
工業	1,881		844
商業	1,881		844
交通	1,881		844
公務自由業	1,881		844
其他の有業者	1,881		844
家事使用人	1,881		844
無業	1,881		844

南洋委任統治地域居住本邦人數 (外務省調査)

(昭和十二年十月一日現在)

總數	3,355	男	1,663	女	1,692
職業別 (内地人)					
農	15,656		7,828	7,828	
水產	4,666		2,333	2,333	
工業	3,881		1,940	1,941	
商業	3,881		1,940	1,941	
交通	3,881		1,940	1,941	
公務自由業	3,881		1,940	1,941	
其他の有業者	3,881		1,940	1,941	
家事使用人	3,881		1,940	1,941	
無業	3,881		1,940	1,941	

職業別在外本邦内地人數 (外務省調査)

(昭和十二年、昭和十一年、昭和十年)

農	1,881	1,881	1,881
水產	1,881	1,881	1,881
工業	1,881	1,881	1,881
商業	1,881	1,881	1,881
交通	1,881	1,881	1,881
公務自由業	1,881	1,881	1,881
其他の有業者	1,881	1,881	1,881
家事使用人	1,881	1,881	1,881
無業	1,881	1,881	1,881

外地——海外發展

在外邦人數(外務省調査)

Table showing the number of Japanese citizens in foreign countries and territories. Columns include country names (e.g., 滿洲, 南洋, 亞細亞) and the number of people.

渡航地別移民渡航者(昭和十二年)

Table showing the number of immigrants by destination. Columns include destination names (e.g., 滿洲, 南洋, 亞細亞) and the number of immigrants.

渡航許可官廳別移民渡航者

Table showing the number of immigrants by the authority that granted the permit. Columns include authority names (e.g., 官廳, 警視廳, 北海道) and the number of immigrants.

海外渡航者(拓務統計)

Table showing the total number of overseas travelers. Columns include year (年次), total number (總數), and non-immigrants (非移民).

目的別(昭和十二年)

Table showing the number of immigrants by purpose. Columns include purpose (e.g., 農業, 漁業, 工業) and the number of immigrants.

渡航許可員數(昭和十二年)

Table showing the number of immigration permit officers. Columns include officer names (e.g., 宮崎, 鹿兒島, 沖繩) and the number of officers.

滿洲移植民

昭和十一年政府は滿洲農業移民の重要性に鑑み重要國策の一項目として採擇、拓務省の樹てたる二十箇年百萬戶移民案の第一期計畫として昭和十二年より五箇年間に十萬戶を送出すこととし本年度は其の第二期として六千戶を送出の豫定。

昭和十一年政府は滿洲農業移民の重要性に鑑み重要國策の一項目として採擇、拓務省の樹てたる二十箇年百萬戶移民案の第一期計畫として昭和十二年より五箇年間に十萬戶を送出すこととし本年度は其の第二期として六千戶を送出の豫定。

社、昭和四年創立、移住者戸數七十二。同社は昭和七年二月以後移民募集條件を根本的に改革する爲め移住者募集を一時停止今日に及んで居る。

外地——海外發展

Table showing the number of Japanese citizens in foreign countries and territories. Columns include country names (e.g., 滿洲, 南洋, 亞細亞) and the number of people.



名を濱江省内一四ヶ所、吉林省内四ヶ所、牡丹江省内一ヶ所、三江省内二ヶ所、龍江省内一ヶ所、合計二十二ヶ所に入植せしめ、尙十四年度第八回集團移民先遣隊九七四名は既に渡滿し、哈爾濱訓練所及既設移住地訓練所に於て訓練中である。而して之等移民の十二年度に於ける業績を示せば

(田畑單位、町、畜産家畜は頭、羽)

第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次
田 三〇五	一三四	二五〇	四〇〇	六五五	六〇三
畑 一、八〇一	一、七九一	一、五五一	一、三〇六	一、七五五	一、四〇三
計 二、〇五二	一、五八二	一、八〇一	一、七〇六	二、四〇九	二、〇〇六
畜産家畜	六九	六	七	七	〇
馬	一	一	一	一	一
牛	一	一	一	一	一
豚	八	一	一	一	一
綿羊	八〇	一	一	一	一
山羊	一	一	一	一	一
兔	一	一	一	一	一
鶏	一、五三三	二、〇〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
家鴨	二	一	一	一	一
鶯	一	一	一	一	一
蜜蜂	一	一	一	一	一

青年移民  
邦人の滿洲移住を奨励し日滿不可分關係

を益々強化することの緊要、殊に今次支那事變の勃發に依り滿洲國の鐵道の守備、在滿邦人の保護、政治的思想的後方攪亂の豫防鎮壓、軍需品配給の安全等後方勤務の爲滿洲移民の重要性は著しく加重し來りたる現在に於て、既定計畫の壯年移民は時局に對應するに足る大量送出を短期間に遂行するの困難なる實情にあるに鑑み比較的容易に且つ單獨移住の期間長き青年移民の送出が時局の要求に適したる理由で、昭和九年青少年移民十三名の入植を嚆矢とし、昭和十二年青年移民制度の確立を豫想して滿洲移住協會に於て長野縣外五縣より青少年三百名を募集し嫩江開拓訓練所に入所せしめて相當の實績を挙げ、政府に於ても昭和十二年十一月三十日の閣議に於て昭和十三年度より可及的多數の青年移民を實施する事に決定、之が豫算額昭和十二年度六一九、〇六〇圓、同十三年 五、五七五、八八三圓を計上、十三年度青年移民送出數三萬人の決定を見た。

民間に於ける諸計畫

鏡泊湖學園 昭和七年十月、吉林省寧安縣鏡泊湖畔松乙溝に設立、修業年限豫科三ヶ月乃至一ヶ年、本科二ヶ年。卒業生に對し學園附屬土地十町歩乃至二十町歩を永代貸與、拓務省は昭和十年度に補助金一萬圓を交付、昭和十年十一月第一回卒業生を出し

たるも、同園指導者山田第一氏匪彈に燈れ事業遂行上に支障を來し閉校。修了生及在園生約百五十名の處置に就ては原則として昭和十一年度に於ける拓務省移民の一部として採用する方針をとり、昭和十年不取敢その一部として三十三名の入植者を見、歸國入營者以外の二十九名は現地に留り所期の目的たる學園村樹立に努力し其後成績見るべきものありて現在員は二十五戸二十九名となり昭和十二年には滿拓資金の融通を得て居る。

一 裸樹開拓組合 東京市深川埋立地の労働者收容所出身移住者をして昭和八年以降興安南省通遼縣錢家店なる東亞勸業株式會社の農場に小作人として入植せしめたが、其後移住者の増加に伴ひ土地狭少を告げたので舊東北政權關係の三番堂農場内の一裸樹部落を選び昭和九年春より同地に移轉、現在五十七戸の人々を營農に従事せしめて居る。而して昭和十二年度には拓滿より資金の融通を受け同年八月より天照園を分離し一裸樹開拓組合を組織した。

天理村 天理教團本部の計畫 地域は哈爾濱郊外阿什河、昭和九年十一月上旬第一回移民四十三戸二百五人を入植せしむ其の現在員數は七十戸、三百六十八人。移住者は天理教本部より資金の供給を受け農耕畜の外産物の加工販賣の組織化せる經營施設

を有し、特に團本部には教化部として教會、小學校、診療所を設け、又各戸獨立まで一戸當り所要資金平均七、五〇〇圓を計上し、昭和十二年度以降滿拓の資金融通を受け獨立經營することとなつてゐる。

鐵路自警村(鐵路總局移民)

滿洲國鐵路總局は鐵路沿線に治安維持、産業開發の目的を以て國線従事員の一部を各地に設置することとし、昭和十年先づ奉天線女兒河、奉吉線一前及黑山頭、濱北線綏化齊克線奉安、平齊線白城子の六ヶ所に合計六十九戸百三十六名を入植。尙昭和十一年度に於て京圖線蛟河、拉濱線小城、京濱線双城堡、濱綏線山市、濱州線安達北黑線龍鎮、京白線柴崗の七ヶ所に合計百三十五戸二百八十三名を入植、十二年度に於ては濱北線白家、訥河線訥河、濱綏線阿城、圖佳線、寧安及東京城、拉濱線四家房、京濱線五家、奉吉線明城及靠山屯、大鄭線泡子の十ヶ所に二百十五戸を入植。十二年度には一戸當り二百圓を補助し其の安定に資して居る。

林業村(滿洲國林野局移民)

昭和十一年滿洲國實業部林野局に於て同國官行斫伐事業の經濟的且合理的運營を爲さんが爲内地人労働者を招致し滿人労働者の指導に當らしむると共に之を移民として定著せしむる方策を樹立、冬季休業期間に農業を營む農林兼業の内地人移民で、昭和十一年拓務省

は農業自由移民として取扱ふこととし百三十四名を間島省和龍縣古洞河及延吉線草皮溝、濱江省寧安縣二道河子、三江省勃利縣大青山に移住せしめ、十二年度には同地區に百三十九名入植、拓務省は之に對し渡航費及自作農創設費を補助した。尙本年度は七十二戸を入植せしめ更に續々と増加せしむる豫定。

鶴岡炭礦労働者移民

本移民は三江省湯原縣滿洲炭礦株式會社鶴岡炭礦に於て炭礦労働に従事する労働者移民、拓務省は渡航費補助、會社に於ては定著を圖る爲土地宿舍を提供、移住者は昭和十二年七月五十六名。

饒河移民村(饒河青少年移民)

滿洲移住協會に於ては農業集團移民の實績に鑑み三江省饒河附近の地を選び青少年を主體とする模範的自作農創設を目的とする自由移民を計畫、拓務省は之に對し昭和十二年度に補助金を交付、昭和十三年六月本計畫を改め將來移民訓練所とすることとし團員中の適任者は青年移民幹部に充當することとした。

松島移民村(吉林省松島移民)

京圖線江密峰、吉奉線白山市及双河鎮、拉濱線水曲柳に入植せしむるもの、各村十戸の組合組織とし一戸當水田七町歩、畑一町歩を耕作現在入植者四十二名。政府は農耕資金及渡

航費として一戸當五百圓を補助。

呼倫貝爾開拓組合(笠井部隊移民)

興安北省濱州線免渡河の興安農場、機械農業を主とし營農方針は農牧併營、一戸當經營面積五十町歩、内耕地三十町歩、牧地二十町歩、小麥、燕麥、大豆等を栽培の豫定。

蛟河開拓組合(新滿青年農業移民團)

昭和十一年吉林省額穆縣烏林保に小作農として入植の九名の農耕、炭燒に依り營農資金の一部を貯へたるものが昭和十二年自由移民として土地を買収、更に郷里七十二戸の同志と共に昭和十三年度より本格的に農耕に従事、總面積五百九十町、一戸當り水田四町歩、畑三町歩。

鐵嶺岩手村開拓組合

濱江省鐵嶺駐屯千泥守備隊長の發意にて岩手縣より自由移民を招致、鐵嶺縣石長附近に定著せしめる計畫、本年度百二十戸七十六名を入植を了へ、一戸當り耕作面積は水田一町歩、畑四町歩。

對在滿朝鮮人施設

鮮滿拓殖株式會社の創設 從來朝鮮人の滿洲移住に對しては自然放置の状態で唯現地保護に付き各般の施設を講じ來つたが滿洲事變を契機とし淺滿鮮農の激増に鑑み之が統制と助成を圖る實行機關として昭和十一年九年制令に依り朝鮮總督府の特別の保護監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立し、滿洲國の滿鮮拓殖股份

有限公司と一體不可分の關係を創り以て事業の圓滿なる運行を圖ることとなつた。昭和十二年九月末安全農村の概況を示せば左の如くである。

□鐵嶺安全農村 滿鐵本線亂石山驛の西方一里、最初の計畫は總面積七百五十町歩に鮮農二百五十戸、約一千二百人を收容の豫定だつたが昭和十年度更に百七十町歩を商租現在は耕作面積水田九、一三四町歩、戸數三八三戸、人口一、九〇二人。

□營口安全農村 營口の對岸なる河北と田庄臺の中間地區一萬五千町歩の耕地中三千町歩を商租し、鮮農八百四十人を定住せしむる計畫を一部變更して昭和九年一千戸、五千人を收容、同十年度は更に二千五百町歩を商租、千二百戸を收容する計畫の下に目下事業進捗中で現在耕作面積水田四〇、三六五町歩、戸數一、八四九戸、人口九、五一三人。

□河東安全農村 吉林省珠河、延壽兩郡に亘る二千五百町歩の農場内水田千七百町歩、畑其他八百町歩の集團地にて鮮農一千戸約五千人を收容する計畫の下に建設成り、現在耕作面積水田一六、五六九町歩、戸數六八三戸、人口二、九九二人。

□綏化安全農村 濱江省綏化縣内約一千三百町歩、昭和九年春三百戸を入村せしめ昭和十年更に區域を擴張して二百餘戸を收容

し、現在耕作面積水田一〇、四四四町歩、戸數四五〇戸、人口二、一二七人。

□三源浦安全農村 昭和十年度の新設にかゝり總面積四百二十二町歩、水田三百六十二町歩を開き現在耕作面積水田三、四五二町歩、戸數一七一戸、人口七五八人。

□間島集團部落 三十箇所、二千九百八十三戸、一萬七千八百二十八人。

□間島自作農創定 昭和七年度より五年計畫を以て二千五百戸(毎年四百戸)の自作農を創設すべく計畫し昭和十三年八月末に於ける實績は創定戸數二千八百戸土地面積一萬三千六十五町歩にして之に要したる資金は百六十八萬二千四百十四圓に上つて居る。

□北支安全農村 昭和十三年一月寧河縣蘆寨附近の土地三千五百町歩を租借、鮮農千戸を收容、一戸當り水田二町歩、畑四町歩を割當て、水田經營、棉作及蔬菜栽培をせしむる計畫。

### 外地移植民

朝鮮

□東洋拓殖株式會社 明治四十一年設立。植民事業としては同四十三年第一回移住民の募集以來毎年一回宛募集し、昭和十二年迄十七回に亘り移住せしむ。昭和十三年六

浦に兩庄に跨る地域に收容し常磐村と命名。昭和十一年度臺中州北斗郡斗街附近に八十六戸を收容、豐里村と稱し、同十二年度鹿島村二百戸を建設。又嘉南共榮協會の榮村を總督府に移管し十一年度に三十二戸、十二年度に五十戸を收容。同年臺東廳下に五十九戸を收容し數島村を建設した。

□内地人漁業移民 大正十五年臺北州蘇澳に移民四十九戸百八十九人招致、大體定著し、昭和十二年末現在に於て二百六十九戸、千十五人を算して居る。昭和七年より臺東州新港郡新港に四十五戸を移植、昭和十三年度更に十戸を増加し五十五戸とする計畫實施中。尙十三年度に於て花蓮港に四年繼續を以て内地人漁業移民百戸移植を計畫、相當補助金の交付及び宅地百坪以内、耕地五反歩以内の割當を之が助成を爲すこととなつてゐる。

### 南洋諸島

南洋廳はパラオ支廳及ボナペ支廳管内に移民適地を選定し農林業を目的とする移民者の入植に應じてゐる。一戸割當五町歩、三年を一期限として土地の無料貸下を行ひ、期間内に成墾したる者に對しては所定の代金にて賣拂ふこととしてゐる。昭和十三年八月末現在の入植收容數は三百三十戸を算して居る。

□南洋興發株式會社 サイパン島、テナアノ島、ロタ島、ボナペ島の甘蔗栽培に従事せしむるため農業移民の募集をなすつゝある移民一戸當り五町歩割當、五年間契約で小作し生産の八割五分を小作人の所得とするものと、契約労働者として同社工場に従事するものとの別がある。是等の移民數は昭和十三年十月末現在約二千六十八戸九千二十七人。

□南洋拓殖株式會社 昭和十一年七月二十七日勅令第二百二十八號を以て公布施行の南洋拓殖株式會社令に依り設立された資本金二千萬圓の國策會社である。會社事業の大體は燐礦採掘と代理店業務の二とし、別途に關係會社を設立して拓殖事業の遂行に當つてゐる。昭和十三年六月迄に大洋眞珠株式會社、南植鳳梨株式會社、南洋アルミニウム鑛業株式會社、南洋電氣株式會社、ニユーム鑛業株式會社、南洋電氣株式會社、南興水産株式會社、日本眞珠株式會社、等

九社に對する總投資額は三百六十三萬一千餘圓(株式拂込金)に達して居る。

### 對外拓殖事業

南洋地方

古くより邦人のこの地方に移民し農業に従事する者少なくなかつたが、近年國內に於ける工業の發達と共にこの地方に對し其の原料の生産取得並に國際取引を目的として企業投資を見るに至り、今日邦人の護謨、椰子、馬尼刺麻、砂糖、茶、珈琲、規那、棉花及木材等の農林事業を始め、鐵工業、石油事業及水産等に亘りその投資總額二億圓を超過するの盛觀を呈してゐる。護謨園の租借面積三十二萬九千四百六十五英反に上つてゐる。邦人護謨園の昭和十二年生産高は一、二五五噸、珈琲は南國産業株式會社租借面積五七九陌、野村東印度殖産株式會社一、六二三陌S.A.P.T一五、八〇〇陌で、生産面積は南國産業が二七五陌同數量(昭和十二年)一、四七六擔。野村東印度殖産の生産面積二二六陌、生産數量一、八一四擔。S.A.P.Tの生産面積三、二五七陌、生産數量三、二五〇擔である。

南洋地方

南米地方に於ける邦人の拓殖事業を見るに、ブラジルに對しては海外興業株式會社

海外移民組合、南米拓殖株式會社アマゾンヤ産業株式會社等何れも拓殖事業に植民事業を併行して行ひ、他は多く植民事業を伴はざるもので、ペルーに於けるペルー棉花株式會社の棉花栽培、星製藥株式會社のコカ栽培、ブラジル國サンパウロ州に於ける海外興業株式會社、東山農事株式會社、日伯拓殖株式會社野村合名會社の珈琲園の經營、パラ州に於ける南米拓殖株式會社直營部の棉花、米カカオの栽培、アルゼンテナインシオネス州に於けるマテ茶栽培、メキシコ西岸地方に於ける太平洋漁業株式會社の水産業等その例に洩れぬ。

(拓務要覽昭和十二年版より採録)

日本棉花栽培協會業況

我國棉花の輸入額は最近五ヶ年平均に於て數量約十三億四千六百萬斤、價額七億一千八百萬圓の巨額に達し、國內需要量の殆んど全部を海外に仰ぐの現状であるが近時の世界經濟界の動向に鑑み之が原料確保の方策を講ずべきは喫緊の時務とし、昭和八年三月拓務省主催の外地經濟懇談會棉花紡績委員會に委屬して對策樹立に關し鋭意調査研究を遂げたる結果其の大綱の決定を見、朝鮮滿洲に於て極力棉花栽培の奨励助長を企圖する爲め昭和九年四月十八日日滿棉花協會を設立、既存の滿洲棉花協會、滿

Table with columns for year (昭十二年, 昭十三年), location (陸地棉, 在來棉), and production volume (噸, 斤).

拓殖教養所

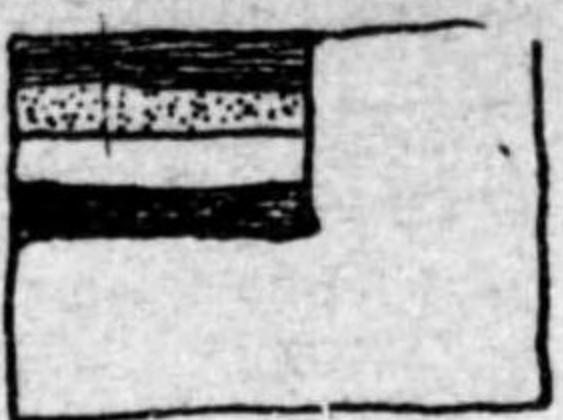
Table listing names of institutions (e.g., 第一 滿蒙方面, 第二 南洋方面), their locations (e.g., 盛岡高等農林學校, 三重高等農林學校), and their purposes.

移住教養所

Table listing names of institutions (e.g., 神戶, 長崎), their opening dates (e.g., 昭和三年三月), and their purposes.

移囑民學校

Table listing names of schools (e.g., 海外植民學校, 日本植民學校), their founding dates, and their locations.



滿洲帝國

帝制實施

滿洲國は建國二週年記念日の昭和九年三月一日を以つて帝制を實施し、溥儀新皇帝は順天安民の大義によつて帝位に即かせれ同時に年號を康徳と改められた。建國以來日尙淺きに拘らず、よく幾多の艱難を突破し無秩序を整理克服して近代國家としての組織を整備し、新しき東亞の立憲君主國として萬世不易の國礎を定められた事はまことに世界にその比を見ざる驚異的の事實である。顧れば、昭和六年九月十八日、滿洲事變突發して遂に張學良の政權崩壊し、我軍によつて暫らく各地の治安は維持されてゐたが、此の間滿蒙人士の中に五族協和の安樂土建設の爲め新政權の樹立を希望する者次第に増加し、昭和七年二月中旬頃より建國促進宣傳運動漸次熾烈となり、先づ東北行政委員會の成立を見、同年三月一日清朝紀元の吉日をもつて、民主共和政體を標榜する滿洲國の成立宣言を行ふに至り、年號を大同と稱し首都を長春(新京と改む)

滿洲帝國——帝制實施

日滿兩國年次對照

Table comparing Japanese and Manchurian years (e.g., 昭和七年, 大同元年).

に奠めた。同月九日宣統帝溥儀氏を迎へて執政となし、同日文武百官を集めて盛大な執政式を行ひ、各部官制を定め即日各官吏を任命し、三月十二日、日・英・米等十七ヶ國に對し外交部總長より滿洲國獨立の通電を發した。同年九月十五日我國の正式承認となり、爾來日滿の提携は愈々緊密を加へ、國內の無秩序は著々と整理され、近代國家の體格はより一歩を進め、溥儀執政を仰いで帝制實現を請願するに至つたのである。即ち帝制創設は所謂清朝の復辟にあらざりてあくまでも三千萬民衆の民意を天意となして行はれたものである。即位改元の大典は三月一日新帝都新京において嚴肅裡に舉行せられ、之れに先立ち溥儀帝は南郊に昊天を祭るべく同日午前八時順天廣場の式典場に親臨、郊祭の儀を行ひ、次いで正午より帝府内勤民樓において登極の儀を行はされ、即位改元の詔を頒發せられた。饗宴は二日三日と續けられ、五日には軍旗親授の式を擧げ、かくて民衆の歸趨

を一にし、不磨の國基を開き王道政治の基礎愈々堅きを加ふるに至つたのである。

即位詔書

天承運ノ皇帝詔シテ曰ク 我國、基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年、天意ノ愛民ニ原ツキ友邦ノ仗義ニ頼リ、其始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコトナガリシニ、日本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス、衆咎ヲ犯シテ辭セス、事ハ解懸ニ等シク功ハ授瀾ニ同シ、朕親躬ヲ以テ乃チ天眷ヲ承ケ、我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ授ケ、流亡漸ク集マリ其謳歌ヲ興シ、兵氣潛鎮シ化シテ日月ト爲ル、夫レ皇天親ナク惟タ德是レ輔ク、而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル位ヲ正サンコトヲ籲請シ、詢謀僉ナ同シ、敢テ天命ヲ敬承セサランヤ、其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ改メテ康徳元年トナシ仍ホ滿洲ノ國號

ヲ用ユ、世難未タ芝キス何ソ敢テ苟安  
セン、有ラユル守國ノ遠圖、經邦ノ長  
策ハ常ニ日本帝國ト協力同心以テ永固  
ヲ期スヘシ、凡ソ統治ノ綱要成立ノ約  
章ハ一ニ其舊ノ如シ、國中ノ人民種族  
各異ルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ  
利害與ニ共ニス、此言ヲ渝エサル曠日  
ノ如キ有リ、朕カ命ヲ替ルコトナカレ  
咸ヲシテ聞知セシム

御名 御璽  
康徳元年三月一日 國務總理大臣  
各部大臣

日滿國交に關する詔書

(一〇、五、二)

朕登極ヨリ以來亟ニ射カラ日本皇室ヲ訪  
ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘントラ思フ  
今次東渡宿願克ク遂ク、日本皇室懇切相  
待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦  
禮敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ル  
ル能ハス深ク惟フニ我國建立ヨリ以テ今  
茲ニ逮フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以  
テ不基ヲ奠メタリ、茲ニ幸ニ親シク誠悃  
ヲ致シ復タ意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立  
ツ所仁愛ニ在リ教本ノ重スル所忠孝ニ在  
リ、民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地  
ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサ  
ルハ莫シ、故ニ能ク内ヲ安シ外ヲ攘ヒ

信ヲ講シ鄰ヲ恤ミ、以テ萬世一系ノ皇統  
ヲ維持スルコトヲ知レリ、朕今射カラ其  
上下ニ接ス、咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ、氣  
同シク道合シ依頼渝ラス、朕 日本天皇  
陛下ト精神一體ノ如シ、爾衆庶等更ニ當  
ニ仰イテ此意ヲ體シ、友邦ト一德一心、  
以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ  
眞義ヲ發揚スヘシ、則チ大局ノ和平人類  
ノ福祉必ス致スヘキナリ凡ソ我カ臣民、  
務メテ朕カ旨ニ遵ヒ以テ萬異ニ垂レヨ、  
此ヲ欽メ

御名 御璽  
康徳二年五月二日  
國務總理大臣 鄭孝胥  
宮内府大臣 沈瑞麟

帝位繼承法公布に關する詔書

我カ滿洲帝國ハ日本帝國ノ仗義援助ニ頼  
リ斯ノ洪業ヲ開キ斯ノ邦基ヲ奠ム是ヲ以  
テ朕登極以來仰テ  
眷命ノ本ツク所ヲ體シ俯シテ國脈ノ繫ル  
所ヲ念ヒ有ニル守國ノ遠圖經邦ノ長策悉  
ク日本帝國ト協力同心以テ益兩國不可分  
離ノ關係ヲ敦ウシ一德一心ノ眞義ヲ發揚  
シ夙夜勤求敢テ或ハ懈ルナシ今茲ニ帝位  
繼承法ヲ制定シ繼體附託ノ重キニ於テ南  
ノ法典ヲ定メ諸ヲ久遠ニ示ス大寶儼然建  
中易ヲサル實ニ日本天皇陛下ノ保佑ニ是

帝位繼承法

第一條 滿洲帝國帝位は康徳皇帝の男系子孫たる男子永久世之を繼承す。  
第二條 帝位は帝長子に傳ふ。  
第三條 帝長子に在らざる時は帝長孫に傳ふ、帝長子及び其の子孫皆在らざる時は帝次子及び其の子孫に傳ふ、以下皆之に例す。  
第四條 帝子孫の帝位を繼承するは嫡出を先にす帝庶子孫の帝位を繼承するは帝嫡子孫皆在らざる時に限る。

御名 御璽  
康徳四年三月一日  
國務總理大臣 宮内府大臣

第五條 帝子孫皇在らざるときは帝兄弟及び其の子孫に傳ふ。  
第六條 帝兄弟及び其の子孫皆在らざるときは帝伯叔父及び其の子孫に傳ふ。  
第七條 帝伯叔父及び其の子孫皆在らざるときは最近親の者及び其の子孫に傳ふ。  
第八條 帝兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす。  
第九條 帝嗣精神若くは身體の不洽の重患あり又は重大の事故あるときは參議府に諮詢し前數條に依り繼承の順序を換ふることを得。  
第十條 帝位繼承の順位は總て實系に依る附則 本法は公布の日より之を施行す。

重要職員一覽

尙書府 大臣 袁金鎧	秘書官長 武官雄彦	宮内府 大臣 熙江貫一	侍從武官處 次官 張海鵬	侍衛處長 武官長 工藤忠	參議府 議長 橋本虎之助	副議長 直木倫太郎	參議 齊默特色不勒	同 丁鑑修	同 同	同 同
參議 孫其昌	同 清原本益	同 沈瑞麟	同 金井章次	同 榮厚	同 神尾式春	同 張景惠	同 武部六藏	同 松木俠	同 谷次亨	同 谷次亨
國務總理大臣 鄭孝胥	國務院 國務總理大臣 張景惠	國務院 秘書局長 神尾式春	國務院 秘書官 榮厚	國務院 秘書官 神尾式春	國務院 秘書官 榮厚	國務院 秘書官 神尾式春	國務院 秘書官 榮厚	國務院 秘書官 神尾式春	國務院 秘書官 榮厚	國務院 秘書官 神尾式春
內務部 局長 谷次亨	外務部 局長 田代重章	參謀部 局長 荒井靜雄	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠	參謀部 次長 赫榮俠
參議府 議長 橋本虎之助	參議府 副議長 直木倫太郎	參議府 參議 齊默特色不勒	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同
參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同
參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同	參議府 參議 同

特別市長

新 京 金名世 奉 天 王慶璋  
哈爾濱 趙震 吉 林 徐家桓  
齊々哈爾 楊乃時

省長

奉 天 蔣 康 吉 林 閻傳紱  
熱 河 王允卿 龍 江 趙鵬第  
黑 河 濱田陽兒 安 東 盧元善  
間 島 神吉正一 牡 丹 江 大島陸太郎  
通 化 丁 超 北 安 馮廣民  
東 北 御影辰雄 濱 江 千鏡濤  
錦 州 森田成之 興 安 西 敬棍太  
興 安 東 額鳴爾 興 安 北 巴嘎巴迪  
興 安 南 富凌河 閩 關 冨田勇太郎  
滿洲中央銀行總裁 冨田貞二  
滿洲興業銀行總裁 坪上貞二  
滿洲拓殖株式會社總裁

△市 長(舊滿鐵附屬地域内)  
東 安 市 多田 晃 撫順市 増田増太郎  
牡 丹 江 市 鈴木健太郎 營口市 尹永掟  
佳 木 斯 市 張樹聲 鞍山市 三重野勝  
錦 州 市 張國棟 遼陽市 楊進開  
四 平 街 市 古館尙成 鐵嶺市 平田 淳  
駐在中華民國通商代表 生 松 淨  
同 天津辦事處長 山 本 紀 綱  
同 濟南商務局事務官 王 昨 非  
同 上海通商代表部南京辦事處長 中根不羈雄

駐在蒙疆代表

厚和辦事處長 何 春 魁  
滿洲建國大學長 陸軍中將 牛 島 貞 春  
駐獨大使館參事官 江 原 綱 一 雄  
獨逸漢堡駐在總領事 安 集 雲

副領事

波蘭ワルソ駐在總領事 澤 田 誠 篤  
同 領事 伊 吹 幸 隆  
大同學院長 井 上 忠 也  
滿洲國大陸科學院長 農學博士 鈴木梅太郎  
畜産獸醫大學長 新 美 信 太  
佳木斯醫科大學長 寺 師 義 信  
滿洲帝國協和會 會長 張 景 惠

勳位・勳章

滿洲國の勳位及び勳章令は康徳二年四月十八日參議府の諮詢を経て公布された。勳位は大勳位以下勳八位まで、勳章は大勳位蘭花草頸飾、大勳位蘭花大綬章、龍光章及び景雲章とし、大勳位蘭花草頸飾は大勳位に叙せられしものに特旨により賜はり、大勳位蘭花大綬章は大勳位に叙せられしものに、龍光章は勳一位に叙せられ特旨によるもの、景雲章は勳一位より勳八位までのものに賜はるものである。

防共協定正式加盟

世界平和の樹立と文化の進展に寄與する

防共極軸に洪牙利と時を同じうして参加せる滿洲國の日獨伊防共協定加盟議定書調印式は昭和十四年二月二十四日新京に於て張國務總理と日獨伊三國全權代表との間に左記議定書の通り調印を了した。

議定書

一方滿洲帝國政府及び他方大日本帝國政府、イタリー國政府、ドイツ國政府は下名の全權委員により左の通り協定せり  
第一條 滿洲國は一九三六年十一月二十五日の協定及び附屬議定書並に一九三七年十一月六日の議定書より成る共産インタナショナルに對する協定に参加す  
第二條 前記附屬議定書に掲げられたる加盟國の涉外關係の協力を容易ならしむる形式は右關係國間の將來の合意により決定せらるべし  
第三條 一九三六年十一月二十五日の協定及附屬議定書並に一九三七年十一月六日の議定書の各本文は本議定書に附録として添附せらる  
本議定書は漢文、日本文、イタリー文、及ドイツ文を以て作成せられその各本文を以て正文とす  
本議定書は署名の日より實施せらるべし右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり  
康徳六年二月二十四日即ち昭和十四年二

月二十四日、一九三九年フアシスト曆十七年二月二十四日新京に於て本書四通を作成す  
張景惠、植田謙吉、ルイヂ・コルテーゼ、ウイリアム・ワグナー

國家承認問題

滿洲帝國建國當時(昭和九年三月一日)同國外務大臣より日本以外の七十一ヶ國に對し新帝國成立並に修好を望む旨の通牒を發したるに對し正式回答を寄せたるは左の八ヶ國であるが、之は何れも事實上の承認と認むべきである。

諸威王國、リベリア共和國、リトアニア共和國、ローマ政廳、ドミニカ共和國、ネバル王國、土耳其共和國、ポリウエア共和国。

で、ソ聯邦は建國勿々滿洲國內に領事を任命し、自國內に滿洲國領事の駐在を認め、又滿ソ水路協定、北鐵讓渡協定等に調印して事實上承認、而して又聯邦の一たるエストニア國は昭和九年七月二十日日本との通商取極中に滿洲國の名を用居るのは事實上の承認と見られ得る。

此外昭和十年四月二十三日附を以てポロランド政府は郵政上の協定を、チエツコ・スロヴァキア國が昭和九年十二月經濟視察の結果領事官、商務官を駐在せしめて兩國

通商の促進を圖らんとし外交部に諒解文書を送れる如きも亦然りである。  
正式承認國を擧ぐれば

Table with 2 columns: Date and Country/Authority. Includes entries for Japan, Romania, and Hungary.

面積人口

滿洲帝國の領域は、奉天、吉林、龍江、熱河、濱江、錦州、安東、間島、三江、黑河、通化、東安、北安、牡丹江、興安東、興安南、興安西、興安北の十八省の行政区劃よりなる。

滿洲國は西は蒙古及支那本土に、東北は露領西比利亞に、南は朝鮮及黃海に接し西は東經一五度二〇分より東は東經一三五度二〇分に至り、南は北緯三八度四〇分より發して北は北緯五三度五〇分に達し、その面積は一、三〇三、一四三平方料に及び地勢は西部及び北部たる遼河、松花江流域に屬する平原部、他は東より南部に互る山岳地である。而して其の中央部に地勢最も高く略々南北に兩分されてゐる。南方の傾

斜は長白山脈を起點として遼東及び朝鮮南部に向ひ、北方の傾斜は一部分黒龍江に延びてゐる。黒龍江及其の支流である松花江、嫩江、烏蘇里江、豆滿江、鴨綠江、遼河等の大水系は、農耕の灌溉、舟筏の利便を惠み河流に沿うて大平原を展開してゐる。

面積 (單位平方料)

康徳六年一月現在

Table with 3 columns: Location (地方別), Area (面積), and Flag (旗). Lists provinces like Heilongjiang, Jilin, etc.



Table of mineral production in Manchuria, including categories like 硫化鐵礦 (Sulfur Iron Ore), 滿鐵礦 (Manchurian Iron Ore), 金 (Gold), 銀 (Silver), 石炭 (Coal), 油母頁岩 (Oil Shale), 原油 (Crude Oil), 菱苦土 (Magnesium Oxide), 耐火粘土 (Refractory Clay), 滑石 (Talc), 石灰石 (Limestone), 石膏 (Gypsum), 方解石 (Calcite), 螢石 (Fluorite), 白雲母 (Muscovite), and 瑪瑙 (Jade). It lists quantities and values for various periods.

漁業者戶數及人員 (Number of Fishermen and Personnel)

Table showing the number of fishermen and personnel in Manchuria, categorized by profession (專業) and occupation (兼業). It includes sub-sections for Japanese (日本人) and Manchurian (滿洲人) residents.

水產物漁獲高 (Total Fish Catch)

Table of total fish catch in Manchuria for the period of the 12th year of the Shōwa era, listing quantities and values for various types of fish and aquatic products.

水產物製造高 (Total Aquatic Product Processing)

Table of total aquatic product processing in Manchuria for the 12th year of the Shōwa era, listing quantities and values for various processed items.

鹽田及製鹽 (Salt Pans and Salt Production)

Table of salt production in Manchuria for the 12th year of the Shōwa era, listing quantities and values for different types of salt.

工場及び生産額 (Factories and Production Amount)

Table of factory production in Manchuria for the 13th year of the Kangde era, listing various industrial sectors and their respective production values.

對外債務 (External Debt)

Text explaining the external debt, noting that it is based on a survey of the Manchurian economy and covers the territory of the three provinces (東三省). It mentions the exchange rate of 100 Japanese Yen to 166.3 Manchurian Yuan.

產金買上値段 (Gold Purchase Price)

Table of gold purchase prices in Manchuria, showing the price per unit for different periods and locations.

銀行會社資本金現在高 (Current Total Capital of Banks and Societies)

Table of the current total capital of banks and societies in Manchuria for the 14th year of the Shōwa era, listing various financial institutions and their capital amounts.

康德七年度豫算 (Kangde 7th Year Budget)

Table of the budget for the 7th year of the Kangde era, detailing income (收入) and expenditure (支出) across various departments like 總務部 (General Affairs), 財政部 (Finance), and 建設部 (Construction).

中央銀行紙幣發行額 (Central Bank Paper Issuance)

Table of paper currency issuance by the Central Bank in Manchuria for the 13th year of the Kangde era, listing the amount issued in different denominations.

Table of land and agricultural statistics in Manchuria for the 5th year of the Shōwa era, including categories like 耕地 (Cultivated Land), 農家建物 (Farm Buildings), 山林 (Forests), 普通工業工場設備 (General Industrial Plant Equipment), 鐵道營業設備 (Railway Operating Equipment), 船舶自動車 (Ships and Automobiles), 都會地宅地建物 (Urban Residential Buildings), and 其他 (Others).

日本側 二五〇,〇〇〇  
歐米側 三一八,〇〇〇

銀行預金貸出高 (康徳六年十二月末)

市名	預金	貸出
新奉天	七三,〇〇〇	一,一六,〇〇〇
哈爾濱	二六,〇〇〇	二七,〇〇〇
大連	八二,〇〇〇	一〇,〇〇〇
安東	二七五,〇〇〇	四三,〇〇〇
營口	三〇,〇〇〇	三,〇〇〇
齊齊哈爾	九,〇〇〇	三,〇〇〇
吉林	九,〇〇〇	五,〇〇〇
牡丹江	一五,〇〇〇	八,八七三
錦州	一七,〇〇〇	一,〇〇〇
遼寧	一〇,〇〇〇	五,五五六
吉林	一〇,〇〇〇	三,四四八
合計	一,〇四七,七六七	二,二七,八八九

對滿投資 (滿洲事變以降)

昭和七年	千圓	昭和十一年	千圓
滿鐵株式拂込	三〇,〇〇〇	同社債純增加	四七五
同關係會社拂込	二五〇	其他	九四,七五五
昭和八年	三,〇〇〇	株式投資	二〇,五七七
建國公債	三,〇〇〇	滿洲內會社	五,三三三
社債投資	一三,六三三	株式社債賣渡	三,三三三
支店銀行會社	五,五〇六	合資合名會社	三,三三三
日本國債還賣渡	一九二	日本地方債社債	三,三三三
		株式賣渡債還	四,八七〇
合計	三三,〇〇〇	合計	二四,〇〇〇

昭和九年	千圓	昭和十三年	千圓
同地方債社債	五,七七七	新設會社株	三〇,二四四
株式募集買入	一,六〇〇	金拂込	一,二四四
對滿投資同收額計	一七,三三三	滿洲國北鐵	三,三三三
株式賣渡買入	一,六〇〇	公債	三,三三三
昭和九年	一〇,〇〇〇	合計	三三,九二二
投資公債	一〇,〇〇〇	滿洲國建國	六,〇〇〇
社債投資	一八,七七八	公債償還	六,〇〇〇
支店銀行會社買入	〇,七七八	差引純增加額	三〇,二四四
日本國債償還	二七	昭和十三年	二〇,〇〇〇
日本地方債社債	二七	滿鐵株式拂込	二〇,〇〇〇
株式賣渡償還	二七	滿鐵借入金	一五,〇〇〇
合計	三〇,八二二	在滿主要會社	一八,七〇〇
日本地方債社債	六,一八二	借入金増額	二,〇〇〇
株式賣渡償還	六,一八二	既設會社株	四三,六三五
株式賣渡買入	三,一七六	投資事業借入	一〇〇,〇〇〇
株式償還買入	三,一七六	滿鐵借入金償還	七〇,〇〇〇
對滿投資同收額計	九,三五四	投資事業公債	八,〇〇〇
差引純增加額	二九,八八九	建國公債	八,〇〇〇
昭和十年	四九,九九〇	投資事業公債	六〇〇
株式關係純	四九,九九〇	差引純增加額	四〇,〇〇〇
株式關係純	四九,九九〇	昭和十四年	四〇,〇〇〇
株式關係純	四九,九九〇	滿鐵株式拂込	四〇,〇〇〇
株式關係純	四九,九九〇	滿鐵借入金	五〇,〇〇〇
株式關係純	四九,九九〇	在滿主要會社	四九,三三四
株式關係純	四九,九九〇	借入金純増額	四九,三三四
株式關係純	四九,九九〇	既設會社株	一三,一八二
株式關係純	四九,九九〇	投資事業公債	一三,一八二
株式關係純	四九,九九〇	水力電氣事業公債	五〇,〇〇〇
株式關係純	四九,九九〇	償還計	一三,〇〇〇
株式關係純	四九,九九〇	差引增加額	一,〇三,七三三

貿易國別表 (康徳五年、單位國幣千圓)

國別	輸出	輸入
日本	三三,七〇七	九,六三三
朝鮮	四九,一八八	七,〇三三
中華民國	三三,六三三	一,三三六
香港	三,九〇三	三〇,〇三三
英領印度	四六	七,三三六
英領西利	一,五二二	五,〇六七
佛蘭西	五〇,三九六	三〇,三〇四
獨逸	八,〇〇一	七,九〇一
和蘭	九,九三三	四,四八三
白耳義	三,四三七	二,三九三
伊太利	一,三六〇	三,〇七〇
北米合衆國	四七,五二六	二,一四七
其他	七五,四五五	一,二七四
總計	二七五,四五五	一,二七四

主要輸出品價額 (康徳五年)

品名	價額
豆類	三三,九三三
粟	一四,一九七
落花生	八,五三六
芝麻	一六,三七〇
大麥	二,二六九
胡麻	二,〇〇〇
油	六,五一一
豆油	三,三三三
石炭	二,〇三三
其他	六,〇九三

滿洲帝國——貿易

主要輸入品價額 (康徳五年)

品名	價額
米及穀	二,三九九
葉煙草	七,七九七
麻類	四,〇六四
人絹及製品	四,九三三
水產物	三,六九五
藥品、爆發	七,八七〇
物及染料	七,八七〇
綿布類	二八,三三九
砂糖	三,七九七
毛織物	三,〇九〇
衣類屬附品	四,六三三

日滿貿易狀況 (單位千圓)

年次	輸入	輸出
昭和九年	一五,四三二	四〇,〇一九
昭和十年	二六,三三三	四六,六〇四
昭和十一年	三六,六六八	五五,六六八

本邦對滿洲國輸出品 (昭和十四年)

品名	價額
大豆	九,三三五
其他豆類	三,六〇四
皮類	八,一〇一
化學製藥品	二,五〇〇
再輸入	六,七三三
其他共計	四九,五六一
合計	一〇,〇〇〇

開港場 (滿洲國概覽による)

港別	開港年月	港別	開港年月
牛莊	一八六〇・五	安東	一九〇七・三
大連	一九〇七・七	大東溝	一九〇七・一
滿洲里	一九〇七・二	瑯環	一九〇七・七
三姓	一九〇七・七	哈爾濱	一九〇七・七



綏芬河 一九〇・二 龍井村 一九〇・五 壺盧島 一九七・五

國有鐵道

滿洲國政府は經濟開發を主眼として交通充實を圖り一面道路工事及び自動車網の計畫を進むると共に主要鐵道を國有とし、鐵道一元化を基調としてこれを擧げて滿鐵の委任經營とした。鐵路總局はこの統制を圖るために設けられたものであつて總局の下に錦縣(所管幹線一、七三六)吉林(同一、一九〇)牡丹江(同一、三八五)哈爾濱(同一、四三一)齊々哈爾(二、一〇六)の五鐵路局があり、運輸及び建設改良計畫に異常の努力振りを示してゐる。

國有鐵道概況

Table with columns: 年次 (昭和八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年, 十三年), 旅客 (人), 運貨 (貨), 私設鐵道

Table of railway lines: 金福鐵路, 穆稜鐵路, 鶴立鐵路, 開豐鐵路, 溪城鐵路, 琿春輕鐵, 滿鐵

自動車路線 (昭和十三年一月末現在)

Table of bus routes: 奉天, 錦州, 吉林, 牡丹江, 齊々哈爾, 北鮮, 總計

定期航空路一覽

Table of scheduled air routes: 一、新義州—奉天間, 二、大連—新京間, 三、新京—哈爾濱—齊々哈爾間, 四、齊々哈爾—滿洲里間, 五、奉天—錦州間, 六、錦州—凌源—承德間

教育 (康德五年六月末)

Table of schools: 國民高等學校, 女子國民高等學校, 師道學校, 大學

協和會

Table of officials: 中央本部企畫局長 孫其昌, 副局長 古海忠元, 總務廳主計處長 皆川豐治, 實踐部長 曲乘善, 輔導部長 恒吉秀雄, 中央本部審査役 植田貢太郎, 和正 植田貢太郎, 甘粕 植田貢太郎, 谷次郎 博彦滿都

滿洲國武官令公布

滿洲國政府は國軍の整備擴充の基幹たる武官令を制定、康德五年十二月二十一日の參議院御前會議の諮詢を経て、一月四日公布したが、同武官令は全文九十八條より成り國軍の軍務規律を確立すると共に、更に官等、進級、給與、分限等を明かにし、勅諭を奉體して勇奮國難に赴き、欣然死地に就くの大節を持つる軍人精神に嚴肅なる軍紀の涵養をなし、國家の干城、國民の中核儀表となる國軍の進むべき道を明かにせるものである。政府は之と同時に國軍重要軍務に關し皇帝陛下の御諮詢に應ずる機關たる軍事諮議院を創設し、重要軍務に關する意見を奏上し、國軍の改革強化を圖ることとなつた。武官令布に際し皇帝陛下には左の如き優渥なる上諭文を賜つた。

【上諭】國家肇造ヨリ茲ニ七載國益益固ク庶績咸熙マル吾我軍人克ク訓練ニ連ヒテ拳拳服膺以テ匪射ノ節ヲ效シ用ヒテ能ク偉勳ヲ建テタリ夫レ軍人ハ國家ノ中堅タリ凡ソ國家ノ防衛治安ノ維持ハ均シク軍人ノ雙肩ニ擊ル是ヲ以テ軍人ハ須ク忠誠勇武一死報國ノ精神堅忍不拔ノ毅力ヲ具シ潔身自好シ四民ノ表率干城ノ上選タルト共ニ盟邦ノ將士ト渾然一體ト成リ共同防衛ニ努ムヘシ即チ國運ノ隆昌並ニ東

滿洲帝國——開拓

滿洲國開拓基本方針

滿洲國開拓政策は日滿兩國の一體的な重要國策として東亞新秩序建設の爲の道義的新大陸政策の據點を培養確立するを目的とし特に日本内地人開拓農民を中核として各種開拓民並に原住民等の調和を圖り日滿不可分關係の鞏固、民族協和の達成、國防力の増強及産業の振興を期し兼て農村の更生發展に資するを以て目的としてゐる。

開拓基本要領

基本方針に則り日滿兩國各分擔部門並に協力部門の各責任範圍を明かならしむるとともに其の間一貫せる聯絡を保持し以て日滿兩國を貫く滿洲開拓政策の統制ある發展並に圓滑なる實施を期するものとす。

日本内地人百萬戸開拓民入植計畫表 (康德三年八月計畫樹立)

Table of settlement plans: 期別, 期間, 戸數, 集團, 集會

修正第一期五箇年入植計畫表 (康德五年十二月修正)

Table of settlement plans: 年度, 開拓戸數, 集團, 集會

日本内地人農業開拓  
省別入植總括表

Table showing agricultural settlement statistics by province in Japan. Columns include province names (e.g., 奉天省, 吉林省), settlement counts, and total counts.

Table showing training and labor statistics for Manchuria. Columns include training types (e.g., 甲種訓練所, 乙種訓練所), counts, and labor force details.

Table showing settlement statistics for Manchuria. Columns include settlement types (e.g., 開拓廳を設置せる省), counts, and settlement locations.

東亞共榮圈

蘭領印度

蘭領東インド諸島はアジア大陸の中南部に於て南に突出してゐるマレイ半島の真南から南西太平洋上東にむかつて連なつてゐる群島から成る。(ジャバ、スマトラ、セレベス、蘭領ボルネオ、蘭領ニューギニア、及其の周圍に散在する諸島嶼)それは東北部に於てマラッカ海峽をはさんで英領マレイ聯邦及び海峽殖民地に對し、またボルネオ島の北西部に於て英領と境を接してゐる。

蘭印東インドの住民の主要部分をしめるマレイ人は古代アジア大陸の南部からマレイ半島を南下して群島に民族移動をしたものであるといはれ、その後のインド文化支那文化がこの地に入つたのもマレイ半島を経てであり、またアラビヤ人とマホメット教もこのルートを取つて來たのであつた。従つてマレイ半島マラッカ海峽は蘭印の咽喉であることが抑へるものが蘭印を制し得る地位に立つことが出來た。かくてイギリスがインドを従へ該地に於けるポルト

ガル、フランス、オランダの勢力を驅逐してマレイ半島をその勢力範圍に置くと共にイギリスは蘭印を制する地位に立つことが出來たのでナポレオン戦争時代にイギリスは蘭印を占領しその後も度々蘭印に壓迫を加へ得たのである。日本・アメリカ・蘭印との地理的關係を見るに、いづれも遠く離れてゐてその國際關係は薄かつたが、アメリカのフィリッピン領有、日本の南洋群島領有によつて相互間の距離は著るしく縮められ蘭印は日本の隣國としての關係を生ずるやうになつた。かやうにして蘭印の國際的地位現在日・英・米の太平洋に於ける三大強國の領土と隣接してゐるといふ地理的地位によつて大なる影響を受けざるを得ないのである。

Table showing various export statistics for the Dutch East Indies. Columns include commodity names (e.g., 椰子油, 胡椒), years (e.g., 昭和九年, 昭和十年), and values.

Table showing mining resources and production statistics for the Dutch East Indies. Columns include mineral names (e.g., 錫, 銅, 石油), production volumes, and percentages.

最近五ヶ年蘭印對外貿易額(單位千盾)

年次	輸出總額	輸入總額	合計
一九三五年	四四、六九	二七、四四	七二、一三
一九三六年	三三、三三	二八、三三	六一、六六
一九三七年	九八、九八	四七、七五	一四六、七三
一九三八年	六七、五七	四六、三六	一一三、九三
一九三九年	七四、〇〇	四九、〇〇	一二三、〇〇

最近の歲出入(單位千ギルダー)

昭和三十二年	昭和三十二年
歲入	歲出
五五、七五	六七、三〇
五〇、八七	六三、〇五

糖産以外の主要農作物(昭和十二年)

作物	面積(エーカー)	生産額
米	八、五七、七六	一、〇四、四五
糖	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
その他の作物	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

貿易國別表(單位千ギルダー)

貿易國別	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
(輸入)	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
日本	七五、三八	二四、六八	一〇〇、八五
新嘉坡・彼南	三、七九	二、一四	五、九三
英國及愛蘭	三、一三	四、四六	七、五九
獨逸	二五、六七	四、八八	三〇、五五
中國及香港	二、九〇	四、八八	七、七八
其他	一〇、五七	一五、四三	二六、〇〇
合計	一一五、九一	四七、五八	一六三、四九

品名	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
煙草	五、二八、〇四	二、四九、二六	七、七七、三〇
茶	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
香料	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
胡椒	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
橡膠	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
錫	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
石	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
金	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
銀	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
銅	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
石油	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
煤	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
其他	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇
合計	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇

品名	昭和三十二年	昭和三十二年
錫	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
金	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銀	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銅	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石油	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
煤	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
其他	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
合計	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

品名	昭和三十二年	昭和三十二年
錫	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
金	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銀	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銅	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石油	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
煤	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
其他	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
合計	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

品名	昭和三十二年	昭和三十二年
錫	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
金	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銀	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銅	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石油	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
煤	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
其他	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
合計	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

品名	昭和三十二年	昭和三十二年
錫	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
金	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銀	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
銅	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
石油	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
煤	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
其他	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
合計	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

佛領印度支那

佛印はかつての安南王國であり紀元前二百年代より紀元後七百年代までの約九百年間に亘り支那の領土とされてきたが、紀元一千年頃より外藩となりそれ以來王朝の興廢多くフランスが安南に確立した勢力を持つやうになつたのは一七八七年(十一代家齊將軍の初期)にフランスと安南との間に親交條約が結ばれて以後のことである。かくして現今の佛印は正式には印度支那

聯邦と名稱されフランス政府任命の印度支那總督の治下にあり、その内容は直轄植民地たる交趾支那を初め安南、トンキン、カンボジャラオスの四保護領ならびに廣州租借地とより成り、これら保護領はそれぞれ國王を戴いてゐたが佛印總督配下の佛人長官が最高理事官として駐劄して居り、従つて實際には五つの行政區劃から成つてゐると大差がないのである。

人口總數は二千三百萬餘で、これら人口の大半はトンキン地方及びメコン河下流の交趾支那地方の平野に密集し全人口の七割近くまでが農民である。人種別に見れば安南人が七割二分四厘、カンボジャ人が一割二分七厘、タイ人が六分、インド人が四分四厘、その他の土民が約三分、外國人としては支那人が一分四厘で約三十三萬、フランス人は一般市民約三萬で、軍人を合算して僅かに四萬臺を越す程度に止まつてゐる。

産業と資源

輸出貿易の約四分の三までが農産物である...

主要農産物は米を第一とし玉蜀黍・ゴム...

國別佛印貿易表

Table with columns for フランス, 輸出, 輸入, 昭和十年, 昭和十一年.

重要輸出入品價額及數量

Large table showing trade data for various goods like 小麦, 米, 糖, etc., with columns for quantity and value for 昭和十年 and 昭和十一年.

生産物輸出額

Table showing export values for products like 錫, 鐵, 石, etc., for 昭和九年 and 昭和十年.

鑛産物産額

Table showing production values for minerals like 錫, 鐵, 石, etc., for 昭和十年 and 昭和十一年.

輸出入額主要國別表

Main table of trade data by country, including columns for 佛領印度支那, 支那, 香港, etc., with sub-tables for 昭和十年 and 昭和十一年.

日佛の印情

日佛間の話合に基き九月廿三日皇軍が佛印北部國境より平和裡の進駐を開始する...

最勢

佛印軍の第一戦に徹底すると共に紛争も解決し以後皇軍の進駐は佛印當局の友好的協力下に行はれた...

(輸出)

Table showing export data by country for 昭和十年 and 昭和十一年.

日佛兩國政府より廿七日左の如き共同コミニュニケを發表した。而して今回の我軍事的要求は...

日佛兩國政府共同コミニュニケ

東亞新秩序建設及支那事變解決に資する目的を以てする佛領印度支那に關する基礎



# 學藝・美術

## 論壇

戦局が一段落となり、新東亜建設に向はんとして、東亞協同論が論壇の花形となつた後をうけて、今年も事變處理、東亞新秩序建設の重要要素として取り擧げられた國家再編成に關する言論が火花を散らした。それは前年と同じく政治の壓力に隨つたものであるが、抽象的原理論から現實的具體論にまで入つたことは注目すべきであらう。

國家再編成の課題として逸早く組上にはぼせられたのは經濟政策である。論壇においても、東亞新秩序の建設に結びつけて、統制經濟の強化論が發表されて來たが、これは彌縫的な立論であつただけに脆弱性をもつてゐた。

然るに、物價不足と物價高による國民生活の不安定、生産力擴充第二次歐洲大戰の勃發等内外の事態が積み重つてくるに隨つて、從來の統制經濟の方向に疑問がもたれ經濟組織の統制的再編成が叫ばれるに至つた。これこそ文字通りの經濟再編成として關心を呼んだが、笠信太郎氏の「日本經濟の再編成」などその顯著な例であらう。しかし、この理論とは別に大河内一男氏等が統制經濟の論理とともに倫理をも強調したことは忘れてはならないものである。

かうした再編成の機運は政治方面にもみられ、馬場恒吾、戸澤鐵彦氏等の國民の支持による政治の要望から更に齋藤隆夫氏の「國民的政治體制の確立」が求められ、新黨の建設、政治の新體制が論ぜられる所まで來たのである。

だが、東亞新秩序の建設には、政治、經濟のみならず國民自體の再編成にも及ばねばならないとし、これに關聯して國民の生活倫理の確立も強調されて來たが、(高田保馬氏等)、その具體的に確固とした方策が提示されたわけではなく、今後の課題として残された観がある。

その他、今次の歐洲大戰におけるドイツの電撃的進攻に刺戟されて、各方面から科

學への用意が本格的に論及的となつたことも記録に止むべきであらう。

眼を國際に擴げれば、第二次歐洲大戰の勃發は支那事變と結びつけて論壇に少なからず話題を與へた。しかし、政府の不介入聲明はこの興奮に一應の落付きを與へたものの、蘭印、佛印に目が注がれるや論壇の動きも活潑になつて、南方を含む新東亞共榮論が現はれ、新東亞の理念にも變更が加へられて來たのである。

一方、歐洲動亂と英佛の没落等については皮相ではあつたが、一通りの解説が行はれたのみならず、早くも、獨伊を中心とする集團的歐洲新秩序論さへもみるに至つた。この方面では齋藤忠、清澤列氏等の活躍があげられるであらう。

最後に支那問題に關しては、汪政權の誕生と相俟つて、支那認識論より建設方法論に移り民生の保障を第一とする理論が多かつたことを附加しておかう。

## 文壇

事變第三年目に入つた今年の文壇では、戰爭文學も漸く飽和點に達し、本格的なものへの潛入期に入つたのか、所謂戰爭文學の

既成文壇が文學の本道に立たうとして立ち得なかつた爲に、新人に新しい文學を求めやうとしたのは尤もである。この傾向は文學の衰弱化に比例して盛んになつて來た。殊に年が改つてからは諸雜誌に次々と新人の作品が紹介されたが、しかし、新人の作品にも斬新味はなく、文學再建に資するものがなかつたのは遺憾である。大きな轉換期に當つて新しい文學の建設が如何に困難であるかを示す一端とみてよいであらうが、免に角、新文學を生む意圖はあつても、實現には未だ時日を要するであらう。

唯、歸還作家が銃後にあつても眞摯に文學活動を續け、火野葦平氏の「雨後」の如き、新しき意慾の下に秀作を出したことは今年大きな收穫であつた。

以上は今年の文壇の概観であるが、現象的に特異なものとしては、時局を反映して、歴史文學が登場したことと鮮滿の文學が紹介されたこと、又、中央文壇から離れた地方文學が脚光を浴び、或は素人文學が流行したことが注目される。

次に今年活躍した作家を擧げれば、まづ文學賞では、第十回芥川賞は寒川光太郎氏の「密獵者」、(直木賞はなし)、第十一回直木賞は河内仙介氏の「軍事郵便」と堤千代氏の「小指」、(芥川賞は高木卓氏の「歌と門の盾」に決定したが、辭退)第一回

「文藝」推薦作品は織田作之助氏の「夫婦善哉」、第三回新潮社賞は第一部神山潤氏の「歴史」、第二部石森延男氏の「咲きだす少年群」、菊池賞は里見淳、宇野浩二の兩氏、朝鮮藝術賞は李光洙氏に授けられた。ジャーナリズムの表面に際立つたものには石川達三、丹羽文雄氏等が見られ、大嶽康子、野澤富美子氏等は女流素人作家として江湖の紙價を高からしめた。

最後に、九月第二次歐洲大戰が勃發するや、歐洲各國特に獨佛戰爭文學が次々と翻譯され、新なる角度から歐洲文學が見られる様になつたことを附加しておかう。

## 演劇

好景氣の餘波をうけて前年の演劇界(といつても商業演劇が主だが)は股振であつたが、今年も大體この傾向が續いた。しかし乍ら、下半期も末に入るに隨つて、演劇興行は次第に下り坂になつて來たといはねばならない。それには民心の自肅も考へられる事乍ら、物價高その他の外的原因も見逃せないことである。一方興行者側でも時局の線に沿はんとして、入場料金の値下げを斷行し、東京興行者協會が生れてからは

上演時間の制限、衣裳の贅澤品の閉出し、豪華版興行の改廢を考慮し、新生新派の如く一座一座の興行に進まんとし、演劇界の新體制がとられるやうになつて来た。一座本位の興行といふことには左團次の死去、帝國劇場の舞臺復活も影響してゐるとみるべきであらう。

イデオロヂックな新劇方面では組織自體の改新にまで及ばんとし、新築地劇團は遂に全體主義的に變つて、新時代に沿ふ新劇の確立に邁進せんとしたことが特筆される。

以上は今年の演劇界の概観であるが、これを演し物の上からみると、まづ歌舞伎では、一年を通じて、古典劇の上演が目につくが、(それも黙阿彌物が多かつた。)あくまで原作尊重主義で行はれなかつたことは遺憾である。出演者としては、菊五郎を第一として吉右衛門、羽左衛門をあぐべきであらう。古典、新作を通じて何等かの意味で記憶に残るものには、「義時の最後」「大閨記」「伽羅先代萩」「松浦の太鼓」「忠臣蔵」(特に羽左の勘平)「維新の陰」「新雪物語」「四千兩」「矢の根」「夏委浪花鑑」等があり、二千六百年奉祝物には「我が大八洲」「日出づる國」が上演されたが、何れも歌舞伎シヨウの域を出なかつた。新派では、何といつても花柳一派の新生

新派の活躍をみなければならぬ。「村と兵隊」「母の繪本」を上半期に残したこの一派は、下半期に入つて「病院船」「蘆刈」等斬新なものに手をつけ、「蘆刈」は成功したが、従来の新派調がついてゐたことは見逃せない。その他の好演物には「鶴龜」「土俵」「雛妓」「歌行燈」等がある。一方本流新派では、依然として嬌艶な情趣に生きたといふべく、川村花菱、川口松太郎の作もみられたが、主として鏡花物が多く、河合、喜多村の奮闘であつたことも歌舞伎の傾向と似てゐる。「小梅と一重」「婦系圖」「瀧の白糸」「白鷺」等の外、井上の「閣下」が中間演劇として新しい芽がある様に思はれて、記録に残るものであつた。新國劇、前進座共に時局的なものも加味して一通りの活動はして来たといへ、疲勞の色が見えるといはねばならない。前進座の藝能祭制定劇「日清外交陸奥宗光」も期待された程ではなかつた。

商業演劇から新劇の方に移ると、商業演劇に比して、今年も矢張り愛好家は限られてゐたが、しかし、往年のイデオロギー第一主義から藝術第一主義に轉じて来たため、次第に世人にうけられる様になつたことは注目される。それでも新劇の活躍は未だ本格的ではなかつたし、(殊に上半期に於て)、質的にもまだ貧弱であつた。

鏡、新興の「病院船」、今井正の「多甚古村」、豊田四郎の「小島の春」等が佳作といふのであらうが、同じく豊田の「奥村五百子」の様な努力的な作品もみられた。なほ日本文化中央聯盟提唱の「二千六百年奉祝藝能祭」の映畫コンクールには日活(内田吐夢の「歴史」)、東寶(木村莊十二の「海軍機撃隊」)、新興(深田修造、曾根千晴の「太平洋行進曲」)、大都(小崎政房の「祖國」)が参加し、榮冠は「歴史」に歸したが、大都の「祖國」が不完全な組織と設備の中にも相当力作であつた事は大いに考へさせられるものがある。

眼を外國映畫に轉じると、輸入統制になつてから、愚劣なストック品が臆面もなくのさばつて来たけれど、その中に秀作が混り、今年も亦記憶に残るのは幾多の日本映畫より、それらの作品であつた。當然九月に勃發した第二次歐洲大戰の影響も問題になり、アメリカでも相當響いた様であるが、今年封切られた洋畫は大戦前のもので、戦時色の作品をみなかつた事を附加して作品を辿つてみよう。

アメリカ映畫では「ヨンドル」、「カッスル夫妻」等の外に、「ダーク・コンゴ」の様な目新しい作品とか「マルコ・ポーロ」スエズ」、「ロビンフッド」といつたスペクタ

今年の主なものを拾へば、新協劇團では、まづ藝能祭のトップを切つた「大佛開眼」がみられる。これは原作、脚色その他に幾多喰ひ足らざる點があつたとしても、重厚味のある風俗描寫としては今年の收穫の一つであつた。割合公演敷をもつた新築地劇團では、藝能祭の「浮標」は失敗であつたが、「建設の明暗」「第二の人生」等秀作を手がけた點は買つてよい。その他藝術小劇場の「キユーリー夫人」、文學座の「炬火おくり」等の翻譯劇もみられた。

### 映画

映畫法が十月一日から實施され(細則は一月一日から)、映畫も國策の軌道に乗ることになつたが、今年一年を回顧してみると依然として利潤を追究した俗悪な作品の氾濫であつた。松竹の低調さは今年に限つたことではないとしても、多少良心的態度を取つてゐた東寶までが同じ傾向に陥つたのは遺憾である。その原因として、生フィルムを始めとする種々な器材の不足、或は、溝口、小津、田阪等大家が皆無乃至寡作だつたことも挙げられるが、事變第三年目に

最後に文化映畫では、映畫法によつて指定上映されることが決定してから各方面で續々製作されて来たのは、とに角、喜ぶべき現象と見られるが、しかし、現在迄は量的躍進とのみ稱すべきで、文化映畫の眞義を認識した我々の要望に應へる作品は皆無であるといはねばならない。日本文化中央聯盟による文化映畫コンクールには四十六本提出され、理研の「或る日の干瀉」が入選、同盟の「新大陸」東日の「炭焼く人々」松竹の「廣東進軍抄」が佳作、その他松竹の「琉球の民藝」「漁の科學」新興の「病院船」朝映の「石の村」横シネの「揚子江」藝映の「南支經濟」東寶の「醫者のゐない村」電通の「強く育てよ」満映の「鏡泊湖」が豫選を通過したものであるが、これらの作品は大體良心的に作られてゐるにも拘らず、觀衆に不満を與へた點を熟考し、今後の進展に備へねばならない。

入つた人心の際に喰入らうとした點は否定出来ないであらう。

しかし乍ら、民心の緊張が要望され、檢閲の強化が次第に本格的になつて来るに隨つて、製作並に興行側でも自肅の機運が漸次濃くなつて来た。即ち、映畫の文化的意義に隨ふ質的向上を期し、上映制限を眞摯に考へ、更に物資不足に即應する製作制限の考究も行つて所謂映畫界の新體制に進まんとするに至つたのである。この間、日活の「歴史」が良心的な試みであり、作品であつたにも拘らず、興行成績不良のため當該所長が左遷されたことから勃發した日活問題はあくまで利潤本位に立たうとする媚態的な資本家側に一針を打つたものとして注目してよいであらう。

以上今年度の日本映畫の概観であるが、前述の如く監督の大家の作品が少なかつただけに、新人の活躍が目立ち、その中には將來の期待されるものもあつたこと、後半期に特に舞臺人の映畫進出のあつたことは今年としては忘れてはならないと思はれる。

次に作品的に見ると、田阪具隆の「土と兵隊」は内田吐夢の「土」と共に十四年度の日本映畫最高のレヴェルを示すものとして記録に残る。

十五年に入つてからは島耕一の「暢氣眼

# 舞踊

今年の舞踊界は紀元二千六百年奉祝と日本中央文化聯盟提唱藝能祭参加とによつて、舞踊史に特異な一頁を加へた。十一月、花柳珠寶の新舞踊「珠寶會」創立十周年記念公演で雅樂伴奏による「紀元二千六百年頌歌」が發表され、二千六百年の前奏として注目されたが、四月、藝能祭舞踊シーズンに入るや、日本中央文化聯盟の「新古典舞踊・新舞樂・長唄の夕」に新古典舞踊「興亞譜頌」（花柳壽輔外）、「大八洲皇都名所」（坂東三津五郎）新舞樂「懷古」等日本の偉大な姿を示した新作物が斯界一流の人達によつて、考案、公演されたことは藝能祭の皮切りとしてふさはしいものであつたのみならず、今年、特に記憶されるべきものであつた。同じく四月には、「珠寶會」の藝能祭奉祝舞踊「佛教本漸」も上演され、五月では、花柳壽美の「曙會」の「八雲起出雲於國」（市川段十郎も出演）、藤蔭静枝の「藤蔭會」の「富士縁起」が藝能祭作品として呼物になつた。かくて日本舞踊界も藝能祭参加を通じて日本精神美の發見と發揚に力を用ひたといふべきであらう。

と、相當豊富な上演がみられる。主なものは「九月」花柳德喜三の第一回發表會、藤蔭千枝の「北極星」舞踊協會の「鳥さし」（幸四郎、三津五郎共演）、花柳研究會の壽輔の「土蜘蛛」、藤間勘素蛾主宰の「茂登女會」十周年記念公演、大和樂劇團の舞踊劇「あかつき」「十一月」吾妻春枝が返り咲き「春藤會」で「淺間」「戦幻抄」等發表、栗島すみ子の「踏紅會」十周年記念公演、藤間勘扇第一回發表會の「たけくらべ」「京鹿子」「娘道成子」「十二月」花柳壽美指導の「小曙會」公演「三月」花柳壽石の「壽石會」公演「四月」「花柳舞踊研究會」で一門總出による「菅原草子」の新發表、西崎緑の「若葉會」の新舞踊「弓」（市川八百藏演出）「想星湖」（八百藏共演）、舞踊協會公演、中村流「隻成會」公演「五月」吾妻春世の「たちばな會」の古典「青海波」新作「眞賢木菖蒲」の上演等があげられ、七月には、新垣澄子が上京して、琉球八重山舞踊が紹介された。

「ママにし、影繪を用ひた舞踊劇「掠奪者」の發表は特に注目され、又、石井三笑子の返り咲きがある。「十一月」フォレスト・ガーンネットの新作舞踊詩の發表と十三歳の御園晴子と十二才の松岡みどりのデビュー「十二月」伊藤兄弟による「イトウ・リサイタル」（舞踊劇「麗の井戸」で道郎の演出手腕をみる）「一月」半島の舞踊家趙澤元が朝鮮の古典舞踊「鶴」のバレエ化、舞踊組曲「春香傳」等を公演、國民歌劇協會の「細川ガラシャ夫人」の上演「二月」都新聞社主催の「舞踊コンクール」、具谷八百子のバレエ劇場第三回公演で「ウキーン」の森の物語」「創紀の森」等の發表「五月」田澤千代子歸朝第一回公演會「西班牙舞踊の會」、川奈樂劇團第一回公演で水ノ上瀧子等の「焰の御子」の發表等がある。

# 美術

聖戦下統後の美術界は聊かの揺ぎもなく

新興の意氣を見せて秋の先陣二科院展青龍社を初め文展等相次で開催せられ昭和十四年度美術界は無事に経過し紀元二千六百年の光輝ある住き年を迎へるに至り文部省を初め在野團體は光輝ある此の年を奉祝記念する爲め各種の計畫が進められ美術界の秋を一層絢爛たらしめた。文部省は従來開催の文展を中止その代り祝典事務局と文部省共同主催の下に全美術界の総合を目指して帝國藝術院會員及び在野團體と交渉紀元二千六百年奉祝大綜合展の開催を決定従來の文展の二倍の壁面を持つて豪華なる大展覽會現出を計畫す、青龍社は全員不参加と聲明、在野の催しとしては東京朝日の主催による日本文化史展東京日々日本畫大展覽會と共に奉祝記念として開催せらる戦時下の美術家の彩管報國運動も前年に引續て實行せられ作品献納慰問畫献納從軍等種々なる形で行はれたが横山大觀畫伯の山十題海十題の献納を初め川合玉堂畫伯門下の人々による白衣の勇士慰問畫の献納等各作家の活躍が華々しく非常時下の現代美術の發展に文化的使命を果し多岐の内に無事経過した。

**昭和拾四年七八九秋の美術界**  
秋の美術界先陣二科院展青龍社三部會等例年の如く開催された。院展の總帥横山大

觀の「烟雨」「潤聲」「麗日」の三部作を初め粒揃の作品多く盛會で人氣を呼び、青龍社は又統帥川端龍子の大作「香爐峰」に非常時下の關心を見せ元氣旺盛の内に開かれ二科會は有力會員の藤田嗣治宮本三郎の海外旅行中にて不出品等の事も有りて不振ながらも例年の如く開催せられた三部會又無事開幕した。

一水會新構造社新協展版畫展等美術館にて開催多忙を極めた本年の美術會を終る。  
**昭和十五年上半期、一月二月**  
公募展のトップとして春臺展白日會が開かれ續いて光風會旺社新美術家等入り交りて開催せらる。  
**三月の美術界**  
美術界最古の歴史ある大平洋畫會を初め主線美術協會獨立美術協會上社會新興美術院東光會畫會讀畫會等春の美術シーズンの先驅として華々しく開かれ中でも獨立美術展は新時代の傾向への繪畫として觀者を引きつけた。

**春の美術シーズン（四月、五月）**  
日本木彫會、春陽會、構造社、日本水彩畫會、第一美術協會、大日美術院、東邦彫塑院等相次で春の美術界も最高潮に達し如ふるに東京朝日新聞主催の二千六百年史展覽會が開かれるなど會場割當に會期繰りあげ短縮等二千六百年奉祝美術界らしい盛況の内に春のシーズンを終る。

**物故の作家** 美術界の元老帝國美術院會員岡田三郎助畫伯は昭和十四年九月廿日逝去せられ越えて二月同畫伯遺作展開催又故人の遺志に依り岡田賞の制定があり、又三月二日午前零時半美術界の大恩人正木直彦翁の長逝に遭ひ全美術界舉げて哀悼する所であつた。

# 趣味・娯楽

## 服飾界

### 戦時體制下の

和服界では前年の傾向をうけついで、興亜調が今年にも残つて来たが、今年一年を顧みると、紀元二千六百年奉祝を加味した服飾が、秋、冬、春を通じて現はれたことを特筆しなければならぬ。それは、日本の古へを回顧して、日本文化の良さを現さうとしたもので、奈良、平安、室町、桃山、江戸の各時代の服飾の特色を取り入れ様としたのであるが、最も多く表象されたのは奈良朝文化であつた。原色でも滋味或は雅味をもつたものが作られたのがそれである。しかし、一方、興亜調の強い色彩、大きい構圖、或は、支那的な唐草風の模様も調整も行はれて、日本人は日本の服飾に生きるといふ傾向のあつたことも見逃せない。

以下は今年の特異な現象であるが、服飾の華美が目につく様になつて来てゐる以上、時局の推移は逸早くこの方面に非難を

浴せ、業者側でも下半期に入つてからは、金糸、銀糸、うるしの逢取りの使用を減少して来たが、七・七禁令によつて贅澤な服飾の生産が禁止されると、服飾界に大なるショックを與へ身だしなみ以上に出ない服飾の新體制への出發といふ課題を負はされることになつた。なほ今年から材料はあるもので間に合はざるものを得なくなつて来たことも附加しておかう。

洋装界ではまづ織維統制が本格的に響いて、銘仙、紵地が益々増へて来たこと（和服の更生が多い）、毛織物の代りにス・フの使用が絶対的になつたこと、人絹がより多くなつたことがあげられる。型からみると前年からスカートに現はれた變化を受繼いで、細腰を締めて裾を開く、ギャザー、プリーズ、フレアーを出した短いスカートが今年も迎へられた。これは外國の流行を取り入れたものであるが、日本人向であり、若人向な所から用ひられたといへよう。ウエストは比較的單純で袖は従来の如く袖山でふくらましたものが多かつた。又、スリット、ツイースも愛用された。しかし、何よりも、活動的實用的であつた事が注目されるであらう。

色は紫系統、黒、黄、茶系統、濃い緑がみられ、霜降り、チェック、プリント模様もどしどし使はれた。

最後に洋装界でも自肅の傾向は見られて来たが、七・七禁令後、華美な色彩、豪華な裝飾品等を消して、明るい洋装への新體制に進まんとして来たことがみられる。

## 競馬

日本十一ヶ所の競馬場は、日本競馬會の下に、統率されてゐる。馬名、服色、血統等の登録と共に一糸亂れざる競馬施行を期してゐる。馬券は單勝式、複勝式とあり、各一人一枚の購買を許されてゐる。券面金額は大體一枚二十圓である。

馬券の賣上は昭和四年頃には一年に四千萬圓程度であつたが、遂年千萬圓位づつを増加して行き、昭和十四年には一年一億八千九百四十七萬圓餘といふ大きい數字を示したが、更に昭和十五年に入つては物凄く競馬ラッシュを示して福島までに半年にして一億二千三百九十一萬圓といふ數字を示して關係者をすら呆然たらしめてゐる有様である。

従つてその政府納金も老大な額に上り、十四年から戦時膨脹豫算の一部分として税率を百分ノ十一・五と改められたので、本年は約二千萬圓が馬政或は馬事、更に社會事業等の費用として國政に賄はれるのである。

今次事變突發と共に各競馬場各日第八競走を國防献金競走として、政府納金を除いた競馬金の利得金を、軍馬の愛護施設費として軍に献納することになつてゐる。

競馬の統制團體たる日本競馬會の職制は左の如くである。

- 理事長 安田伊左衛門
  - 副理事長 村上龍太郎
  - 總務部長 増山忠次
  - 業務部長 長森貞夫
  - 經理部長馬事部長 三宅隆人
  - 理事長直屬專任職員
    - ▼裁決後 中里隆臣、齋藤惣兵衛、川崎貫一郎、▼ハンデキャップ作成役 森田正明
    - ▼發走役 木村武二、山縣俊夫、佐藤弘
    - ▼審判役 河野榮、佐々木金藏、長谷部喜一、鈴木榮次、津輕義孝
  - 總務部（庶務課、福利課、調査課）
  - 業務部（企劃課、競走課、衛生課）
  - 馬事部（施設課、資源課、登録課）
  - 經理部（會計課、營繕課）
- 日本競馬會及びその所屬の競馬場は左の如くである。
- 日本競馬會 東京市芝區櫻田町二二
  - 東京競馬場 東京府下府中町一一二五
  - 場 長 田中啓一

## 趣味・娯楽——競馬

- 横濱競馬場 横濱市中區養澤町二九
- 中山競馬場 場長 S・アイザックス
- 千葉縣船橋市古作 場長心得 藤本 勝實
- 阪神競馬場 兵庫縣武庫郡鳴尾村 場長 小林末次郎
- 京都競馬場 京都市伏見區葭島渡場島町三 場長心得 池田信四郎
- 小倉競馬場 小倉市大字蒲生五一 場長 野上辰之助
- 福島競馬場 福島市道下三 場長心得 渡邊 繁次
- 新潟競馬場 新潟市關屋一七八八 場長 笹川加津恵
- 札幌競馬場 札幌市北十四條西十九丁目 場長心得 杉浦新次郎
- 函館競馬場 函館市駒場町二 場長 山崎松次郎
- 宮崎競馬場 宮崎市花ヶ島二三四七 場長心得 崎野 榮吉

### クラシックレース記録

日本競馬會になる大レースは凡て全國に體系づけられて施行される様になつたので、順序よく行はれて行くことになつた。

▼中山四歳牝馬特別(十五春)一八〇〇米  
タイレ イ 57 保田 一・五六・四



典と連勝する天下第一の牝馬が出て来るのも遠い將來ではあるまい。

▼京都四歳牝馬(春)二、四〇〇米(秋)二、六〇〇米

十四秋 シママツ 56 岩下 二・四五・三

十五春 シママツ 60 阿部 二・三六・三

【註】四歳牝馬のみのレースで、春秋の距離の變つてゐるのは、馬の成熟を順慮してあるからだ。

▼横濱農賞四五歳(十四秋)二、八〇〇米

スゲ ヌマ 62 伊藤正三・一七・〇

【註】三年間のダービーの勝馬がこゝで額を合せることになり、その何れかの強きを計るレースである。

▼横濱四五歳牝馬(十五春)二、四〇〇米

十四秋 テイト 58 大末 二・四七・一

十五春 クモハタ 66 阿部 二・四九・二

【註】五歳馬のみの特別レースはこれ一つである。重量はハンデキヤツ

▼中山記念(春秋)三、四〇〇米

十四秋 テイト 60 大末 三・四一・三

十五春 ヘンウン 36 岸 三・四六・三

【註】五歳以上の馬下重量ハンデキヤツとする

▼横濱特別(春秋)三、四五〇米

十四秋 ヘンウン 62 岸三・五〇・三

十五春 エスパリオン 60 佐藤邦

【註】中山記念と同じ。

▼阪神記念(春秋)三、四〇〇米

十四秋 ウオアグロウリ 52 中村宏

十五春 トキノチカラ 64 小西

【註】中山記念と同じ。

▼目黒記念(春)三、九〇〇米(秋)三、四〇〇米

十四秋 スゲ ヌマ 74 伊藤正

十五春 エスパリオン 61 佐野邦

【註】條件は中山記念と同じだが、春は日本最長距離を走らせる。

▼帝室御賞典(春秋)東京三、二〇〇米

十四秋 テツモン 58 保田

十五春 トキノチカラ 58 岩下

【註】馬匹改良増殖の長き聖旨より宮中より御下賜になる、御紋章入りの大銀盃を拜受する競走馬一代の光榮ある大競走であつて、五歳以上の呼馬を以て出場資格とし、重量は馬齢に依るものとしてあ

る。

▼中山農賞大障(春秋)四、一〇〇米

十四秋 シヤインモア 66 内藤四・五五・一

十五春 キョクジツ 68.5 古賀四・五五・四

【註】呼馬障の最高峰を行くレース、距離と賞金に於て我が國第一のものである。

▼小倉農賞障(秋)四、〇四〇米

タツヒロ 65.5 土門 五・一〇・一

【註】中山のと同様で小賞金がある。

競走馬受賞額ベストテン(十四年度)

馬名	所有者	賞金額
スゲ ヌマ	(千明 賢治)	五、七六
マルタケ	(榎 壽逸)	四、七〇六
クモハタ	(加藤 雄策)	四、三六三
コクオ	(村上 菊松)	三、四四
シママツ	(高谷善太郎)	三、〇二
トキノチカラ	(菊池 寛)	三、〇〇
ゴールデンモア	(中山 登)	三、〇八五
シヤインモア	(土田 莊介)	三、三九九
ロッキーマー	(坂本清五郎)	三、三三
ミネタカ	(古市 良邦)	二、九五一

名馬ベストテン(十四年度)

大正十二年以降に於て總賞金額に於るべ

ストテンを記してをく。

馬名	性	勝數	賞金額
ヒサトモ	牝	四	六、九一
スゲ ヌマ	牝	三	八五、一五四
クレオトラトマス	牝	六	五、八三・五
コクオ	牝	五	七五、〇七五
カブトヤマ	牝	三	七、〇六五
ワカタカ	牝	三	三、三六
ハクセツ	牝	三	三、六六
フエアモア	牝	二	六、六三
アスコット	牝	七	六、四三
スパーション	牝	五	六、四五

種牡馬ベストテン(十四年度)

種牡馬はその産駒の勝利による賞金の合計によりその優劣成績を決定する一つの指針とすることが出来る。十四年度春秋の分を合計して順位を付してをく。

馬名	勝利數	三歳賞金額
トウルヌソル	七四	二三〇、二八三
シアンモア	六九	二〇四、四一一
ハクリユウ	六三	一四五、七五一
バラツケ	八八	一一三、九四九
ブライオリーパーク	三三	一一九、二六〇
アスフオード	四三	一一三、一〇四
ベリオード	五八	一〇六、二六〇
ミンドアー	五〇	九八、八八二

圍碁

レヴエーオーダー 四九 九六、九一七

リーバグヤード 六七 八四、四四四

日本棋院(東京市麹町區永田町二ノ一) 棋界の統一並に斯道の向上發展を圖る目的を以て大正十三年七月、故廿一代名人本因坊秀哉氏を始め全國の棋好家を網羅し「日本棋院」を創設して今日の隆盛を見てゐる。之れと同時に大阪に「關西支部」を設け、また各地方に甲種支部が設置されてゐる。

同棋院の現役並に四段以上の所屬棋士は左の如くである。

- 【總裁】伯爵 牧野伸顯 【副總裁】男爵 大倉喜七郎 (理事) 男爵 松岡均
- 平 土方久徵 渡邊鏡藏 沼間敏朗 古島一雄 林幾太郎 鑄谷正輔 高杉晋
- (監事) 高橋鍊逸 岩田宙造 (幹事) 八幡恭助

日本棋院所屬棋士(昭和十五年八月現在)

- 【七段】鈴木爲次郎 瀬越憲作 加藤信木 谷實 吳泉 橋本宇太郎 小野田千代太郎 (六段) 宮坂栄二 岩本薫 林有太郎 前田陳爾 善多文子 關山利一
- (五段) 福田正義 村島詠紀 篠原正美

長谷川章 島村利博 藤澤庫之助 (四段) 伊藤幸治郎 藤田豊次郎 鹿間千代治 向井一男 小杉丁 井上一郎 高橋重行 鈴木秀子 中川新 中村勇太郎 宮下秀洋 坂田榮男 小泉重郎 關西支部(大阪府南區日本橋松坂屋七階) 【所屬棋士段】久保松勝喜代 (六段) 木村寅造 光原伊太郎 細川千双(五段) 山口賛石 瀧美六郎 吉田操子 (四段) 志田直太郎 平井準一郎 坪内天津藏 醍醐久吉 金圓徳次郎 鍋島一郎 堀憲太郎 高川格 柴谷一雄 (段級に依る有段者は含まず)

日本棋院免許規定

段位の免許を得るには同院所定の試験手合に合格せねばならぬ、免許料は左の如くである。

初段	五十圓	二段	六十圓
三段	八十圓	四段	百圓
級位	十圓	昇級	三圓

右昇段、昇級に於て同院の審査會にて資格ありと認められたときは試験手合を省略して免許することもある。しかし段位は飛越して昇段は出来ぬ。これとても同院審査會の推薦にかゝるときは、此の限りでない。甲種地方委員は年額十圓を前納すれば、級位希望の免狀を受ける資格がある。甲種地方會員は三十名以上の集團に依つて甲種支部が設立される。

◇手合割

初段	初段	二段	三段	四段	五段	六段	七段	八段	九段
互先	先相先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子
互先	互先	先	先	先	二先二	二子	二子	二子	三子

棋正社(東京市赤坂區傳馬町三ノ一〇)  
同社の棋客は日本棋院から脱退した一派を以て組織し同棋院に對立して棋道の向上に邁進してゐる。また同社では昭和九年雁金、高部兩氏を八段に推薦し現在に至つてゐる。

【八段】雁金準一 高部道平 (五段)  
堀田忠弘 脇山義尾 白川英義 茂理由次郎 小澤了正 石居和夫 湯淺應視 渡邊昇吉 稻澤克巳 (四段) 荒川雄治 門脇凡平 佐藤重次 橋本國三郎 小西今逸 家田定一 成田喜兵衛 長谷川進 林孝治郎 藤原七司 友成到 兼橋伊四郎 小峰秀雄 中里滿藏 三宅俊夫 鈴木

木要次郎 荒木親吉 渡邊英雄 小幡熊次郎 兒玉辰己 稻垣周三郎 杉浦秀治 井上久被 塚田順造 眞鍋福多 松村一平 沖田奈良松 水澤三十郎 須一金之天川清三郎 近藤敬三郎 松田良三 太田眞三 松岡國松 樺島宇一郎 戸田武 薄井雲城 鷲頭信恭 吉川友之助 神谷將隆 福壽翠石 高林丹藏 桑原春夫 木村清太郎  
井上派(大阪府北區小深町四四)  
井上家は代々因碩と稱し、現代は十六世である。  
【方円社歴代長】初代村瀬秀市 2中川龜三郎 3殿崎健造 4中川龜三郎 (二世) 5廣瀬平治郎 6岩佐健

### 將棋

將棋大成會(東京市麴町區一番町一四ノ四)  
元日本將棋聯盟と稱してゐたが、昭和十年十一月神田七段の昇格問題に端を發して分裂、神田七段を擁して新たに日本將棋革新協會なるものを起し對立しつゝ、あつたが、斯くては棋界の向上發展の上にも棋士の分裂は面白くないとして、同十一年六月廿九日棋界の元老小菅劍之助八段(後に名譽名人)の調停に依つて紛擾も解決し、之れを機會に從來の日本將棋聯盟日本將棋革新協會十一日會の三團體を打つて一丸とした新團體「將棋大成會」が創立されたのであつた。茲に更めて棋界の統一と棋道の向上進展の爲めに、名人位も實力本位に改め同時に、昇降、段制度をも設けることになつた。之れと内時に第十三名人關根金次郎氏は引退し、之れが聲明書を發表した。

右新制度の實力本位に依る第一期一人位に就て各高段棋士の間で論議を争つてゐたが、遂に木村義雄氏が、第一期名人位を獲得し、昭和十三年二月十一日新、舊名人の繼承を行つた。  
【前名人】關根金次郎 【名人】木村義

雄(八段) 土居市太郎 金易二郎 花田長太郎 金子金五郎 萩原淳 齋藤銀次郎 坂口允彦 塚田正夫 (七段) 山本樟郎 宮松關三郎 小泉兼吉 渡邊東一 建部和歌夫 梶一郎 (六段) 石井秀吉 飯塚勘一郎 寺田梅吉 平野信助 山北孫三郎 加藤治郎 松下力 (五段) 大和久彪 加藤慶次 關口慎吉 長谷川清二郎 荒卷三之 市川一郎 (四段) 鈴木禎一 志澤春吉 樋口義雄 中村熊治 加藤富久 奥野基芳 橋爪敏太郎 小堀清一 永澤勝雄 松田茂行 和田庄兵衛 北橋修哉  
關西支部(大阪府北區老松町三ノ三一)  
所屬棋士(八段) 木見金治郎 神田辰之助 (七段) 大野源一 村上眞一 (六段) 藤内金吾 中井捨吉 神前光三 竹田幸三 松田與之助 宮田友和 (五段) 小林慶之祐 加藤竹次郎 畝美與吉 (四段) 上田三三 角田三男 高島一岐代 野村慶虎 岡崎史郎 大山康晴  
高段棋士(無所屬)  
【名譽名人】小菅劍之助 (八段) 坂田三吉 竹内丑松 早川隆教 (六段) 辻繁之助 高橋作藏 小笹吉之助 柘吉之助 (五段) 奥坂金次郎 伊藤一太郎 吉川清助 松田政雄

### 將棋歴代名人譜

趣味・娯楽——ハイキング

ハイキング

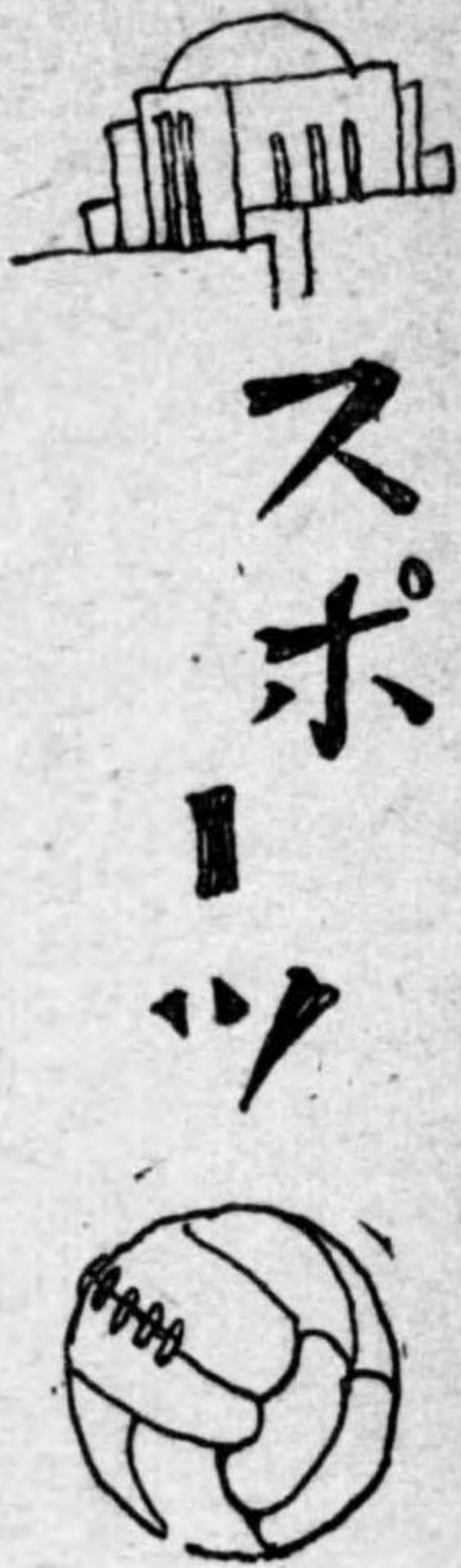
初代	大橋 宗桂	二代	大橋 宗古
三代	伊藤 宗看	四代	大橋 宗桂
五代	伊藤 宗印	六代	大橋 宗興
七代	伊藤 宗看	八代	大橋 宗桂
九代	大橋 宗英	十代	伊藤 宗看
十一代	伊藤 宗印	十二代	小野 宗平
十三代	關根金次郎	十四代	木村 義雄

健康な喜びを身にしみて感じさせてくれる、あの山頂の征服は心身を又とない崇高な世界にひきあげてくれる。俗事を離れて清らかな心で接する自然の風景たちは、素朴な親しみで旅の子の眞心をしつかりとささえてくれる。それは單に戰時態制下に於て叫ばれる我々の體位向上への流行語ではない。我々の魂を揺すぶつてくれる大自然への憧れである。そこに明るい健康と、清らかな精神がある。質素な旅の姿にきりりと身を包んで。

### ハイキング用具

「リュックサック」これは誰でも知つてゐる通り辨當でも著物でも何でもいれて背負つて行ける便利なもの。キスリング型が一般向。八圓三〇錢位から。

「ケエン」 ビツケルは物々しすぎる。石突のついたケエンが手頃。八十錢位より。「ランタン」 ハイキングも夜營をしたり夜道ともなれば灯の光が必要。疊めば平たくなつて携帯に便利。一圓四五十錢。「布バケツ」 炊事用。小さく折り疊まれるから嵩ばらない。一圓五十錢。「コップ」 家で飯の用意をしてゆくのもいいが、山でハムエッグをこしらへたり時には紅茶の温かさほほしいもの。アルコールランプとコンロが一組になつてゐて、これは湯沸かしなど附屬品揃ひ、現今は金屬統制のため品不足。「水筒」 野山には何所にも清水が湧いてゐるとは限らない。軍隊式なビツク水筒が欲しい。二圓五、六十錢。「はんがふ」 野外炊事にはなくてはならぬもの。炊く時には内部に線があるから、お米を下の線まで、水を上の線まで入れてきつちり蓋をして火にかける。ふき出したらすぐ火から下して十五分ほどむらすと程のよいご飯になる。二圓十七錢より。この外に、御飯皿、コップ類等、いづれもアルマイト製で、携帯に便利に出来てゐるが金屬製品統制のため入手し難い状態である。こんな所でもひとつ廢物を生かして代用する方法を考へたい。又カメラの使用には幾重にも注意することが大切である。(價は日本橋白木屋調。九月二十五日現在)



# スポーツ

## 野球

### 六大學リーグ戦

#### 慶應七年振りの制覇

聖戦下五度目の意義深き昭和十四年度秋季東京大学リーグ戦は九月二日明治神宮外苑球場に於て自肅風景を點綴しつつ、早法、慶帝二試合を序幕として熱戦苦闘二ヶ月、遂に早慶の覇権争ひとなり、十月二十一日の決勝戦に於て凱歌遂に慶應に揚り七勝二敗一引分の成績を以て昭和七年春以來七年振りに慶應優勝す。以下早明法立帝の順位を以て終幕す。リーグディングヒッターは小野(早大)の獲得する處となつた。

#### 早法一回戦

九月二日午前九時五十五分、三谷(球)、角田、山崎、坪井(壘)四君審判、早大先攻に開始10-3で早大勝つ。終了午後零時十三分。

(球)、西村、坪井、藤田(壘)四君、慶大先攻に開始、一対一で引分となる。終了十一時三十七分。

#### 慶明二回戦

九月六日午後二時三十五分、藤田(球)、山崎、西村、坪井(壘)四君審判、明大先攻に開始2A對Oで慶勝つ。終了四時十分

#### 法立一回戦

九月五日午後零時五分から審判三谷(球)坪井、西村、角田(壘)四君、立大先攻に開始、5A對Oで法政勝つ。終了二時二分。

#### 法立二回戦

九月六日午後零時十分から審判伊丹(球)西村、坪井、三谷(壘)四君、法大先攻に開始、一対Oで法政再勝。閉戦二時十分。

早大 0-0  
法政 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
3-10

#### 早法二回戦

三日午後二時三十分、天知(球)、坪井、山崎、三谷(壘)四君審判、法政の先攻に開始、早大連勝す。

早大 0-0  
法政 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
1A-10  
8A-7

#### 慶帝一回戦

二日午後零時四十分から伊丹(球)、西村、角田、山崎(壘)四君審判、慶應先攻で開始、二時三十分終了。

慶應 0-0  
帝大 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
2-8

法政 0-0  
立教 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
0-1

#### 早帝一回戦

九月五日午後二時三十分から審判天知(球)、角田、山崎、藤田(壘)四君、早大先攻に開始、七對三で早大先勝。終了同四時四十分。

早大 0-0  
帝大 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
2-7

#### 早帝二回戦

九月六日午前九時五十分から審判三谷(球)、角田、山崎、天知(壘)四君、帝大先攻に開始一対一で引分。閉戦十一時四十分。

#### 慶法一回戦

九月九日午後零時五十分から天知(球)坪井、西村、角田(壘)四君審判、慶大先攻で開始、六對四で慶大先勝す。閉戦三時十分。

慶應 0-0  
法政 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
4-6

#### 慶帝二回戦

三日午後零時十二分より審判藤田(球)、山崎、角田、伊丹(壘)四君、帝大先攻に開始、3A-1で慶大勝つ。閉戦二時。

帝大 0-0  
慶應 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
1A-1  
2A-1

#### 明立一回戦

九月二日午後三時、藤田(球)、坪井、三谷、伊丹(壘)四君審判、立大先攻に開始、三對Oで立教先勝す。閉戦四時五十分。

立教 2-0  
明大 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
0-1

#### 明立二回戦

九月三日午前九時五十分より審判三谷(球)、坪井、西村、伊丹(壘)四君、明大先攻で開始、一対Oで明大雪辱す。終了十一時四十五分。

明大 0-0  
立教 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
0-1

#### 慶明一回戦

九月五日午前九時五十分より審判伊丹

慶應 0-0  
法政 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
1-5

九月十日午後三時二十分より審判伊丹(球)、坪井、角田、天知(壘)、法政先攻に開始、法政五對一で雪辱す。終了五時十五分。

法政 0-0  
立教 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
1-1

九月九日午後三時四十分から審判伊丹(球)、西村、角田、三谷(壘)四君、立大先攻で開始、六對Oで立教先勝す。

立教 2-0  
帝大 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
0-1

九月十日午後一時から審判三谷(球)、西村、天知、藤田(壘)四君、帝大先攻に開始、結局一対一の引分となる。閉戦二時五十分。

帝大 1-0  
立教 0-1  
0-2  
0-3  
0-4  
0-5  
0-6  
0-7  
0-8  
0-9  
1-1

早明一回戦

九月十六日午後零時五十分から審判藤田(球)、山崎、坪井、三谷(壘)四君により早大先攻に開始。結局五對一で早大先勝す。閉戦午後三時七分。

Score table for 早明一回戦 showing runs, hits, errors for both teams.

早明二回戦

九月十七日午後零時三十分から三谷(球)、山崎、坪井、藤田(壘)四君審判、明大先攻に開始。5A對4で早大先勝す。閉戦二時五十六分。

Score table for 早明二回戦.

法帝一回戦

九月十六日午後三時三十分より審判天知(球)、西村、角田、伊丹(壘)四君、帝大先攻に開始。7A對3で法政先勝す。閉戦五時二十五分。

Score table for 法帝一回戦.

バッテリー情報: 立教、早大、法政の投手陣。

法帝二回戦

九月十七日午前九時五十分より審判伊丹(球)、西村、角田、天知(壘)四君、法大先攻に開始。2對2の引分となる。閉戦午後零時五分。

Score table for 法帝二回戦.

慶立一回戦

九月十七日午後三時二十五分より審判藤田(球)、角田、坪井、伊丹(壘)四君、立大先攻に開始。結局2A對1で慶應先勝す。閉戦四時五十五分。

Score table for 慶立一回戦.

慶立二回戦

十月七日午後二時五十分、天知(球)、角田、西村、坪井(壘)四君審判。慶大先攻に開始。4對3で慶應再勝す。閉戦四時四十分。

Score table for 慶立二回戦.

バッテリー情報: 立教、慶應の投手陣。

明帝一回戦

十月七日午後零時五十分から審判伊丹(球)、西村、山崎、藤田(壘)四君、明大先攻に開始。3對0で明大先勝す。終了二時三十五分。

Score table for 明帝一回戦.

明帝二回戦

九月八日正午より審判藤田(球)、山崎、西村、伊丹(壘)四君、帝大先攻に開始。4A對0で明大再勝。閉戦一時五十二分。

Score table for 明帝二回戦.

早立一回戦

九月廿四日午後二時四十分より藤田(球)、坪井、角田、天知(壘)四君審判、早大先攻に開始。5A對1で立大先勝。閉戦四時四十七分。

Score table for 早立一回戦.

早立二回戦

十月八日午後二時三十分から天知(球)、坪井、角田、藤田(壘)四君審判、立大先攻に開始。2A對1で早大雪辱す。閉戦四時二十五分。

バッテリー情報: 立教、早大の投手陣。

明法一回戦

九月廿四日正午から三谷(球)、西村、山崎、伊丹(壘)四君審判、明大先攻に開始。6對2で明大先勝す。閉戦二時十分。

バッテリー情報: 明大、法政の投手陣。

明法二回戦

十月十四日午後一時五十分から審判伊丹(球)、山崎、西村、坪井(壘)四君、法大先攻に開始。9A對0で明大連勝す。閉戦三時四十八分。

バッテリー情報: 明大、法政の投手陣。

早慶一回戦

十月十五日午後一時三十分より審判天知

スポーツ—野球

Table showing the 14th year autumn season performance table with columns for teams and statistics.

Table titled 'ベストテン' (Top Ten) listing player statistics such as hits, runs, and batting averages.

早慶三回決勝戦

覇権を決定する早慶三回戦は十月二十一日午後二時より、審判天知(球)、角田、山崎、坪井(壘)四君、慶應先攻に開始。結局2對0で慶應が昭和七年春以来七年振りに優勝、閉戦四時三十五分。

昭和十五年春

本年度春季リーグ戦は四月九日神宮球場に於て自肅自戒を誓ひ厳肅なる入場式をもつて開幕、熱戦力闘二ヶ月半六月二十二日

の早法戦を最終試合として終了し閉會したが結局リーグ順位は慶大、明大、立大の三校が七勝三敗の同成績となつた爲め改めて覇権決定戦を行ふべきであつたが文部省の試合回数並に週日試合の制限干渉のため遂に今シーズンは規約に従ひ、覇権は保留となつた。尙首位打者は早大の淺井禮三選手が四割三分二厘で榮冠を獲得した。

慶帝一回戦(四月九日)  
 藤田(球)、西村、山崎、長澤(壘)四君審判で午後〇時三十分開始。4A—3で慶應勝ち同二時三十五分閉戦。

帝大	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慶應	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1A—3  
4A—3

慶帝二回戦(四月十日)  
 天知(球)、西村、山崎、角田(壘)四君審判、午後三時三十分開始。17—3で慶應連勝し六時十四分閉戦。

慶應	1	1	8	0	0	4	3	0	0	0	0	0
帝大	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3—17

早立一回戦(四月九日)  
 角田(球)、長澤、本郷、藤田(壘)四君審判で午後三時三十分開始。2—1で立教勝ち。

立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1—2

ち五時三十分閉戦。

立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1—2

早立二回戦(四月十日)  
 本郷(球)、坪井、長澤、天知(壘)四君審判で午後〇時三十分開始。8對5で早大雪辱し三時二分閉戦。

早大	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5—8

明法一回戦(四月十三日)  
 本郷(球)、坪井、三谷(壘)三君審判で午後二時三十分開始。6—0明治が勝つ。四時三十分閉戦。

明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0—6

明法二回戦(四月二十五日)  
 山崎(球)、坪井、本郷、西村(壘)四君審判で午後三時三十分開始。10A對4で明大再勝し同五時三十分閉戦。

法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

10A—4

早帝一回戦(四月二十日)  
 本郷(球)、角田、天知、山崎(壘)四君審判で午後一時開始。8對4で早大勝ち三時二十分閉戦。

早大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帝大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8A—4

早帝二回戦(四月二十九日)  
 山崎(球)、角田、天知、長澤(壘)四君審判で午後四時開始。12—5で早大再勝し六時二十分閉戦。

早大	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帝大	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5—12

明立一回戦(四月二十日)  
 午後四時二分藤田(球)、西村、坪井、本郷(壘)四君審判の下に開始。7A對2で立教先勝。

明大	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

7—2

明立二回戦(六月二十二日)  
 藤田(球)、西村、本郷、坪井(壘)四君審判で午後一時開始。3—1で立大再勝し三時二十分閉戦。

立教	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1—3

慶立一回戦(四月二十五日)  
 長澤(球)、西村、角田、天知(壘)四君審判で午後〇時三十分開始。3—0で立教勝ち三時三十分閉戦。

立教	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慶應	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0—3

慶立二回戦(四月二十九日)  
 角田(球)、長澤、坪井、藤田(壘)四君審判で午後〇時三十分開始。10對8で慶大勝ち三時二十分閉戦。

慶應	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8—10

明帝一回戦(四月廿七日)  
 長澤(球)、西村、本郷、藤田(壘)四君審判で午後三時三十分開始。10A對2で明大

先勝し五時三十分閉戦。

明帝二回戦(五月廿六日)  
 午後〇時卅四分、山崎(球)、西村、長澤、藤田(壘)四君審判の下に、明治先攻に開始され七對三で明大再勝、閉戦二時十五分。

明大	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帝大	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3—7

早法一回戦(四月廿七日)  
 午後一時より天知(球)、坪井、山崎、本郷(壘)四君審判。4A對1で早大先勝し二時四十九分閉戦。

法政	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4A—1

早法二回戦(六月廿二日)  
 四時二分、角田(球)、坪井、本郷、天知(壘)四君審判の下に早大先攻に開始。結局10對3で早大再勝、閉戦六時十八分。

早大	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帝大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4A—1

明立一回戦(五月十一日)  
 山崎(球)、西村、長澤、藤田(壘)四君審判で午後一時開始。2—1で明大先勝。三時十四分閉戦。

明大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1—2

◇バッテリー [明大 林一松井]

慶明二回戦 (五月十二日)

藤田(球)、坪井、長澤、山崎(壘)四君審判、午後三時十五分開戦。2-0で慶大雪辱し五時二十分閉戦。

Score table for Keio vs Meiji (May 12)

◇バッテリー [慶應 高木一井上]

法帝一回戦 (五月十一日)

角田(球)、本郷、天知、山崎(壘)四君審判、午後三時四十七分開戦。8対7で法政先勝。五時卅六分閉戦。

Score table for Keio vs Law Emperor (May 11)

◇バッテリー [法政 佐藤一福居]

法帝二回戦 (五月十二日)

山崎(球)、西村、天知、本郷(壘)四君審判、午後〇時三十分開始。4-1で帝大雪辱、二時二十分閉戦。

Score table for Law Emperor vs Law Emperor (May 12)

◇バッテリー [帝大 佐藤一北野]

早明一回戦 (五月十八日)

藤田(球)、山崎、本郷、長澤(壘)四君審判、午後一時十七分開戦。2-1で明大先勝三時十五分閉戦。

Score table for Meiji vs Meiji (May 19)

◇バッテリー [早大 石黒一小野]

早明二回戦 (五月十九日)

本郷(球)、坪井、山崎、長澤(壘)四君審判、午後二時廿七分開始。5A-1で明大再勝し五時十五分閉戦。

Score table for Meiji vs Meiji (May 19)

◇バッテリー [早大 石黒一小野]

立帝一回戦 (五月十八日)

長澤(球)、西村、藤田、本郷(壘)四君審判、午後四時二十分開戦。2A-0で立教勝ち五時五十分閉戦。

Score table for Ritsumei vs Ritsumei (May 18)

◇バッテリー [立教 好村一町田]

立帝二回戦 (五月廿二日)

本郷(球)、角田、長澤、藤田(壘)四君審判、午後一時より開始。10-0で立教再勝、閉戦三時七分。

立教 0-2, 0-3, 0-4, 0-5, 0-6, 0-7, 0-8, 0-9, 0-10

◇バッテリー [帝大 喜多、岡本、佐藤、北野]

法立一回戦 (五月十九日)

天知(球)、西村、角田、坪井(壘)四君審判、午後〇時三十分開始。8A-7で法政先勝、二時五十分閉戦。

Score table for Law vs Law (May 19)

◇バッテリー [立教 西郷、好村、町田]

法立二回戦 (五月廿六日)

午後三時より角田(球)、西村、坪井、天知(壘)四君審判、1-0で立教が雪辱し四時五十分閉戦。

Score table for Law vs Law (May 26)

◇バッテリー [法政 佐藤一福居]

早慶一回戦 (六月一日)

藤田(球)、坪井、角田、長澤(壘)四君審判、午後一時半開始。結局4対3で早大先勝し同三時三十分閉戦。

Score table for Soei vs Soei (June 1)

◇バッテリー [早大 石黒一小野]

早慶二回戦 (六月二日)

天知(球)、坪井、山崎、長澤(壘)四君審判、午後二時三十分開始接戦延長十二回、つまる好試合を展開したが結局3対2で慶大の雪辱なり同四時四十三分閉戦。

Score table for Soei vs Soei (June 2)

◇バッテリー [慶應 高塚一井上]

Table of Tokyo University Baseball 15th Spring Season Results

Table of Best Hitters (打数24以上)

東都大リーグ戦 (十四年秋季成績)

九月一日より阿佐ヶ谷日大球場に於て火蓋を切り十月二十二日閉幕したが結局覇権の行方が専中大日大の三校共に八割の同率となり改めて優勝争覇戦を決定の筈であったが文部省の試合回数及週日試合の制限干渉のため遂に優勝は保留となった。因に本シーズンのリーグヒッターは中央大學の奥村二壘手の四割七分四厘の獲得する處となつた。

専修 6A-2, 5-1, 農大

Table of Eastern Metropolitan League Results

東都大學リーグ戦 (十四年秋季成績)

専	中	日	商	國	農	勝	分	得点
専	×	1	2	2	2	7	2	8.0
中	×	1	2	2	2	7	2	8.0
日	1	×	2	2	2	8	0	8.0
商	0	0	×	1	1½	2	1	2.5
國	0	0	0	1	×	1	2	2.0
農	0	0	0	1	×	1	1	1.5
敗	1	1	2	7	8	8		

東都大學リーグ戦 (十五年春季成績)

四月二十日上井草球場に於て火蓋を切り六月十五日全試合を終了、結局専修大學が覇権を獲得した。

専 修	中 大	中 大	日 大
16   8   7	8   9   1	16   15   0	11   11   3
商	農	國學院	商
大	大	大	大

専 修	中 大	商 大	日 大	農 大	専 修	商 大	日 大	専 修	中 大	専 修
4   2   0	4   7   2	3   8   5	5   2   0	6   9   5	2   6   1	3   3   0	2   9   2	10   24   4	4   2   2	13   5   0
日	日	國學院	農	國學院	日	農	國學院	國學院	商	農
大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大

關西六大學リーグ戦 (十四年秋季)

九月五日より京都西京極球場に於て京大對同大戦により火蓋を切り十月二十二日に全試合を終了、京大チームが初めて優勝し、リーディングヒッターの榮冠は京大濱村選手が獲得した。

東都大學リーグ戦 (十五年春季成績)

専	中	日	農	商	國	試合数	勝数	得点
専	×	2	1	2	2	10	9	9.0
中	0	×	2	1	2	10	7	7.0
日	1	0	×	2	2	10	7	7.0
農	0	1	0	×	1	10	3	2.0
商	0	0	0	1	×	10	3	2.0
國	0	0	0	1	×	10	1	1.0
敗	1	3	3	7	7	9		

職業野球 (十四年度秋季) 戦績

九月六日甲子園球場に於て、イーグルス對阪急戦により開幕、十一月十六日の閉幕に至るまで、熱戦力闘覇権は遂に巨人軍獲得する所となり春秋共に優勝すると共に本年度の覇権を獲得、リーディングヒッターの

榮冠も同軍の川上一壘手の手に歸した。(秋のリーディング、ヒッターはライオン軍鬼頭) 又最高殊勳選手としては、スタルヒン(巨人)が推され、優秀投手としては若林(タイガース)、野口(セネターズ)兩君が選出された。

本年度總成績 (引分)

巨	人	名	阪	七	南	名	金	ラ	イ	試	勝	引	勝
人	×	5	11	6	9	4	10	10	11	96	66	4	0.717
名	×	7	7	7	10	8	9	7	9	96	62	3	0.677
阪	1	×	4	5	9	11	10	9	9	96	58	2	0.617
七	5	4	×	5	5	7	5	7	11	96	49	9	0.552
南	2	5	3	×	4	4	6	7	9	96	40	6	0.444
名	7	1	1	4	×	8	5	4	8	96	38	5	0.418
金	1	4	2	6	5	×	7	4	7	96	36	4	0.391
ラ	2	3	2	5	4	6	×	6	6	96	33	5	0.363
イ	1	4	3	1	3	4	8	5	×	96	29	2	0.209
敗	26	20	26	28	50	52	56	58	65				

職業野球リーグ (十五年度春)

三月十五日甲子園球場に於て南海對イーグルスの一戦により火蓋を切り、五月二十七日全試合を終了し、二十一勝十一敗で巨人軍の優勝となり、首位打者は三割四分九厘の鬼頭(ライオン)と決定した。以下名古屋、阪急、セネターズ、タイガース、イーグルス、金鯱、南海、ライオンの順となつた。なほ躍進の名古屋軍が、惜しや、激烈な首位争ひの末遂に長蛇を逸し第二位となつた。

ベストテン (打数270以上)

選手	試合数	打数	安打数	塁打数	打撃率
川上(巨)	94	243	116	169	0.338
大澤(名)	93	245	107	131	0.210
山平(巨)	88	230	83	103	0.307
千葉(巨)	95	254	108	120	0.205
鬼頭(ラ)	94	265	111	144	0.204
松岡(南)	92	230	94	155	0.285
中島(巨)	96	257	102	136	0.283
尾田(セ)	96	296	110	166	0.278
水谷(ラ)	96	366	101	137	0.276
水谷(ラ)	96	259	97	130	0.270

職業野球聯盟春のリーグ戦 (△印は引分)

巨	人	名	阪	七	南	名	金	ラ	イ	試	勝	引	比
巨	×	2	2	3	3	3	2	3	3	21	0		0.656
人	2	×	3	2△	3	0	3	4	3	20	1		0.645
名	2	1	×	1△	1	4	2△	4	2△	18	3		0.621
阪	2	1△	2△	×	2	2	4	2△	3	18	3		0.621
七	2	1	3	2	×	3△	3	2	3	18	1		0.581
名	2	1	4	0	2	1△	×	3	2	17	1		0.548
金	2	1	1	1△	0	4	0	×	2△	9	2		0.200
ラ	2	1	1	0	0	0△	0	2	×	8	2		0.267
イ	2	1	1	0△	1	2	0	2	×	8	1		0.253
敗	11	11	11	11	13	14	21	22	23				

都市對抗野球大會 (第十四回)

大毎東日主催都市對抗野球大會は昭和十五年八月五日から七日間、東京後樂園球場に於て行はれ、前覇者東京軍は第一戦に於て撫順軍に敗退し結局強豪大連と半島の雄京城軍との争覇となり熱戦の末遂に榮冠の優勝は京城軍の獲得するところとなる。因に京城軍は初の制覇である。

第一次戦

Table with 4 columns: 東, 旭, 新, 神. Rows include scores and player names like 大連, 八幡, 京, etc.

高對三高定期野球戦

三高五連覇を遂ぐ

昭和十五年八月十三日京都西京極球場に於て舉行、三高五連覇を遂げ、三高は十七勝十六敗一引分の戦績となつた。

Table showing scores for '三高' and '三高' teams.

故太田四州氏追悼野球

球界の大先輩故太田四州氏を追悼する野球試合が四月十五日神宮球場で舉行された。

Table listing names and roles: 鎌倉老童軍, 東京大學役員, etc.

庭球 ユーゴ選手交歓試合

ユーゴ、デ選選手交歓庭球試合は昭和十四年十一月四日東京田園コートで舉行。

庭球

Table of tennis match results: ユーゴ vs デ, including player names like プンチエツク, ククルエ.

第十八回全日本庭球選手権大會

日本庭球協會主催、全日本庭球選手権大會は昭和十四年十一月六日より十四日まで九日間甲子園國際庭球クラブコートで舉行、シングルの覇権はブンチエツク(ユ)の手にダブルスもブンチエツク、ククルエグイツチ(ユ)の獲得するところとなつた。

庭球

Table of tennis match results from the All-Japan Championships, including categories like 少年ダブルス and 少年シングルス.

比島國際庭球に日本選手活躍

比島國際庭球選手権大會は昭和十五年三月廿七日より五日間マニラに於て舉行、我が小寺、木村、加茂妹姉の代表四選手活躍

スポーツ—庭球

Score table for matches involving 澤木 田全 and 戸田 甲子園.

Score table for matches involving 岩 田全 and 木全 日生.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 澤 田 日生.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

Score table for matches involving 加茂 田全 and 岩 甲子園.

木村(早大)選手准決勝まで進んだがアンボン(比)に惜敗、加茂純嬢も決戦にソリサ(比)に惜敗した。

昭和十四年度日本學生庭球ランキング順位第一位(日本學生庭球聯盟發表)

△中野文照(法政) △鶴田安雄、楠本繁(慶應) △中等シングルス △川副道彦、松浦増雄(甲陽中) △川副道彦(甲陽中) △川副道彦、松浦増雄(甲陽中) △女子シングルス △女子ダブルス

△加茂純子(田園) 木全豊子、澤田佳(日生)

東日庭球大會(昭和十四年)

第二十回東日庭球選手権大會は九月廿四日より十月七日に亘つて早大コート他各コートで舉行、シングルスは中野(法)、ダブルスは藤倉・山川(慶)が優勝。

◆シングルス決勝

Score table for singles final: 中野(法大) vs 種田(早大).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

Score table for doubles final: 山藤(大慶) vs 藤倉(大慶).

少年ダブルス [決勝戦] 安藤(南大) 6-4 磯部(早大)

少年シングルス [決勝戦] 山藤(大) 6-1 廣瀬(武蔵)

一般男子 1. 渡瀬實、長井金次郎(兵庫) 2. 村瀬一郎、山名忠夫(愛知) 3. 津谷勝人、梶間駿喜(大阪) 4. 山本榮、三溝健(愛知) 5. 嶋峨競、伊藤福(大阪) 6. 小林一、露木一進(東京) 7. 福田昇、内林忠(茨城) 8. 曹普五、李仁俊(朝鮮) 9. 松原幸作、河野保正(東京) 10. 須々木正三郎、佐藤光雄(岡山)

男子中等校 1. 鶴重公男、官大進(臺北工、宜蘭) 2. 金日秀、朴尚玉(朝鮮邊境) 3. 魯炳瑞、金在應(朝鮮邊境) 4. 内田勝千代、日向敬昌(山梨師) 5. 露木喜一郎、石綿一郎(神奈川師) 女子(含女子中等校) 1. 相原チエノ、池田



富美(媛媛清美女) 2成松カツヨ、光武蘭子(佐賀鹿島女) 3前岡芳恵、佐々木敦子(鹿島女) 4内田スミ子、岩本柳(鹿島女) 5佐藤達子、鹽見利子(岡山山陽女) 6森本登志子、武藤比奈(三重津澤子)

昭和十四年度學生軟式蹴球順位

(日本學生軟式蹴球聯盟發表)

1八木藤雄、吳伯瑞(立命大) 2尹錫彰、菊池信也(法大) 3曹晋五、李仁俊(延福専) 4岩佐正治、本田幸一(中央大) 5安井和嘉、張日剛(京城高商) 6金戴星、金東烈(普成) 7堀越正三郎、辻野二郎(早大) 8鈴木宏策、齋藤弘(早大) 9申東晟、趙漢龜(春成) 10久田齊、森岡清(法大)

全日本學生蹴球大會 (於甲子園)

全日本學生蹴球聯盟主催第十二回選手権大會(十五年秋秋季大會)は熱戦相踏ぎ相當番狂はせを演じたが、シングルスでは鶴田(慶)が優勝し、ダブルスでは鶴田山縣組が優勝した。

◇シングルス准々決勝

鶴田(慶)	6	9	6
近岡(早)	0	7	3
藤倉(慶)	8	6	6
中原(早)	6	8	4
木村(早)	6	6	5
限丸(慶)	4	2	7

◇ダブルス准々決勝

小寺(神商)	7	6	6	1
若松(慶)	5	3	3	6
山縣(慶)	6	2	6	2
福福(慶)	1	6	2	4
近中(早)	6	6	7	
田限(慶)	4	4	5	
種木(早)	6	6	6	
龍筆(慶)	2	4	8	2
山藤(慶)	8	5	7	8
黒山(慶)	6	7	5	6
山縣(慶)	6	6	6	6
近中(早)	6	6	4	3
山藤(慶)	6	10	6	
種木(慶)	4	8	4	
山縣(慶)	6	2	6	
藤倉(慶)	6	6	7	
藤倉(慶)	3	2	5	
小寺(神商)	6	2	4	6
木村(早)	1	6	6	3
山縣(慶)	6	6	2	6
藤倉(慶)	3	3	6	2

◇シングルス決勝

鶴田(慶)	6	6
小寺(神商)	0	3

全日本蹴球選手権

第六回全日本蹴球選手権大會は五月廿四日より三日間神宮外苑競技場で舉行慶大RBの連覇となつた。

[准決勝戦]

早大W M W	1	1	0
東京帝大	1	1	1
慶大B R B	0	2	1
全普成	0	0	1
慶大B R B	1	1	0
早大W M W	0	0	0
早大W M W	0	0	0

東西學生對抗蹴球 (昭和十四年度)

第十一回東西學生蹴球優勝校對抗試合は關東八勝一引分の後をうけて十二月十日神宮競技場に於て審判竹内(主)、小林、菊池(線)三君の下に舉行、關東代表慶應優勝し全日本の覇権を掌握。

全國高校蹴球

慶應	4	2	1
關學大	2	1	1

東京京都兩帝大主催第十七回全國高校蹴球大會は一月一日より六日まで東大球場で舉行、松山高校の優勝となつた。

球大會は一月一日より六日まで東大球場で舉行、松山高校の優勝となつた。

[准決勝戦]

六高	2	1	1
早高	1	0	1
松山	1	0	0
廣島	0	0	0
松山	4	2	2
六高	2	1	2

[決勝戦]

OB東西對抗蹴球 (十五年)

第十回東西對抗蹴球試合は三月十日甲子園南運動場で舉行、1對1の引分となり關東四勝二敗四引分の成績となつた。

關東	1	0	0
西	1	0	0

關東六人制蹴球選手権大會

第一部(大學高専俱樂部)

東京俱樂部	1	0	0
早大	0	0	0

第二部(實業團)

千代田A	1	1	0
日立HP	0	0	0

第三部(中等學校)

青山師A	5	2	0
市立二中	0	0	0

スポーツ—ラグビー

關東實業團蹴球

第九回選手権大會は三月廿一日、三十一日、四月七、十四日青山師範球場で舉行、日立助川優勝す。

日立助川

2	1	0	1
1	0	0	1

學生米蹴リーグ戦成績 (十四年度)

後樂園球場に於て舉行、結局早大優勝す。順位、早、明、慶、法、立。

學生	米蹴	引分	成	績
5立大	●	●	●	●
4法大	●	●	●	●
3慶大	●	●	●	●
2明大	●	●	●	●
1早大	●	●	●	●
早明慶法立	○	○	○	○
勝分敗	3	1	0	0

奉祝六人制米蹴大會

紀元二千六百年奉祝六人制米蹴球大會は六月十五、六日神宮競技場で舉行、明大優勝す。

明治大學

7	0	7	0
0	0	0	0

一 ビグラ

ラグビー代表選手

日本ラグビー蹴球協會では全日本選手銜に付日本協會理事及東西兩協會セレクシヨノコミッテイー代表各一名より成る銜委員會で銜中昭和十四年全日本選手を左の如く決定。

F W 山地翠(早大)、遠藤彪(明大)、前山平太(鮮)、山本博(鮮)、太田垣鶴男(早大)、龜子兼治(鮮)、篠崎二郎(東大)、新島清(明大)、H B 藤熊夫(明大)、和田政雄(鮮)、T B 高橋武次郎(明大)、拓植評内(鮮)、加藤福太郎(立教)、中川幸秀(明大)、F B 井川晴雄(早大)

關東大學ラグビー (十四年度)

神宮競技場に於て九月廿三日立教對法政戦により火蓋を切り十二月三日に於ける早明戦を掉尾の試合として終幕、結局明大は早大を破り二連覇の偉業を達成した。而して十五年一月七日關西のN O I 京都帝大との優勝戦に明大五十一對三の大差で京大を破り全日本の覇者となつた。

關東ラグビー戦績

勝	敗	勝率
5	4	0.556
3	3	0.500
3	3	0.500
1	0	1.000
0	4	0.000
0	1	0.000
2	2	0.500
2	2	0.500
5	4	0.556

關東大學OBラグビー(十五年度)

關東大學OBラグビー試合は立大OB全勝して優勝するところとなつた。

OBラグビー成績表

勝	敗	勝率
4	3	0.571
1	1	0.500
1	1	0.500
0	1	0.000
0	1	0.000
0	1	0.000
0	1	0.000
0	1	0.000
0	1	0.000
0	1	0.000

排球

關東大學排球(昭和十四年)

第六回早慶對抗排球戦(四月廿九日)  
早大ストリートで勝ち六連勝した。尚稲門對三田俱樂部の試合も稲門勝ち二連勝せり。

早大 3 慶大 0  
早大 21 慶大 12  
早大 21 慶大 13  
早大 21 慶大 6  
早大 21 慶大 0  
早大 21 慶大 0

東京官立三大學排球  
第一回東京帝大、文大、商大三大學排球定期リーグ戦は四月廿九日東大コートで舉行、文理大の優勝となつた。

籠球

全日本綜合籠球選手権

第十九回男子、第十回女子全日本綜合籠球選手権大會は一月四日より七日まで東京國民體育館で舉行、男子は全普成、女子は新潟高女優勝。

男子ノ部 准決勝  
全普成 49 早大 43  
文大 54 慶大 36  
朝鮮全普成 58 早大 27

女子ノ部 決勝  
早大 3 文理大 0  
早大 21212221 文理大 11182413

女子の部 優勝戦

新潟高女 32 東京高師 12  
2 18 17 13  
0 0 0 0 30 附屬高女

昭和十四年度籠球優秀選手

|| 大日本籠球協會發表 ||

男子の部 F 横山堅七(早大)、吳壽競(全普成)  
C 張利鎮(立大)、G 金程信(全延福)、宗像卯一(早大)  
女子の部 F 小野幸(新潟高女)、小倉綾子(東京高師附屬高女)、C 淺黄久子(東京高師附屬高女)、G 丸瀬文子(東京高師附屬高女)、一柳しな子(愛知二女)

關東大學籠球リーグ(十四年度)

十月七日より十一月廿八日まで國民體育館で舉行、立教優勝關東代表となる。順位は立、文、早、帝、明、商。

關東大學籠球リーグ成績

立教	文大	早大	帝大	明治	商大	勝	勝率	比率
×	0	2	2	2	2	8	0.8	0.800
2	×	1	2	2	2	9	0.8	0.750
0	2	×	2	1	2	7	0.6	0.528
0	1	1	×	2	2	6	0.5	0.500
0	0	2	0	×	2	4	0.5	0.363
0	0	0	0	0	×	0	0	0.000
敗	2	2	6	6	7	10		

關東大學排球秋季リーグ戦は九月十六日より十月廿二日まで濱松町恩賜庭園コートに於て舉行早大の八連覇となつた。

早大	文大	立大	日大	商大	明大	帝大	慶大	勝	敗
×	○	○	○	○	○	○	○	7	0
○	○	○	○	○	○	○	○	5	2
○	○	○	○	○	○	○	○	5	2
○	○	○	○	○	○	○	○	3	4
○	○	○	○	○	○	○	○	2	5
○	○	○	○	○	○	○	○	1	6
○	○	○	○	○	○	○	○	0	7
○	○	○	○	○	○	○	○	0	2
○	○	○	○	○	○	○	○	0	2

東西學生優勝校對抗籠球(十四年度)

第九回東西學生優勝校對抗籠球は關東代表立教對京都帝大との間に十二月九日京都三中體育館で舉行力戰の末遂に立教優勝。

立教 58 京都 31  
25 23 31 54 京大  
立教 44 京都 22  
27 19 41 京大

卓球

東西學生對抗卓球(昭和十四年)

全日本學生卓球聯盟主催第八回東西學生優勝校對抗早大對關西學院の卓球戦は十一月廿五日、六日大阪YMCA體育館で舉行早稲田が優勝し全日本覇權を掌握した。

早大 4 關西 2  
早大 4 關西 2  
早大 4 關西 2  
早大 4 關西 2

昭和十四年度全日本卓球ランキング  
順位第一位(日本卓球協會發表)  
國際式の部 シングルズ ダブルズ  
△今 孝(早大) △今 孝、須山末吉(早大)

愛知卓球協會主催全國選抜卓球大會

四月廿九日名古屋寶塚卓球場で舉行。四月廿九日名古屋寶塚卓球場で舉行。四月廿九日名古屋寶塚卓球場で舉行。四月廿九日名古屋寶塚卓球場で舉行。

關東學生卓球リーグ戦(十四年秋季)

早大	立大	慶大	商大	明大	勝	敗
×	○	○	○	○	5	0
○	○	○	○	○	4	1
○	○	○	○	○	3	2
○	○	○	○	○	2	3
○	○	○	○	○	1	4
○	○	○	○	○	0	5
○	○	○	○	○	0	1
○	○	○	○	○	0	2
○	○	○	○	○	0	3
○	○	○	○	○	0	4
○	○	○	○	○	0	5

ホッケー

関東學生ホッケー

(昭和十四年度)

関東學生ホッケーリーグ戦は九月十日より月島球場で舉行、結局慶應優勝関東代表となる。

Table with 6 columns (早, 立, 明, 慶, 早, 立) and 6 rows (6明, 5早, 4帝, 3立, 2商, 1慶) showing match results and scores.

全日本ホッケー選手権

全日本ホッケー選手権大会は十一月三日東京月島球場で舉行、慶大が関西代表關大を破り優勝覇権を獲得した。

Small table showing scores for 慶大 (9) and 關大 (0).

全日本中等ホッケー (昭和十四年十月)

第九回全日本中等ホッケー選手権大会は名古屋商業と札幌商業との争覇戦となり結局名古屋札幌を破り覇権を獲得。

Table showing scores for various teams in the All-Japan Secondary School Hockey tournament, including 早大, 立大, 明大, 慶大, etc.

陸上

一般對學生對抗陸上競技

(十四年度)

東京學生氷上ホッケーリーグ戦は十一月七日より十七日まで六日間芝浦スケート場で行、早明立同率となり覇権は預りとなつた。

全日本一般對學生及第二回全日本女子三部對抗陸上競技大会は昭和十四年十月七、八日神宮競技場に於て舉行され學生軍と對一般軍との差を以て學生軍に凱歌が揚つた。

一 一般對學生 (一等記録)

- List of records for general student competition: 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m.

二 女子三部 (中部優勝)

- List of records for women's division: 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m.

(得点) 中部75 西部60 東部43

學生對抗陸上

第十二回日本學生陸上競技校選手権大会は十月廿一日、二日甲子園南運動場で舉行文理大連勝す。

次に一等記録のみを記す。

- List of records for the 12th Japanese Student Athletics Championship: 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m.

東京陸上選手権大会

第五回東京陸上選手権大会は昭和十四年九月十六、十七日神宮競技場に於て舉行。

- List of records for the 5th Tokyo Athletics Championship: 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m.

スポーツ—陸上

が中部軍遂に三年連覇の野望断たれ西部軍が初の覇業を達成した。

一般對學生競技記録 (優勝のみ)

- List of records for general student competition (winners only): 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m.

得点表

Table showing scores for various teams in the general student competition.

女子三部對抗優勝記録

- List of records for women's division: 100m, 200m, 400m, 800m, 1500m, 5000m, 10000m, 20000m, 50000m, 100000m.

東部	48.5
中部	61.5
西部	68

公開競技

一萬米競歩 和田英治(鶴見區役所) 47分46秒(日本新記録)  
 三(奈良岡健三(沼津高女教) 47分47秒4(日本新記録)  
 山本(帝俱) 50分32秒2

世界陸上最高記録

(昭和十四年十二月現在)

男子競技

- 百メートル 10秒2 オウンス(米)一九三六
- 二百メートル 20秒3 オウンス(米)一九三五
- 四百メートル 46秒1 ウィリアムス(米)一九三六
- 八百メートル 1分46秒6 ハルビツヒ(獨)一九三九
- 一千メートル 2分23秒6 ラツメグ(佛)一九三〇
- 二千メートル 8分47秒8 ラウロツク(新西蘭)一九三六
- 三千メートル 8分14秒8 ハツケルト(芬)一九三六
- 五千メートル 14分8秒8 キ(芬)一九三九
- 一萬メートル 29分6秒 キ(芬)一九三九
- 二萬メートル 1時間4分0秒24 サバラ(聖)一九三五
- 三萬メートル 1時間0分0秒24 サバラ(聖)一九三五
- 四萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五
- 五萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五
- 六萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五
- 七萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五
- 八萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五
- 九萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五
- 十萬メートル 2時間26分42秒 基(日)一九三五

女子競技

- 百メートル 11秒5 スチーフニス(米)一九三六
- 二百メートル 23秒6 ワラシエヴィツ(波)一九三五
- 四百メートル 46秒4 (獨)一九三六
- 八百メートル 1分45秒3 (獨)一九三八
- 一千メートル 1分56秒6 (獨)一九三九
- 二千メートル 3分50秒 (獨)一九三九
- 三千メートル 4分44秒 (獨)一九三九
- 四千メートル 5分44秒 (獨)一九三九
- 五千メートル 6分44秒 (獨)一九三九
- 六千メートル 7分44秒 (獨)一九三九
- 七千メートル 8分44秒 (獨)一九三九
- 八千メートル 9分44秒 (獨)一九三九
- 九千メートル 10分44秒 (獨)一九三九
- 一萬メートル 11分44秒 (獨)一九三九

世界陸上競技最高記録

- 百メートル 13秒8 ウオルコット(米)
- 二百メートル 29秒6 ヘリンダ(獨)
- 四百メートル 40秒1 カインドル(獨)
- 八百メートル 1分10秒4 ドイ
- 一千メートル 1分10秒4 ドイ
- 二千メートル 2分03秒 スチーフニス(米)
- 三千メートル 3分03秒 スチーフニス(米)
- 四千メートル 4分03秒 スチーフニス(米)
- 五千メートル 5分03秒 スチーフニス(米)
- 六千メートル 6分03秒 スチーフニス(米)
- 七千メートル 7分03秒 スチーフニス(米)
- 八千メートル 8分03秒 スチーフニス(米)
- 九千メートル 9分03秒 スチーフニス(米)
- 一萬メートル 10分03秒 スチーフニス(米)

驛傳競走

報知新聞主催全國中等學校驛傳競走は四月二十八日報知新聞社大宮間七十キロのコースで舉行、豊島師範が新記録をもつて三年連勝を遂げた。  
 一着豊島師範(鈴木、立川、久東、井島、田中、大場) 3時間58分26秒  
 第二十一回報知新聞主催大學驛傳競走は日本王座を東京箱根往復大學專門學校對抗驛傳競走は日大王座を奪還して優勝す。記録一三時間一二分廿七秒

全日本學生水上選手権大會

第十八回日本學生水上競技選手権大會は昭和十四年九月十五日より三日間神宮プールに於て舉行(第三回日本學生選手権飛込競技大會は十五、十七日舉行)優勝記録は次の通りであるが今大會に於て三つの本年度世界最高記録、六つの日本新記録、一つの日本タイ記録、七つの大會新記録一つの大會タイ記録を得た。

第十八回大會は昭和十四年九月八日より三日間舉行(早慶日立の四校は昨年度の成績により全日本學生水上出場資格を得てゐるので出場せず)第一部優勝各校得点左の如し。

- 第一部決勝得点成績
- 1 明大 94 2 東大 54 3 文大 35 (他略)
- 第二部決勝各校得点成績
- 1 横専 51 2 横高商 50 3 東高、日醫大 30 (以下略)
- 第三部決勝得点成績
- 1 一高 53 2 東高 36 3 集鳴、浦高 32 (以下略)

關西學生水上(昭和十五年九月九、十日)

甲子園プールに於て舉行、第一部優勝成績左の如し。

- 第一部各校得点成績
- 1 和歌山高商 91 2 同志社高商 58 3 京都帝大 45

昭和十四年度水上競技日本最高記録

- 五十米自由形 新井茂雄(立大) 26秒4
- 百米自由形 新井茂雄(立大) 57秒8
- 二百米自由形 新井茂雄(立大) 2分9秒6
- 四百米自由形 宮本茂早大 4分47秒2
- 八百米自由形 天野富勝(日大) 10分1秒6
- 千五百米自由形 天野富勝(日大) 19分21秒8
- 二百米平泳 葉室鐵夫(日大) 1分12秒4
- 五百米平泳 葉室鐵夫(日大) 2分40秒4
- 百米背泳 兒島泰彦(慶大) 30秒6
- 二百米背泳 兒島泰彦(慶大) 1分8秒2
- 二百米混泳 立大(新井、坂本) 1分48秒0

女子最高記録

- 五十米自由形 井上名古屋 33秒6
- 百米自由形 江間(臺北一女) 1分15秒6
- 二百米自由形 三 鬼土肥女 2分50秒2
- 四百米自由形 三 鬼土肥女 6分05秒2
- 五百米平泳 野 中(東四女) 1分32秒0
- 五百米背泳 天 野(野島) 3分17秒2
- 五百米混泳 伊 藤(女體専) 39秒6
- 二百米混泳 伊 藤(女體専) 1分26秒8
- 二百米背泳 愛 知(木村、梶田) 2分17秒4
- 二百米混泳 愛 知(木村、梶田) 5分24秒1
- 四百米混泳 臺 灣(野上、吉富) 5分24秒1
- 四百米混泳 先 輩(飯島、中山) 4分20秒

昭和十四年男子中等競泳最高記録

- 百米自由形 牧野兵衛(伊都中) 1分1秒4
- 八百米自由形 松山正一(中泉農) 10分32秒4
- 二百米平泳 藤垣亮太郎(茨木中) 2分51秒2
- 四百米平泳 藤垣亮太郎(茨木中) 5分51秒4
- 五百米平泳 藤井敬次郎(濱一中) 1分14秒2
- 二百米背泳 笹原利郎(臺 灣) 2分40秒5
- 二百米混泳 伊 都中(川合、松本) 1分53秒8
- 八百米混泳 和歌山(小倉、松本) 9分35秒0
- 二百米混泳 和歌山(鳥井、松原) 3分35秒0

日本水上選手権大會(昭和十五年)

八月十七日より三日間神宮外苑プールに於て日本選手権水上競技大會を舉行、四百

に早稲田稲泳會の宮本4分50秒の本年度世界最高記録を生み續いて葉室、津田、田中が世界最高記録を飾り競野嬢も日本新記録を生んで三日間の有意義なる幕を閉じた。

△男子飛板決勝 小柳富男(大阪製鋼) 一五〇・五二  
△女子高飛決勝 立松文子(成女出) 三六・七二  
競泳決勝

男子

◎男子  
◇百米決勝新井茂雄59秒2◇五十米青泳兒島泰彦(三田)30秒8◇四百米宮本茂(稻泳會)4分50秒(本年度世界最高記録)◇百米平泳大浦誠一郎(立大)1分16秒◇千五百米1津田國男(日大)19分31秒6 2田中英作(稻泳會)19分31秒6(以上本年度世界最高記録)◇二百米新井茂雄(立大)2分14秒2◇百米青泳吉田喜一(稻泳會)1分8秒4◇二百米平泳葉室鐵男(日大)2分43秒4(本年度世界最高記録)  
◇水球決勝(慶應四年連覇)

女子

◎女子  
◇百米青泳伊藤さとし(女子體專)1分29秒2◇二百米平泳天野圭子(吳精華女)3分18秒◇二百米旗野富美(東府四女)2分44秒8(日本新記録)従來の日本記録は小島一枝(福山)の昭和八年七月卅日(振市)の2分45秒であるが今回旗野はこれを0秒2短縮した。

競漕

學生選手權競漕

(昭和十四年)

九月十七日瀬田川コースに於て日本漕艇協會主催第十二回全日本學生滑座艇選手權

競漕を舉行、南の逆風の上に競漕開始直前から俄にかき曇つた秋空は雷鳴と共に車軸を流す豪雨となり眼もあてられぬコンデイジョンながら雨中の力漕が展開されたが結局フオアは日本醫大、エイトは東京商大が二年連覇を遂げた。

關東學生競漕 (第十九回選手權大會)

九月九日、十日荒川尾久の小豪橋、尾竹橋二千米コースで舉行(括弧内は平水換算)  
[エイト決勝]  
1商大6分43秒(6分35秒) 2慶大差カンパス  
[ニア決勝]  
1慶大8分27秒3(8分43秒) 2商大艇差一尺  
[千米OBエイト決勝]  
1慶大3分16秒5(3分29秒) 2工大 3早大  
[スカル決勝]獨漕  
商大9分41秒(參考タイム)  
[フオア決勝]  
1日本醫大7分16秒(7分26秒) 2明大差10秒

第十二回早慶定期競漕

四月二十九日尾久荒川、梶原の渡し尾竹橋間三千二百米コースで舉行、慶大快勝す。  
1慶大9分26秒 2早大差一艇身三分の一

關東學生ヨット競技

第七回關東インターカレッジ、ヨット競技大會は六月廿三日横濱市設ヨットハーバ1沖に於て舉行、早慶帝日法及第二部から

芝浦スケート場で七日より十日まで舉行、スピード及フイギユアは明大、ホツケーは立教優勝。

一着記録

◇千五百米南洞(早大)2分31秒9◇五千米深井(慶)9分7秒1◇五百米山下(早大)45秒5◇一萬米中楠(早大)18分52秒◇二千米リレー明大3分6秒

得点表

Table with columns for distance (千五百米, 五千米, 一萬米, 二千米), school (明大, 早大, 慶大), and score. Total score for 明大 is 44.5, for 早大 is 37, for 慶大 is 17.5.

全國中等水上選手權 (十五年度)

第十回全國中等學校水上競技選手權大會は一月十一日より三日間日光細尾リングで舉行。

ホツケー

決勝戦  
京城師 3  
フイギユア  
優勝 原口(學習院) 1〇〇・一四(スクール36.90 フリ 1.66.34)

スポーツ—スキー・自轉車

昇格した水産の六校で試合を舉行の結果、早稲田大學が一〇八點を擧げて優勝した。

トケス

昭十四年度 關東型滑選手權大會

第六回早慶對抗ヨット競技大會は五月十一、二兩日横濱ヨット、ハーバー沖二周四千米コースで舉行、早大の連勝となつた。

一ケス

第二回關東フイギユア、スケート選手權并にジュニア競技大會は十一月十九、二十兩日山玉リンクにて舉行、フイギユアの覇權は有坂(明大)ジュニアは中上川(慶大)の優勝となつた。

全國學生水上選手權大會 (昭和十五年)

第十五回全國學生水上選手權大會はスピード競技を日光細尾リングに於て一月六日より三日間、フイギユア及ホツケーは東京

スピード  
◇千五百米 一着 李(松都中) 2分34秒5  
◇五千米 一着 李(松都中) 9分59秒5  
◇一萬米 一着 金(松都中) 46秒8  
◇一萬米 一着 金(松都中) 18分50秒  
總得点 1新義州東中 2松都中 3岡谷工

五帝大氷上ホツケー戦 (第五回大會)

昭和十四年十二月三十日より一月六日まで日光細尾リンクで舉行、東京、東北帝大の争覇となつたが結局東北都合上不出場となつたため東京帝大の優勝となつた。

早慶氷上スピード

第三回早慶氷上スピード競技は一月十四、五兩日日光に於て舉行、早大の三連覇となつた。

Table with columns for distance (早大, 慶大), score, and total score. Total score for 早大 is 83, for 慶大 is 67.

一キス 第十回神宮スキー 優勝者一覽表

種目 姓名又は團體名 記 録  
耐久競走 増田眞一(上古志) 3時間18分55秒

五〇〇米 四一・五 山下勝久 學生  
二〇〇〇米 三〇・八二 田村利男 東京

自轉車

昭和十四年度 自動車日本新記録 (日本自動車聯盟發表)

Table listing cycling records with columns for category (長距離, 競走, 複合, 新複合), name, and time. Records include 1時間18分55秒 for 村上吉五郎 and 1時間19分47秒 for 増田眞一.

競技場記録

種目 記 録 氏 名 所屬  
五〇〇米 四一・五 山下勝久 學生  
二〇〇〇米 三〇・八二 田村利男 東京

三〇〇〇米 四・四四・五 曹 淳 鍋 日本  
 四〇〇〇米 六・二五〇 田 村 利 男 東京  
 五〇〇〇米 五・三一六 李 潤 白 朝鮮  
 三〇〇 五七・一四〇 宮 本 末 雄 神戸

競輪場記録

五〇〇〇米 四〇・五 李 潤 白 日本  
 一〇〇〇米 一・二三七 金 仁 愛 朝鮮  
 四〇〇〇米 六〇・七二 李 潤 白 日本

柔道

日本柔道選手権大会

(昭和十四年度)

講道館主催第九回日本柔道選手権大会は十月二十一日、二日講道館大道場で舉行、専門の部は木村政彦五段(東京)が優勝、一般の部は遊田五段(東京)と荒井四段(茨城)の争覇戦となり熱戦力闘延長二回に及んだが勝負決せず遂に引分となつた。

〔准決勝戦〕  
 時實六段(兵庫) 優勝 飯山六段( )  
 木村五段(東京) 大外落 越智五段(香川)  
 〔決勝戦〕  
 木 村(東京) 大外落 時 實(兵庫)  
 一般の部

剣道

第六十一回東京学生剣道聯合大会

(昭和十四年)

十一月十二日早大武道館に於て舉行、結局決勝は早大同志の顔合せとなり早大優勝す。

〔准決勝〕  
 早大 5-0 高 師  
 早高 3-2 農 大  
 早大 3-2 早 高

天覽武道大会

宮内省主催紀元二千六百年奉祝天覽武道大会は六月十八日より三日間宮城内濟寧館道場に於て舉行。

〔府縣選士〕 牧田 關(長野) 一二五七  
 (指定選士) 波呂伊助(福岡) 一二四一  
 柔道御前試合優勝  
 (府縣選士) 藤原 勇五段(東京)  
 (指定選士) 木村政彦五段(東京)  
 剣道御前試合優勝  
 (府縣選士) 望月 正房  
 (指定選士) 増田 眞助

弓道

日本学生弓道

(十四年度)

第九回日本学生弓道選手権大会は十月二十八、九兩日早大道場ほかで舉行、結局早大が優勝。

〔准決勝〕  
 早大 14-10 横濱高商  
 文理大 14-12 慶 應  
 〔決勝試合〕  
 早大 18-15 文 大  
 東京学生弓道リーグ戦(十四年度)  
 都下学生弓道リーグは九月十七日より十

射撃

早慶聯合遠的射撃

(昭和十五年)

第一回遠的射撃大会は三月二十一日日吉臺慶大運動場で各校二十五名(OB十名、現役十五名)により舉行、結局慶應優勝、個人競技は百瀬泰(早大)20中が優勝した。

1慶應三五三中 2早大三三一中 3明大三二九中  
 國民射撃大会(五月五日大久保射撃場)  
 第七回國民射撃大会は(一人十發五分間伏射百米)岡田傳三(明大)の優勝するところとなつた。

全日本学生射撃選手権大会

(十四年度)  
 十一月五日大久保陸軍射撃場で舉行、團體は國學院、個人は相澤健司(早大)が優勝。

東西六大學射撃

(十四年度)  
 第五回東京六大學對抗射撃戦は十一月四日關東側早、慶、明の三大學、關西側同志社、立命、關大の三大學各十五名により三百米伏射一人五發をもつて舉行、結局八九八―八五四で關西軍の勝利となつた。

關東學生射撃大会

(昭和十五年五月)

關東學生射撃大会兼第六回三支部對抗豫選は東京大久保射撃場で舉行、團體では早

重量

昭和十四年度 重量最高記録

大、個人では米島(善隣)が優勝した。  
 〔團體優勝〕 早大 二八五  
 〔個人優勝〕 米 島(善隣) 43  
 押舉 南壽逸(京城電氣) 體重五九・一五(記録距) 一〇五・〇 押舉率一、七七五  
 牽舉 南壽逸(京城電氣) (記録距) 一〇二・五 押舉率一、七三二  
 扛舉 南壽逸(京城電氣) 一二七・五(記録距) 二、一五五(押舉率)  
 南選手三つの世界記録公認  
 同選手の最高記録 押舉一〇五キロ、牽舉一〇二・五キロ、扛舉一二七・五キロ 以上三種は世界記録として公認された。

拳闘

日米學生對抗拳闘大会

(昭和十四年)

全日本學生對アメリカ、サンノゼ大學の日米對抗拳闘大会は十一月七日後樂園特設リングで舉行、熱戦力闘の結果引分となる。

日 本 2.5—2.5 米 國  
 〔バンナム級〕 判定 セーラー  
 〔フェザー級〕 判定 レーシー  
 〔ライト級〕 判定 テーラー  
 〔森(明大) 打倒 2回1分30秒

馬術

關東學生馬場馬術

(昭和十四年度)

第三回競技會は十月廿九日東京陸軍豫科士官學校下馬場で舉行、團體では早大組、個人競技は平林保治(早大)優勝す。

〔團體〕 1早大(豊原、山本、堀、平林)二五二五點  
 2法政二四六八點 3明大  
 〔個人〕 1平林保治(早大)六九二點五 2連岡(法政) 六六二點五 3下田(農大)  
 乙組優勝校 學習院 個人 小杉彰人(學習院)

全日本學生馬術大会

(昭和十四年)  
 第十一回全日本學生馬術大会は八月十三日代々木練兵場で舉行。

菅蘭威(北大)が優勝した。

庚(立大) 引分 カウイン  
〔ウエルター級〕  
李(早大) 判定 キンケード

朝鮮對マニラ拳闘 (於マニラ)

第一回 全マニラ 3-2 全朝鮮  
第二回 全マニラ 3-2 全朝鮮  
第三回 全朝鮮 3-2 全マニラ

レスリング

汎太平洋レスリング

第一回汎太平洋レスリング選手権大會は昭和十四年十月八日夜東京日比谷公會堂で舉行、濠洲三選手権を掌握し強味を發揮した。

〔一回戦〕 パーセル(濠) 判定 栗原(日本)  
道 明(早大) 判定 栗原(日本)  
〔決勝戦〕 パーセル(濠) 判定 栗原(日本)

〔一回戦〕 大宮(早大) 判定 郭(日本)  
トワイト(濠) 判定 フロレンド(比)

〔決勝戦〕 大宮(早大) 判定 郭(日本)  
トワイト(濠) 判定 フロレンド(比)

〔一回戦〕 金鐘(日本) 判定 葉(日本)  
鐘(日本) 判定 葉(日本)

ガラード(濠) 首固め ベルナベ(比)  
〔決勝戦〕 ガラード(濠) 5分21秒 金鐘(日本)

〔一回戦〕 鷲(見(日本)) 58秒 固め パカバグ(比)  
トレヴァスキ(濠) 棄権 菊(日本)

〔決勝戦〕 トレヴァスキ(濠) 判定 鷲(日本)

濠比聯合軍對日本レスリング 濠比聯合軍對日本の對抗レスリング試合は昭和十四年十月十五日甲子園リングで行。○印が勝 結局五對三で日本優勝。

〔決勝戦〕 フロレンド(比) 判定 栗原(日本)  
トワイト(濠) 判定 栗原(日本)

〔決勝戦〕 パカバグ(比) 判定 葉(日本)  
トレヴァスキ(濠) 判定 鷲(日本)

神田YMCAに於て舉行の結果、明大全 關東大學レスリング

勝して秋季リーグの覇権を獲得した。

Table with 4 columns: 勝, 立, 早, 明. Rows show match results between teams like 明慶, 早立, etc.

相撲

第八回關東選抜學生對抗相撲大會は昭和十四年十月八日明治神宮外苑相撲場で舉行、拓大優勝す。

〔總成績〕 1 拓大 7 6 1 2 早大 6 5 7 3 慶大 5 5 3 4 明大 4 4 3 3 5 中大 3 3 2 6 水産 2 2 2 7 正大 1 2 5 8 専修 大 0 2 6

大毎主催全國中等相撲大會

第廿一回全國中等學校相撲大會は昭和十四年十月廿八、九日堺大濱土俵で舉行、團體は高知農業、個人は桃山中學奥山が優勝した。

大毎主催全國學生相撲

第廿一回全國學生相撲大會は十一月十一、二兩日堺大濱土俵で舉行、團體は慶大、個人は古塚(日大)が優勝す。

優勝校慶大 2 關大 3 同志社大 個人優勝古塚(日大) 2 今(拓大) 3 玄(立教)

春場所星取表 (昭和十五年)

Main wrestling star table with columns for East (東) and West (西) regions, listing names and their performance status (win, loss, no contest).

夏場所星取表 (昭和十五年)

(○は勝 ●は負 △は不戦勝 ▲は不戦負)

Table of sumo star ratings for the 15th year of the Showa era, listing names and their performance status (win, loss, no contest).

昭和十五年春場所

圓熟無比の双葉は好漢五ツ島に一敗したれど優勝に輝く、大豪男女川不調、安藝、五ツ、照國の進境めざましく興味湧く取組多く、大豪の將來性が宿題となる。

十五年夏場所大相撲

双葉攻略戦の新展開、東西の激烈な星争ひ、照國、安藝ノ海の大關先陣争ひ等角狂の期待を集めて開いた今場所は意外な玉ノ海の不振休場をトツプに羽黒、双葉の休場となり東軍の士氣全く揚らず、照國また安藝、五ツの猛攻に潰え、千秋樂に安藝、松浦瀧を破り十四勝一敗の成績を以て遂に優勝、こゝに掲額の覇権をかち得る。六十九連勝の大記録を樹立し一度敗れた後と雖も横綱の貫祿を充分示して居た双葉が今場所當初より氣力に欠けるものがあり、双葉の敗因は何か? 土俵に残した謎として一般から疑問視されるに至つた。今後捲土重來無敵双葉の貫祿を示すか、彼の心の師故妙正尼誓願の地九州福岡の片田舎妙音の籠に於て生活廿五日、確たる信念を得たが將來の残された興味深き観物である。

に誇示するスポーツ繪卷 選ばれた若人七百五十名が祖國の名譽を賭して競ふ力と美のオリムピヤード、東亞競技大會は昭和十五年六月五日午後四時初夏の風薫る神宮外苑に華々しく幕が切つて落された。

★卓球大會

無敵日本滿華を一蹴す

第一日午後二時から日本對滿洲國國際式を行ひ、同六時半から日本對中華の日本式試合を行つたが、日本對滿洲戦は六對〇で日本勝ち日本對中華戦も七對〇で日本の勝利となつた。

★野球大會 (第二日)

日本對布哇戰

日本軍辛勝す

日本軍は持駒豊富で個人的には錚々たるものであるが練習不合のためチームワークの纏りなき感あり、延長戦を思はせたが最終回ハワイは遊失に續く宇野の飛球を落してつまらぬ一點を献じ、惜しき一戦を失つた。

大久保東京市長の始球式に依り午後零時卅五分から天知(球)、角田、本郷、西村(壘)四氏審判の下にハワイ先攻に開始。結局4A-3で日本辛勝。閉戦二時四十分。

技競合綜

紀元二千六百年奉祝

東亞競技大會

東亞民族の祭典 五族七億の同胞が世界

スポーツ—綜合競技

Table of sports results for the 2600th anniversary of the founding of the world, listing various events and scores.





◇後半満洲は鍛へあげた耐久力の優秀性を發揮しバックラインは追風を利し、両ウイングの快走をもちたらしニトライ、一ゴールを加へて追撃したが及ばず、日本タイアツブ前罰蹴を加へ勝つ。

Table with 2 columns: 日本 (22), 満洲 (14)

東亞競技關西大會

日本対比島拳闘對抗戦は八日午後六時半から特別競技後引續き八時から舉行接戦を豫想されて居たが日本軍旺盛な闘志で快勝するところとなつた。

- ◇フライ級 高見義雄 判定 ヌナツク
◇バンナム級 ○李禮昱 判定 トラニ
◇フエザイ級 ○鄭風鏡 判定 コルドバ
◇ライト級 ○文光一 判定 ロハス
◇ウェルター級 ○文春成 判定 ウエアー

★東亞大會各種試合總成績一覽表

- ◇陸上競技 1日本 2比島 3滿洲 4中華
◇野球 1日本 2滿洲 3比島 4布哇
◇籠球 1日本 2比島 3中華 4滿洲
◇庭球 1比島 2日本 3滿洲
◇軟式庭球 (對抗) 1日本 2滿洲 (個人) 尹、菊地 (日)

東亞民族の若人七百有餘を集めて紀元二千六百年奉祝關西大會を榎原神宮外苑野外公堂他甲子園等で舉行、日本は大部分の種目に優勝す。

Table showing results for various sports like 卓球, ラグビー, ホッケー, etc.

★全日本中等學校總力大會

若き力の祭典、興亜の子等が逞しき氣魄を凝結、光輝充つる紀元二千六百年奉祝、全日本中等學校體育競技總力大會は畏くも李王殿下台臨の下に昭和十五年八月十二日甲子園原頭に、遠く大陸の戦野を偲び鍛へに鍛へた銃後の若人二千七百七十四名が、堂々颯風を衝いて大進軍、絢爛たる入場式後、我中等體育界の最高峰を行く八大會は

統一下一齊に猛烈な火蓋を切り聖戦下に相應しい熱戦繪巻を展開した。 第二十六回全國中等學校野球大會

Table of baseball tournament results, including 第一次試合 and 第二次回戦.

全軍のチームワークのまとまりは遂に二連覇の榮冠を獲得するに至る。 水上競技大會 (全日本中等學校競技)

Table of water sports results, including 水球, 水泳, and 水球東西對抗學生競技.

を殘して滿洲軍の勝となつた。

Table showing results for 陸上競技 and other sports.

◇全日本中等學校總力大會

Table of results for the All-Japan Secondary School General Power Meeting, including 二百米背泳, 二百米, etc.

▽中等部決勝戦

東京一中 55 20 14 28 長岡中學

▽師範ノ部決勝戦

新潟師範 42 21 16 39 高田師範

△實業ノ部決勝戦

西野田職工 59 26 33 48 新潟商

★陸上競技成績 (八月十三日於甲子園)

一部は明善中學優勝

二部は新潟師範四連覇

- 100m 1佐藤(愛知一中)17秒2 2西本(新竹中)...

中) 3豊原稔(浮羽工)

- 100m 1三宅(兵庫工)24秒0 2原賀(明善)3曹...

★中等總力大會覇者一覽表

- 野 球 海草 中學 上 中等部 中學明善校...

★明治神宮體育大會

第十一回明治神宮國民體育大會海洋競技は八月九日より三日間、黒潮鳴る横濱港に...

長距離競泳

- 1 佐世保一組(知念一曹指揮、以下二曹、有光三曹、...

- 河北一主、川崎一主)3時間31分44秒 2 吳一組(平山、岡本、塚定、片桐、外國)3時間53分23秒...

競漕

- ★青森中學優勝 中等固定席艇決勝 1 青森中4分7 2 小樽中差半艇身 3 福岡師差三艇身...

帆走

- 慶應制覇、長距離は財部艇樂勝 長距離帆走 1 長距離(40軒)1パリアー二世(財部兄弟)6時間30分2明星 3 仰秀

スポーツ——綜合競技

- ▽18尺級(25軒) 1 オーション(岩井、竹田、鈴木)4時間7分55秒 2 キリン(大原)4時間13分45秒...

水難救助競技

- ▽決勝 1 千葉(森、赤松、森下)7分9秒 2 北海道 3 豊原(豊島)...

試合待つ間 観衆も體操

厚生省體力局では時局に適應したスポーツ精神を一般觀衆に徹底させることによつてスポーツの新體制樹立を目ざして、一、惡彌次は今後絶對禁止すること(係員の制止をきかない者は即時退場を命ずる)...

家庭知識

食物の栄養価は熱量を以て計算し、熱量を表すには、カロリーといふ語を用ゐる。カロリーとは清水一リットルを攝氏十七度から十八度に温むるに要する熱量である。養分の熱量は次の如くである。

蛋白質 一瓦 カロリー 一瓦 カロリー  
脂肪 一瓦 カロリー 一瓦 カロリー  
炭水化物 一瓦 カロリー 一瓦 カロリー  
炭水化物 四〇瓦(二〇瓦) カロリー  
炭水化物 四〇瓦(二〇瓦) カロリー  
なほ官吏、學者、僧侶などの精神労働者は右より一割五分を引き去つた分量である。

食品分析表 (百瓦に付)

Table with 2 columns: 品名 (Food Name) and 蛋白質 (Protein). Items include 小麦 (Wheat), 大豆 (Soybean), 落花生 (Peanut), etc.

Main table of food analysis with columns for various food items and their corresponding values. Items include 白米 (White Rice), 小麦 (Wheat), 大豆 (Soybean), etc.

Main table of food analysis with columns for various food items and their corresponding values. Items include 冬瓜 (Winter Melon), 西瓜 (Watermelon), 茄子 (Eggplant), etc.

ビタミン類の作用性状及分布

作用 眼疾を豫防し傳染病に對する抵抗を増す  
性状 脂肪及其溶媒に溶け熱に對して抵抗強く酸化によりて破壊せられる  
分布 バタ、肝油、卵黄、魚油、牛乳、キャベツ、チンヤ、菠薐草、乾海苔等に多量含有せられる

家庭知識— 食品分析表・ビタミン類の作用性状及分布

ウイタミンB 脚氣を豫防し新陳代謝を促進す

ウイタミンC 壊血病を豫防す

ウイタミンD 佝僂病を豫防す

ウイタミンE 生殖機能を維持し不妊症を豫防す

家庭常備薬

△重曹 重炭酸ナトリウム即重炭酸曹達の略名。胃酸過多症(所謂胸やけ)によく、吸入の材料に用ゐられ、また豆のやうなものを柔く煮るに役立つ。
△硼酸 危険のない消毒薬である。水には極少量(三分の一)位しか溶けない。四友を水二合に溶かせば一般のうがひ料となり、目にやにが滲むのを拭ふため、楊枝を使ふことの出来ない幼児や乳児の口中を拭くため、その他用途極めて廣い。
△ヒマシ油 食すぎや食あたりで腹痛のときこれを呑むと悪いものを下して下す。分量は大人ならば三十グラムから二十五グラム、子供ならば二匙位。これは假令飲み

水及稀アルコールに溶けアルカリ及強度の加熱により破壊せられ酸に依て安定を増す水、アルコール、エーテルに溶け加熱により容易に破壊されアルカリにも抗抵抗弱く酸には抵抗強し
脂肪及其溶媒に溶け加熱及酸には抵抗強くオゾンにより破壊せらる紫外線により活性を得
脂肪及其溶媒に溶け熱光線酸化等に對して抵抗強し

卵黄、米、麥の胚、酵母、肝臓、魚卵、穀類、果實、油類等におほく含有せらる
蜜柑、レモン等の果實、トマト、大根、サラダ等の野菜、乳汁等に多く含有せられる
ウイタミンAと共存すること多し
米、麥の胚、葉綠素植物、油類に存在す

過ぎては殆ど悪い不快な副作用はないから安心して用ゐられる。
△リスリン 本名グリセリン。瀉腸用には水で半々に薄めたものを、十グラム位用ゐる。冬期ひびやあかぎれにはリスリンだけだとベタ／＼して氣持が悪いから、アルコールで半々に薄めて用ゐるがよい。
△アルコール 消毒薬、水で半々に薄めて用ゐる方がよい。用途甚だ廣い。窓硝子や鏡等の曇をこれで拭ふと綺麗になる。
△沃度丁幾 小さな怪我や、一寸した皮膚病に有効な消毒劑である。皮膚病のかゆみなどは直に治る。若し濃過ぎてしみたりする時にはアルコールで薄めるがよい。
△カンフルチンキアルコールに樟腦を溶かしたものである。一寸挫いた時や、肩のこ

り、手足のだるい時等に塗ると効果があつる。この薬は直に氣が抜けて利かなくなる。
△アンモニア水 蟲に刺された時に用ゐる。
△石炭酸 消毒用は三十倍、傷口を洗ふには五十倍のを用ゐる。
△絆創膏 絹絆創膏、ゴム絆創膏及び亞鉛華絆創膏がある。亞鉛華絆創膏が一番宜しい。絆創膏は皮膚にガーゼや脱脂綿などを止めるために用ゐるもので、すりむき傷などに貼つてはいけない。
△ビツク氏硬膏 顔にニキビなど出来た時これを小さく切つて貼り付けて置くと膿ま

應急手當

△卒倒 患者を側臥させ衣類を弛め殊に胸部を露出させ呼吸を容易ならしめる。次に顔面と胸部とに冷水を吹きかけ、又は鼻さきにアンモニア水、芥子などを吸入させる。鳥毛などで鼻腔内を刺戟するもよい。その他芥子泥を頂部又は足部に貼るも一方法である。これでも尙ほ知覺を恢復しなければ人工呼吸法を施す。知覺を得たならば濃い茶、コーヒー又は酒類を飲ませる。この場合患者は静かな所に置かねばならぬ。腦充血の卒倒ならば頭を高くして冷やさねばならぬ。
△昏睡 ひきつけ 身を安靜にして頭部を高め顔部赤色なるか又は發熱あれば頭に氷囊を置き、次に足部を温める爲め湯タンボ熱湯(薄く芥子をとかした)で絞つたタオルで足部をまくか又は胸部(乳房と乳房との間)に芥子泥を塗るといふ時もある。一般にひきつけた場合にはリスリン又は石炭酸水で瀉腸するがよい。
△凍死 温い室に運び入れる前に水で絞つた布片で身體各部を摩擦し體温が出たらば温室に運び入れ温い衣類で保護し四肢は熱布で包む。尙ほ興奮劑として茶、珈琲、酒

類を與へるがよい。
△鼻出血 脱脂綿又は細く切つたガーゼで鼻腔内を塞ぎ、鼻部に軽い氷囊をあてる。尙ほ止まねば明礬水、過クロール化鐵液に浸したガーゼを詰める。
△口腔出血 殺菌した脱脂綿、ガーゼを以て強く壓迫するか、食鹽又は硼酸の一茶匙を水二倍に溶かしたもので含嗽する。
△咯血 安靜にして談話などせず、コップ半杯乃至一杯の食鹽水を飲ませる。
△腸出血 腹部に微温濕布をする。痔出血と間違ひ易いから注意を要する。
△痔出血 温浴後アドレナリン坐薬、イヒチオール坐薬を押し込み、若し痛みが劇しければ肛門部を氷囊で冷却する。
△急性出血 四肢の創傷ならば傷口の上方部を手拭、布片又は軟いゴム管で縛り、同時に殺菌したガーゼ又は脱脂綿及繃帯で創口を縛り、傷いた四肢を少し高く擧げて居る。創口に不潔物があれば清水、硼酸水、又は石炭酸水で洗つた後右の方法を取る。
△菌類及びぶく中毒 早く吐き出させるがよい。氷片を飲み込ませ心臓部に芥子泥を貼る。これは應急の手當である。速かに醫治を乞はねばならぬ。
△鮫、青魚類、貝類、蝦類の中毒 胃の内容

物を吐き出させ、ヒマシ油を飲ませ、急に下痢せしめ、重曹水(コップ一杯の水に重曹一茶匙を溶かしたもの)を飲ませ、又は氷水、茶などを與へる。
△瓦斯中毒 新鮮な空氣の所に運び去り、人工呼吸を行ひ、意識が回復したら興奮劑を與へる。
△急性アルコール中毒 冷水、濃い茶、珈琲等を與へて安静させる。永く冷氣に當つた場合には温い室に運び、また腦溢血を起した者は頭部を冷す、さめたら茶、珈琲等を與へる。
△蟲類の刺傷 アンモニア水又は砂糖をつけ更に二パーセントの給糖水で冷暑法を施す。
△蛇類の咬傷 直に傷口の上部を布片で固くしばり、血行を止め、創口を十分吸引するか或は局部を少し切開して出血せしめ、十分吸引する。次に局部を沃度丁幾、三パーセントの硝酸銀水乃至石炭酸で腐蝕せしめ、尙ほ二パーセントの過マンガン酸加里液でよく洗滌し、且つ同一液で殺菌する。同時に興奮劑を與へて體温を保つやうにする。犬、猫、鼠等も大體上の手當をする。但し、犬は狂犬病の恐があるから速かに醫師を招かねばならぬ。

△火傷 指先その他小さい場所を火傷した時は直に紙に飯粒を稍厚い位に練り着けて、その火傷の部分に貼り、空気に觸れさせぬやうにきれて結び、紙が自然に割れて来るまでその儘にして置く。稍廣い面積を火傷した場合は、油を塗るか或は灰汁の中に入れて一時の苦痛を凌ぎ、速に醫師の手當を受くべきである。

△工呼吸法 これに二法ある。第一法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ、枕又は疊んだ衣服を腰の下に置く。術者はその上に跨がり両手で患者の両側乳房の下(胸の下)を力をこめて静に上方(頭の方)に壓迫し、肺、肋骨を上擧して吸氣状態とし、次にその手を放して呼氣状態とする。右の方法を繼續する。時間は一時間以上を要する。その反覆する速度は一分間に約十五回(大人の呼吸數)即ち術者の呼吸に合せて行へば宜しい。これを行ふ際注意すべき事は助手をして常に假死者の口を開け舌を外方に引き出すことである。第二法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ胸下に枕を置き假死者の両手を胸側に置き術者は假死者の頭部に坐り假死者の両腕の中間即ち肘の所を両手にて持ち假死者の頭の方へ擧げ次に静かに元の位置にかへす。かうすれば前者は吸

氣となり後者は呼氣となる。その速度及び繼續時間は前法同様である。場合によつては第一法及び第二法を併用するも宜しい。

しみぬき

△血 卸大根を局部にのせ暫くその儘にして置く。この方法を數回繰返すと大抵きれいになる。

△肉汁や膿 揮發油又はベンジンで脂肪分を去り微温湯で洗ふ。

△乳汁 水で落ちない時はアムモニア水(水酸化アンモニア)で洗ふ。決して高温に加熱してはならない。

△鐵錆 薄い酢酸の温液又は熱液で洗ふ若し酢酸で染色を損ずる虞あらばグリセリンと石鹼を適宜に混ぜた液を塗り數時間放置する。

△墨や朱 布のり、煙のり、飯類、小鳥の糞で揉み出して除く。

△トリモチ 先づ種子油で除き去つた後油分を揮發油又はベンジンで除く。

△酢 薄いアムモニア水で洗ふ。

△顔草のやに アルコール、揮發油又は味噌汁で洗ふ。

△インキ 煮え立つた牛乳で拭けば大抵落ちる。それでも落ちない時はレモン汁で洗

ふと善い。

△酒 硼砂液に少量のアムモニア水を加へて處理する。

△泥 絹のやうな上質の薄物に泥が附着した時には、その儘泥をよく乾かしてから指先で揉み落し、更に柔いアラシで拂ひ、最後に重曹の清液に浸したフランネルのきれで泥の附着した後をこすれば綺麗にとれる。

△尿 酢をよく浸み込ませてから水で洗ひ出す。

△汗 水二合にアムモニア水を盃一杯混ぜた液で洗ひ、清水でよく濯ぐ。

△車の油 揮發油で拭き取るか或は揮發油の中へその部分だけを浸し静に揉む。卵のしみも同様の遣り方で取れる。

洗濯の仕方

△木綿物 石鹼や洗濯ソーダで洗つてもよし、又米の磨き汁にソーダを入れて洗ふもよい。紺物は絶対に石鹼を使はず、少量の酢を入れて洗ふと紺の色がよくなる。

△カラー 洗濯曹達と石鹼で普通の通りに洗ふ。餘り汚れが落ちなければ、一パーセントの漂白粉の液に一分間浸して十分水洗ひする。仕上は糊をつけて乾燥し、きりを吹いて火のしをかける。

△足袋 粉石鹼を熱湯に溶かし、その中に足袋をつけて二十分許り冷してからブラシで擦り洗ひ、底はタワシに石鹼をつけて擦る。十分汚れが取れたらよくすすぎ出す。紺足袋は粉石鹼を溶かしたら水に少量の酢酸を入れ、その中にやはり二十分位浸してから前と同様に洗ふ。

△麻物 白い物は粉石鹼を冷水に溶かし黒い物は單に冷水で洗ふか、普通の石鹼で洗ふ。仕上げに黒物は布糊、白物はひめのりをつける。麻物に米の磨汁は禁物である。

△絹物 石鹼水二升五合にアムモニア一匙の割合で洗濯水を作り、それで洗つて後に清潔な微温湯で濯ぎ、絞らずに干せば艶が出て綺麗になり地質も損じない。絹の洗濯に注意すべきは、絹布の目方に對して適度の石鹼水を用ゐること、絹布百匁に對し石鹼 匁から九匁迄が丁度適度で、それだけの石鹼を初め少量の熱湯で溶き適當の水を入れた盥の中で揉まない様に洗ふ。

△毛絲編物 毛絲編物の洗濯には普通の石鹼よりも粉石鹼、マルセル石鹼、ラツクス等がよく、方法はそれを溶かした水の中に編物を入れて漬けて置く。それだけで垢は取れる。決して揉み洗ひしてはいけない。垢の取れた編物は水洗ひして日乾しにし

乾いてから一度蒸せば綺麗になる。

△革の手袋 革の手袋は牛乳や石鹼で洗ふと皮がチワ／＼になつて固まることがあるから注意を要する。これを洗ふには初めベンジンに三十分程漬けて置き、手にはめて摩擦すると綺麗になる。

△毛布 毛布を洗ふには先づよく振つて毛の間に入り込んである塵垢を拂ひ落してからバケツ一杯位の冷水に大匙一杯のアムモニアを混ぜたものゝ中に浸し、二三十分位置く。そして更にこれをねば／＼する位に濃い石鹼水の中にやはり大匙一杯のアムモニアを混ぜたものゝ中に浸し、二、三十分位過ぎてから清水で洗ひ出すのであるが、位過ぎてから清水で洗ひ出すのであるが、それには少くも三回か四回は水を取りかへなければならぬ。そしてすつかり綺麗になつたものを三十分ばかり水に浸して絞らな

いでそのまゝ竿にかけて干すのである。絞らないといつても水を切らなければならぬがそれには両手で挟んで水を押し出すか又は板で軽く挟んでもよい。

乳兒發育標準

Table with columns for age (月齢), sex (男/女), weight (體重), and height (身長). Rows include newborn (新生兒) and 1-year-old (1歳).

幼兒發育標準

Table with columns for age (年齢), sex (男/女), weight (體重), and height (身長). Rows range from 1 year to 12 years.

小兒の體温と脈搏

體温は日本流儀では脇下と股とを計る。體温を計る檢温器には一分計といふものがあ

るが通常體温を計るのには一分位では駄目で、大抵五分位か太いものになると七八分かけておくがよい。肛内などで計る方法もあるが、わが國ではあまり行はない。體温は通常子供では朝が三十六度四分、夕が三十六度七八分位あるが普通で、朝夕の差は四五分位が常である。その差が一度以上におよぶときは異常のある時である。子供によると朝夕の體温が前の標準よりも二三分位高いものもある。さういふのは體質の關係から起つてゐるので、濕疹などのでき易い様な子供に往々ある。それから體温を計る場合に心得ておくことはあべはれたり、さわいだりした直後だと五、六分位高いことがある。例へば夏などに子供をあつめて十分間相撲をやらして、その前とその後で計ると、子供によつては一度位高くなるものがある。これと同じで非常に子供が泣いた後に計ると、時によつて三分から五分高くなることがないともいへない。それから脈と呼吸であるが、これは年齢が少なければ少ないだけ、寝てゐる時に計らないと誤り易い。子供は非常に周圍に反應しやすいから、起きてゐる時に計ると本當の數を得られない場合が多い。脈や呼吸の數は一分間どの位かといふと年齢によつて異なるが大

體は次の通りである。

年齢	脈	呼吸
生れた時分	一〇〇	四〇—三〇
満一歳	一〇〇	三〇
七歳頃	八〇	二五—二〇
十三歳頃	七〇—六六	二〇

### 種痘

嬰兒は生後七十日目から種痘を施しても差支へはないが、一般に六ヶ月目から十ヶ月目位の間に打られる。この期間の小児は身體の抵抗力も強く知覚が遲鈍であるから種痘によつて起る苦痛は割合に少い。生後七十日未滿の小児には天然痘がひどく流行してゐないかぎりは見合せた方がよろしい。種痘の時期は春と秋が一番適してゐる。といふのは室内にゐても汗が流れる程でもなく従つて皮膚病と直接關聯しないからである。天然痘流行の時以外は夏の種痘は避けねばならない。未痘者に接種した時二日目の終りにその局部を見ると創痕が残つてゐるばかりで三日目になると局部に軽い炎症が起り少し膨れて来る。四日目には尖端に水泡が出来て痒くなる。發熱するのは八日目ごろで十二日目には次第に炎症も消えてゆく。

### 井戸水の消毒

井戸水を完全に消毒して、飲料に適するやうにするには、まづ漂白粉十匁をビール瓶に入れ、水を加へよく振り混ぜて堅く栓をして置く。これを井戸水が五石位ならば漂白粉一匁(前記の方法でビール瓶に拵へたものならば十分の一)を入れ、釣瓶を動かしながらよくまざるやうにする。この方法を一日に二回(午前九時、午後九時)行へば、完全に消毒される。

### 乳齒

乳齒は普通生後十八ヶ月頃から生えるが、稀には一年経つても生えぬこともある。最初下顎に前齒(内門齒)が二枚生え、滿二ヶ年頃までには全部二十枚が出揃ふ。その順序は、  
 下顎内門齒(二枚) 六一—七月  
 上顎内門齒(二枚) 七一—八月  
 上顎外門齒(二枚) 八一—九月  
 下顎外門齒(二枚) 十一—十二月  
 第一白齒(四枚) 十二—十五ヶ月  
 第二白齒(四枚) 十八—二十ヶ月  
 第三白齒(四枚) 二十一—二十四ヶ月  
 であるが、子供によつて可成の遲速がある。

この乳齒は六七歳頃から脱け始め、永久齒が乳齒の生えた順序で十二三歳頃までに全部生え換る。

### 住居と日光

「光線の來ぬ處には醫者が來る」と云ふ諺がある。住居には日當りのよいと云ふことが第一要件である。出来ることならば家屋の凡ての部分に日光を得たいのだが、少くとも居間寢室等は東又は南向にしたいものである。但し西陽は有害であるから避ける方がよい。尙家屋を建築するに當つて、總べての部屋に陽を當てようとするには、家の向を正東とか正南とかにせず、東南とか西南とかに向ふやうに斜に向けるがよろしい。

### 蚤の退治法

蚤の爲めに安眠が妨げられることは、甚だ大なるものであるが、それ許りでなく蚤はベストの媒介者として極めて危険なものである。これを退治するには大掃除の時に疊を上げて縁について居るゴミを綺麗に拂ひ落とし、疊を日光に少くも五時間位さらして置く。床の上のゴミも綺麗に取る。このゴミが蚤の卵の棲息地である。疊を床の上に

敷く時に、床に新聞紙を敷き詰めて、疊を敷き、疊と疊との間にナフタリン粉を入れ、(ナフタリン粉は、疊一枚當り五匁位入れれば空しい。値段は百二十匁で二十錢位)蚤は疊の合せ目から飛び出すのだからナフタリン粉は床一面にまく必要はない。押入れ等も常にゴミを拂つてナフタリン粉をまいて置く。この方法を一年に二度も行へば家庭内で繁殖する蚤は退治が出来る。

### 釣魚ごよみ

- 一月 (河)ふな、たなご、わかさぎ、はや、(海)はせ、まこかれひ、あなご、せいご、青きす、めなだ。
- 二月 (河)ふな、たなご、はや、(海)あなご、せいご、まこかれひ。
- 三月 (河)ふな、たなご、こひ、はや、わかさぎ、やまべ、(海)かれひ、めぼる。
- 四月 (河)やまべ、やまめ、たなご、こひ、はや、ふな、ひがひ、もろこ、わかさぎ、うなぎ、(海)あいなめ、かれひ、めぼる、いしもち、いか。
- 五月 (河)こひ、やまべ、なまづ、はや、手長えび、なまづ、うなぎ、(海)青きす、あぢ、あいなめ、かれひ、めぼる、いしもち、いか、あぢ、こち、すいき。

- 六月 (河)鮎、手長えび、やまべ、やまめ、はや、なまづ、うなぎ、おぼこ、せいご、(海)青、白きす、かいづ、あいなめ、あぢ、こち。
- 七月 (河)鮎、手長えび、うなぎ、せいご、いな、すいき、(海)青、白きす、いなめ、かいづ、こち、あぢ。
- 八月 (河)鮎、いな、ひがひ、うなぎ、なまづ、(海)せいご、すいき、かいづ、黒だひ、だひ、こち、あいなめ、あぢ、青、白きす、あなご、ぼら、さより。
- 九月 (河)ひがひ、うなぎ、鮎、はや、こひ、なまづ、せいご、(海)はせ、せいご、すいき、いな、ぼら、かいづ、黒だひ、かれひ、あぢ、あなご。
- 十月 (河)鮎、ひがひ、ふな、こひ、たなご、うなぎ、はや、なまづ、(海)はせ、あなご、せいご、ぼら、こち、あなご、あいなめ、めぼる、いひだこ。
- 十一月 (河)ふな、はや、たなご、わかさぎ、ひがひ、はせ、(海)せいご、はせ、いな、ぼら、あなご、あいなめ、いか、こち、たこ、いひだこ。
- 十二月 (河)ふな、はや、たなご、わかさぎ、ひがひ、(海)はせ、ぼら、かれひ、青きす、あいなめ、いひだこ。

### ス・フ製品の正しい洗濯法

従来、ス・フは非常に弱いものと考へられてゐたが、近頃は改良が加へられ洗濯に不安はなくなつたが、ス・フ本来の性質である「濡れてゐる間は弱い」高温では傷み易い」といふことは依然變りはない、したがつて、洗濯時に適當な手當さへすればよい。

ス・フと綿、毛織物の強さを比較して見ると各々の本来の強度は、ス・フ二・〇〇、棉二・七四・〇、羊毛一・七で、ス・フは綿よりは弱い、毛よりは強く、濡れた場合は綿は一層強さを増すが、ス・フは半減し、毛と大差ないものになる。その弾性は引伸ばされたり曲げられたりした時、もとの状態にかへる力が弱いので皺になり易く型がくづれ易い。その耐熱性は、毛よりも安全だが、木綿には劣り、長い間煮洗ひしたりひどいアイロンの熱をかけることは禁物である。アルカリに對する性質は綿、毛よりも強いので薄いアルカリ分は恐るゝに足らぬ、染色は染め付は木綿よりも優れてゐる。

以上の様な性質であるから、洗濯にあつ

つては、大體毛のものと同様に揉み洗ひ、引つばらぬ様にして、濡れてゐるうちに強く洗濯石鹼を用ひ水に入れる前に一應色試しをして見ることが大切で、仕上げは湯のしか、アイロン仕上に依り、伸子張、板張りには避けなければならぬ。

石鹼は水かぬるま湯によく溶ける植物性

ス・フ製品の適當な洗濯の仕方と、しぼり方。

(イ) つかみ洗 ス・フ製品の何れを洗ふにも、一番地質を傷めない方法で、水の中で兩掌の間で軽くつかんで離し、つかんではばなしする

(ロ) 押しつけ洗 これも地質を傷めずよごれをよく落ちる方法、兩掌でたらひの底へ押しつけてはゆるめ押しつけてはゆるめする。

(ハ) 刷毛洗 多く汚れたところ、地厚なものなどに用ひる。洗濯板など平な板の上に洗濯物をひろげて、布目に沿うて軽く刷く。

(ニ) 叩き洗ひ 洗れのひどいところ、刺繍の部分などはこの方法でやる、平な板の上にひろげて石鹼液をつけては刷毛の先で

トントン叩く。  
(ホ) へら洗 襟、袖口、裾などの筋汚れを除くによい、お裁縫用の角べらか、刷毛の背などで板の上にひろげた筋汚れをきれい

に洗ふ。  
(ヘ) 押ししぼり 板の上に適當にまとめ

て兩手で壓して水を切る。  
(ト) 布巻きしぼり 色の出易いものは一

且押ししぼりして水を切つたものを更に乾いた布に捲き込んで壓して水分を吸ひとら

せる。  
洗濯の順序と方法 洗濯物の塵を拂ひ、次に染色物の色試しをする。色試しは、染色の部分濡らしてこれを白布で包み、軽く揉んで色の移り具合を檢べるので、色が澤山出るやうでは水洗ひは困難故、専門家にま せる。しかし少し位のもの、洗濯と乾燥を手早くすれば家庭で出来る。下洗ひは、水だけで除かれる汚水や石鹼の作用を鈍らす鹽分などを先に除くので石鹼の經濟になり、石鹼の效用をよくすることに、また布に堅くついてゐる汚れを緩め本洗ひを樂にする、ス・フ製品の様に揉み洗ひを避けなければならぬものは一層必要なことである。下洗は清水の中でつかみ洗

ひか軽く押しつけ洗ひをする。本洗ひは石鹼液を使つて残りの汚れを完全に除くのであつて、ス・フ製品は水に濡れてゐる間は弱くなつて居るから、高い温度や濃い石鹼液を避けた方がよいのだから、できるだけ布地の傷まぬやうにして、手早く洗ふ。石鹼液の作り方は湯の中へブラスか束子で石鹼を擦り出し掻き立て、泡が水面を掩ふ位のものを作る。すゝぎは充分せればならぬ糊付はしない方がよいが、他の糸の混用さ

れてゐる白地ならばセラチン、色物ならばノリを用ゆる。乾燥は早く、水きれが悪いと染色がにじみ出るから洗ひ晒しの手拭タオルで兩方からおさへて水分を吸ひ取らせ

### 適當な睡眠時間

幼生児 二〇時間、乳兒一三—一六時間  
二歳 一二時間、三—五歳 一—二時間  
六歳 一〇時間、一—一五歳 八—九時間、一六—二〇歳 七—八時間、二—五〇歳 六—七時間 五〇歳上、四—七時間

家庭知識——忌服の日數、生野菜の消毒法

### 忌服の日數

忌服の親類	忌服の日數	服日數
父 母	五十日	十三ヶ月
母 母	三十日	百五十日
養父 母	十日	三十日
養母 母	十日	三十日
嫡父 母	五十日	三十ヶ月
嫡母 母	二十日	九十日
妻 子	二十日	九十日
夫 子	二十日	九十日
養子 子	三十日	百五十日
夫の父母	三十日	百五十日
祖 父	三十日	百五十日
祖 母	二十日	九十日
曾祖父母	二十日	九十日
高祖父母	二十日	九十日
伯叔父母	二十日	九十日
兄弟姉妹	二十日	九十日
異父母兄弟	二十日	九十日
嫡孫	三十日	三十日
孫	三十日	三十日
曾孫	三十日	三十日
玄孫	三十日	三十日
從兄弟姉妹	三十日	三十日

### 分娩豫定日の推算法

妊娠持續日は四十週、二百八十日が普通で廿八日を一ヶ月に數へて十ヶ月と云ふ事になつてゐる。分娩豫定日を推算するには最終の月經の第一日から數へて二百八十日をそれとするのであるが、最終月經の月が三ヶ月を減じると、又は九ヶ月を加へれば豫定の分娩月を得、最終月經の第一日に七日を加へると分娩日を得られる。

(例) 最終月經が二月三日の人の分娩豫定日は十一月十日

日 37 10 : : : 分娩豫定日  
月 29 11 : : 分娩月  
+ 11 : : 分娩月

### 生野菜の消毒法

人體に必要なビタミンは高熱をかける



### 國旗の掲揚法

國旗の寸法は縦が横の三分の二、日の丸の直径が白布の縦の五分の三とする。竿は圓形の竹、又は木を用ひ素地と黒色とのだんだんとする、竿頭には金色の玉をつける。國旗は皇室及國家の祝祭日、記念日、吉凶、外國との交際關係により祝意若しくは弔意を表す場合に掲揚する。尙此の外、自治體、學校等に於ても、その記念祝賀の際に掲げる。祝意を表する場合に竿頭の金色の玉と旗との間を離れぬ様につける事が必要で、弔意を表す場合は旗竿の上部に國旗の巾と同一の長さの黒布をつけ竿の先の玉も黒布で包む、この場合は半旗と稱して旗を竿につける時に旗の巾の三分一位玉から離して掲げる。國旗一本を掲揚する場合は門内より外に向つて右側の柱又は窓に立てる、二本同時に掲揚する場合は交叉せず、門の左右に別々に並べて掲揚する、交叉は連式ではないが意義をなさぬ。外國に對して祝意を表するために我國の國旗を外國の國旗と同時に掲揚する場合にはこれを交叉して掲揚するのが正しい、この場合門内から見て右に外國の旗、左に我國旗を掲げる様にす、そして竿は外國旗のもの

### 食ひ合せ心得

が前面になるやうに組む、これを門外から見る時は、我が國旗は右法に外國旗は左方になる。

◇命にかかはるもの 南瓜に寶丹、梅に鯉、齋にふぐ、小豆飯にカニ、薄荷に馬鈴薯、セメン(藥)に薩摩芋、西瓜に干鰯、茸にほうれん草、鮑に青梅、カニに柿、もちこしに田螺、鯨に猪肉、鯉に銀杏、鵝と茸、菊菜と辛子

◇腹痛を起すもの 章魚とわらび、青梅と黒砂糖、蛤と唐もろこし、鱒と眞瓜、カニと椎茸、牡蠣と海老、筍と熊鷹、さつま芋と辛子、ふぐと青菜、海老と茸、松茸とあさり、筍と黒砂糖、桃と数の子、うどんと棗子、しやこ焼酎、赤貝と土筆、章魚とごま、かにと氷水

◇胃痛を起すもの 茸に天ぶら、蛤とみかん、海老と茸、鹽辛とさつま芋、兎肉と辛子、かにとふき、瓜と油揚、蕨と豌豆、そばと田螺、秋刀魚と西瓜、鮎と牛蒡、章魚と梅、鴨とくるみ、鯛に椎茸、栗と蛸、八ツ目鰻と酢のもの、栗餅と山芋、煎豆とカニ



# 便益見

## 租税税率摘要

税制の改正の中心をなすのは所得税の改正である。所得税は、従来の所得税制度に根本的改正を加へ、従来の第一種、第二種、第三種の別を廢して、所得をその性質に應じて不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各々その負擔力に應じてそれぞれ異なる比例率を適用し、出來得る限り所得の源泉で課税することになつた。

以上の分類所得税の外に、個人の總所得を綜合した額が一定額を超過する場合にはその超過部分に對して超過累進税率の綜合所得税が併課される。所得税は原則として個人に對してのみ課税される。

### 勤勞所得税

甲種 (源泉課税)

基礎控除 甲種の勤勞所得税は、支拂ふ

便覽——税率

べき金額から先づ年七百二十圓の割の金額(一月分なら六十圓、半月分なら三十圓、十日分なら二十圓、一週分なら十四圓)を控除し、殘額に百分の六の税率を掛けて税額を算出する。

この基礎控除は、先づ賞與以外のものから控除し、控除し切れぬ場合にのみ賞與から控除することになつてゐる。賞與を年の途中(例へば六月一回)貰ふ場合には、控除不足額を年末の賞與から引いて貰ふわけにゆかぬから、賞與支給の際その年中の控除不足額を豫算して控除して貰ふことが出来る。

この場合實際の不足額が豫算した不足額より多かつたときは、翌年一月三十一日までに申請を所轄税務署に提出すれば過納分を還付する。また實際の不足額が少くて徴收不足の時には、その不足分はその年の最終の給與の時徴収する。

俸給、給料等は貰はず、賞與だけ貰ふ場合には、基礎控除はせず一應賞與の全額について課税するが、その年中に、他は甲種勤勞所得のない場合、または他の勤勞所得が七百二十圓に達しない場合には、本人の申請があれば賞與からも基礎控除を認めることとし、翌年過納分を税務署から還付する。この控除の申請は、翌年の一月三十一日までに所轄税務署に提出しなくてはならない。

二種以上の甲種勤勞所得を受けてゐる場合には基礎控除は、一、國から受ける恩給 二、國から受ける年金 三、道府縣市町村その他の公共團體から受ける恩給及び年金 四、歳費 五、道府縣市町村その他の公共團體から受ける費用辨償 六、それ以外の給與の順に控除する。

二人以上の支拂者から俸給、給料等を受ける場合には、基礎控除は主たる給與からして、従たる給與の際には控除しない。たゞその年中の主たる給與について控除不足があつた場合には、翌年一月三十一日までに所轄税務署に申請書を提出すれば、その不足分を従たる給與から控除し、過納分を還付する。

税率 以上の基礎控除をした殘額に百分の六の税率を乗じて税額を算出するのである。

扶養家族の控除 扶養家族があれば、以上の税額から扶養家族一人につき年十二圓の割で(月給なら一圓、半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢)控除する。扶養家族とは同居してゐる妻と同居の戸主又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者或ひは不具廢疾者をい

控除料保險生命—除家族養—0.06 × (金額—基礎控除) × 720 年

ふのである。(不具廢疾者とは、心神喪失の状況に在る者、聾者、啞者、盲者その他重大な傷痍を受け又は不治の疾患に罹つて常に介護を要する者をいふ) 扶養家族の有無とその数は、その年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、それ以外に出生や死亡があつてもその年中は變更しない。

扶養家族の控除は賞與以外の給與に對する税金から控除し、控除し切れぬ場合には、その控除不足分を賞與に對する税金から控除する。

ある支拂者から賞與だけを受ける場合には、支拂の際には扶養家族の控除をしない。たゞ他の所得について扶養家族の控除をしてゐない扶養家族がある時には、申請によつて賞與に對する税金中からこれを控除し、過納分は翌年還付する。

**控除を認めぬ場合** 扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又はその年の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有してをり、百五十圓を超える金額の基礎控除を受ける場合には、その家族については扶養家族の控除を認めない。

更に、甲種勤勞所得を有する者が不動産所得、事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得などを有つてをり、これ等の所得に對する分類所得税について扶養家族の控除をする場合には、その扶養家族については、こ

の控除を認めない。

同居の戸主家族中、二人以上が甲種勤勞所得を受ける場合、その中の一人の税金から扶養家族の控除をすれば、他の者の税金からはその扶養家族の控除は認めない。納稅義務者が(總所得五千圓を越え)綜合所得税を賦課された場合には、その年の七月一日(本年は八月一日)から翌年の六月

三十日まで受ける給與については扶養家族の控除をしない。**生命保険料の控除** 自己または家族、或いはその相續人を保険金受取人とする生命保険をかけてゐる場合に契約者本人の申請があれば前年中に拂込んだ保険料の總額に應じて左表の金額を税金から控除する。この基礎控除は、前年中に甲種の勤勞所得

前年中に拂込んだ生命保険料の總額	支拂を受けるべき給與が一月分なる	同半月分	同一旬分	同一週分
十圓以下	四錢	二錢	一錢	一錢
十圓を超え二十圓以下	八錢	四錢	二錢	二錢
二十圓を超え六十圓以下	二十錢	十錢	七錢	五錢
六十圓を超え百圓以下	四十錢	二十錢	十四錢	十錢
百圓を超え百四十圓以下	六十錢	三十錢	二十錢	十四錢
百四十圓を超え百八十圓以下	八十錢	四十錢	二十七錢	十九錢
百八十圓を超ゆる	一圓	五十錢	三十四錢	二十四錢

生命保険の控除は賞與についてはなから、他の給與に對する税金から控除し切れぬ場合にはじめて賞與に對する税金から控除する。賞與だけを受ける場合は支拂の際には控除しない。

**乙種(賦課徴收)**

**基礎控除と稅率** 乙種の勤勞所得税は前年中の収入金額から七百二十圓を控除し、殘額に百分の六の稅率を掛けて計算する。

得について、七百二十圓の基礎控除を受け得る者については行はれない。甲種の勤勞所得の基礎控除額が七百二十圓に達してゐない時には、その達しない額(控除不足額)だけを乙種の勤勞所得から控除する。**(A) 扶養家族の控除** その年の一月一日現在で扶養家族があれば、右の税金の内から十二圓を控除する。**控除を認めぬ場合** 但しその扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、またはその

年分の乙種勤勞所得事業所得、山林の所得を有し、百五十圓を越える金額の基礎控除を受けてゐる場合には、この控除を認めない。

また、ある扶養家族について甲種勤勞所得に於て扶養家族の控除をした場合には、その他の分類所得税(乙種勤勞所得、事業所得、不動産所得、山林の所得)に於ては、その者についての扶養家族の控除はしない。

扶養家族の控除は、同居の戸主家族の分類所得税(乙種勤勞所得、事業所得、不動産所得、山林の所得税)をすべし。合算し、その總額から控除することになつてゐる。戸主と別居して同居してゐる二人以上の家族について同様である。これは要するに一人の扶養家族の控除が、二人以上の税金から、或ひは各種の税金からダブつて控除されることはないといふことである。

この場合、數人の納稅者の中の誰の税金からいくら、誰の税金からいくら控除するといふことは、納稅者の申請によつて定める。

**事業所得稅**

事業所得に對する分類所得税は、甲種

(物品販賣業、金銭貸付業、製造業等の一般の營業所得に對するもの)と、乙種(農業、水産業、畜産業等のいはゆる原始産業、醫師、辯護士等の自由業に對するもの)との二種に分れ、稅率を異にしてゐる。

**甲種(營業所得)**

**基礎控除** 基礎控除として五百圓を控除する。事業所得と乙種の勤勞所得とを有する場合には、乙種の勤勞所得から七百二十圓の基礎控除を行ひ事業所得からは基礎控除をしない。但し乙種の勤勞所得が、七百二十圓に達しない場合には、乙種勤勞所得から控除した後(500圓—乙種勤勞所得)を事業所得から控除する。

納稅者が前年中に甲種の、勤勞所得について七百二十圓の基礎控除を受けてゐる場合には、事業所得については基礎控除をしない。甲種勤勞所得の基礎控除が七百二十圓に達してゐない場合には、控除した額の5.2%を五百圓から差引いた差額を事業所得から控除する。(前項と同様の計算)同じく甲種勤勞所得の基礎控除が七百二十圓に達しない場合に、乙種勤勞所得と事業所得の二つを有してゐるとすれば、先づ控除不足額を乙種勤勞所得から控除し、なほ控除不足となつた場合にはその不足額を

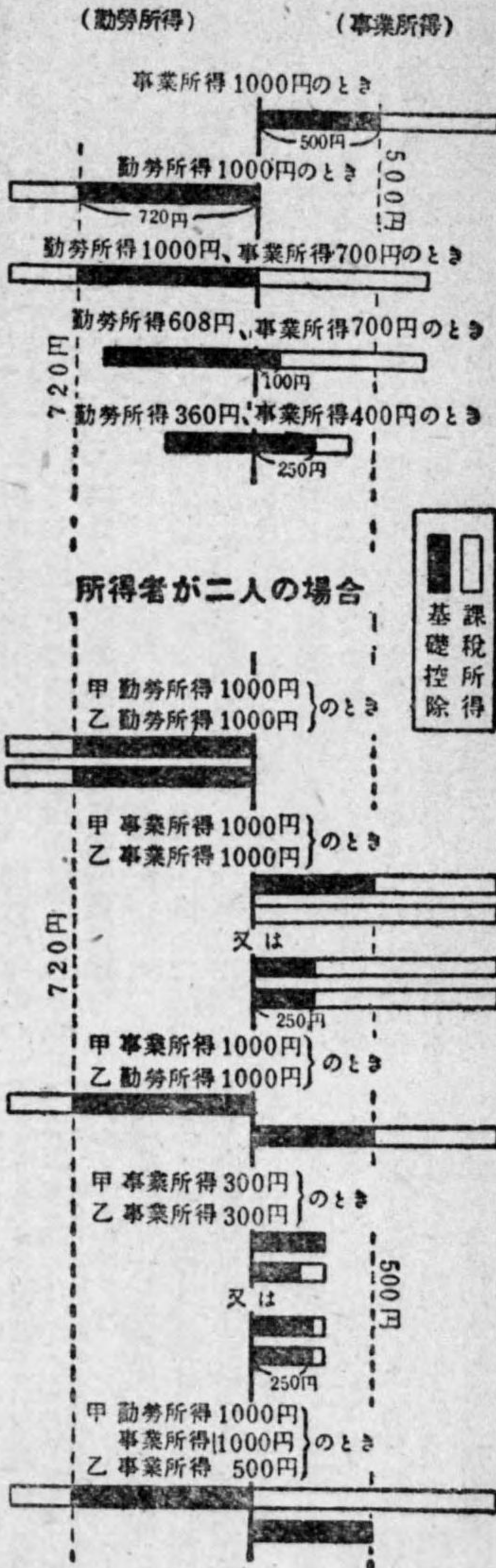
乙種勤勞所得から控除し、なほ控除不足となつた場合にはその不足額の5.2%を事業所得から控除する。甲種の事業所得と乙種の事業所得とを併せ有してゐる場合には、基礎控除は先づ甲種についてなし、不足ある時に乙種から控除する。**同居の戸主家族中二人以上が事業所得を有する場合**、事業所得から控除する金額は總計で五百圓を越えることを得ない。(わかり易くいへば、一家につき五百圓しか控除しない)戸主と別居してゐる家族の場合でも、同居家族中の二人以上が事業所得を有してゐる場合も同様である。

この二人以上の者が事業所得を有する場合、誰の所得からいくら控除するかは所得の申請によつて定める。但しその申請額が不明のとき又は全然申請がない場合には、稅務署長が各々の控除額を決定する。この申請書は所得の申告と同時に提出しなくてはならぬが、各人から出す必要はなく一人が出せばそれでよい。

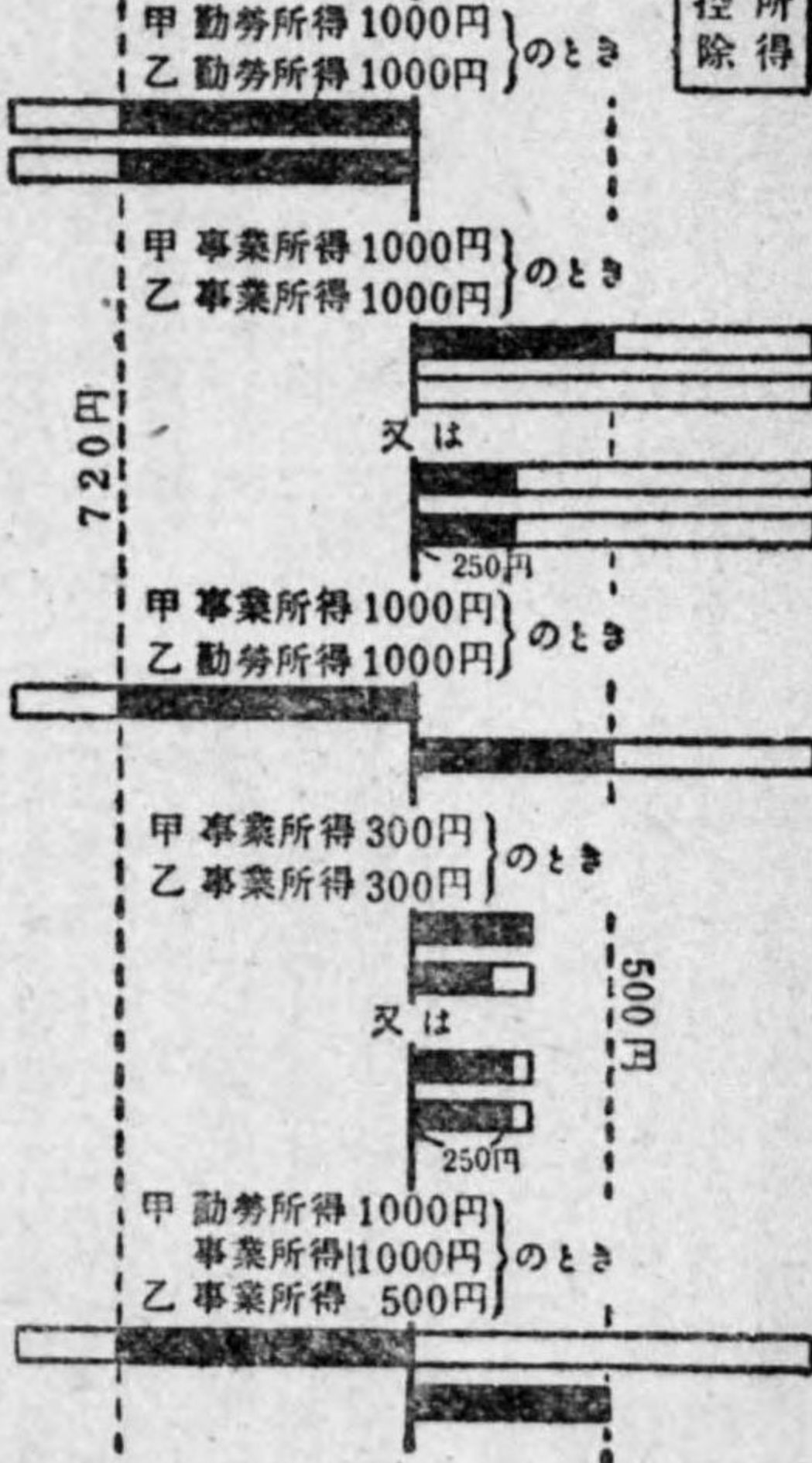
**稅率** 以上の基礎控除をした殘額に百分の八・五の稅率を掛けて稅額を算出する。但し基礎控除をする前の金額が千圓以上の場合には稅率は五分の六とする。同居の戸主家族中の二人以上が事業所得を有してゐる場合には、その合算額が千圓以下の場合にのみ百分の六の稅率となる。戸主と別居してゐる二人以上の家族の場合も同様である。相續のあつた場合は甲

例圖除控礎基種甲

所得者が一人の場合

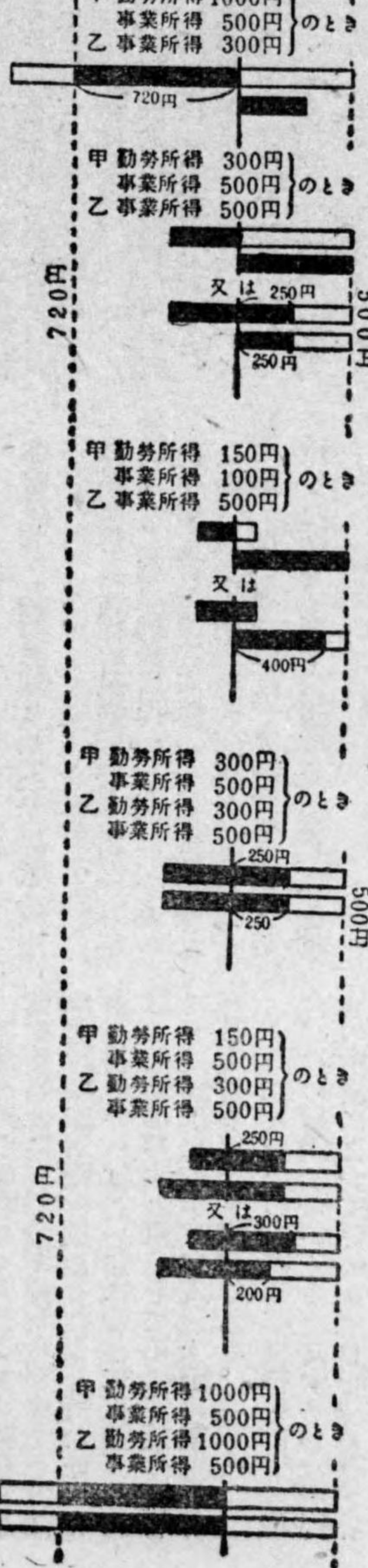


所得者が二人の場合



例圖除控礎基種乙

(勤勞所得) (事業所得)



種の場合と同様に取扱ふ。  
**扶養家族の控除** 以上の税額から扶養家族一人につき十二圓を控除する。扶養家族の控除につきは、乙種勤勞所得(A)に於て述べたところと全く同様である。  
**生命保険料の控除** 生命保険の控除も乙種勤勞所得の場合と全く同様である。

乙種 (賦課徴収)

**基礎控除、税率** 基礎控除は甲種と同様五百圓でその方法も同一であるが、税率は甲種より低く百分の七・五である。基礎控除をしない前の所得額が千圓以下の場合には、甲種の場合と同様百分の六の税率で課税される。

配當利子所得税

これは株の配當や預金(貸金)の利子、公

社債の利子等にかかる税で、甲種(内地で支拂はれるもの)と乙種(外國で支拂ひを受けるものと營業でない貸金の利子)に分れる。

甲種 (源泉課税)

**税率** 税率は百分の十であるが、國債の利子は百分の四、國債以外の公債の利子は百分の九である。

**特例(一)** 預金の利子、剰餘金分配に對する税率が百分の五となる場合

- 1 左の預金の利子で元本三千圓を超えるもの
- 2 銀行貯蓄預金、産業組合貯金、左の法人から受ける剰餘金の分配、産業組合、工業組合、商業組合、貿易組合、漁業協同組合、蠶絲共同施設組合、工業組合、聯合會
- 3 左の法人に對する預金の利子で元本三千圓を超えるもの

**特例(二)** 内地に住所または一年以上の居所を有つてゐない個人、或ひは内地に本店、若しくは主たる事務所を有しない法人の甲種配當利子所得に對する税率は、左の通りである。

國債の利子 百分の九

便覧—税率

乙種 (賦課徴収)

**免稅點** 乙種の配當利子所得が百圓に達しない時には課税しない。これは、いはゆる免稅點であつて基礎控除ではないから、例へば、百十圓に於ては百十圓全額に對して課税されるのである。同居の戸主家族中二人以上が乙種配當利子所得を有つてゐる場合には、その合算額が百圓に達しない場合には、はじめに免稅されるのである。戸主と別居してゐる二人以上の同居家族についても同様である。

山林所得税

(賦課徴収)

はない。戸主と別居して同居する二人以上の家族の場合も同様である。  
**扶養家族の控除と生命保険料の控除** 右の税額中から、扶養家族があれば一人十二圓を控除し、生命保険料を拂込んでれば相當額を控除する。

**基礎控除と税率** 基礎控除として五百圓を控除する。同居家族の山林所得は合算した上で五百圓を控除する。その場合の取扱ひは事業所得の場合と同一である。

この控除した金額が千六百圓以下であれば、税率は百分の五、千六百圓を越える場合には、千六百圓に百分の五を乗じたものと、千六百圓を越える部分に百分の七・六を乗じたものを合算した金額が税額である。

**扶養家族の控除、生命保険料の控除** 乙種勤勞所得の場合と全く同様である。(乙種勤勞所得の項A B参照)

退職所得税

甲種 (源泉課税)

内地で支拂を受ける一時恩給と退職給與

及びこれらの性質をもつ給與が退職所得であつて、支拂を受くべき金額から一萬圓を控除した金額に課税される。二個所以上からこれ等の給與を受ける場合には、支拂者の異なる毎に一萬圓を控除する。

税率 右の控除をした金額を、支拂者の異なる毎に左の各級に分け、遞次に各税率を適用する。

二萬圓以下の金額	百分の六
二萬圓を超ゆる金額	百分の十二
十萬圓を超ゆる金額	百分の二十五
五十萬圓を超ゆる金額	百分の四十五

超過累進税率

これはいゆる超過累進税率であつて、例へば十五萬圓の所得に對しては、直ちに百分の二十五の税率をかけるのではなく、先づ二萬圓に對して百分の六の税率を掛け、次に二萬圓から十萬圓までの八萬圓に百分の十二の税率をかけ、最後に十萬圓を超ゆる金額、即ち五萬圓に對して百分の二十五をかけ、この三つを合算する。

乙種(賦課徴収)

乙種は外國で支拂を受ける一時恩給、退職給與及びこれ等の性質を有する給與であつて、支拂の性質上源泉課税とならず、賦課徴収の形をとるが、控除、税率等税額算

出の方法は甲種と全く同一である。

綜合所得税

免稅點と税率 總所得が(同居家族の分を合して)五千圓以下の場合には綜合所得税は課せられない。

五千圓を越え一萬圓以下の場合には、勤勞所得があれば勤勞所得の額の十分の一を控除する。この控除の結果、五千圓以下となつた場合にも綜合所得税は課せられない。同居の戸主家族(戸主と別居する同居家族の場合も同じ)の所得は合算してその總額が一萬圓以下の場合にのみ、勤勞所得についての十分の一の控除があるのである。

以上の總所得金額(一萬圓以下の場合に)については以上の控除をした金額に左の超過累進税率(退職所得の項を参照)を適用して綜合所得税の税額を定める。

五千圓を超ゆる金額	百分の十
八千圓を "	百分の十五
一萬二千圓を "	百分の二十
二萬圓を "	百分の二十五
三萬圓を "	百分の三十
五萬圓を "	百分の三十五
八萬圓を "	百分の四十五
十二萬圓を "	百分の四十五
二十萬圓を "	百分の五十五

三十萬圓を "	百分の五十五
五十萬圓を "	百分の六十
八十萬圓を "	百分の六十五

納期 賦課徴収される所得税(源泉課税以外のもの)の納期は、左の通りである。

- 第一期 その年の七月一日から三十一日限り
- 第二期 その年の九月一日から三十日限り
- 第三期 その年の十一月一日から三十日限り
- 第四期 翌年二月一日から末日限り

法人税

法人税は、従来の第一種所得税と、法人資本税を統合したものである。法人税の納税義務者には、内地法人と外國法人がある。

内地法人

税法施行地に本店または主たる事務所を有する法人。  
内地法人はその所得と資本の全部について課税される。(所得が内地で生じたものであると、海外で生じたものであるとを問はない。また内地に互つて事業を営む場合、資本を内外地に區分することなし

く、全部の資本について課税される)

税率と税額の計算 内地法人の各事業年度の所得に對する法人税は、所得金額の百分の十八である。

法人が、各事業年度において納付した配當利子所得に對する分類所得税額は、申請があれば、當該事業年度の所得に對する法人税額中から控除することになつてゐる。(従つて、控除すべき配當利子所得に對する分類所得税は、法人の所得計算上損金に算入しない。)

この控除すべき配當利子所得に對する分類所得税額のうち、公債社債の利子または法人から受ける利益、利息の配當、または剰餘金の分配に對するものは、その元本を所有した期間の利子または利益の配當に對するものに限るのである。

同族會社に對する加算税 同族會社が各事業年度において留保した金額が、左に掲げる場合に該當したときには、その事業年度の所得を年額に換算した金額中、五萬圓以下の金額に百分の二十、五萬圓を超ゆる金額に百分の三十、十萬圓を超ゆる金額に百分の四十、五十萬圓を超ゆる金額に百分の五十、百萬圓を超ゆる金額に百分の六十を乗じた合計金額の所得年額に對する割合を求め、これを税率として左の場合の金額(二つの場合に該當するときが多い方の

一方)に適用して算出した税額を、各事業年度の所得に對する法人税に加算出来る。

一、各事業年度の所得中留保した金額が、その事業年度における所得の十分の三に相當する金額を超過するときはその超過金額  
二、各事業年度の所得中留保した金額から、その事業年度における所得の十分の一に相當する金額を控除した残額、及びその事業年度末における積立金額の合計がその事業年度末における拂込株式金額または出資金額の二分の一に相當する金額を超過するときはその超過金額  
但しその事業年度末における積立金額が、拂込株式金額または出資金額の二分の一を超過する場合には、その超過額はこれを控除する。

この場合の各事業年度の所得及び所得中留保した金額は、その事業年度の所得及び資本に課せらるべき法人税額及び當該事業年度の所得金額より控除せらるべき臨時利得税を、その事業年度の所得及びその所得中留保した金額の双方から控除した残額によるのである。

各事業年度の資本

税率 各事業年度の資本に對する法人税は、資本金額の千分の一・五である。  
税額が年十圓に達しないときには、これを年十圓とする。所得金額がない場合には、その事業年度の資本に對する法人税は免稅する。  
各事業年度の資本に對する法人税額が、

その事業年度の所得金額から所得に對する法人税額を控除した残額を超過する場合には、その超過分は免稅する。

清算所得

税率 清算所得に對する法人税は、清算所得金額の百分の十八である。  
配當利子所得について納付した分類所得税を、税額中から控除する。

外國法人

税法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人  
外國法人に對しては、税法施行地における資産と營業の所得、及びこれに關する資本に對するのみ法人税を賦課する。

各事業年度の所得 外國法人の各事業年度の所得に對する税率は所得金額の百分の二十八である。

各事業年度の資本 外國法人の各事業年度の資本金額は、税法施行地(内地)における資産または營業について、内地法人の場合に準じ、總資産價額に對する税法施行地における資産價額の割合を、總資本金額に乘じて計算する。資産價額の割合によるのが不適當な場合には、收入金の割合、所得の割合その他適當な方法によつて計算す

る。税率は内地法人の場合と同様、右の資本金額の千分の一・五である。

### 特別法人税

今回の税制改正で産業組合、商業組合、工業組合等の特別法人にも課税されることになった。これは一般の法人や個人が重い税を負担してゐる折柄、剰餘金を配當してゐるこれ等の法人に對しても、應分の負擔をなさしめるのが適當である趣旨からである。

特別法人税は、これ等の特別法人の剰餘金について賦課される。

税率 特別法人税は剰餘金に百分の六の税率を乗じて算出する。これは一般の法人の約三分の一程度の税率である。

課税最低限 (國債利子の控除をする前の) 剰餘金の額が、拂込出資金額に對して年百分の三の割合で算出した金額を超えない時は、特別法人税を課さない。

### 營業稅

今回新設された營業稅は、所得稅の補完稅として國稅中重きをなしてゐた從來の營業收益稅と地方營業稅とを一括したものである。營業稅は法人に對するものと個人に對するものと二つに分れる。

### 法人に對する營業稅

#### 各事業年度の純益

税額の計算 各事業年度の純益に百分の一・五の税率を乗じたものが税額である。  
地租の控除 法人が各事業年度に於て納付した地租額は、營業稅を課すべき營業の用に供する土地について納付したものに限つて、營業稅額からこれを控除する。但し貸付けた土地に對する地租額の控除は、その土地について生じた純益の總額に、百分の一・五を乗じた金額を超えることを得ない。

#### 清算純益

法人の清算期間中に生じ、または合併によつて生じた純益であつて、營業稅法その他の法律によつて營業稅を課せられないものの金額は清算純益金額から控除する。

税額の計算 清算純益に百分の一・五の税率を乗じたものが、法人の清算純益に對する税額である。  
地租の控除の取扱ひも各事業年度の純益の場合と同様である。

### 個人に對する營業稅

税率と税額 純益が、四百圓に達しない場合は營業稅を課さない。四百圓以上の場合は、右の純益金額に百分の一・五の税率を乗じたものが、個人の營業に對する營業稅額である。

い場合には營業稅を課さない。四百圓以上の場合は、右の純益金額に百分の一・五の税率を乗じたものが、個人の營業に對する營業稅額である。

地租の控除 營業用の土地で、家事に關聯しないものについて納付した地租額は、營業稅額から控除する。(その額は前年中に納付した金額によつて計算する)

この場合に營業稅を課すべき營業と、非課稅營業に共通して使用する土地がある場合は、その地租總額を收入金額の比率または資産價額の比率その他適當な方法で按分して相當額を控除する。

この控除すべき地租は、純益計算上損金または必要經費に算入しない。  
地租の控除を受けるには、法定の申告と同時に申請が必要である。

申告 納稅義務ある法人は、各事業年度の純益を毎事業年度決算確定の日、また合併の日から十四日以内、或ひは清算著手の日から二十日以内に申告しなくてはならない。

納稅義務ある個人は、毎年三月十五日までに營業の種類、營業場所所在地、純益金額、及び純益算出の基礎を詳記し、所轄稅務署に申告しなくてはならない。

### 外貨債特別稅

外貨債特別稅改正の要點は (一)課稅限度たる利率を引下げたこと (二)在外證券についても課稅することにした二點である。

改正法では、利率年四分(舊法では五分)を超える外貨國債の利子、及び利率年四分五厘(舊法では五分五厘)を超える外貨國債以外の外貨債の利子については、各々その超過金額に對して十分の七の税率で外貨債特別稅が課せられるのである。外貨債の證券が本邦(關東洲、南洋群島を含む)にならぬ場合は、舊法では課稅されなかつたが、改正法によつてこれにも課稅されることになった。

非課稅外貨債利子 従つて改正の結果、外貨債特別稅を課せられぬ外貨債の利子は左の通りとなつた。

- 一 所得稅を課せられぬ者、即ち公共團體、公益法人、産業組合等の所有に屬する外貨債の利子
- 二 利率年四分以下の外貨國債の利子
- 三 利率年四分五厘以下の外貨國債以外の外貨債の利子
- 四 起債者が外貨債利子に對する租稅を負担すべき旨の約款ある外貨債の利子、但しその約款が昭和十二年一月一日前に定められたものに限る

### 配當利子特別稅

配當利子特別稅は

- 一、配當率年一割を超える利益の配當

二、利率年四分を超える國債の利子

三、利率年四分五厘を超える國債以外の公債又は社債の利子

の各超過部分に對して、百分の十五の税率で賦課される。

利益の配當に課せられるものであるから、剰餘金の分配、利息の配當及び所得稅法で、利益の配當と看做してゐる株式の消却、または退社の場合に生ずる、いはゆる超過繰戻金、または清算分配金などには配當利子特別稅は課せられない。

非課稅配當利子 (一)所得稅を課稅されない者、即ち公共團體、公益法人、産業組合等の受ける配當利子 (二)外貨債特別稅を課せられる外貨債の利子 (三)配當率年一割以下の配當 (四)年四分以下の國債の利子 または四分五厘以下の國債以外の公債の利子には配當利子特別稅は課稅されない。

### 臨時利得稅

#### 法人

法人の利得 臨時利得稅は法人の利得に對して課稅されるのであるが、法人の利得は、「法人の現事業年度の利益が、現事業年度の資本金額に對し年百分の十の割合を乘じて算出した金額を超過する場合、その超過額を法人の利得とする」ことになつた。

税率 法人の臨時利得稅は、法人の利得

を左の部分に區分し、各部分について左の税率を適用して賦課した。

一 利益率年一割を超え基準利益率以下の金額 (利益金額中現事業年度の資本金額に年百分の十の割合を乘じて算出した金額を超え、現事業年度の資本金額に既住年度の平均利率を乘じて算出した金額以下の金額よりなる部分の利得)

利得金額の百分の二十五

二 基準利益率を超え利益率年三割以下の金額 百分の四十五

三 利益率年三割を超える金額 百分の六十五

基準利益率とは昭和九、十、十一の三ヶ年に終了した各事業年度の平均利益を、これ等事業年度の平均資本金額を以て除した割合(平均利益率)のことである。

その割合が年百分の十未満のとき、または基準利益率のない場合(昭和十一年以後に事業を開始した場合)にはその割合を百分の十とし、割合が年百分の二十を超える時は年百分の二十とする。

資本金十萬圓以下の法人については、前記の税率を百分の十つづつ輕減し、百分の十五、三十五、五十五とする。

#### 個人

個人に對しては、臨時利得稅は所得稅法第十條に掲げる營業(8、7頁參照)による

個人の利得(これを營業利得と略稱する)に課せられる。個人の利益が一萬圓未満の場合には臨時利得税は課さない。

營業利得 利得金額の百分の三十  
譲渡利得 百分の二十五  
(船舶、又は鑛業砂鑛業に關する權利又は設備の譲渡の際賦課するもの)

- 徵收 第一期 その年の八月十一日より三十一日限り (從來は七月一日より三十一日限り)
第二期 その年の十月一日より三十一日限り (從來と同様)
第三期 翌年一月一日より三十一日限り(〃)
第四期 翌年三月一日より三十一日限り(〃)

臨時租稅措置法

一、一般的増稅と生産力擴充等の經濟政策との調和を圖るため本法を改正した。その要點は左の通りである。
一、從來法人が所得の四割以上を留保して生産設備の擴張、國債の保有等に運用した場合には、その運用金額の百分

の二・四五に相當する所得稅を輕減してゐたが、今度は、所得の三割以上を留保した場合、その運用金額の百分の三・六に相當する法人稅を輕減することになつた。

二、海外企業から生ずる所得については、法人に在つては法人稅の稅率を百分の四だけ輕減し、個人に在つては分類所得稅の稅率の百分の二だけ輕減して課稅する。

三、重要鑛物を目的とする鑛業より生ずる所得に對しては、分類所得稅、法人所得稅の稅率をそれぞれ百分の二だけ輕減することとした。重要鑛物の採掘又は採取をなす者に對しては新たに一定年間、所得稅、法人稅及び營業稅を免除する。

四、産業の發達に支障なからしむるため、同族會社中事業の經營を主たる目的とするものについては、法人稅に於ける稅額加算の條件を著るしく緩和することにした。

五、生命保險會社が從來から引續いて所有してゐる株式の配當について、源泉課稅の稅率百分の十を百分の六に輕減することとした。

地租

稅率の改正——地租の稅率は從來の百分の三・八を百分の二に改められた。
地租全體としては貸賃價格の百分の八程度を地方稅として徵收し、これを折半して半額づつを道府縣と市町村の財源に充てるのであるが、道府縣の財源に充つるもの中、更に半額(即ち百分の二)を國が徵收し、然る後道府縣に還付するのである。道府縣では百分の二を、市町村では百分の四に相當する分を地租附加稅として徵收する。

- 納期の改正——國で徵收する金額が減少したので納期數を減少し、納期を田と田以外とに分つて、左の通りに定めた。
一、田租 第一期 翌年一月一日から三十一日限り
第二期 翌年三月一日から三十一日限り
第二期 翌年一月一日から三十一日限り
第二期 翌年三月一日から三十一日限り

二、その他 第一期 その年の八月一日から三十一日限り
第二期 翌年一月一日から三十一日限り
北海道はその年の十一月と翌年三月の二回、鹿児島縣の大島郡と沖繩縣は翌年五月の一回、大島郡の中島村は五月から六月までの二ヶ月間に各地とも全地目を同一納期となつた。

小額地租不徵收範圍の擴大——同一市町村内に於ける貸賃價格の合計が五圓(從來は

相續稅

家督相續稅率

一、四) 未滿のときは地租を徵收しない。
小農耕地免租——從來自作農地保護の見地から、貸賃價格二百圓未満の自作田畑について免租されてゐたのを、貸賃價格が二百圓未満の田畑であれば、自作小作を問はず、すべて免租することになつた。
免租を受けるには、毎年三月中に申請しなくてはならない。

鑛區稅

- 稅率 一、試掘鑛區 面積千坪毎に 三十錢
二、探掘鑛區 面積千坪毎に 六十錢
三、砂鑛區 河床 延長一町毎に 三十錢
河床に非ざるもの 面積千坪毎に 三十錢
千坪未滿又は一町未滿の端數はこれを千坪又は一町として計算する。

建築稅

稅率——以上の建築價額が一萬圓に達せぬときは建築稅は課稅されぬが、一萬圓以上の場合には建築價額から五千圓を控除した金額の百分の十に相當する金額を建築稅として賦課される。
非課稅家屋——左の家屋の建築には建築

Table with columns for tax amount (課稅價格), inheritance status (相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき), and tax rate (相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者、被相續人の家族たる直系尊屬又は入夫なる時). Rows list amounts from 10,000 to 500,000 and corresponding rates.

税を課さない。

- 1 建築價額一萬圓未満の家屋
- 2 公用又は公共の用に供するため、道府縣市町村その他命令を以て指定する公共團體(一、府縣組合、市町村組合、町村組合、及市町村内の區、二、市町村學校組合、町村學校組合及學區、三、水利組合、水利組合聯合及北海道土工組合)が建築した家屋
- 3 長屋、共同住宅、寄宿舎
- 4 一時の使用に供する家屋

免稅家屋——左に掲げる家屋の建築については、建築主の申請があれば建築税を免除する。

- (1) 災害によつて滅失又は損壞した家屋に代へて建築した家屋
- (2) 法令によつて收用又は使用された家屋に代へて建築した家屋、及び法令による敷地の收用又は使用によつて取毀した家屋に代へて建築した家屋
- (3) 土地區劃整理の施行によつて取毀した家屋に代へて建築した家屋
- (4) 行政執行法第四條の處分によつて取毀した家屋に代へて建築した家屋

右の家屋の建築については、建築税を免除するが、建築した家屋の床面積が従前の家屋の床面積を超過する場合には、その超過部分には建築税を課せられる。

### 遊興飲食税

料理店、旅館、貸席、貸座敷、引手茶屋

尙臨時租稅増徴法に依る増徴あるを以て同法の項参照あり度し。

は相續税を課せず。

### 遺産相續稅率

課稅價格	相續人が直系血親屬なるとき	相續人が配偶者又は直系血親屬なるとき	相續人が其他の者なるとき
五千圓以下の金額	千分の二十	千分の三十	千分の四十
五千圓を超ゆる金額	千分の三十	千分の四十	千分の六十
一萬圓を超ゆる金額	千分の四十	千分の五十	千分の八十
二萬圓を超ゆる金額	千分の五十	千分の六十	千分の百
三萬圓を超ゆる金額	千分の六十	千分の七十	千分の百二十
四萬圓を超ゆる金額	千分の八十	千分の九十	千分の百四十
五萬圓を超ゆる金額	千分の百	千分の百十	千分の百六十
七萬圓を超ゆる金額	千分の百二十	千分の百三十	千分の百八十
十萬圓を超ゆる金額	千分の百五十	千分の百六十	千分の二百
十五萬圓を超ゆる金額	千分の百八十	千分の百二十	千分の二百四十
二十萬圓を超ゆる金額	千分の二百	千分の二百十	千分の二百七十
三十萬圓を超ゆる金額	千分の二百四十	千分の二百二十	千分の三百
四十萬圓を超ゆる金額	千分の二百七十	千分の二百四十	千分の三百十
五十萬圓を超ゆる金額	千分の三百	千分の二百七十	千分の三百三十
七十萬圓を超ゆる金額	千分の三百三十	千分の三百	千分の三百六十
百萬圓を超ゆる金額	千分の三百七十	千分の三百三十	千分の四百
二百萬圓を超ゆる金額	千分の四百	千分の四百	千分の四百十
三百萬圓を超ゆる金額	千分の四百十	千分の四百十	千分の四百三十
五百萬圓を超ゆる金額	千分の四百五十	千分の四百十	千分の四百七十
	千分の五百	千分の五百	千分の五百十

での遊興飲食には遊興飲食税を課せられる。

藝妓と藝妓に類する者の花代、娼妓の場代その他これに類するもの及び藝妓の花代を伴ふ遊興飲食の料金、並びに常時六人以上の女給を置くいはゆるカフェー、バーでの遊興飲食には、その金額の如何にかゝらず、すべて遊興飲食税を課せられる。それ以外の場合には、遊興飲食の料金が一人一回三圓以上の場合に遊興飲食税を課せられる。

税率は藝妓の花代は料金の百分の三十、その他の遊興飲食では料金の百分の十五である。

### 家屋稅

課稅範圍——家屋稅は原則として税法施行地に在る總ての家屋に課せられる。こゝに家屋といふのは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいふのである。

但し、次に掲ぐる家屋は、その家屋が有料借家でない限り、家屋稅を課さない。  
家屋の整理——家屋には一個毎に家屋番號を附し、その床面積と賃賃價格を定める。本來一個の家屋でも家屋稅を課する部分と課せざる部分とより成り、或ひは一個の家屋中に所有者の異なる部分があるときは、強ひて一個の家屋として取扱ふのは無理だか

### 通行稅

通行稅は、汽車、電車、乗合自動車及汽船の乗客に左の區別に依り之を課す。

各別に一個の家屋と看做す。	家屋臺帳——稅務署に家屋臺帳を備へ、次の事項を登録する。(一) 家屋の所在 (二) 家屋番號 (三) 種類、構造及び床面積 (四) 賃賃價格 (五) 所有者の住所氏名または名稱	課稅標準——家屋稅の課稅標準は、家屋臺帳に登録した賃賃價格である。賃賃價格とは貸主が公課、修繕費その他家屋の維持に必要な経費を負担する條件を以て、家屋を賃賃する場合に貸主の取得すべき一年分の金額である。普通にははゆる家賃から地代を控除した金額のことである。しかし現實の家賃をそのまま課稅標準に採用することは反つて負擔の公正を缺くので、中庸を得たものを標準として各個の賃賃價格を評定するいはゆる評定賃賃價格によるのである。	税率——家屋稅の税率は、賃賃價格の百分の一・七五である。これは地方分與稅として徵收地府縣に分與するのであるが、この國稅家屋稅に對して府縣十割、市町村二割の附加稅を認められることになつてゐるから、結局、附加稅を併せた家屋稅の負擔は賃賃價格の百分の七となる。	納期——年額を二分し、年二回徵收する	第一期 その年の六月一日より三十日限り	第二期 その年の十一月一日より三十一日限り
三百軒以下	一等	一等	一等	八百軒以上	一等	一等
五百軒以下	二等	二等	二等	八百軒以下	二等	二等
百二十軒以下	三等	三等	三等	八十軒以下	三等	三等
百六十軒以下	四等	四等	四等	四十軒以下	四等	四等
八十軒以下	五等	五等	五等	二十軒以下	五等	五等
二十軒以下	六等	六等	六等	十軒以下	六等	六等
十軒以下	七等	七等	七等	五軒以下	七等	七等
五軒以下	八等	八等	八等	三軒以下	八等	八等
三軒以下	九等	九等	九等	二軒以下	九等	九等
二軒以下	十等	十等	十等	一軒以下	十等	十等
一軒以下	十一等	十一等	十一等	五五三	十一等	十一等

間接稅

- 酒稅**
- 一、清酒及白酒 造石稅一石付 四十五圓  
酒精分二十度以上は一度増す毎に 三圓八十錢
  - 二、合成清酒 庫出稅一石付 二十五圓  
造石稅一石付 四十八圓  
酒精分二十度以上増す毎に四圓を加ふ
  - 三、濁酒 庫出稅一石付 二十五圓  
造石稅一石付 四十五圓
  - 四、味淋 造石稅一石付 四十五圓  
酒精分二十度以上は一度増す毎に二圓七十錢を加ふ
  - 五、燒酎 第一種 酒精分四十五度以下 庫出稅一石付 二十五圓  
第二種 酒精分四十度以上 造石稅一石付 百五十五圓  
四十五度以上一度超ゆる 每に四圓を加ふ
  - 六、麥酒 庫出稅一石付 二十五圓

- 七、果實酒 庫出稅一石付 二十五圓
- 八、雜酒 造石稅一石付 五十圓  
酒精分二十度以上のとき一度毎に四圓を加ふ

清凉飲料稅

- 第一種 玉ラムネ壘詰のもの 一石に付 八圓五十錢
- 第二種 其の他の壘詰のもの 一石に付 二十圓
- 第三種 壘詰以外のもの 炭酸ガス使用量一坵に付 六圓

印紙稅

支那事變特別稅法中の物品切手に對する印紙稅の稅率を、同法の廢止に伴つて印紙稅法中に組入れたもの。

額	稅	高金載記
錢 三	十	三圓以下
錢 十	三	三圓五
錢 十	六	三圓十
錢 十	九	三圓十二
錢十五圓一	三	三圓十三
圓 三	三	三圓十五
圓のそは又圓百數	三	三圓百
圓 三	三	過超圓百
錢 三	三	記なき載き金の高の

砂糖消費稅

- 一、砂糖
  - 第一種 分蜜せざる砂糖
    - 甲 樽入黑糖及樽入白下糖但し黑糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く 百斤に付 三圓五十錢
    - 乙 其の他のもの 百斤に付 五圓八十錢
  - 第二種 其の他の砂糖但し氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のものを除く
    - 甲 蔗糖の重量全重量の百分の八十六を超えざるもの 百斤に付 六圓三十錢
    - 乙 其の他のもの 百斤に付 十圓
  - 第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの 百斤に付 十二圓五十錢
- 消費稅を課せられたる第二種乙の砂糖を以て製造したるものには在りては氷砂糖は百斤に付一圓五十錢其の他のものは 百斤に付 二圓五十錢
- 二、糖蜜
  - 第一種 氷砂糖を製造する時に生ずる糖

- 第二種 蜜 百斤に付 六圓五十錢  
其の他の糖蜜 百斤に付 三圓五十錢
- 三、糖水 百斤に付 八圓四十錢

織物消費稅

消費の抑制に資する意味で、織物消費稅についても稅率の引上と課稅範圍の擴張が行はれた。

稅率—從來百分の九であつた稅率を、織物の價格の百分の十に引上げた。

課稅範圍の擴張—課稅範圍を擴張の結果、今後非課稅の扱ひを受ける織物は、次のものに限られることになつた。

- 一、綿織物 二、ステープルファイバー糸のみの織物
- 三、綿糸とスフ糸の交織物 四、混用綿糸(綿とスフの混紡糸)のみの織物 五、綿糸またはスフ糸と混用綿糸との交織物 六、芭蕉、黃麻、葛藤、檜、楮、麻、科、竹、紙若くは蘆若くは蘆葉またはこれ等と綿若くはスフで組織する織物 七、重量割合五割以下の人造絹糸と綿糸またはこれ等と綿の混紡割合五割を超える混用綿糸との交織物 八、綿、ステープルファイバー、芭蕉、黃麻、葛藤、檜、楮、麻、科、竹、紙または蘆葉と他の原料とを以て、組織し他の重量割合が五割以下の織物

揮發油稅

揮發油(攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ)には揮發油稅を課す、但し石炭、亞炭、油母頁岩又は

天然瓦斯を原料として製造したる揮發油に付ては此の限に在らず。

稅率—一キロリットルに付 三十四圓三十五錢

政府の承認を受け他の製造場又は保稅地域に移入する目的を以て製造場又は保稅地域より引取る場合に於ては引取先を以て製造場と看做し引取人を以て製造者と看做し揮發油稅を課せず。

狩獵免許稅

- 一等 綜合所得稅を納むる者及びその家族 金七十圓
- 二等 分類所得稅年額二十圓以上を納むる者及其の家族 金四十圓
- 三等 一等及二等以外の者 金十八圓

骨牌稅

- 麻雀 一組毎 金五十圓
- 其の他 一組毎 金七十圓

取引所稅

取引所特別稅 株式組織の取引所に對して、從來は賣買手數料收入金額を標準として取引所營業稅を課し、營業收益稅は課してゐなかつたが、株式組織の取引所に對しても法人稅、營業稅が課せられることになつたので、從來の取引所營業稅を取引所特

別稅と改稱し、特權的性質を有する部分に課稅することになつた。

取引所特別稅の稅率は、賣買手數料收入金額に對し百分の十二(從來の取引所營業稅の稅率は取引所稅法では百分の十五、臨時稅徵法で百分の十六・五)である。

從來の取引所營業稅には百分の十以内の附加稅を認めたと、取引所特別稅に對しては地方公共團體の附加稅を認めない。

取引稅 複雜であつた第二種(株式の賣買取引)の稅率を整理統合して、左の稅率を定めた

新稅率	取引所	臨時稅	支那事變特別稅法
短期 萬分の五	(〇・一・五)	(〇・二・七)	(四)
長期 萬分の七	(〇・二・五)	(〇・四・五)	(六)

入場稅

- 第一種 演劇、活動寫眞、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)を催す場所
- 第二種 競馬場
- 三、以上の外一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所にして命令を以て定むるもの



- 一、舞踏場麻雀撞球場
  - 二、ゴルフ場、スケート場
- 第一種の場合の入場料が一人一回十九銭に満たざる場合には入場税を課せず

◎特別入場税  
特別入場税は運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に課す特別入場税は特別入場料の百分の十とす特別入場料が一回一人十九銭に満たざる場合には本税を課せず

◎物品稅

物品税は左に掲ぐる物品にして命令を以て定むるものに課す。

- 第一種
- 甲種 (稅率百分の二十)
    - 一 寶石若は半寶石又は之を用ひたる製品
    - 二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品
    - 三 貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品
    - 四 髓甲製品
    - 五 珊瑚製品、琥珀製品(三圓以上)、象牙製品(三圓以上)及七寶製品
    - 六 毛皮又は毛皮製品
    - 七 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品
  - 乙種 (稅率百分の十)

- 八 時計
  - 九 文房具
  - 十 身邊用細貨類
  - 十一 化粧用具
  - 十二 喫煙用具
  - 十三 帽子、杖、鞭及傘
  - 十四 靴及トランク
  - 十五 靴及履物
  - 十六 書畫及骨董
  - 十七 室内裝飾品
  - 十八 玩具
  - 十九 運動具
  - 二十 照明器具
  - 二十一 電氣器具及瓦斯器具
  - 二十二 圍碁及將棋用具
  - 二十三 家具
  - 二十四 漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの
  - 二十五 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの
  - 二十六 皮革製品にして別號に掲げざるもの
  - 二十七 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品
  - 二十八 果物
- 第二種 (稅率百分の十)
- 甲類
    - 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同

- 部分品及附屬品
  - 二 寫眞用の乾板、フィルム及感光紙
  - 三 蓄音器及同部分品
  - 四 蓄音器用レコード(但し六吋以下の紙製のものを除く)
  - 五 樂器、同部分品及附屬品
  - 六 雙眼鏡、隻眼鏡
  - 七 銃及同部分品
  - 八 藥莢及彈丸
  - 九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
  - 十 娛樂用のモーターボート、スカール及ヨット
  - 十一 撞球用具
  - 十二 ネオン管及同變壓器
  - 十三 喫煙用ライター
  - 十四 乗用自動車
  - 十五 化粧品
- 乙類 (稅率百分の十)
- 十六 ラヂオ聴取機及同部分品
  - 十七 受信用眞空管、擴聲用增幅器及擴聲器
  - 十八 扇風機及同部分品
  - 十九 暖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ
  - 二十 冷蔵庫及同部分品
  - 二十一 金庫及鋼鐵製家具
  - 二十二 シャンプー及洗粉
  - 二十三 紅茶珈琲及其の代用物並にココア

三 嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く

第三種 (稅率千本につき五錢)

- 一 燐寸
- 二 餡、葡萄酒及麥芽糖

製造、販賣禁止物品表

昭和十五年七月七日以後製造を禁止されるもの

▽商工省告示第三百三十九號

- 一 染織羽模様襦袢地及び其の製品 (裾模様のものにして裾よりの高さ釐尺二尺未満又は袖幅よりの高さ釐尺一尺三寸未満の模様を附したるものを除く)
- 二 羽織地及び其の製品
- 三 襦袢地及び其の製品
- 四 夜具表地及び其の製品
- 五 織繪羽模様襦袢地及び其の製品
- 六 着尺地及び其の製品
- 七 羽織地及び其の製品
- 八 襦袢地及び其の製品
- 九 夜具表地及び其の製品
- 十 綴織帯地及び綴織紗紗地(編及び無地のものを除く)並びに其の製品
- 十一 刺繍(縫定紋を除く)を施したる織物及び其の製品(帯地及び帯を除く)

便覽——稅率

銀絲若くは漆絲(模造品を含む)又は模造品たる金絲を用ひたる織物及び其の製品(模造品たる金絲、銀絲又は漆絲を用ひたる帯地及び帯を除く)

- 無線シホンベルベット及び其の製品
- ビロード縮緬及び其の製品
- 絹レース地(交編を含む)及び其の製品
- 指輪 (昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號に依り定めたる法令に依り製造を禁止せられたるものを除く)
- 腕輪 ( )
- 首飾 ( )
- 耳飾 ( )
- ネクタイピン ( )
- 身邊裝飾品たるペンダント ( )
- ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トールマリン、ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ペリール、クリソライト、オパール、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン又はヘマタイトの人造品及び模造品
- 銀製品にして飲食用器具、厨房用器具、家具、什器、美術裝飾品、喫煙用器具、身廻用品、裝身具、牌盃、被服附屬金具、文房具若くは玩具又は其の部分品たるもの象牙製品

註 以上の物品はまた、規則第二條第一項第一號の規則

定によつて、十月七日以後新品は古品を問はず販賣を禁止される

昭和十五年十月七日以後販賣を禁止される物品(中古品を含む)

▽商工省告示第三百四十號

白生地縮緬 (二寸を含む)	一反(三丈販賣)	六十圓を超す
白生地二重	一反(三丈販賣)	五十圓
白生地絹	一反(三丈販賣)	五十圓
白生地紗	一反(三丈販賣)	五十圓
白生地縞子 (縞子)	一反(三丈販賣)	五十圓
銘仙	一反(三丈販賣)	三十圓
御召	一反(三丈販賣)	八十圓
絲織	一反(三丈販賣)	八十圓
絹織	一反(三丈販賣)	八十圓
絹織(明石織)	一反(三丈販賣)	七十圓
麻上布	一表に付	百二十圓
友禪染のもの	一表に付	八十圓
小紋染のもの	一表に付	八十圓
絞染のもの	一表に付	百圓
無地染のもの	一表に付	八十圓
裾模	一本に付	二百五十圓
丸帯	一本に付	三百五十圓
丸帯地以外の	一具分に付	百五十圓
袴	一具分に付	六十圓
座蒲團	十枚取に付	七十圓

五五七

既製品又は半既製品たる	銘仙長着	銘仙羽織	丸帯	丸帯以外の	袴	夜具	座蒲團	絞りの長襦袢	禪の長襦袢	友禪の四つ	身	和服用コー	半襟	腰紐	帯揚、帯締又	は腰帶	洋服地 <small>(オパールコート地並に毛製の 婦人洋服地及子供洋服地を含む)</small>	毛製以外の婦人洋服地	地又は子供洋服地	有線ホンベ	ルベツト	既製品又は半既製品たる	背廣三つ揃	冬物	合物
一枚に付	一枚に付	一本に付	一本に付	一本に付	一具に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一本に付	一本に付	二平方碼 二付	一平方碼 一付	一平方碼 一付	一平方碼 一付	一平方碼 一付	一着に付	一着に付	一着に付	一着に付
四十圓	四十圓	百圓	六十圓	四十圓	四十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	五圓	五圓	五圓	十圓	十五圓	五圓	五圓	七圓	七圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓

夏物	註文品たる	背廣三つ揃	合物	夏物	既製品又は半既製品たる	註文品たるオ	イバコート	モイニングゴ	既製品又は半既製品たる	レインコート	婦人洋服	註文品たる	婦人洋服	既製品又は半既製品たる	註文品たる子供	供服 <small>(オパールを含む)</small>	莫大小のシヤ	莫大小のツボ	ネクタイ	ワイシャツ <small>(カッターを含む)</small>
一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付
六十圓	百三十圓	百三十圓	百三十圓	百圓	八十圓	百三十圓	百八十圓	五十圓	六十圓	六十圓	百圓	八十圓	三十圓	十五圓	十五圓	十五圓	十五圓	十五圓	四圓	十圓

大人用靴下	男子長靴下及フ 湖婦人長靴下を 除く	子供用靴下	ハンカチーフ	手袋	毛皮製襟巻	毛皮製以外の 襟巻 <small>(マフラー及ス カーフを含む)</small>	肩掛 <small>(ショール)</small>	時計	櫛、筚又は簪	帯止	カフスボタン	パツクル	ハンドパツクル	眼鏡	洋傘	草履	下駄	靴類	旅行用手提鞆	帽子 <small>(シルクハット トをを含む)</small>	香水		
一足に付	一足に付	一枚に付	一枚に付	一具に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一枚に付	一足に付	一足に付	一着に付	一着に付	一着に付	一着に付		
二圓五十錢	一圓五十錢	一圓	五圓	五圓	二百五十圓	十五圓	三十圓	五十圓	三十圓	三十圓	十圓	十圓	十圓	十五圓	十五圓	二十五圓	二十圓	七圓	三十五圓	三十圓	五十圓	二十圓	五圓

洋服	筒	鏡臺 <small>(鏡を含む)</small>	座机	座机	火鉢 <small>(長火鉢を含む)</small>	洋机、卓子	椅子	長椅子	應接間洋家具	セツト	花輪又は花束	寫眞機	三月節句用親	主雛	三月節句用飾	セツト	五月節句用具	足	五月節句用兜
一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一組 <small>(五箇以上)</small> 二付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一對に付	一對に付	一揃に付	一揃に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付
二百圓	百五十圓	六十圓	五十圓	百圓	百圓	百圓	七十圓	百五十圓	五百圓	五十圓	十圓	五百圓	五十圓	二百圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	

五月節句用飾	セツト	羽子板	玩具	人形 <small>(衣裳附のものを含む)</small>	萬年筆	シヤープペン	シルバム	アルバム	ダイヤモンド	ルビー	サファイヤ	アレキサンドライト	翡翠	アクアマリン	トールマリン	ジルコン	ガーネット	クリソベリール
一揃に付	一枚に付	一枚に付	一箇に付	一本に付	一本に付	一本に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付	一冊に付
二百圓	十圓	十圓	三十圓	三十圓	五圓	三圓	五圓	三圓	五圓	三圓	五圓	三圓	五圓	三圓	五圓	三圓	五圓	三圓

トパーズ	スピネル	エメラルド	ベリール	クリソライト	オパール	猫眼石	虎眼石	孔雀石	土耳古玉	月長石	青金石	クワンツアイト	ブラッドストーン	ヘマタイト	象牙	商工省農林省告示第十號	果實 <small>(メロン及び 茂を含む)</small>	詰合食料品
一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付	一箇に付
二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓

一註限定價の格載記のものなきは、か  
に、は、ざ、販、賣、を、禁、止、さ、る、れ、も、の

郵便電信電話略則

【内國郵便】

◎通常郵便料

便覽——郵便電信電話

第一種

一、開封と爲したる印刷書状又は其端數毎に  
二、通信文の全部を印刷したるもの。或は  
三、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
四、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
五、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
六、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
七、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
八、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
九、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は  
十、官公署、公共團體、法人、若しは學校、又は

百二十圓  
百圓  
五十圓  
三十圓  
二十圓  
十圓

四・〇錢  
三・〇

**第二種 郵便葉書** 通常葉書 往復葉書 封緘葉書  
 ①約束郵便 毎月一回以上繼續發行し一月の發行に付百箇以上差出す印刷物にして逓信局長の承認を受けたるものは 百廿グラム又は其端數毎に 一・五

**第三種** 月刊物 毎月一回以上刊行する定期 六〇グラム又は其端數毎に 〇・五  
 日刊新聞紙にして發行人又は賣捌人より差出すものは 百廿グラム迄及び以上 〇・五  
 百六十グラム毎に 〇・五

**第四種** 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品見本及雛形、博物學上の標本 百二十グラム又は其端數毎に 三・〇

**第五種 農産物** 種子 百廿グラム又は其端數毎に 一・〇

種類及料金別納の通常郵便物にして同時に五十箇以上差出すものは料金別納と爲すことを得。

②市内郵便 (同一郵便區市内に發着する封緘したる同文の書狀、同一内容の第三種及第四種郵便物にして百箇以上同時に差出すものは市内郵便となし得る)  
 封緘したる書狀 二十グラム又は其の端數毎に 二・〇  
 第三種郵便物 百廿グラム又は其の端數毎に 〇・五  
 第四種郵便物 百二十グラム又は其の端數毎に 一・五  
 同時に三千一箇以上差出すときは其の分より百二十グラム又は其の端數毎に 一・〇

小包郵便料

**◎内地小包郵便**  
 同一郵便區市内に發着するもの (普通留通) 十六 十二 錢  
 其の他 五百グラム 一キログラム 二キログラム 三キログラム 四キログラム 五キログラム 六キログラム  
 普通 二十七錢 三十四錢 四十七錢 六十錢 七十三錢 八十五錢  
 書留 四十二錢 四十九錢 六十二錢 七十五錢 八十八錢 九十四錢

③内地と朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間小包郵便料  
 五百グラム 一キログラム 二キログラム 三キログラム 四キログラム 五キログラム 六キログラム  
 普通 二十七錢 三十四錢 四十七錢 六十錢 七十三錢 八十五錢 九十四錢  
 書留 四十二錢 四十九錢 六十二錢 七十五錢 八十八錢 九十四錢

(注意) 普通小包は内地、臺灣及樺太相互間に限るものとす

**◎容積及重量制限**  
 通常郵便物容積長さ四十センチメートル幅三十センチメートル厚さ十五センチメートル、重量は第三種乃至第五種郵便物二百グラム、但し第四種の内商品見本及雛形三百六十グラム盲人用點字の書籍印刷物及業務用書類三キログラム、小包郵便物、容積長さ、幅、厚さ各六十センチメートル、又は長さ一メートル、幅二十センチメートル、厚さ二十センチメートル重量六キロワ

**◎通常郵便物書留料** 一箇に付 十 錢  
**◎價格表記料** 書留料相當額(小包郵便物に付ては書留小包郵便料相當額と普通小包) 一箇に付 五 錢

特殊取扱料

**◎配達受持郵便局より陸路八キロメートル迄** 三十錢  
 一、配達受持郵便局より陸路八キロメートルを超ゆる四キロメートル又は其の端數毎に 二十五錢  
 向上記料金に左の料金を加へ航空郵便線路に依る速達とすることを得  
 一、第三種乃至第五種郵便物 六十グラム又は其の端數毎に 十 錢  
 二、小包郵便 一キログラム毎に 九十二錢  
 以上五百グラム又は其の端數毎に 五十錢

**◎航空郵便料(航空郵便の項にあり)**  
 内地と朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間に發着するものにして書留又は價格表記とするものは別配達と爲すことを得  
 陸路八キロメートル迄 三十錢  
 以上四キロメートル又は其の端數毎に 二十五錢

**◎別配達料**  
 解船料は別に實費を受取人より徴集す  
 受取人納付せざる時は差出人より徴集す

**◎年賀特別郵便**  
 封緘したる書狀、通常葉書にして十二月二十日より二十九日迄に差出すものは年賀特別郵便と爲すことを得  
 年賀郵便は翌年一月一日附の消印を押捺

損害賠償

し翌年一月一日の最先便より配達す

**◎損害賠償**  
 一、書留郵便物を亡失したるとき 十圓  
 二、書留小包郵便物を毀損したるとき 十圓  
 但し實損額の十圓以下のときは其の實損額

**◎損害賠償**  
 一、書留郵便物を亡失したるとき 十圓  
 二、書留小包郵便物を毀損したるとき 十圓  
 但し實損額の十圓以下のときは其の實損額

外國郵便

**◎通常郵便料**  
 △中華民國及滿洲國以外の諸國  
 一、書狀 二十グラム迄 二十錢  
 一グラムを超過する二十グラム毎又は其の端數毎に 十二錢  
 二、郵便葉書 通常葉書 十 錢  
 往復葉書 二十錢

**◎印刷物**  
 印刷用 五十グラム毎又は四錢  
 盲人用點字 一キログラム毎に 二錢

**◎集金郵便料** 取立金額一口三圓以上 六 錢  
 但し引換金額千圓以下とす

**◎代金引換料** 一箇に付 五 錢

**◎集金郵便料** 取立金額一口三圓以上 六 錢  
 但し引換金額千圓以下とす

**◎内容證明料** 一箇に付 四 錢  
 一、證書(現金受領證) 取立金額一口三圓以上五十圓以下 六 錢  
 二、證券(無記名の公債證券若しくは社債券又は其の利札、貨物引換證、船荷證券運送貨物の引換證として使用せらるる受取證若しくは引換證の類) 一口三圓以上千圓以下 十五錢

**◎速達料**  
 一、郵便區市内に宛てたるもの 八 錢  
 二、郵便區市内に宛てたるもの及配達郵便局を指定したるもの

- 四、業務用書類 以上五百グラム迄 二十銭  
又は其の端數毎に 四銭
  - 五、商品見本 以上五百グラム迄 八銭  
又は其の端數毎に 四銭
  - 六、小形包装物 以上五百グラム迄 四十銭  
又は其の端數毎に 八銭
  - 七、價格表記書狀 以上二百グラム迄 三十六銭  
又は其の端數毎に 十一銭
  - 八、價格表記書狀 以上二百グラム迄 二十六銭  
又は其の端數毎に 二十銭
- △滿洲國宛(中華民國宛も概略相同じ)
- 一、書狀 書狀 二十グラム毎に 四銭  
無封の書狀 百二十グラム毎に 三銭
  - 二、郵便葉書 通常郵便葉書 二十グラム毎に 四銭  
封緘郵便葉書 二十グラム毎に 四銭

- 業務用書類、印刷物、書籍、印類、寫眞、圖畫、寫真、圖畫、寫眞、圖畫
  - 一、書留料 左の如し
  - 二、配達證明料 郵便物差出の場合 四銭  
差出後請求の場合 八銭
  - 三、航空料(航空郵便の項にあり) 三十銭
  - 四、別配達料 三十銭
  - 五、留置通知料 三十銭
  - 六、引受時刻證明料 五十銭
- 郵便物の重量は二キログラムを超過すべからず
- ◎航空郵便線路
- 東京大連間(東京、名古屋、大阪、福岡、蔚山、大邱、京城、平壤、新義州、大連)
  - 東京、新京間(東京、福岡、京城、奉天、新京)
  - 京城、清津間(京城、咸興、清津)
  - 福岡、臺北間(福岡、那覇、臺北)
  - 東京、札幌間(東京、仙臺、青森、札幌)
  - 東京、新潟間(東京、長野、新潟)
  - 大阪、長野間(大阪、金澤、富山、長野)
  - 大阪、松江間(大阪、鳥取、松江)
  - 大阪、高知間(大阪、徳島、高知)
  - 大阪、別府間(大阪、高松、松山、別府)
  - 名古屋、山田間(名古屋、山田)
  - 臺灣内循環(臺北、臺中、臺南、屏東、高雄、臺東、花蓮港、宜蘭、臺北)
  - 臺南、澎湖間(臺南、馬公)
  - 東京、パラオ間(横濱、サイパン、パラオ)

- 七、内容(ふ)同時に二箇以上同 十銭  
料證明(文)のものを差出すとき  
は内一箇を除き他は前  
記料金の半額
- 八、代金引換料 五銭
- 九、價格表記書狀 通常郵便 表記金額十圓迄 二十五銭  
小包郵便物 以上二百グラム迄 十銭  
又は其の端數毎に 十銭
- 一、書留料 通常郵便 中華民國宛の 十銭  
其他の外國宛 十六銭  
米國及比律濱諸島宛 十銭
- 二、航空料(航空郵便の項にあり) 三十銭
- 三、航空料(航空郵便の項にあり) 三十銭

- 四、別配 郵便物 中華民國宛のもの 三十銭  
其他の外國宛のもの 四十銭
- 五、代金 郵便物 中華民國宛のもの 八銭  
其他の外國宛のもの 十銭
- 六、價格表記書狀 通常郵便 表記金額十圓迄 二十五銭  
小包郵便物 以上二百グラム迄 十銭  
又は其の端數毎に 十銭
- 七、價格表記書狀 通常郵便 表記金額十圓迄 二十五銭  
小包郵便物 以上二百グラム迄 十銭  
又は其の端數毎に 十銭
- 八、課金 小包郵便物 立前準備者 八銭  
立後準備者 八銭

- 郵便物の重量は二キログラムを超過すべからず
- ◎航空郵便線路
- 東京大連間(東京、名古屋、大阪、福岡、蔚山、大邱、京城、平壤、新義州、大連)
  - 東京、新京間(東京、福岡、京城、奉天、新京)
  - 京城、清津間(京城、咸興、清津)
  - 福岡、臺北間(福岡、那覇、臺北)
  - 東京、札幌間(東京、仙臺、青森、札幌)
  - 東京、新潟間(東京、長野、新潟)
  - 大阪、長野間(大阪、金澤、富山、長野)
  - 大阪、松江間(大阪、鳥取、松江)
  - 大阪、高知間(大阪、徳島、高知)
  - 大阪、別府間(大阪、高松、松山、別府)
  - 名古屋、山田間(名古屋、山田)
  - 臺灣内循環(臺北、臺中、臺南、屏東、高雄、臺東、花蓮港、宜蘭、臺北)
  - 臺南、澎湖間(臺南、馬公)
  - 東京、パラオ間(横濱、サイパン、パラオ)

- 一、書狀 書狀 二十グラム毎に 四銭  
無封の書狀 百二十グラム毎に 三銭
  - 二、郵便葉書 通常郵便葉書 二十グラム毎に 四銭  
封緘郵便葉書 二十グラム毎に 四銭
  - 三、航空料(航空郵便の項にあり) 三十銭
  - 四、別配達料 三十銭
  - 五、留置通知料 三十銭
  - 六、引受時刻證明料 五十銭
- 郵便物の重量は二キログラムを超過すべからず
- ◎航空郵便線路
- 東京大連間(東京、名古屋、大阪、福岡、蔚山、大邱、京城、平壤、新義州、大連)
  - 東京、新京間(東京、福岡、京城、奉天、新京)
  - 京城、清津間(京城、咸興、清津)
  - 福岡、臺北間(福岡、那覇、臺北)
  - 東京、札幌間(東京、仙臺、青森、札幌)
  - 東京、新潟間(東京、長野、新潟)
  - 大阪、長野間(大阪、金澤、富山、長野)
  - 大阪、松江間(大阪、鳥取、松江)
  - 大阪、高知間(大阪、徳島、高知)
  - 大阪、別府間(大阪、高松、松山、別府)
  - 名古屋、山田間(名古屋、山田)
  - 臺灣内循環(臺北、臺中、臺南、屏東、高雄、臺東、花蓮港、宜蘭、臺北)
  - 臺南、澎湖間(臺南、馬公)
  - 東京、パラオ間(横濱、サイパン、パラオ)

便覽—郵便電信電話

Table with 2 columns: 郵便 (Postal) and 電信 (Telegraph). It lists rates for various services like '郵便葉書' (postal leaflets) and '郵便封緘' (sealed mail), categorized by destination such as '内地' (domestic) and '海外' (overseas).

國內電信 (Domestic Telegraph)

Table detailing domestic telegraph rates. It is organized by '種類' (type) and '別' (category), including '和文' (Japanese text), '歐文' (Western text), and '私報' (private reports). It also includes '電報料' (telegraph fee) and '電報料見表' (telegraph fee schedule).

内國電報料見表 (Domestic Telegraph Fee Schedule)

Table showing domestic telegraph rates for various destinations including '内地' (domestic), '南洋' (South Seas), and '朝鮮' (Korea). It lists '字數' (number of characters) and '料金' (fee).

電報料見表 (Telegraph Fee Schedule)

Table providing a detailed schedule of telegraph rates for different regions and services, including '南洋' (South Seas), '朝鮮' (Korea), and '私報' (private reports). It includes columns for '字數' (characters) and '料金' (fees).

便覽—郵便電信電話

三〇〇 二・三五 二・八一 六・五五 七・三三

◎特殊取扱料

至急料 官報 電報料に同じ  
私報 電報料の二倍

照校料 電報料の二分の一

電報受信 和文 十五字に相当する電報料  
報知料 歐文 五語に相当する電報料に同じ

郵便受信報知料

同 文料 四錢  
時間 外料 十五錢

別使配達料 別に告示する場合を除く外著

信通信官署より八キロメートル以内は三十

十錢、八キロメートルを超ゆる時は四十

キロメートル迄毎に二十五錢を加ふ但し島

嶼に配達するものは里程に拘らず三十錢

とし配達實費之を超ゆるときは其の實費

類による

解船配達料 別に告示する場合を除く外三

十錢とし其の配達實費之を超ゆるときは

其の實費額に依る

局渡證券料 局渡證券一箇毎に 二十錢

略號登記料 常時年額 一圓二十錢

配達先登記料 臨時月額 五錢

閱覽料 五錢

正寫料 (和文百字以内毎に 十錢

歐文二十五語以内毎に 十錢

追尾、再送電報料、追尾、再送とも一回毎

電報料 同文料

内地相互間の 三十錢 十五錢

但し同一市町 十五錢 十五錢

内地と朝鮮、(官報)

臺灣、樺太又 (三十錢)

は南洋群島と (私報)

の間のもの 四十錢 十五錢

艦船又は航空 五十錢 三十錢

機に發着する 五十錢 三十錢

但し艦船託送 五十錢 三十錢

發送所より發 五十錢 三十錢

するものは

内地と關東州

南滿洲鐵道附 八十錢 四十五錢

屬地、滿洲國、 芝罘間

二、任意文電報 一般私報の料金と同額

慶弔電報は特殊送達紙に依り之を配達す

發行人の指定する時刻に於て配達を要する

ものに付ては配達時刻指定の取扱を請求す

ることを得

年賀文を記載したる電報にして毎年十二

月二十日より三十一日迄に受付けたるもの

は翌年一月一日の電報取扱時刻開始時刻に

於て受付けたるものと看做す

慶弔電報に付ては特殊取扱(同文、時間

外及別便配達(取扱を除く)及著信託送の

取扱を爲さず

取扱を爲さず

に新に差出したるものとして計算す  
返信料前納 返信を受けんとするものは之  
に要する返信の電報料を前納する事を得  
電線託送料 一通に付 三錢

◎特別電報略號

指定事項 和文略號 歐文略號

至 信料前納 急 和文略號 UR

返 信料前納 急 ナツ RP

照 報受信報知 ムニ FC

電 報受信報知 ツニ PC

郵 便受信報知 ツツ PP

迫 尾知 ナチ RE

再 送尾 ナチ FM

同 文送 ムヨ SS

時 間 外送 タラ NS

夜 間 達 トラ MR

留 間 達 ムナ TR

別 使 配 達 マツ KP

別 使 配 達 マツ XR

解 船 配 達 ハホ BD

解 船 配 達 ハホ BR

局 電 話 送 ムチ TF

局 電 話 送 ムチ WT

親 達 日 時 指 定 ムカ CL

親 達 日 時 指 定 ムカ MA

◎慶弔電報料

三、記載方

イ、電報頼信紙の郵便切手欄に慶祝文を

記載したるものは「祝」、年賀文は「年

賀」、弔慰文は「弔」と記載して差し出

せばよい。

ロ、例文電報として差し出す時は電報頼

信紙の本文欄に慶祝文、年賀文、弔慰

文を記載する代りに文例に冠してある

略號又は番號を記載すればよい。

例 (發信人名)

(略號) イ、ヤマトマチ一、二、ハナゾノキクエ

配達局では「イ」の略號を「ゴアンザ

ンヲシユクス」と書き改めて配達する

四、文例

慶祝文例

略號 文 例

出產 イ 御安産ヲ祝ス

入學 ロ 御入學を祝ス

ハ 御入學御芽出度ウ

合格 ニ 合格ヲ祝ス

卒業 ホ 御卒業ヲ祝ス

御卒業御芽出度ウ

結婚 ト 御結婚ヲ祝ス

チ 華燭ノ盛典ヲ祝シ御多幸ヲ祈

リ 謹ミテ御婚禮ヲ御祝ヒ申シマ

ス

便覽—郵便電信電話

榮轉

榮進 ヌ 御榮進ヲ祝ス

入選 ヲ 御入選ヲ祝ス

入賞 ヲ 御入賞ヲ祝ス

當選 ヲ 御當選ヲ祝ス

優勝 ヲ 御優勝ヲ祝ス

成功 ヲ 御成功ヲ祝ス

安着 ヲ 御安着ヲ祝ス

歸朝 ヲ 無事御歸朝ヲ祝ス

壽賀 ヲ 還曆ノ御祝典ヲ賀ス

會合 ヲ 御盛會ヲ祝ス

落成 ヲ 新築落成ヲ祝ス

開業 ヲ 御開業ヲ祝ス

入營 ヲ 御開店ヲ祝シ御繁榮ヲ祈ル

凱旋 ヲ 御入營ヲ祝ス

凱旋 ヲ 光輝アル凱旋ヲ祝ス

共通 ヲ 御盛典ヲ祝ス

オ 御芽出度ウ

ク 謹ミテ御祝ヒ申シマス

年賀文例

略號 文 例

エ 謹ミテ新年ヲ賀ス

テ 謹ミテ新年ノ御祝詞ヲ申上ケマス

ア 明ケマシテ御芽出度ウ御座イマス

サ 新年ノ始ノ御壽芽出度ク御祝ヒ申上

キ 謹ミテ新年ヲ賀シ御尊家ノ萬福ヲ祈

ル

五六七

◎新聞電報料

一、内地間のもの 二十五錢 二十錢

和文五十字 和文五十字歐

文十語以内を 増す毎に

内

二、任意文電報 一般私報の料金と同額

慶弔電報は特殊送達紙に依り之を配達す

發行人の指定する時刻に於て配達を要する

ものに付ては配達時刻指定の取扱を請求す

ることを得

年賀文を記載したる電報にして毎年十二

月二十日より三十一日迄に受付けたるもの

は翌年一月一日の電報取扱時刻開始時刻に

於て受付けたるものと看做す

内地小笠原島間  
内地又は小笠原  
島と臺灣、樺太、  
朝鮮及南洋ヤツ  
三十五錢 三十錢

至急料 新聞電報料の二倍

同文料 内地間和文五十語以内  
十五錢、同敷以内を増す毎に十錢、内  
地小笠原島間内地又は小笠原島と臺灣  
樺太、朝鮮及南洋ヤツ島間同二十錢  
同十五錢

豫約新聞電報料(二豫約に付年額)  
内地間 五百字歐文百語以内 四百八十圓  
のものを 一千五百字歐文百語以内 八百四十圓  
文三百語以内 一千二百圓

【日滿電報】

官報及私報  
和文 通常料 十五字以内 二十五錢  
増す毎に 五錢  
歐文 通常料 十五字以内 二十五錢  
増す毎に 五錢

新聞電報料  
一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤツ  
島と關東州、滿鐵附屬地、滿洲國又は芝  
罌間 一語に付 六錢(歐文八錢)  
私報 一語に付 八錢(歐文十錢)  
二、朝鮮に關東州若は滿洲國との間又は朝  
鮮と芝罌との間官報私報共 一語に付 六錢(歐文八錢)

新聞電報料  
一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋島と關  
東州、滿洲國との間 一語に付 三錢(歐文四錢)  
二、朝鮮と關東州若は滿洲國との間 一語に付 二錢(歐文三錢)

新聞電報  
和文 通常料 五十語以内 二十五錢  
増す毎に 五錢  
歐文 通常料 五十語以内 二十五錢  
増す毎に 五錢

至急料 新聞電報に同じ  
同文騰寫料 十錢

豫約新聞電報料  
一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋群島と  
關東州又は滿洲國との間 一語に付 三錢(歐文四錢)  
二、朝鮮と關東州又は滿洲國との間 一語に付 二錢(歐文三錢)

【日華電報】

電報料  
一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤツ  
島と關東州、滿鐵附屬地、滿洲國又は芝  
罌間 一語に付 六錢(歐文八錢)  
私報 一語に付 八錢(歐文十錢)  
二、朝鮮に關東州若は滿洲國との間又は朝  
鮮と芝罌との間官報私報共 一語に付 六錢(歐文八錢)

新聞電報料  
一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋島と關  
東州、滿洲國との間 一語に付 三錢(歐文四錢)  
二、朝鮮と關東州若は滿洲國との間 一語に付 二錢(歐文三錢)

無線電報料  
一、別に定むるものを除くの外  
官報及私報 一語に付 三錢  
新聞電報 一語に付 二錢  
歐文は 二錢  
歐文は 二錢

新聞電報  
一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋群島と  
關東州又は滿洲國との間 一語に付 三錢(歐文四錢)  
二、朝鮮と關東州又は滿洲國との間 一語に付 二錢(歐文三錢)

【日華電報】

電報料  
一、日華電報  
官報及び私報 (和文) 一語に付 二十錢  
私報官報の至急料 電報料に同じ  
照 校 料 電報料の二分の一  
二、上海を除く中支那各地(華中電氣通信  
株式會社所屬局)に發着する日華電報  
官報及び私報 (和文) 一語に付 三十錢  
但し日、滿、支官報に限り一語に付和文  
二十五錢、歐文三十錢

無線電報  
帝國又は中華民國に屬する艦船又は航空  
機より發し又は著する電報にして帝國政  
府及び中華民局の移動局、陸上局又は電  
信系により取扱はれるもの  
イ、特に定むるもの以外  
官報及び私報 (和文) 一語に付 七五錢  
新聞電報 (和文) 一語に付 三二錢  
口、電送が専ら帝國政府の電信系により  
行はれる場合、左の有線電報料を課す  
官報及び私報 (和文) 一語に付 八六錢  
新聞電報料 (和文) 一語に付 三二錢

【外國電報】

外國電報に使用すべき文字はローマ字、  
數字はアラビア數字又ローマ數字。料金は  
特に定むる場合を除くの外金フランによる  
時間外料 一通に付 三十錢  
別使配達料 一通に付 一圓  
閱覽料 一通に付 五錢

【內國電話】

電話使用料  
度數料(基本料) 年額 五細地 六級地 七級地 八級地 九級地  
金制施行地 度數 料 市内通話一度毎に 四六圓 四六圓 四六圓 四六圓 四六圓

均一料金制(單獨加入) 一級地 二級地 三級地 四級地 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地  
施行地年額(共同加入) 六九圓 五八圓 五七圓 四六圓 四六圓 四六圓 四六圓 四六圓 四六圓

加入料名義書換料及電話番號簿掲載  
名義書換料 一級地 二級地 三級地 四級地 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地  
電話番號簿掲載料年額 一五圓 一五圓 一五圓 一五圓 一五圓 一五圓 一五圓 一五圓 一五圓

附加使用料  
一、普通加入區域加入の距離によるもの  
イ、八級局以上

寫眞騰本料 一枚に付 一圓

外國無線電報料  
帝國政府陸上局の媒介に依る外國無線電  
信にして専ら帝國電信系により傳送するも  
の、一般の電氣通信線路上の傳送に対す  
る料金は一語に付六錢とす  
陸上局料 一語に付 二十四錢  
移動局料 一語に付 十六錢

當該電話官署の普通  
加入區域外に於ける  
關係電話線路に於ける  
トル迄毎に 十圓  
特別加入  
區域內加入  
區域外加入  
五圓 四圓

ロ、九級局以下  
當該電話官署の普通區域外に於ける  
關係電話線路百十メートル迄毎に  
二圓四十錢

二、電話機設置場所が他の電話官署の加入  
區域内にあるもの  
イ、八級局以上 電話使用料と同額の料  
金

ロ、九級局以下 (單獨加入  
共同加入)  
三、増設機械によるもの(年額)  
イ、電話器  
ロ、受話器  
ハ、電鈴

四、イ接続電話器  
ロ、卓上電話器  
ハ、特別市外通話装置

◎土地種別

Table with columns for land types (e.g., 一級局, 二級局) and their corresponding rates in yen and sen.

一、一級局 同  
二、二級局 同  
◎外地電話料  
一、普通通話料  
イ、内地朝鮮間(一通话毎に)  
連絡料 (内地朝鮮間)  
對馬朝鮮間

料尾首  
内地 朝鮮  
下關より百キロメートル以内  
超七五厘増す時五厘を以て  
益山より百キロメートル以内  
超七五厘増す時五厘を以て  
釜山より百キロメートル以内  
超七五厘増す時五厘を以て  
鮮内をゆく時五厘を以て

料尾首  
内地 地内  
稚内より百キロメートル以内  
超七五厘増す時五厘を以て  
大泊より百キロメートル以内  
超七五厘増す時五厘を以て  
十厘増す時五厘を以て  
太樺内をゆく時五厘を以て

◎日滿電話  
三、定時通話料  
二、至急通話料  
一、普通通話料  
普通通話料の二倍  
普通通話料の四倍

一、普通通話料 一通话毎に七圓  
二、至急通話料 普通通話料の二倍  
三、定時通話料 普通通話料の五倍  
四、通話取消料 一回毎に (其の他五十錢)

◎日華電話  
一、對手地名 普通通話料(最初三分迄)  
上海 七・五〇  
南京 九・〇〇  
天津 八・四〇

二、指名料 (一回毎に) 二圓五十錢  
三、通話取消料 (指名通話) 番號通話 七十五錢

【郵便爲替】

◎郵便爲替證書金額制限  
通常爲替 證書一枚に付 金三百圓以内  
電信爲替 金五百圓以内  
小爲替 金二十圓以内

(注意) 通常爲替及小爲替は錢位未滿電信爲替は圓位未滿の端數を附するを得ず  
◎一般爲替料  
小爲替 通常爲替 電信爲替

Table listing exchange rates for various locations like 上海, 天津, 北京, etc.

貨幣、度量衡、利子

各國貨幣(爲替平價表)

Table listing exchange rates for various currencies like 英吉利, 獨逸, 北米, etc.

【振替貯金受拂料】

Table listing fees for remittance and withdrawal services.

便覽——貨幣・度量衡・利子

Large table listing exchange rates for various countries and currencies, including 英國, 獨逸, 北米, 法國, etc.







便覽—貨幣・度量衡・利子

五七六

年次	年	複利積算法																	
		三分		四分		四分五厘		五分		六分		七分		七分五厘		八分		一分	
		圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割
十年	年	0.40	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80
九年	年	0.38	0.46	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78
八年	年	0.36	0.44	0.46	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76
一年	年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
五	十年	0.50	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40
四	十五年	0.42	0.52	0.58	0.64	0.70	0.76	0.82	0.88	0.94	1.00	1.06	1.12	1.18	1.24	1.30	1.36	1.42	1.48
三	二十年	0.34	0.46	0.53	0.61	0.69	0.77	0.85	0.93	1.01	1.09	1.17	1.25	1.33	1.41	1.49	1.57	1.65	1.73
二	二十五	0.26	0.40	0.48	0.57	0.66	0.75	0.84	0.93	1.02	1.11	1.20	1.29	1.38	1.47	1.56	1.65	1.74	1.83
一	三十年	0.18	0.34	0.43	0.53	0.63	0.73	0.83	0.93	1.03	1.13	1.23	1.33	1.43	1.53	1.63	1.73	1.83	1.93

**日歩を年利に換算法**  
(換算法は日歩を三百六十五倍して元金に對する割合を算出したもので絲位未満は切捨て、ある)

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
0.5	0.1835	1.0	0.3670	1.5	0.5505
0.5	0.1835	1.0	0.3670	1.5	0.5505
0.5	0.1835	1.0	0.3670	1.5	0.5505

**年利を日歩に換算法**  
(換算法は年利を三百六十五分し百圓に對する一日分を算出したもので毛位未満は四捨五入してある)

年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩
0.5	0.00137	1.0	0.00274	1.5	0.00411
0.5	0.00137	1.0	0.00274	1.5	0.00411
0.5	0.00137	1.0	0.00274	1.5	0.00411

年利	日歩	複利積算法																	
		三分		四分		四分五厘		五分		六分		七分		七分五厘		八分		一分	
		圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割	圓	割
0.5	0.00137	0.38	0.46	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80
0.5	0.00137	0.38	0.46	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80
0.5	0.00137	0.38	0.46	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80
0.5	0.00137	0.38	0.46	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80
0.5	0.00137	0.38	0.46	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80





仁禮 景範 同 海軍省内  
 川村 純義 同  
 西郷 從道 同  
 楠 正成 宮城前  
 松田 正久 麹町區櫻田門  
 寺内 正毅 同 三宅坂  
 山縣 有朋 陸軍省附近  
 大山 宗光 同 參謀本部傍  
 陸奥 利良 同 外務省  
 川路 博文 同 警視總監官舎  
 伊藤 博文 同 帝國議事堂前  
 伊藤 大隈・板垣 帝國議事堂内  
 太田 道灌 麹町區東京府廳内  
 徳川 家康 同  
 大橋 佐平 同 大橋圖書館内  
 加藤 弘之 同 下二番町加藤氏内  
 エドワード・上野公園帝國室博物館  
 ジェンナー 同  
 小泉 八雲 上野公園帝國圖書館前  
 西郷 隆盛 上野公園内  
 川端 玉章 上野東京美術學校内  
 長岡 外史 芝公園増上寺境内  
 大隈 重信 芝公園内  
 板垣 退助 同  
 後藤 象次郎 同  
 小菅 知淵 同  
 梅若 實 同 品川海晏寺内  
 爆弾三勇士 同 愛宕町青松寺内

大石 良雄 芝區車町泉岳寺内  
 瓜生 岩 淺草公園内  
 尾上菊五郎 深川不動尊境内  
 坪内 逍遙 京橋木挽町歌舞伎座内  
 松原新之助 水産講習所内  
 辻 新次 神田區教育會館内  
 廣瀬 中佐 神田區萬世橋驛前  
 杉野兵曹長 同  
 佐々木東洋 同 駿河臺香雲堂病院  
 岸本 辰雄 同 明治大學内  
 小野 粹 牛込區早稻田大隈會館内  
 大隈 重信 同 早稻田大學構内  
 高田 早苗 同  
 安部 磯雄 早大グラウンド内  
 澁澤 榮一 日本橋區日本銀行前及板橋區養育院  
 井上 圓了 小石川區東洋大學内  
 大築 尙志 砲兵工廠内  
 江原 素六 麻布中學内  
 親鸞 聖人 麻布區山之町善福寺内  
 石黒 忠恵 赤坂大倉高商内  
 榎本 武揚 向島區隅田木母寺内  
 橋本 綱常 澁谷赤十字病院内  
 日蓮 上人 大森區洗足池畔  
 加藤 清正 大森池上本門寺内  
 三澤初子(政岡) 目黒區中目黒正覺寺内  
 手島 精一 大岡山東京工業大學内

### 諸届書様式

#### 寄 留

九十日以上本籍外に於て一定の場所に住所、又は居所を有する者は之を寄留者とする。寄留に關する事務は市長村長之を管掌する。

寄留の届出は住所又は居所を定めたる日より十四日以内に之を爲すことを要する。

(イ)同一市町村内に於て寄留の場所を變更したるとき

(ロ)寄留者、本籍又は住所に復歸したるとき

(ハ)寄留者が其の住所を居所に、又は居所を住所に變更したるときは各々十日以内に届出づる事を要する。寄留に關する届出は寄留者、世帯を同くする者に付ては世帯主之を爲し、寄留者届出を爲すこと能はざるときは同居者、世帯主届出を爲すこと能はざるときは之に代りて世帯を管理する者、其の届出を爲すことを要する。寄留に關する届出を怠りたる者は五圓以下の科料に處せられる。

寄留に關する届出は書面又は口頭を以て之を爲すことが出来る(寄留法第二

十七條)寄留者がその住所を居所に、又は居所を住所に變更したる時は十日内に其旨を届出づる事を要する(同法第三十五條)

### 出生届

本籍.....  
 寄留地.....  
 戸主(又ハ續柄)  
 父 職業 何 某  
 母 職業 何 某  
 出生ノ子 何男(又ハ女) 某  
 出生ノ日時 何月日時分  
 出生ノ場所 .....  
 右出生及届出候也  
 昭和 年 月 日  
 右届出人 父 何 某  
 市(區、町、村)長 何某殿

### 婚姻届

本籍.....  
 戸主(又ハ續柄)  
 職業  
 夫 何 某  
 妻 何 某  
 生年月日  
 本籍.....

便覽—諸届書様式

### 死亡届

本籍.....  
 戸主(又ハ續柄)  
 死亡者 何 某  
 死亡ノ日時 年月日時分  
 死亡ノ場所  
 右死亡診斷書ヲ添付シ及届出候也  
 昭和 年 月 日  
 届出人 妻(又ハ何々)何 某  
 市(區、町、村)長 何某殿

### 家督相續届

本籍.....  
 戸主 某長男 何 某  
 昭和 年 月 日 生前 某  
 昭和他ノ事由ニ由リ家督相續戶主トナル  
 右家督相續及届出候也  
 昭和 年 月 日  
 右届出人 何 某  
 市(區、町、村)長 何某殿

### 住所(居所)寄留届

寄留ノ時 昭和 年 月 日

(新)寄留所.....  
前寄留所(寄留先ヨリ寄留スル時コノ  
項必要)  
本籍.....戸主(又ハ續柄)  
職業 何 某  
妻 職業 何 某  
長男 職業 某 生年月日 某  
昭 和 年 月 日 某

右住(居)所寄留及御届候也  
昭 和 年 月 日 某  
右届出人 世帯主 何 某  
市(區、町、村)長 何某殿  
(届出人家主ニ非ザル時ハ左記奥書ヲ要  
ス)  
右寄留ヲ承諾ス  
何府縣郡市區町村番地 何 某  
家主(又ハ管理人) 何 某

復 歸 届

寄留地.....  
本籍地.....  
戸主(又ハ續柄) 何 某  
(復歸者數名アルトキハ並記)  
右復歸及届出候也

昭 和 年 月 日 何 某  
市(區、町、村)長 何某殿 某

印 鑑 届

本籍.....  
住所.....  
戸主(又ハ續柄) 何 某  
印鑑 何 某  
(右ノ通記載シ、且附箋「幅一寸、  
長サ五寸」ニ調印シテ貼付)  
昭 和 年 月 日 何 某  
届出人 何 某  
(地主又ハ家主若ハ差配人ノ連署ヲ要ス、  
戸主ノ印鑑届濟ノ上ハ家族ノ印鑑ニハ戸  
主ノ連署ノミニテ足ル)  
市(區、町、村)長 何某殿

轉 籍 届

何府縣郡市區町村番地 何 某  
戸主族稱職業 何 某  
妻 何 某  
生年月日 某  
れ

年 中 行 事

(他ニ家族アラバ列記スベシ)  
轉籍地 何府縣郡市町村番地  
右轉籍候間別紙戸籍謄本相添へ此段及御  
届候也  
昭 和 年 月 日 何 某  
市(區、町、村)長 何某殿

(昭和十六年)

- 一月(睦月、初春月)  
一日 四方拜、興亞奉公日  
二日 讀書始、書初、初荷、諸新聞休刊  
三日 元始祭  
四日 政始、山開、御用始  
五日 新年宴會、初水天宮詣  
六日 門松撤去、寒の入り  
七日 七草、御講書始  
八日 陸軍始觀兵式、學校始業  
九日 金毘羅神社初祭、初年兵入營  
十日 春場所大相撲  
十一日 藏開、鏡開  
十二日 小豆粥、海軍始

- 十六日 藪入、闔魔詣  
十八日 御歌會始、初觀音  
廿一日 川崎大師初詣、大寒  
廿七日 舊一月一日  
廿八日 不動初詣  
二月(如月、梅見月)  
一日 日向鶴戸祭、興亞奉公日  
三日 節分  
四日 立春  
八日 針供養、日露海戰記念日  
九日 初午  
十一日 紀元節、建國祭  
十二日 四條巖祭  
十四日 深川八幡祈年祭  
十五日 涅槃會・西行忌・初午  
十六日 滿洲國皇帝御誕生日  
十七日 祈年祭  
廿一日 西新井大師閉帳、雛市  
廿五日 天神祭  
廿九日 利久忌(茶人是を行ふ)  
三月(彌生、花月)  
一日 雛を飾る、雉子山鳥捕獲禁止、大  
潮、興亞奉公日  
三日 雛祭(上巳の節句)、大歲祖社祭  
六日 地久節、母の日  
十日 陸軍記念日、金刀比羅大祭  
十四日 國民融和日  
十五日 梅若忌、上野貫前社祭

便覽——年中行事

- 十八日 彼岸入り、池上本門寺開帳  
中、下旬 各學校卒業式  
廿一日 春季皇靈祭、大師詣、履物祭、春分  
廿二日 法隆寺會式  
廿五日 北野天神御忌、蓮如忌  
廿九日 志波彦神社祭  
四月(卯月、花残月)  
一日 興亞奉公日、七日まで禁酒禁煙遵  
法週間  
初旬 各學校學年始  
上旬 沙下狩  
三日 神武天皇祭、植樹祭  
四日 諸新聞休刊  
六日 泉岳寺義士祭  
八日 灌佛會、染織祭  
中旬より 徵兵検査  
十一日 昭憲皇太后御例祭、吉野花會式  
十五日 聖德太子祭、狩獵禁止  
十七日 少年保護デー、復活祭  
十八日 東照宮大祭(上野、芝)  
十九日 菓子祭  
中、下旬 觀櫻御宴  
下旬 五月人形市  
二十日 遞信記念日  
廿二日 孔子祭  
廿七日より 結核豫防週間(五日三日迄)  
廿九日 天長節、觀兵式  
三十日 靖國神社祭

- 五月(皐月、田草月)  
一日 武者人形を飾る、興亞奉公日  
二日 八十八夜  
上旬 躰躰、愛國婦人會、日本赤十字社  
總會、武徳會  
五日 端午の節句、乳幼児愛護週間  
立夏  
六日 各所藥師開帳  
八日 金毘羅神社開帳、交通安全デー  
十日 牡丹、夏場所大相撲  
十四日 東寺大供養、出雲大社祭  
十五日 神田明神祭、九品佛千部會  
十七日 淺草觀音三社祭  
十八日 國際慈善デー  
五月中 米の祭  
廿一日 見眞大師降誕會  
廿七日 海軍記念日  
廿八日 各地不動尊開帳  
廿八日 六月三日 動物愛護週間  
三十日 東郷元帥命日  
六月(水無月、常夏月)  
一日 更衣(軍人警官夏服着用)、多摩川  
鮎漁解禁、興亞奉公日  
四日 光琳忌、齋齒豫防デー  
十日 時の記念日  
十二日 入梅  
十五日 東京日枝祭、京都八坂祭  
中旬 明治神宮花菖蒲公開(月末迄)

- 十七日 伊勢大神宮祭、臺灣始政記念日
- 廿二日 夏至
- 廿一日—廿七日 全國職業指導週間
- 廿四日 愛宕社四萬六千日 清正公忌日
- 廿五日 皇太后陛下御降辰
- 廿八日 相州阿夫利神社祭
- 三十日 大祓、節折式、住吉神社祭
- 七月(文月、棚機月)
  - 一日 商家中元賣出し開始、富士山開、水泳場開始、施餓鬼(十五日迄)、元寇記念日、興亞奉公日
  - 七日 支那事變勃發記念日、七夕祭、本門寺大施餓鬼、小暑
  - 十日 觀世音四萬六千日、富士頂上大社開扉、鹽竈神社祭
  - 十一日 國旗制定記念日、相馬の野馬追祭
  - 十一日—十二日 草市、湊川神社祭
  - 十三日 孟蘭盆、中元、大阪開港記念日
  - 十六日 蘇入、閻魔詣
  - 十七日 京都祇園會
  - 下旬 兩國花火
  - 廿一日 土用入
  - 廿三日 土用丑の日
  - 廿八日 大暑
  - 三十日 阿蘇神社祭
  - 三十日 明治天皇祭
- 八月(葉月、月見月)
  - 一日 武藏氷川神社祭、興亞奉公日

- 四日 北野天滿宮祭
- 七日 成田祇園會
- 八日 立秋
- 十二日 王子神社槍祭、八幡祭、戸隠祭
- 十六日 大文字火(京都如意岳)、三島祭
- 十八日 堀之内妙法寺千部會(二十八日迄)
- 十九日 鎌倉圓覺寺蟲干(縱覽許可)、山城愛宕山燈籠焚き
- 廿一日 住吉神社神興渡御祭
- 廿三日 鎌倉建長寺開山忌(二十六日蟲干縱覽許可) 榎太廳始政記念日
- 卅日 日韓併合記念日
- 九月(長月、寢覺月)
  - 一日 大震災火災記念日、酒なし日、興亞奉公日
  - 初旬 各學校始業
  - 八日 上州太田吞龍開山忌
  - 八日 二科、美術院等繪畫展覽會開かる
  - 九日 重陽節、生國魂祭
  - 十一日 日連上人法難會
  - 十三日 司法保護デー
  - 十五日 石清水八幡祭、神田神明祭、横濱山王祭、放生會、乃木祭
  - 中旬 大學レガッタ(隅田川)
  - 十六日 中秋明月
  - 十七日 黃海々戰記念日
  - 十八日 豐國祭(京都)、滿洲事變勃發記念日

- 十九日 霧島宮祭
- 廿日 彼岸入り、六阿彌陀詣
- 廿三日 秋季皇靈祭、芝愛宕神社祭、秋分
- 廿五日 龜戸神社大祭
- 廿八日 各地不動尊開帳
- 十月(神無月、小春)
  - 一日 更衣(軍人、警官冬服用)、興亞奉公日、朝鮮總督府始政記念日、東京市自治記念日、白鬚神社祭
  - 五日 達磨忌
  - 十日 視力保存デー、湯島天神祭、金比羅祭(讃岐)
  - 十二日 池上本門寺會式、太秦廣隆寺牛祭
  - 十三日 戊申詔書御下賜記念日
  - 十五日 銃獵解禁
  - 十七日 神嘗祭、朝鮮神宮祭
  - 十八日 諸新聞休刊
  - 下旬 帝展開催
  - 十九日 べつたら市(日本橋區大傳馬町)
  - 二十日 惠美須講、二宮尊徳忌
  - 廿一日 土用入
  - 廿二日 平安神宮時代祭、御取越鞍馬火祭
  - 廿七日—十一月三月、明治神宮競技大會
  - 廿八日 臺灣神社祭
  - 廿九日 香椎祭(筑前)
  - 三十日 教育勅語漁發記念日
  - 下旬 陸軍特別大演習

○十一月(霜月、神歸月)

- 一日 結婚衛生強調日、興亞奉公日
- 一日—七日 全國博物館週間、圖書館週間
- 三日 明治節、明治神宮祭、神農祭(京都) 體操祭、全國體育デー
- 六日 京都極樂寺十夜講
- 七日 立冬
- 八日 鞠祭、火焚祭(伏見稻荷其他)
- 九日 西の市(二の酉二十一日)
- 十日 國民精神作興詔書記念日
- 十一日 出雲大社神社祭
- 十五日 七五三祝、中山法經寺會式
- 十五日—廿二日 全國兒童養育週間
- 廿一日 大師講(二十四日迄)
- 廿二日—廿八日 報恩講
- 廿三日 新嘗祭
- 中、下旬 觀菊御宴
- 廿七日 品川千體荒神祭
- 三十日 滿期兵除隊
- 此月 交通安全デー、防火デー開かる
- 十二月(師走、春待月)
  - 一日 羽子板賣出、北野神社大湯祭、興亞奉公日
  - 五日 納の水天宮
  - 八日 釋尊成道會、事納針供養
  - 十日 納の金毘羅、氷川神社大湯祭
  - 十四日 歳の市(十四、十五日深川八幡、十

七、十八日淺草觀音、二十、二十一日神田神明、二十三日芝大神宮、二十四日愛宕神社、二十五日平河天神、湯島天神、二十八日藥研堀不動尊三十、三十一日市内各所義士祭 賢所御神樂、詠進歌締切 年賀郵便扱(二十九日迄) 納の大師詣 冬至 大正天皇祭、帝國議會召集、各學校休業式、クリスマス、蕪村忌 帝國議會開院式 御用納、納の不動詣 卅一日 大祓、年越の行事、除夜の鐘

時差・標準時

計時には學術的には經度の起算點たる英國グリニツチの正午を基準とする萬國標準時を用ひるが、世界各國は日常生活の便宜上之に修正を加へて各標準時を定め之を用ひて居る即ち左の如し

日本中央標準時	東三三〇〇	九〇〇前
南洋群島東部	"	"
南洋群島西部	"	"

洲	陸	大	米	洲
歐洲中部	歐洲東部	大西洋岸	東部	歐洲西部
歐洲東部	歐洲西部	太平洋岸	中部	歐洲東部
"	"	"	山岳部	"
"	"	"	西部	"
"	"	"	南	"
"	"	"	部	"
"	"	"	西	"
"	"	"	部	"
"	"	"	部	"
"	"	"	部	"
"	"	"	部	"
"	"	"	部	"
"	"	"	部	"

時差	標準時
歐洲中部	0.00
歐洲東部	+1.00
歐洲西部	+2.00
大西洋岸	+3.00
東部	+4.00
中部	+5.00
山岳部	+6.00
西部	+7.00
南	+8.00
部	+9.00
西	+10.00
部	+11.00
部	+12.00
部	+13.00
部	+14.00
部	+15.00
部	+16.00
部	+17.00
部	+18.00
部	+19.00
部	+20.00



0.00	「日本中央標準時」 南洋群島、西部標準時 （滿洲國、關東州、朝鮮、日本、臺灣、サイパン島、パラオ島、ヤップ島、ニューギニー西部）	▲ 9.00	露西亞（歐洲）イラク アラビヤ、東アフリカ、マダガスカル島	▲ 3.00	午前 0.00 ブラジル 東部	3.00
1.00	西比利亞（イルクルツク、チタ）支那東部「東京時」青島、香港、澳門、比律賓、ボルネオ東部、セレベス、西濠洲	▲ 8.00	アフリカ（ウガンダ、ケニア）	▲ 2.00	午後 1.00 ウルグアイ、カナダ 東岸	3.00
2.00	ジャヴァ島、サラワ	▲ 7.00	「歐洲東部標準時」 （芬蘭、エストニア、ラトヴィア、羅馬ニア、ブルガリア、希臘、土耳其）シリヤ、パレスタイン、アフリカ、東部ロデシア、南アフリカ	▲ 2.00	「米國大西洋岸標準時」 「加奈陀東部、南米中部（ギヤナ、ブラジル中部、亞爾然）」	4.00
3.00	西比利亞（トムスク）支那中部、佛領印度支那、暹羅、マレー半島、スマトラ南部	▲ 7.00	「歐洲中部標準時」 （挪威、瑞典、リスマニア、波蘭、捷克斯ラキヤ、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、イタリヤ、アルゼンチン、チリ、ブラジル、白領ゴンドウ西部）	▲ 1.00	「米國東部標準時」 「加奈陀、オタワ等、西印度諸島、パナマ、南米西部（コロンビヤ、ベネズエラ、ブラジル西部、チリ）」	5.00
4.00	緬甸、スマトラ北部	▲ 6.00	「グリニチ時」 （英國、白耳義、佛領西、西班牙、葡萄牙）アフリカ西部（モロッコ、アルゼンチン、ギニア、北岸）	▲ 1.00	「米國太平洋岸標準時」 「加奈陀太平洋岸、墨國西部」	8.00
5.00	西比利亞（タシケント、オムスク）支那西部（同歲時）	▲ 6.00	アイスランド、アフリカ西部（モーリタニア、大西洋沿岸）	▲ 1.00	「米國中部標準時」 「加奈陀（オンタリオ地方）メキシコ東部、中央アメリカ」	6.00
6.00	カルクツタ	▲ 5.00			「米國山岳部標準時」	7.00
7.00	印度支那最西部（昆命時）	▲ 5.00			アラスカ	10.00
8.00	西比利亞（ウラル地帯）	▲ 5.00			アリニューシアン列島	11.00

2601

# 職員錄

附人名錄

官廳職員錄・警視廳管内署長一覽  
 六大都市高級吏員・市長一覽  
 東京市會議員一覽・貴、衆兩院議員一覽  
 有爵者一覽・全國商工會議所會頭  
 神社宮司・各宗派管長  
 文藝家・日本畫家  
 洋畫家・銘鑑・主要團體一覽  
 主要新聞通信社一覽

職員錄——內閣

(昭和十五年九月末現在)

內閣

總理大臣 近衛文麿  
外務大臣 松岡洋右  
內務大臣 安井英二  
厚生大臣 金井庸夫  
大藏大臣 河田英一  
陸軍大臣 東條英機  
海軍大臣 吉田善吾  
司法大臣 風見邦彥  
文部大臣 橋田邦三  
農工大臣 小林一三  
鐵道大臣 石黒忠篤  
逓信大臣 小川郷太郎  
拓務大臣 村田省藏  
無任所大臣 秋田清樹  
內閣書記官長 富田健治  
法制局長官 村瀨直養  
內閣總理大臣秘書官 細川護貞  
○內閣官房  
總務課長(應召中) 三橋則雄  
記錄課長 稻田周一  
課長代理 濫江操一  
會計課長 佐藤朝生

○內閣恩給局(和田倉門內)

局長 平木弘  
庶務課長 小泉三  
審查課長 小塚量三  
調查課長(兼) 平塚量三  
臨時更生課長(兼) 麻布區富士見町  
○內閣統計局(麻布區富士見町)  
局長 川島孝彦  
人口課長 福永與一郎  
勞働課長 森數樹  
庶務課長(兼) 福永與一郎  
第一製表課長 河原富造  
第二製表課長 川島孝彦  
審查課長 川島孝彦  
○內閣印刷局(麹町區大手町)  
局長 土屋耕二  
總務課長(兼) 遠山積太郎  
庶務課長(兼) 重岡綾輔  
勞務課長(兼) 遠山積太郎  
業務課長 上條恒義  
經理課長 益子恒義  
發行課長 渡邊隆  
業務課長 中村信夫  
工作課長 寺田浩作  
圖書印刷課長 白石亞細亞丸  
圖書印刷課長 小林榮一  
製版課長 小林榮一  
證券印刷課長 山上謙一

○印刷課長

凸版印刷課長 野昌隆  
凹版印刷課長 石川鏡一  
彫刻課長 磯部忠一  
材料課長(兼) 山上謙一  
檢查課長 佐野迪  
抄紙部長 松本純三  
紙料課長 今井久男  
同 抄造課長 中西篤  
同 研究所長 矢野道也  
○內閣東北局(麹町區大手町)  
局長 宇都宮孝平  
○法制局(和田倉門內)  
局長 村瀨直養  
第一部長 佐藤基  
第二部長 森山銳一  
第三部長 入江俊郎  
○賞勳局(和田倉門內)  
總裁 下條康磨  
總務官 載仁親王  
議定官 博恭王  
同 近衛文麿  
同 湯淺倉平  
同 松平恒雄  
同 畑俊六  
同 畑俊六  
同 畑俊六  
同 畑俊六

○對滿事務局(麹町區大手町)

局長 荒川英機  
次長 東條英機  
總務課長(兼) 加藤道雄  
庶務課長(兼) 高辻武邦  
殖産課長 日下部滋  
行政課長 關外余界  
○企畫院  
總裁 星野直樹  
次長 小畑忠良  
第一部長 沼田多稼藏  
第二部長 柴田彌一郎  
第三部長 中島清二  
第四部長 植村甲午郎

第五部長 竹內德治  
第六部長 小松茂  
庶務課長 大森達雄  
文書課長 山越道三  
資料課長 內田源兵衛  
○興亞院  
總裁 近衛文麿  
秘書官 柳川平助  
政務部長 江藤夏雄  
第一課長 鈴木貞一  
第二課長 石川信吾  
第三課長(兼) 鹽澤清宜  
經濟部長 柳井恒夫  
第一課長 毛里英於菟  
第二課長 菅波稱事  
第三課長 中村純一  
第四課長 久保文藏  
文化部長 松村謙  
第一課長 辻誠  
第二課長 多湖實夫  
第三課長 林安  
技術部長 宮本武之輔  
華北連絡部 森岡卓  
長官 森岡卓  
次長 津田靜枝  
華中連絡部 楠本實隆  
長官 津田靜枝  
次長 楠本實隆

蒙疆連絡部 長官 竹下義晴  
廈門連絡部 長官 太田泰治  
○內閣情報部 部長 伊藤述史  
○高等試驗委員(法制局內) 委員長 村瀨直養  
○法制局長官 村瀨直養  
第一部長 村瀨直養  
第二部長 谷正之  
第三部長 谷正之  
○司法次官 三宅正太郎  
○中央統計委員會 會長 阪谷芳郎  
○恩給審查會 會長 阪谷芳郎  
○會長法制局長官村瀨直養  
○文官高等分限委員會 會長 近衛文麿  
○科學審議會 會長 近衛文麿  
○內閣總理大臣 近衛文麿  
副會長 星野直樹  
○企畫院總裁 星野直樹  
國家總動員審議會 總裁 近衛文麿  
總裁 近衛文麿

副總裁 企畫院總裁 星野直樹  
教育審議會 鈴木貫太郎  
國民精神總動員委員會 橋田邦彦  
委員 橋田邦彦  
○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎

三土忠造  
奈良武次  
荒木寅三郎  
潮惠三郎  
林三郎  
深井英五  
渡邊千冬  
眞野文二  
二上兵治  
堀江季雄

第五部長 竹內德治  
第六部長 小松茂  
庶務課長 大森達雄  
文書課長 山越道三  
資料課長 內田源兵衛  
○興亞院  
總裁 近衛文麿  
秘書官 柳川平助  
政務部長 江藤夏雄  
第一課長 鈴木貞一  
第二課長 石川信吾  
第三課長(兼) 鹽澤清宜  
經濟部長 柳井恒夫  
第一課長 毛里英於菟  
第二課長 菅波稱事  
第三課長 中村純一  
第四課長 久保文藏  
文化部長 松村謙  
第一課長 辻誠  
第二課長 多湖實夫  
第三課長 林安  
技術部長 宮本武之輔  
華北連絡部 森岡卓  
長官 森岡卓  
次長 津田靜枝  
華中連絡部 楠本實隆  
長官 津田靜枝  
次長 楠本實隆

蒙疆連絡部 長官 竹下義晴  
廈門連絡部 長官 太田泰治  
○內閣情報部 部長 伊藤述史  
○高等試驗委員(法制局內) 委員長 村瀨直養  
○法制局長官 村瀨直養  
第一部長 村瀨直養  
第二部長 谷正之  
第三部長 谷正之  
○司法次官 三宅正太郎  
○中央統計委員會 會長 阪谷芳郎  
○恩給審查會 會長 阪谷芳郎  
○會長法制局長官村瀨直養  
○文官高等分限委員會 會長 近衛文麿  
○科學審議會 會長 近衛文麿  
○內閣總理大臣 近衛文麿  
副會長 星野直樹  
○企畫院總裁 星野直樹  
國家總動員審議會 總裁 近衛文麿  
總裁 近衛文麿

副總裁 企畫院總裁 星野直樹  
教育審議會 鈴木貫太郎  
國民精神總動員委員會 橋田邦彦  
委員 橋田邦彦  
○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎

三土忠造  
奈良武次  
荒木寅三郎  
潮惠三郎  
林三郎  
深井英五  
渡邊千冬  
眞野文二  
二上兵治  
堀江季雄

第五部長 竹內德治  
第六部長 小松茂  
庶務課長 大森達雄  
文書課長 山越道三  
資料課長 內田源兵衛  
○興亞院  
總裁 近衛文麿  
秘書官 柳川平助  
政務部長 江藤夏雄  
第一課長 鈴木貞一  
第二課長 石川信吾  
第三課長(兼) 鹽澤清宜  
經濟部長 柳井恒夫  
第一課長 毛里英於菟  
第二課長 菅波稱事  
第三課長 中村純一  
第四課長 久保文藏  
文化部長 松村謙  
第一課長 辻誠  
第二課長 多湖實夫  
第三課長 林安  
技術部長 宮本武之輔  
華北連絡部 森岡卓  
長官 森岡卓  
次長 津田靜枝  
華中連絡部 楠本實隆  
長官 津田靜枝  
次長 楠本實隆

蒙疆連絡部 長官 竹下義晴  
廈門連絡部 長官 太田泰治  
○內閣情報部 部長 伊藤述史  
○高等試驗委員(法制局內) 委員長 村瀨直養  
○法制局長官 村瀨直養  
第一部長 村瀨直養  
第二部長 谷正之  
第三部長 谷正之  
○司法次官 三宅正太郎  
○中央統計委員會 會長 阪谷芳郎  
○恩給審查會 會長 阪谷芳郎  
○會長法制局長官村瀨直養  
○文官高等分限委員會 會長 近衛文麿  
○科學審議會 會長 近衛文麿  
○內閣總理大臣 近衛文麿  
副會長 星野直樹  
○企畫院總裁 星野直樹  
國家總動員審議會 總裁 近衛文麿  
總裁 近衛文麿

副總裁 企畫院總裁 星野直樹  
教育審議會 鈴木貫太郎  
國民精神總動員委員會 橋田邦彦  
委員 橋田邦彦  
○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎

三土忠造  
奈良武次  
荒木寅三郎  
潮惠三郎  
林三郎  
深井英五  
渡邊千冬  
眞野文二  
二上兵治  
堀江季雄

第五部長 竹內德治  
第六部長 小松茂  
庶務課長 大森達雄  
文書課長 山越道三  
資料課長 內田源兵衛  
○興亞院  
總裁 近衛文麿  
秘書官 柳川平助  
政務部長 江藤夏雄  
第一課長 鈴木貞一  
第二課長 石川信吾  
第三課長(兼) 鹽澤清宜  
經濟部長 柳井恒夫  
第一課長 毛里英於菟  
第二課長 菅波稱事  
第三課長 中村純一  
第四課長 久保文藏  
文化部長 松村謙  
第一課長 辻誠  
第二課長 多湖實夫  
第三課長 林安  
技術部長 宮本武之輔  
華北連絡部 森岡卓  
長官 森岡卓  
次長 津田靜枝  
華中連絡部 楠本實隆  
長官 津田靜枝  
次長 楠本實隆

蒙疆連絡部 長官 竹下義晴  
廈門連絡部 長官 太田泰治  
○內閣情報部 部長 伊藤述史  
○高等試驗委員(法制局內) 委員長 村瀨直養  
○法制局長官 村瀨直養  
第一部長 村瀨直養  
第二部長 谷正之  
第三部長 谷正之  
○司法次官 三宅正太郎  
○中央統計委員會 會長 阪谷芳郎  
○恩給審查會 會長 阪谷芳郎  
○會長法制局長官村瀨直養  
○文官高等分限委員會 會長 近衛文麿  
○科學審議會 會長 近衛文麿  
○內閣總理大臣 近衛文麿  
副會長 星野直樹  
○企畫院總裁 星野直樹  
國家總動員審議會 總裁 近衛文麿  
總裁 近衛文麿

副總裁 企畫院總裁 星野直樹  
教育審議會 鈴木貫太郎  
國民精神總動員委員會 橋田邦彦  
委員 橋田邦彦  
○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎

三土忠造  
奈良武次  
荒木寅三郎  
潮惠三郎  
林三郎  
深井英五  
渡邊千冬  
眞野文二  
二上兵治  
堀江季雄

第五部長 竹內德治  
第六部長 小松茂  
庶務課長 大森達雄  
文書課長 山越道三  
資料課長 內田源兵衛  
○興亞院  
總裁 近衛文麿  
秘書官 柳川平助  
政務部長 江藤夏雄  
第一課長 鈴木貞一  
第二課長 石川信吾  
第三課長(兼) 鹽澤清宜  
經濟部長 柳井恒夫  
第一課長 毛里英於菟  
第二課長 菅波稱事  
第三課長 中村純一  
第四課長 久保文藏  
文化部長 松村謙  
第一課長 辻誠  
第二課長 多湖實夫  
第三課長 林安  
技術部長 宮本武之輔  
華北連絡部 森岡卓  
長官 森岡卓  
次長 津田靜枝  
華中連絡部 楠本實隆  
長官 津田靜枝  
次長 楠本實隆

蒙疆連絡部 長官 竹下義晴  
廈門連絡部 長官 太田泰治  
○內閣情報部 部長 伊藤述史  
○高等試驗委員(法制局內) 委員長 村瀨直養  
○法制局長官 村瀨直養  
第一部長 村瀨直養  
第二部長 谷正之  
第三部長 谷正之  
○司法次官 三宅正太郎  
○中央統計委員會 會長 阪谷芳郎  
○恩給審查會 會長 阪谷芳郎  
○會長法制局長官村瀨直養  
○文官高等分限委員會 會長 近衛文麿  
○科學審議會 會長 近衛文麿  
○內閣總理大臣 近衛文麿  
副會長 星野直樹  
○企畫院總裁 星野直樹  
國家總動員審議會 總裁 近衛文麿  
總裁 近衛文麿

副總裁 企畫院總裁 星野直樹  
教育審議會 鈴木貫太郎  
國民精神總動員委員會 橋田邦彦  
委員 橋田邦彦  
○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎

三土忠造  
奈良武次  
荒木寅三郎  
潮惠三郎  
林三郎  
深井英五  
渡邊千冬  
眞野文二  
二上兵治  
堀江季雄

第五部長 竹內德治  
第六部長 小松茂  
庶務課長 大森達雄  
文書課長 山越道三  
資料課長 內田源兵衛  
○興亞院  
總裁 近衛文麿  
秘書官 柳川平助  
政務部長 江藤夏雄  
第一課長 鈴木貞一  
第二課長 石川信吾  
第三課長(兼) 鹽澤清宜  
經濟部長 柳井恒夫  
第一課長 毛里英於菟  
第二課長 菅波稱事  
第三課長 中村純一  
第四課長 久保文藏  
文化部長 松村謙  
第一課長 辻誠  
第二課長 多湖實夫  
第三課長 林安  
技術部長 宮本武之輔  
華北連絡部 森岡卓  
長官 森岡卓  
次長 津田靜枝  
華中連絡部 楠本實隆  
長官 津田靜枝  
次長 楠本實隆

蒙疆連絡部 長官 竹下義晴  
廈門連絡部 長官 太田泰治  
○內閣情報部 部長 伊藤述史  
○高等試驗委員(法制局內) 委員長 村瀨直養  
○法制局長官 村瀨直養  
第一部長 村瀨直養  
第二部長 谷正之  
第三部長 谷正之  
○司法次官 三宅正太郎  
○中央統計委員會 會長 阪谷芳郎  
○恩給審查會 會長 阪谷芳郎  
○會長法制局長官村瀨直養  
○文官高等分限委員會 會長 近衛文麿  
○科學審議會 會長 近衛文麿  
○內閣總理大臣 近衛文麿  
副會長 星野直樹  
○企畫院總裁 星野直樹  
國家總動員審議會 總裁 近衛文麿  
總裁 近衛文麿

副總裁 企畫院總裁 星野直樹  
教育審議會 鈴木貫太郎  
國民精神總動員委員會 橋田邦彦  
委員 橋田邦彦  
○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎

三土忠造  
奈良武次  
荒木寅三郎  
潮惠三郎  
林三郎  
深井英五  
渡邊千冬  
眞野文二  
二上兵治  
堀江季雄

職員錄——內閣・樞密院・內大臣府・宮內省

職員錄—宮内省

大臣官房 秘書課長 土岐政夫 總務課長 大金益次郎 皇宮警察部長 高橋靜男 侍從長 廣幡忠隆 侍從次長 甘露寺受長 內廷課長(兼) 入江相政 庶務課長(兼) 小倉庫次 經理課長(兼) 三井安彌 式部長官 子 松平慶民 式部次長 山縣武夫 外事課長 水野恭介 儀式課長 武井守成 主獵課長 伯 吉川重國

北白川宮(芝區高輪南町)

別當 石川 漣平 竹田宮(芝區高輪南町) 別當 茨木 清次郎 帝室會計審査局 長官 木下道雄 帝室林野局(麴町區丸ノ内一ノ二) 長官 三矢宮松 監理部長 岡本愛祐 土地課長 高尾亮一 庶務課長 小畑忠 會計課長 犬丸實 業務部長 眞崎脩 工務課長 安藤秀夫 計畫課長 大鹽義男 造林課長 坂井三吾 利用課長 太宰哲一郎 支局長 岡本隆次 支局長 倉田吉雄 支局長 原口亨 支局長 小林哲司 支局長 辛木宣夫 支局長 藤井宇多治郎 支局長 藤井宇多治郎

職員錄—宮内省

掌典部 掌典長 公 三條公輝 掌典次長 醍醐忠直 部長(兼) 伯 坊城俊良 宗秩寮 總裁 武者小路公共 宗親課長 子 野口明 爵位課長(兼) 林 與之助 庶務課長(兼) 諸陵寮 頭(兼) 金田才平 庶務課長 矢島正昭 考證課長(兼) 矢島正昭 圖書寮 頭 飛鳥井雅信 庶務課長(兼) 飛鳥井雅信 圖書課長(兼) 芝 葛盛 編修課長 八田善之進 侍醫寮 頭 小出英經 庶務課長 高橋信 藥劑課長 大膳寮 子 黑田長政 庶務課長(兼) 入江相政 主膳課長(兼) 入江相政

△林業試驗場(東京府南多摩郡橫山村)

場長 中村 賢一郎 御歌所 所長(兼) 公三條公輝 庶務課長(兼) 伯庭田重行 記錄課長(兼) 伯庭田重行 學習院(豐島區目白町一丁目) 院長 山梨 勝之進 庶務課長 榮木忠常 會計課長(兼) 清水二眞 衛生課長 清水二眞 教務課長 久野朔郎 學生課長 稻葉三郎 圖書課長 芝田徹心 女子學習院(赤坂區青山北町) 院長 柿崎兵部 庶務課長(兼) 柿崎兵部 會計課長(兼) 佐成謙太郎 教務課長 山口德三郎 學生課長 佐藤幹二 圖書課長 野公園内 總長 渡邊 信 經理課長 藤井宇多治郎 學藝課長 藤井宇多治郎

職員錄—宮内省

內藏寮 頭 三浦篤 主計課長 加藤進 財務課長(兼) 淺野長光 用度課長 岩波武信 內匠寮 頭 池田秀吉 監理課長 鈴木鎮雄 工務課長 杉村愛仁 主馬寮 頭 岡松進次郎 庶務課長 岡松進次郎 自動車課長(兼) 岡松進次郎 既務課長 城戶俊三 下總牧場(千葉縣印旛郡遠山村) 場長 酒井克巳 皇后宮職 大夫 廣幡忠隆 內廷課長 入江相政 經理課長 三井安彌 庶務課長(兼) 小倉庫次 東宮傳育官 子 石川岩吉 同 東團基文 同 山田康彦 同 永積寅彦 同 皇子御養育掛長藤井種太郎 皇太后宮職(赤坂區大宮御所)

列品課長 溝口 禎次郎

△奈良帝室博物館(奈良市奈良御料地) 館長 山口 巍 宮内省京都地方事務所 所長 白井 演 庶務課長 法有孚 工務課長 武村 忠 警察課長 大澤 花三郎 李王職(朝鮮京城府) 李王家東京邸(麴町區紀尾井町) 長官 李 恒九 次官 兒嶋高信 庶務課長 志賀信光 禮式課長 李 謙 主殿課長(兼) 李 謙 會計課長 齋藤治郎 帝室經濟顧問 男 一木 喜徳郎 伯 牧野 仲顯 學習院評議會 議長 伯 牧野 仲顯 華族世襲財產審議會 議長 公三條公輝 宮内官考查委員會 委員長 宮内次官 男 白根松介 大臣(兼) 松岡洋右 次官心得 大橋忠一 大臣官房 秘書官 岸 倉松 人事課長 松本俊一 儀典課長 鈴木九萬 文書課長 重松宜雄 會計課長 武内 時之助 翻譯課長(兼) 昌谷 忠 電信課長 龜山 一二 東亞局 局長 山本熊一 第一課長 太田一郎 第二課長 門脚季光 第三課長 根道廣吉 歐亞局 局長 坂本瑞男

第一課長	安藤義良	第一課長	後藤鑑尾
第二課長	山田芳太郎	第二課長	市河彦太郎
第三課長	石澤 豊	第三課長	高瀬眞一
○亞米利加局			
局長	寺崎太郎	第一課長	重松宣雄
第一課長	藤村信雄	第二課長	三浦和一
第二課長	澁澤信一	第三課長	昌谷忠
第三課長	眞木 薫	第四課長	
○通商局			
局長	水野 伊太郎	○對支文化事業調査會	
第一課長	新納克巳	會長外務大臣	松岡洋右
第二課長	高岡 禎一郎	○大使館	
第三課長	曾 福 益	英國大使	重光 葵
第四課長	井上 豪	參事官	上村伸一
第五課長	小野 幸太郎	佛國大使	澤田康三
第六課長	太田 知庸	參事官	原 田 健
○條約局			
局長	松本 俊一	獨國大使	來栖三郎
第一課長	松本 俊一	參事官	加藤 俊一
第二課長	大久保 利隆	伊國大使	天羽英二
第三課長	松平康東	白耳義國大使	栗 山 茂
○情報部			
局長	須磨 彌吉郎	ソヴェエト聯邦大使	建川美次
第一課長	堀 公一	參事官	七田基玄
第二課長	高津 富雄	土耳其國大使	栗原 正
第三課長	岸 偉一	參事官	寺島廣文
○文化事業部			
部長(兼)	松本俊一	米國大使	堀内謙介
		參事官	井口貞夫
		ポーランド國大使	

漢堡總領事	川村 博	磐谷總領事	淺田 俊介	滿洲里領事	豐原 幸夫	羅府領事	吉田 賢吉
ブラーグ總領事	村 豐一	マニラ總領事	吉田 丹一郎	海拉爾領事	米内山 庸夫	ポーターランド領事	吉田 寛
ジノホーヴ總領事	小林 龜久雄	カタウイア總領事	齋 藤 音次	安東領事	瀧山 靖次郎	ポルトランド領事	松村基樹
浦潮斯德總領事	川船 夫	カルカツタ總領事	若 藤 音次	錦州領事	住野 銀次郎	シヤトル領事	佐藤由巳
アレクサンドロフ總領事	中田 吉太郎	シドニー總領事	秋山理敏	承德副領事	小林 舜二	シカゴ領事	樹谷秀夫
ハバロフスク總領事	久保田 貫一郎	セントペール總領事	石 井 康	芝罘領事	長岡 半六	ニユーオールレア領事	伊藤憲三
齊齊哈爾總領事	瀧山 靖次郎	サンパウロ總領事	若 杉 要	石家莊領事	興津 良郎	晚香坡領事	仲内憲治
新嘉坡總領事	岡本 一策	リグアプールの領事	別府 節 稱	密山領事	佐野 銀次郎	ハヴァナ領事	南 條 榮
新嘉坡總領事	岡本 一策	アンヴェルスの領事	森山 隆介	吉林領事	中野 高 一	サン・サルヴァドル領事	齊田 從義
新嘉坡總領事	岡本 一策	マニラの領事	山下 芳 郎	延吉副領事	岡部 計二	バナマ領事	大谷 彌七
新嘉坡總領事	岡本 一策	ウエリントン總領事	福間 豊 吉	蕪湖副領事	道 明 輝	里馬領事	佐 藤 舜
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	三浦 和一	九江領事	市 井 榮 作	ブエノスアイレス領事	大森 元一郎
新嘉坡總領事	岡本 一策	シアトル總領事	赤木 親之	ダウアオ領事	岩 永 啓	リオ・デ・ジャネイロ領事	早 尾 季 鷹
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	日高 信太郎	コロンボ領事	柴田 市太郎	ベレーン領事	古 關 富 彌
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	土田 豐	孟買領事	福 井 淳	サントス領事	古 川 靖
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	三浦 義秋	アレキサンドリア領事	大野 道 造	カサブランカ領事	飯田 正英
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	松宮 順	ポーツサイド領事	多 田 茂	サンダカン領事	桑折 鐵次郎
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	三谷 隆信	モンパサ領事	茂垣 長 作	○國際會議帝國事務局(瑞西國)	
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	米澤 菊二	ケープタウン領事	大 臣	次 長	柳 井 恒 夫
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	松嶋 鹿夫	大 臣	安井 英二		
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	井上 庚二郎				
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	大鷹 正次郎				
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	田尻 愛義				
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	ルーミアニア國(兼ユーゴスラヴィア)國臨時代理公使				
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	宮崎 勝太郎				
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	倫敦總領事				
新嘉坡總領事	岡本 一策	サンフランシスコ總領事	內 山 清				